

# 神戸市火災予防条例 運用基準

令和8年4月

## 用語例

- (1) 「法」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 「政令」とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3) 「規則」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (5) 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- (6) 「市危規則」とは、神戸市消防危険物規則（昭和 59 年 11 月規則第 42 号）をいう。
- (7) 「条例」とは、神戸市火災予防条例（昭和 37 年 4 月条例第 6 号）をいう。
- (8) 「条規」とは、神戸市火災予防規則（昭和 37 年 6 月規則第 34 号）をいう。
- (9) 「建基法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (10) 「建基政令」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年法律第 338 号）をいう。
- (11) 「建基規則」とは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）をいう。
- (12) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。
- (13) 「技術基準」とは、神戸市消防用設備等技術基準をいう。
- (14) 「ガス事業法」とは、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）をいう。
- (15) 「液化石油ガス法」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）をいう。
- (16) 「高圧ガス保安法」とは、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）をいう。
- (17) 「火薬類取締法」とは、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）をいう。

# 神戸市火災予防条例運用基準 目次

第3条(炉)	5
第3条の2(ふろがま及びふろ場)	22
第3条の3(温風暖房機)	23
第3条の4(ヒートポンプ冷暖房機)	24
第4条(ボイラー)	25
第5条(ストーブ)	28
第6条(壁付暖炉)	28
第7条(乾燥設備)	29
第7条の2(簡易サウナ設備)	32
第7条の3(一般サウナ設備)	34
第8条(簡易湯沸設備)	42
第8条の2(給湯湯沸設備)	43
第9条(煙突、煙道及びたき口)	43
第9条の2(厨房設備)	43
第10条(掘りごたつ及び囲炉裏)	52
第11条(火花を生ずる設備)	52
第11条の2(放電加工機)	53
第12条(変電設備)	56
第12条の2(急速充電設備)	60
第13条(内燃機関を原動力とする発電設備)	63
第13条の2(燃料電池発電設備)	65
第14条(蓄電池設備)	67
第15条(ネオン管灯設備)	70
第16条(舞台装置等の電気設備)	71
第17条(避雷設備)	72
第18条(水素ガスを充填する気球)	72
第18条の2(水素ガスを充填する玩具用ゴム風船)	75
第18条の3(火を使用する設備の使用に係る人命の危険の防止)	76
第18条の4(基準の特例)	76
第19条(液体燃料を使用する器具)	77
第20条(気体燃料を使用する器具)	78
第21条(固体燃料を使用する器具)	79
第22条(電気を熱源とする器具)	79
第22条の2(火を使用する器具の使用に係る人命の危険の防止)	80
第23条(基準の特例)	80
第24条(喫煙等)	81

第 25 条（空地等の管理） .....	121
第 25 条の 2（火遊び等の防止） .....	121
第 26 条（たき火等の制限） .....	121
第 27 条（玩具用煙火） .....	121
第 28 条（化学実験室等） .....	122
第 29 条（特殊場所における火気の制限） .....	122
第 29 条の 2（高層建築物等の可燃物制限） .....	123
第 29 条の 3（装飾用物品等） .....	123
第 29 条の 4（地下道等の内装制限） .....	123
第 29 条の 5（山林、原野等における火の使用の制限） .....	124
第 29 条の 6（乾燥注意報発令時の火の使用の制限） .....	124
第 29 条の 7（山の指導委員） .....	124
第 29 条の 8（火災に関する注意報の発令） .....	125
第 30 条（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） .....	125
第 30 条の 2（住宅用防災機器） .....	127
第 30 条の 3（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準） .....	127
第 30 条の 4（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準） .....	132
第 30 条の 6（基準の特例） .....	132
第 31 条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準） .....	133
第 31 条の 2（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等） .....	133
第 31 条の 3（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の共通基準等） .....	136
第 31 条の 4（屋外の施設の基準） .....	145
第 31 条の 4 の 2（屋内の施設の基準） .....	147
第 31 条の 5（タンク共通の基準） .....	148
第 31 条の 6（地下タンクの基準） .....	151
第 31 条の 7（移動タンクの基準） .....	153
第 32 条（危険物の類ごとの基準） .....	156
第 33 条の 3（百貨店、地下街等における危険物の貯蔵又は取扱いの制限） .....	156
第 34 条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等） .....	157
第 34 条の 2（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等） .....	162
第 34 条の 3（危険要因の把握及び必要な措置） .....	164
第 35 条（基準の特例） .....	164
第 35 条の 2（基準の付加） .....	168
第 36 条（消火器具に関する基準） .....	168
第 36 条の 2（大型消火器に関する基準） .....	169
第 37 条（屋内消火栓設備に関する基準） .....	170
第 37 条の 2（スプリンクラー設備に関する基準） .....	170
第 38 条（水噴霧消火設備等に関する基準） .....	171

第 39 条（自動火災報知設備に関する基準） .....	173
第 39 条の 2（自動火災報知設備に関する基準） .....	173
第 40 条（避難器具に関する基準） .....	174
第 41 条（避難用タラップ等に関する基準） .....	175
第 41 条の 2（連結送水管に関する基準） .....	176
第 41 条の 3（非常コンセント設備に関する基準） .....	176
第 41 条の 4（自動火災報知設備及び非常警報設備の設置場所） .....	176
第 42 条（基準の特例） .....	176
第 43 条（劇場等の屋内の客席） .....	178
第 44 条（劇場等の屋外の客席） .....	181
第 44 条の 2（基準の特例） .....	181
第 44 条の 3（ディスコ等の避難管理） .....	184
第 45 条（キャバレー等の避難通路） .....	185
第 46 条（百貨店等の避難通路） .....	186
第 46 条の 2（一時避難広場） .....	187
第 47 条（避難経路図の掲示等） .....	188
第 47 条の 2（引火性物品等を取り扱う作業場） .....	189
第 48 条（劇場等の定員） .....	189
第 49 条（防火対象物の安全避難） .....	189
第 49 条の 2（避難施設の管理） .....	201
第 49 条の 3（避難口の扉等の表示） .....	202
第 49 条の 4（共同住宅及び木造 3 階建住宅の避難管理等） .....	204
第 50 条の 2（防火設備の管理） .....	205
第 50 条の 3（圧縮アセチレンガス等高圧ガス容器の管理） .....	205
第 50 条の 4（関係者の責務） .....	206
第 50 条の 4 の 2（防災センターの設置等） .....	206
第 50 条の 4 の 5（総合操作盤により監視、操作等に従事する者の資格） .....	207
第 50 条の 4 の 6（警報設備の監視、操作等に従事する者の資格） .....	207
第 50 条の 6（統括防火管理者を定めなければならない防火対象物の消防訓練） .....	208
第 50 条の 9（ガス遮断弁の設置場所） .....	208
第 50 条の 10（消火活動上有効な措置） .....	208
第 50 条の 10 の 2（高層建築物の安全管理） .....	213
第 50 条の 10 の 4（就寝施設の寝具類の防災） .....	214
第 50 条の 10 の 5（指定催しの指定） .....	215
第 50 条の 10 の 6（屋外催しに係る防火管理） .....	215
第 50 条の 11（責務） .....	216
第 50 条の 12（事業者の地域防災活動等） .....	216
第 50 条の 13（事業者による災害発生要因の排除及び消防隊への情報提供等） .....	216

第 50 条の 14 (防災に係る事業者の市及び市民への情報提供義務)	216
第 50 条の 16 (生活の安全の確保)	217
第 50 条の 17 (放火防止の環境づくり)	217
第 51 条 (異常発熱器具等の通報)	218
第 51 条の 2 (ガス等の漏えい、流出時の通報)	218
第 51 条の 4 (消防訓練の届出)	218
第 51 条の 6 (防火上必要な教育の報告)	218
第 51 条の 7 (百貨店等の避難通路の届出)	218
第 52 条 (防火対象物の部分完成の届出等)	219
第 53 条 (火を使用する設備等の設置の届出)	219
第 54 条 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)	219
第 54 条の 2 (指定洞道等の届出)	220
第 56 条 (核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)	220
第 56 条の 2 (消防用設備等の設置計画の届出)	220
第 56 条の 3 (消防用設備等の工事計画届出等)	220

# 第3章 第1節 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準等

## 第3条（炉）

### 【解釈及び運用】

本条は、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下「火気設備」という。）のうち、炉について規制したものであり、火気設備の規制に関する基本規定である。また、火気設備とは、使用形態上容易に移動できないものをいい、移動可能なもの（こんろ・移動式ストーブ等）は、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具（以下「火気器具」という。）として取り扱う。

### 1 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（第1項第1号）

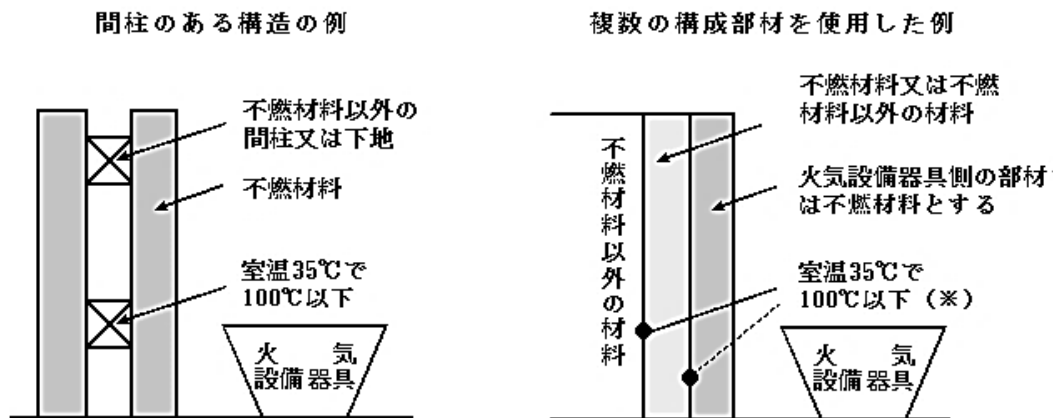
下表のとおりである。なお、これらの措置は、設備及び器具の周囲において措置されれば足りるものであること。

建築物等の部分	仕上げ	間柱及び下地等
耐火構造	不燃材料	準不燃材料
耐火構造以外の構造	不燃材料	不燃材料

### 2 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分（第1項第1号）

不燃材料で仕上げ、室温 35℃で火気設備等を使用した場合、火気設備及び火気器具（以下「火気設備等」という。）に面する不燃材料以外の材料の火気設備等の側方の温度が 100℃を超えないものをいう。

#### 「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」の構成例



※点線 …………… は、下地側の構成部材が不燃材料以外の場合

### 3 火災予防上安全な距離として消防長又は消防署長が認める距離以上の距離（第1項第1号）

火気設備等の使用に際して、付近にある可燃物等に対する熱的影響及び飛び火などによる火災を防止するため、周囲にある可燃物等から一定の距離を保つほか、可燃物以外の建築物等からも、火気設備等の本体の点検、整備のための空間を確保するよう規定したものである。なお、本号に掲げる距離については、次のとおり取り扱う。



(1) 安全性が確認されたもの

次の①から③に掲げるものは、条例別表第1に掲げる種別に応じ同表右欄に掲げる距離とする。なお、①エ及び②イの認証に基づき、離隔距離が明示されている場合は、当該距離とすることができる。

- ① 気体燃料を使用する火気設備等のうち、次のいずれかの表示が付されているもの
  - ア 日本産業規格に適合し、J I Sマークが付されているもの
  - イ ガス事業法に基づき、P Sマークが付されているもの
  - ウ 液化石油ガス法に基づき、P Sマークが付されているもの
  - エ (一財)日本ガス機器検査協会が実施するJ I A認証が付されているもの
- ② 液体燃料を使用する火気設備等のうち、次のいずれかの表示が付されているもの
  - ア 日本産業規格に適合し、J I Sマークが付されているもの
  - イ (一財)日本燃焼機器検査協会が実施する石油燃焼機器等の認証マークが付されているもの
- ③ 電気を熱源とする火気設備等のうち、電気用品安全法に基づき、P Sマークが付されているもの





(適合表示の例)

○ 日本産業規格に適合したもの


J I S 表示 (旧)	J I S 表示 (新)
 経過措置により 平成 20 年 9 月 30 日まで表示可	 平成 17 年 10 月 1 日から

○ 火災予防上、日本産業規格に適合したものと同等以上の基準に適合したもの

- ・ 気体燃料を使用する火気設備等

特定ガス用品の技術上の基準に適合したもの	特定以外のガス用品の技術上の基準に適合したもの
	
特定液化石油ガス器具等の技術上の基準に適合したもの	特定以外の液化石油ガス器具等の技術上の基準に適合したもの
	

(一財)日本ガス機器検査協会が実施する検査基準に適合したもの (例)




+

ガス機器防火性能評定品					ガス機器防火性能評定品					
可燃物からの離隔距離 (cm)					可燃物からの離隔距離 (cm)					
本体 周囲	上方	側方	前方	後方	上方	側方	前方	後方		
本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方	上方	側方	前方	後方	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	
一般財団法人 日本ガス機器検査協会										

- 液体燃料を使用する火気設備等

(一財)日本燃焼機器検査協会が実施する検査基準に適合したもの (例)



+



石油燃焼機器防火性能認証					石油燃焼機器防火性能認証					
可燃物からの離隔距離 (cm)					可燃物からの離隔距離 (cm)					
本体 周囲	上方	側方	前方	後方	上方	側方	前方	後方		
本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方	上方	側方	前方	後方	一般財団法人 日本燃焼機器検査協会	
一般財団法人 日本燃焼機器検査協会										

S-0000 (JIS 商品)

N-0000 (JIS 商品以外)

- 電気用品安全法に適合したもの

- ・ 電気を熱源とする火気設備等

特定電気用品※ 1	特定電気用品以外※ 2
	

※1 特定電気用品には、電熱器具として、電気便座・水道凍結防止器・電気温水器・家庭用電熱治療器・電気サウナバス・観賞魚用ヒーター・電熱式おもちゃなど（10kW以下）がある。

※2 特定電気用品以外には、電熱器具として、電気毛布・電気こたつ・電気ストーブ・電気トースター・電気がま・電気湯沸器・電磁誘導加熱式調理器・電気髪ごて・タオル蒸し器・電気消毒器（電熱）・電熱ボード・電気アイロンなど（10kW以下）がある。

(2) その他のもの

「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成14年消防庁告示第1号。以下「距離基準」という。）により得られる距離とする。

#### 4 防熱板（条例別表第1）

条例別表第1の備考4で示している防熱板の仕様及び設置については、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 断熱性能については、室温35℃で火気設備等を使用した場合、不燃材料以外の仕上げ部分の表面温度が100℃を超えないものであること。

(2) 材料についてはステンレス鋼版（板厚0.3mm以上）及び鋼板（板厚0.5mm以上）のほか、これと同等の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料であること。

(3) 断熱性能に影響を及ぼす有害な変形がないように補強して設置すること。

(4) 防熱板の固定ネジは、燃焼等による熱を直接受けけない位置とすること。

(5) 不燃材料以外の仕上げ部分に固定する際には、当該仕上げ部分と防熱板との間に10mm以上の通気空間を設けること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

① 火気設備等の上方に設置する場合（一般サウナ設備を除く。）

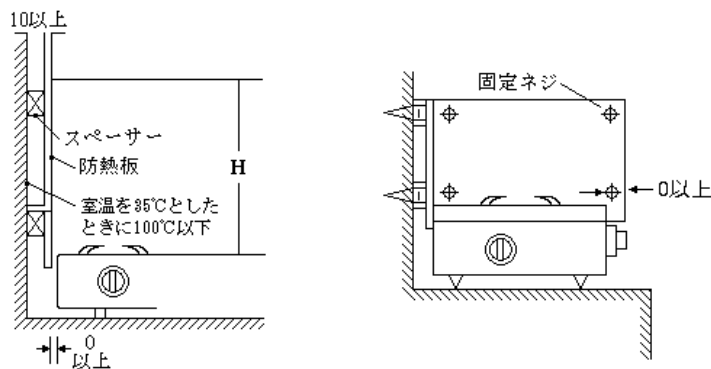
② 火源が隠蔽されている火気設備等の側方に設置する場合

※ 前①及び②の防熱板は、熱伝導率の小さい金属以外の不燃材料とすること。

(6) 通気空間を設けるのに必要なスペーサーは、熱伝導率の小さい金属以外の不燃材料とし、火気設備等からの熱影響が少ない部分に設置すること。

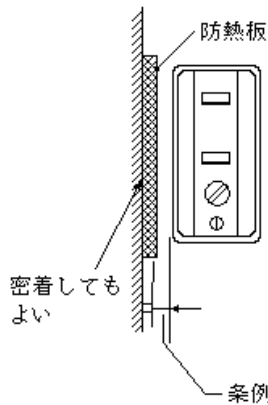
(防熱板の設置例)

○ こんろ（気体・液体燃料共通）

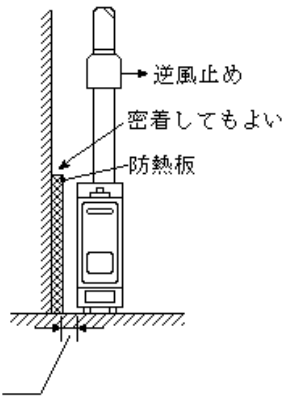


※ Hは、機器に応じ製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において安全性が確認できる高さとする。

○ 気体燃料を使用する機器  
(湯沸設備の場合)

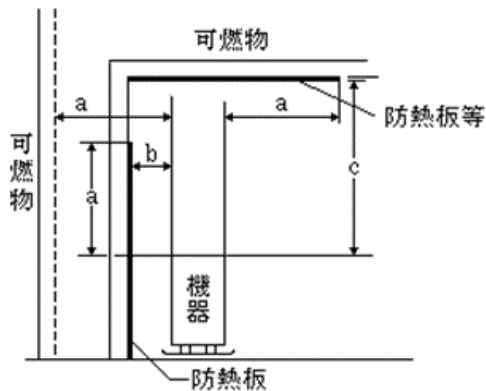


(ふろがまの場合)



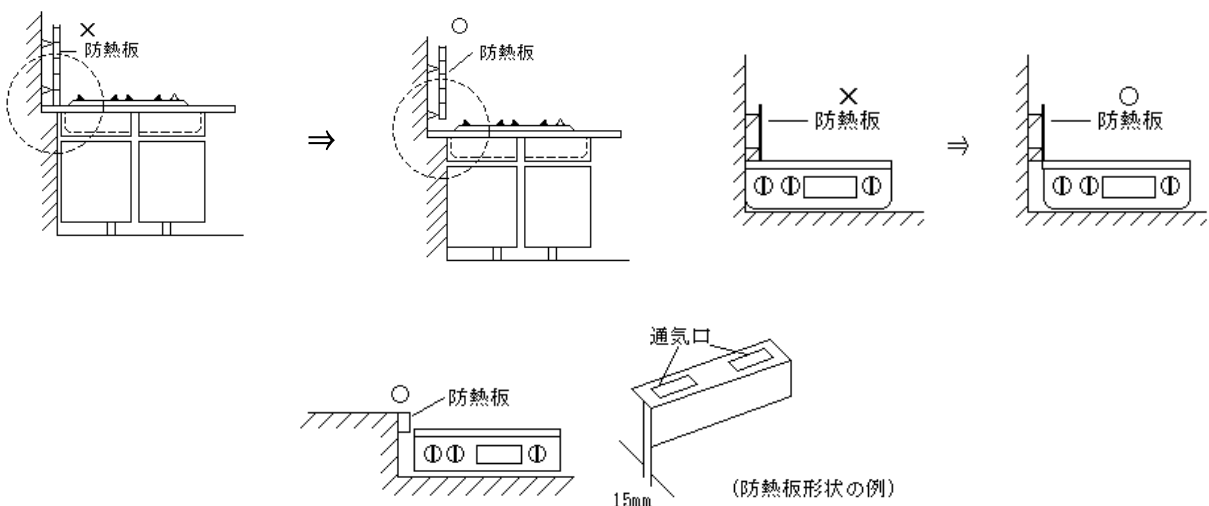
○ 液体燃料を使用する機器

- ・ 防熱板等の範囲は、火気設備等の投影面積に条例別表第1に示す当該機器の側方離隔距離を加えた大きさ以上とする。ただし、石油こんろの側面上方については機器に応じて製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において安全性が確認できる高さとする
- ・ 側方又は後方防熱板等の設置方法（上方防熱板等の同時施工を含む。）は以下のとおり。



- a 条例別表第一に示す当該機器の不燃以外との離隔距離（側方又は後方）
- b 条例別表第一に示す防熱板等（不燃）との離隔距離（側方又は後方）
- c 条例別表第一に示す防熱板等（不燃）との離隔距離（上方）

○ 設置上の注意



## 5 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置（第1項第3号）

可燃性のガス又は蒸気とは、都市ガス、プロパンガス、水素ガス、ガソリン蒸気等の引火性若しくは爆発性の高いガス又は蒸気をいい、その濃度は燃焼範囲の下限以上であるガス又は蒸気をいう。ガソリン、シンナーその他の引火性液体の蒸発、噴霧若しくは塗布等により可燃性ガスや蒸気が発生する場所又はこれらの可燃性ガスや蒸気若しくは都市ガス、プロパンガス、水素ガスその他の可燃性ガスが漏れた場合等に滞留するおそれがある場所以外の位置をいう。したがって、室内に設ける場合にあつては、強制換気装置が設置されていても、可燃性ガス又は蒸気が発生する場所には火気設備等の設置はできない。

## 6 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置（第1項第4号）

火気設備等からの出火が避難上の障害となることを排除しようとするものであり、階段、避難口などの避難施設から水平距離5m以上離して設置すること。ただし、共同住宅を含む個人の住居等では、設計上、避難施設の近傍だけプランを変更することが困難な場合があるため、次に掲げる場合は、それぞれに定める位置に設置することができる。

(1) P S 設置式又は壁組込設置式のガス機器で、次の①及び②の条件をいずれも満たす場合は、屋内階段、屋外階段を出た正面及び屋内避難階段、屋外避難階段等の避難口の周囲2mの範囲を避けた位置に設置することができる。

① ガス機器はJ I Sマーク、P Sマーク又はJ I A認証が付されているものであること。

② 以下の全ての条件を満たすこと。

ア 設置場所の周囲に、不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物等の部分がないこと。

イ 避難経路は有効幅員が確保されていること。

ウ 壁組込設置式ガス機器を設置する外壁は、防火上及び構造耐力上問題がないこと。

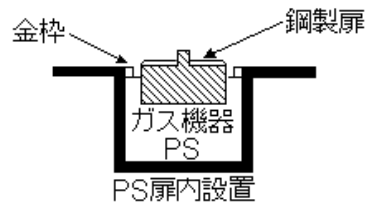
(階段を出た正面又は避難階段の周囲 2 m を避けた設置例)

	屋内・屋外階段の例	屋内・屋外避難階段の例
踊場のある場合		
踊場のない場合		
その他の形状の場合		
その他の形状の階段		

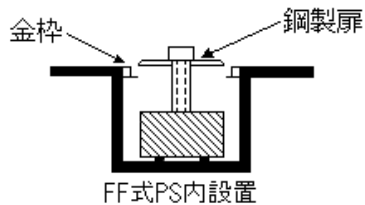
(2) 前(1)①及び②の条件に加え、ガス機器の前面(給排気口の部分を除く。)を以下のとおり鋼製(メーター、検針窓の部分は網入りガラス)の扉で覆った場合は、屋内階段、屋外階段を

出た正面及び屋内避難階段、屋外避難階段等の避難口の周囲に設置することができる。なお、壁組込設置式ガス機器を設置する外壁は、防火構造とすること。

① 扉内設置例



② パイプシャフト内設置例 (FF式)



7 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置 (第1項第5号)

火気設備の多様化及び建物構造の気密化等から、燃焼に必要な空気が不足し、不完全燃焼を起こすおそれがあることから、燃焼に必要な空気を十分得るために設けたものである。燃焼に必要な空気 (以下「燃焼空気」という。) の量は、炉の型式、燃料によって異なるが、燃焼空気の流通しやすい場所に、火気設備を設置する必要がある。また、室内に設ける場合は、燃焼空気を取り入れることができる通気口、ガラリ、給気ダクトを設ける等の措置が必要である。これらの規制については、建基政令第20条の3及び「換気設備の構造を定める件 (昭和45年建設省告示第1826号)」等に定められており、これらの規定を満たしている場合には、本号の規定も満たしているものとして差し支えない。ただし、建築関係法令の適用のない既存建築物に火気設備が設置される場合は、本号の規定を受けることになり、この場合における燃焼空気を取り入れる開口部の面積等は、その取入方法及び燃料種別等に応じ、次の式により求めた数値以上とすること。

(1) 開口部により燃焼空気を取り入れる場合の必要面積は次のとおりである。ただし、求めた数値が 200 cm<sup>2</sup>未満となる場合は、200 cm<sup>2</sup>とする。

A : 開口部の必要面積 (単位 : cm<sup>2</sup>)

$$A = V \times a \times 1 / \alpha$$

V : 炉の入力 (単位 : kW)

a : 燃料種別に応じた表に示す数値

α : ガラリ種別に応じた表に示す数値 (ガラリ無しの場合は 1.0)

燃料種別	a
気体	8.6
液体	9.46
固体	11.18

ガラリ種別	α
スチール	0.5
木製	0.4
パンチングパネル	0.3

(2) 給気ファンにより燃焼空気を取り入れる場合の必要空気量

Q : 必要空気量 (単位 :  $\text{m}^3/\text{h}$ )

$$Q = V \times q$$

V : 炉の入力 (単位 : kW)

q : 燃料種別に応じた数値

燃 料 種 別	q
気体	1.204
液体	1.204
固体	1.892

開口部及び給気ファン(以下「開口部等」という。)は、直接屋外に通じていること。ただし、燃焼空気が有効に得られる位置に設ける場合にあつてはこの限りでない。また、開口部等は、床面近くに設けるとともに、流れ込んだ空気が直接炉等の燃焼室に吹き込まない位置に設けること。有効な換気を行うための排気口は、天井近くに設け、かつ、屋外に通じていること。なお、当該排気口の大きさは、開口部等と同等以上とすることを原則とし、 $200 \text{ cm}^2$ 以上のものを設ける必要がある。また、排気を換気扇等による強制排気とした場合、容量や静圧が大きすぎると室内が負圧となり、不完全燃焼や吹き返し等の原因となるので、原則として自然排気口とすること。

#### 8 防火上有効な措置(第1項第6号)

火気設備の底面からの熱の伝導、輻射熱による火災発生を防止するための措置であり、例えば、堅固な架台の上に設け、底面通気を図るなどして、床又は台の表面温度が $80^\circ\text{C}$ を超えない構造とすることをいう。

#### 9 火災の発生のおそれのある部分(第1項第7号)

火気設備の本体部分(取付枠、支持台及び本体と一体となっている付属設備を含む。)の構造全てを指すものである。ただし、操作上のつまみ、レバー、絶縁材料等は、不燃材料以外の材料とすることができる。

#### 10 地震(第1項第8号)

一定規模以上の地震による振動又はこれに相当する地震以外の原因による振動、衝撃により容易に転倒、破損しないように固定器具により固定することを規定したもので、一定規模以上の地震とはおおむね $300 \text{ cm}/\text{s}^2$ 程度(震度6弱)の水平震動の加速度を有するものをいう。

#### 11 過度に上昇しない構造(第1項第9号)

通常の使用状態で可燃物が接触しても発火しない表面温度を保つ構造をいい、温度が上昇するおそれがある場合は、次に掲げる安全装置を設置することをいう。

##### (1) 電熱の場合

サーモスタットにより一定温度で電源を遮断する自動温度調節装置と熱源を切る過熱防止装置

##### (2) スチームの場合

蒸気圧又は可溶金属を使用してコックを開閉する等の安全装置(人が常時監視しているもの

にあつては、温度検出装置とすることができる。) なお、工業用炉等においては、表面温度が過度に上昇しない構造とすることが困難な場合があることから、通常の使用温度以上にならないように、炉の表面又は内面を珪藻土、煉瓦で被覆する等の措置を講ずれば、本号の基準に適合したものとみなす。

#### 12 火種及びバーナーの火が消えないような措置 (第1項第10号)

風雨よけの屋根、ついたて、囲い、はかまのようなもの等を、たき口に設けることをいう。

#### 13 開放炉 (第1項第11号)

鋳物工場、焼入工場等にみられる工業用の炉で、燃焼ガス等の高温の気体、火の粉等が、煙突又は排気筒等を介さず、直接外気に放出される構造の炉をいう。

#### 14 常時油類その他これに類する可燃物を煮沸する (第1項第11号)

動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は可燃性固体類若しくは可燃性液体類を煮沸するものであり、沸点以下で加熱することも含まれる。

#### 15 防火上有効な遮蔽 (第1項第11号)

火の粉の飛散及び接炎を防止するため遮へい板又はついたての類を設けること並びに火の粉、伸長した火炎又は可燃性の蒸気が天蓋から排気筒へ侵入することを防止するため遮へい板又はグリスマルターの類を設けることをいう。

#### 16 あふれた溶融物を安全に誘導する装置 (第1項第12号)

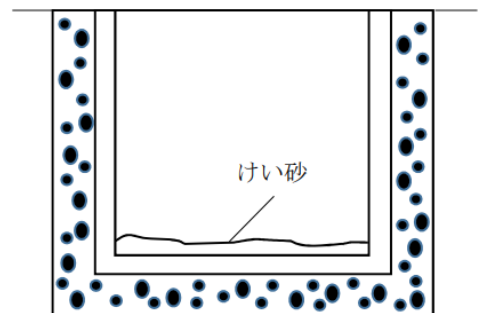
あふれた溶融物が周囲の可燃物に接して出火するのを防ぐため、樋、溝等により安全にためます等へ導くもので、次に掲げる措置を講じたものをいう。

(1) ためます等の容量は、炉外に流出するおそれのある溶融物の全量を収容できる容量とすること。

(2) ためます等の形式は、地盤の状態、炉の配置状況等により異なるので、形式を統一することはできないが、一般的な例は次のとおりである。

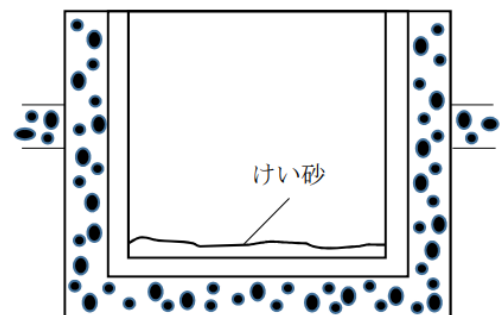
##### ① ピット型

右図のとおり、地下に丸坑又は角坑を掘り下げ、この中に形成したためますを設置するか、坑そのものを補強したためますとする。一般にコンクリート製とし、溶融物の種類に応じた耐火物の内張りを施すことを原則とし、場合によっては底部に乾燥したけい砂を敷く。



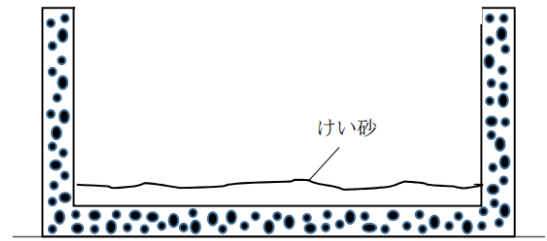
##### ② 槽型

右図のとおり、坑の深さに制限のある場合においては、縁を高くして溶融物があふれ出さないようにして、半地下式の槽をピット型に準じて設ける。



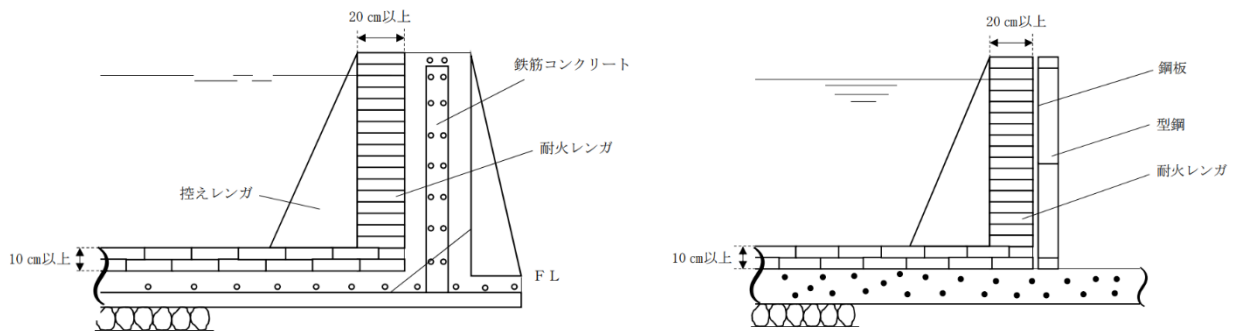
### ③ 砂床型

右図のとおり、炉の周辺にコンクリートの床、土間等の広い平面が利用できる場合は、熔融物の量を考慮して、十分な広さをもつ外周にコンクリートその他の耐火材料で堤を設け、その内部に乾燥したけい砂を敷き詰め、いわゆる砂床とする。



### ④ 堰堤（せきてい）型

下図のとおり、炉の周辺にコンクリート又は耐火レンガその他の耐火材料で堰を設ける。



- (3) 樋又は溝の形式が、ピット型、槽型、砂床型及び堰堤型のいずれの場合も、炉周からためますへ熔融物を完全に誘導すること。また、炉の形状、配置状況に応じて熔融物が凝固して、樋又は溝の流出を阻害することのないよう適切な位置、勾配、大きさを定めること。
- (4) 輻射熱に対する対策として、ためます上部には、可燃物を置かないこと。また、必要に応じ、適当な遮熱装置を設けること。
- (5) ためます等は、水分が存在すると熔融物が流入した際に水蒸気爆発を起こす危険性があるため、常に乾燥した状態で維持管理すること。

## 17 熱風炉（第1項第14号）

工業用、家畜飼育用、植物栽培用などがあり（暖房を目的とするものについては、条例第3条の3（温風暖房機）の適用を受け、乾燥を目的とするものにあつては、条例第7条（乾燥設備）の適用を受ける。）熱風の発生方式には、熱交換器を使用した間接式と熱交換を行わない直接式がある。

## 18 風道の炉に近接する部分（第1項第14号ア）

火気設備本体との接続部分から、2 m以内の範囲で、できる限り火気設備に近い部分をいう。

## 19 防火ダンパー（第1項第14号ア）

風道に設けられる防火ダンパーは、鉄板製の風道口径と同一の大きさの遮へい板とし、平常時は開放され、非常時に風道を閉鎖して遮断するものとする。なお、温度ヒューズや煙感知器連動による自動式のものと手動式のものがあるが、自動式のものが望ましい。

## 20 金属以外の不燃材料（第1項第14号イ）

次に掲げるものをいう。

- ① ロックウール保温材 人造鉱物繊維保温材（J I S A9504）
- ② グラスウール保温材 人造鉱物繊維保温材（J I S A9505）

③ けい酸カルシウム保温材 無機多孔質保温材（J I S A9510）

④ 前①から③と同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材

#### 21 じんあいの混入を防止する構造（第1項第14号ウ）

熱交換部分において加熱された熱風となる空気じんあい等が混入し、暖房される室内に流入することを防止するため、給気口の向きを考慮する、又は給気口に金網を設置する等の措置をいう。なお、金網を設置する場合は、30メッシュより細目とすることが望ましい。

#### 22 防火上有効な底面通気（第1項第15号）

たき殻入れの底部から熱が床板などに伝達し床板から出火するケースがあることから、たき殻入れの底面と床面の上に空間を設け通気を図ることによって、断熱、冷却をしようとするもので、脚などを設け、床面と5cm以上離す必要がある。

#### 23 燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造（第1項第17号ア）

地震等によって燃料液面が振動した場合に、通気孔や通気管から燃料が飛散、流出しない構造のものをいう。したがって、開放式の燃料槽は地震等により燃料が飛散又は流出するおそれがあるため、「燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造」に該当しない。

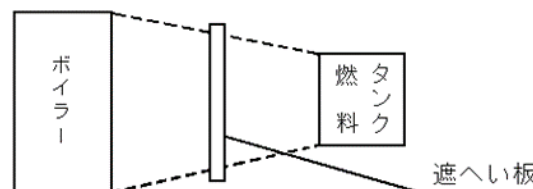
#### 24 地震等により容易に転倒し、又は落下しないように設ける（第1項第17号イ）

燃料タンクを直接床面に設置する場合は、床面に固定すること。なお、架台上に設ける場合は次によること。

- ① 燃料タンクを、架台と固定すること。
- ② 架台の脚部は、床面に固定すること。
- ③ 架台を壁体に固定する場合は、方づえ等で補強すること。

#### 25 防火上有効な遮蔽（第1項第17号ウ）

防火上有効な遮蔽とは、右図に示す遮へい板を設けるものとする。この場合、遮へい板は、ボイラー及び燃料タンクと接触しないものとし、燃料タンクは、油温が引火点以上に上昇するおそれのないものであること。



#### 26 油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンク（第1項第17号ウ）

油温が引火点以上に上昇するおそれのない燃料タンクのことであり、燃料消費量が最大の状態で、運転開始後、各部の温度が定常状態になったときの燃料タンクの油温が、引火点未満の燃料タンクをいう。この場合は、炉からの水平距離を60cm以上とすること。ただし、炉の間に防火上有効な遮蔽を設けた場合は、水平距離を60cm未満とすることができる。

#### 27 同等以上の強度を有する金属板（第1項第17号エ）

次に掲げる基準を満たす金属板とする。

- (1) 強度は、J I S G3101 一般構造用圧延鋼材 S S 400（引張強さ 400N/mm<sup>2</sup>以上）と同等以上の引張強さであること。
- (2) 次の計算式により算出した数値以上の板厚を有すること。

$$t \geq \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times T$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属材料の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

T : 条例において定める鋼板の厚さ

28 不燃材料で造った床（第1項第17号オ）

土間等を含むものとする。

29 有効なる過装置（第1項第17号ク）

バーナーのノズル等に砂等の異物が詰まり異常燃焼をおこすことがないように、異物を取り除くためのものであり、金網（バーナーのノズルの口径以下の網目のもの）、布によるもの又は沈殿槽等をいう。

30 燃料の量を自動的に覚知することができる装置（第1項第17号ケ）

条例第31条の5（タンク共通の基準）【解釈及び運用】11 危険物の量を自動的に表示する装置（第2項第6号）を参照

31 水抜きができる構造（第1項第17号コ）

タンク底部にたまった水を抜くことのできる構造のもので、タンクの底部にドレンコックを設けたもの等をいう。

32 減圧装置（第1項第17号ス）

安全弁（セーフティバルブ）を設け、バイパスパイプ又はリターンパイプ等により、燃焼装置にかかる圧力を減圧する装置をいう。

33 予熱する方式（第1項第17号セ）

粘度又は引火点の高い重油等のように、燃焼させるためにあらかじめ加熱することが必要な場合に電熱、スチーム等により加熱する方式のものをいう。

34 直火で予熱しない構造（第1項第17号ゼ）

裸火（炎又は赤熱体など）で直接燃料を加熱する方法ではなく、シーズ線方式の電熱又は蒸気管等により加熱するものなど間接的な方法で予熱するものをいう。

35 過度の予熱を防止する措置（第1項第17号ゼ）

温度調節装置及び過熱防止装置を設けることをいう。ただし、温度調節装置の機能が停止した場合、予熱する燃料の温度が過度に上昇しない場合は、過熱防止装置を設けないことができる。

36 その他の気体燃料（第1項第18号）

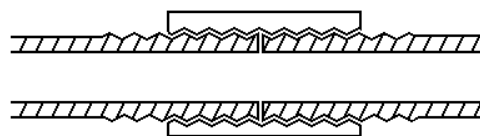
メタン、エタン、ブタン等がある。

37 点火及び燃焼の状態が確認できる構造（第1項第18号）

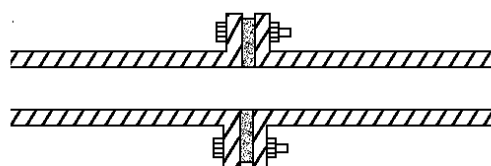
燃焼の炎を視認することができるのぞき窓等を設置する措置のことをいう。

38 ねじ接続、フランジ接続（第1項第18号イ）

(1) ねじ接続とは、ねじによって配管を接続する方法をいう。



(2) フランジ接続とは、フランジ管継手によって配管を接続する方法をいう。



39 必要に応じて（第1項第19号）

火気設備の形態や燃焼方式によっては、必ずしも安全装置を設ける必要がないものもあるため、

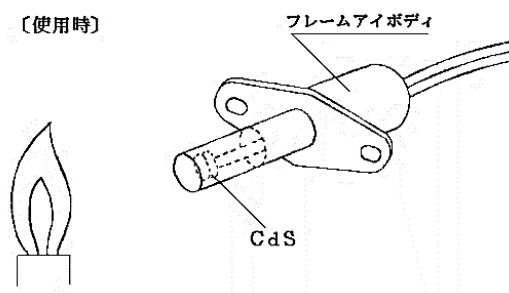
「必要に応じて」という表現がなされているもので、個々の設備に応じた安全装置を設けること。なお、安全装置が設けられていない設備であっても、次に掲げるものについては、これらの安全装置が設けられたものと同等の安全性を有するものとみなす。

- ① (一財)日本燃焼機器検査協会が実施する石油燃焼機器等の認証マークが付されているもの
- ② (一財)日本ガス機器検査協会が実施するJ I A認証が付されているもの
- ③ (一財)電気安全環境研究所(J E T)が実施する試験等の認証マークが付されているもの
- ④ (一財)日本品質保証機構(J Q A)が実施する試験等の認証マークが付されているもの

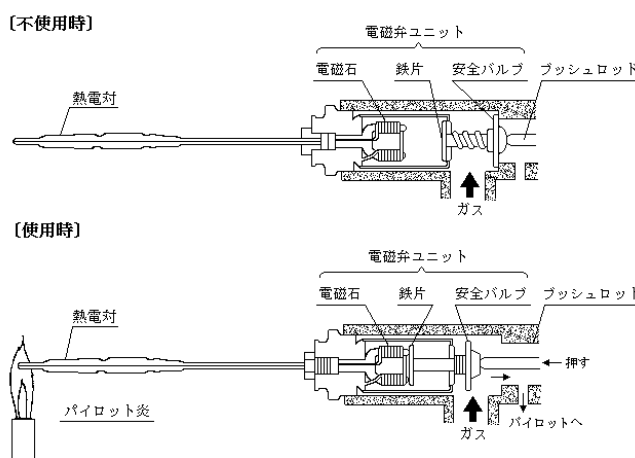
#### 40 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置(第1項第19号ア)

一般的には、J I Sの用語でいう「点火安全装置」及び「立消え安全装置」のことをいう。具体的には、次に掲げるものと同等以上の防火安全性能を有すると認められる構造であること。

(1) 点火安全装置とは、液体燃料を使用する火気設備において、点火時、再点火時の不点火、立消え等によるトラブルを未然に防止する安全装置である。



(2) 立消え安全装置とは、気体燃料を使用する火気設備において、点火時、再点火時の不点火、立消え等によるトラブルを未然に防止する安全装置である。



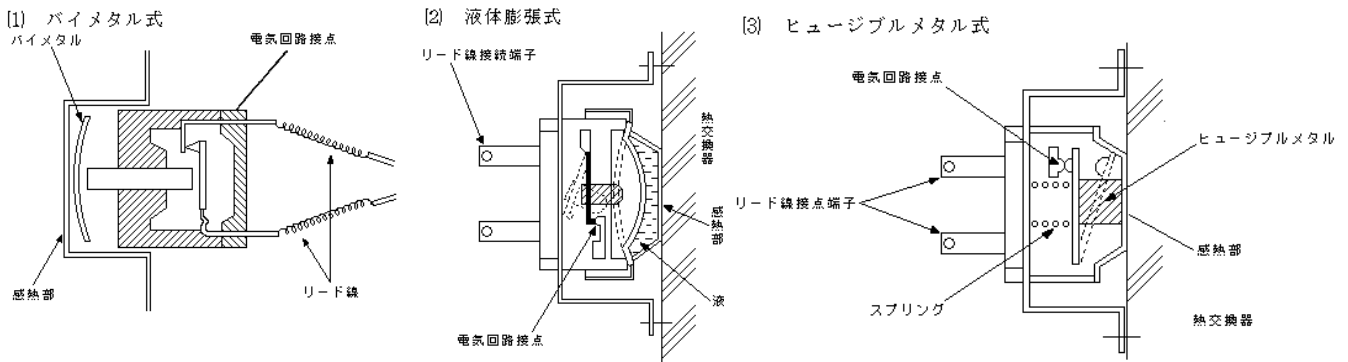
#### 41 点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置(第1項第19号イ)

未着火又は断火等の場合、燃料の供給を自動的に遮断しても未燃ガスが火気設備内に滞留し、再点火の際、爆燃等の事故を引き起こすおそれがあるため、点火前又は消火後に火気設備内に滞留している未燃ガスを火気設備外に排出させ、事故を未然に防止するためのものである。なお、点火前に未燃ガス排出することを「プレパージ」、点火後に未燃ガスを排出することを「ポストパージ」という。

#### 42 温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置(第1項第19号ウ)

過熱防止装置を指すものであり、具体的には、温度調節装置の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に燃焼を停止する装置をいい、復旧については手動のみとすること。なお、空だき防止装置のなかには、過熱防止装置の機能を有するものもある。

(過熱防止装置の例)



43 停電時において自動的に燃焼を停止できる装置（第1項第19号エ）

電気を使用して燃焼制御又は燃料予熱等を行う構造の火気設備が運転中に停電した場合、送風機や制御装置等の停止により事故を誘発するおそれがあるため、原則として燃焼を停止し、かつ、再通電した場合でも危険がない構造としなければならない。なお、一般的に「停電安全装置」と呼ばれ、燃料供給を停止又は燃料供給量を制限するものである。

44 電気設備が設けられているパイプシャフト、ピット等の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所（第1項第20号）

(1) 電気設備

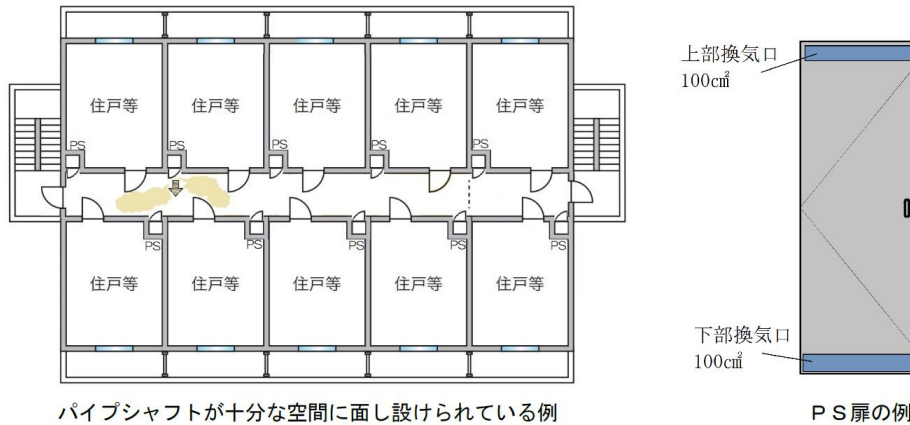
火花又はアークを発生するおそれのある機器は次に掲げるもの等のことをいう。ただし、積算電力計（電力メーター）については、本号の電気設備に該当しないものとする。

- ① 電動機
- ② 変圧器
- ③ 開閉器
- ④ 過電流遮断器
- ⑤ コンセント
- ⑥ 分電盤
- ⑦ 自動火災報知設備の感知器
- ⑧ スプリンクラー設備等の流水検知装置
- ⑨ 電気温水器等のタイマースイッチ付電気メーター

(2) パイプシャフト、ピット等の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所

パイプシャフト、パイプスペース、ピット、洞道等の形態を有した防火対象物の部分をいう。ただし、次の①及び②に該当する場合は、漏れた燃料が滞留するおそれのある場所に該当しない。

- ① パイプシャフトの上部及び下部に有効な換気口（開口面積は、100 cm<sup>2</sup>以上とすること。）が設けられていること。
- ② 換気口は廊下等、漏れた燃料が滞留しない十分な空間に面し設けられていること。なお、共同住宅の廊下は十分な空間とみなす。



パイプシャフトが十分な空間に面し設けられている例

PS扉の例

#### 45 防爆工事等の安全措置（第1項第20号）

金属管工事又はケーブル工事で次に掲げる安全装置をいう。

##### (1) 金属管工事の場合

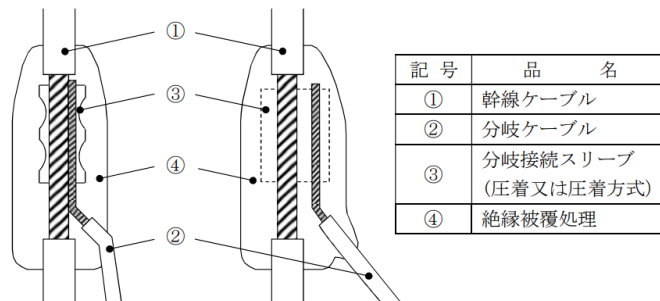
- ① 金属管相互、金属管とボックス等との接続は、5山以上のねじ接続、その他これと同等以上の方法により堅牢に接続すること。
- ② 電線を接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いること。ただし、金属製接続箱を使用し、接続箱内を充填剤で充填した場合は、これによらないことができる。

##### (2) ケーブル工事の場合

ケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は、防塵パッキン式又は防塵固着式により処理すること。ただし、次により施工する場合は、これによらないことができる。

- ① 金属製接続箱を使用し、接続箱内を充填剤で充填した場合
- ② ケーブルの分岐又は接続部分が当該ケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有する場合（一般的には、下図に示すような一定の基準を満足した分岐付ケーブルが使用される。）

(分岐付ケーブルの分岐接続部の例)



ケーブルの分岐接続部

記号	品名
①	幹線ケーブル
②	分岐ケーブル
③	分岐接続スリーブ (圧着又は圧着方式)
④	絶縁被覆処理

#### 46 自動的に熱源を停止できる装置（第1項第21号）

条例第3条（炉）【解釈及び運用】42 温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置（第1項第19号ウ）を参照

**47 窓及び出入口等に建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備のうちの防火戸を設けた室内に設けること（第2項）**

多量の火気を使用する火気設備から出火した場合の延焼拡大を防ぐ対策として、不燃材料で造った壁、柱、天井で区画され、かつ、開口部は原則として建基政令第112条第19項第1号に規定する防火戸のうち常時閉鎖式防火戸（これによれない場合は、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするもの）とした専用の室（以下「専用不燃区画室」という。）に設置するように規定したものである。なお、同様の構造で不燃区画された機械室等は、専用不燃区画室として取り扱うことができる。

**48 炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置（第2項）**

次に掲げるいずれかの条件を満たす場合をいう。

- (1) 屋内に火気設備を設ける場合は、火気設備の周囲に5m以上、上方にあっては10m以上の空間を有すること。
- (2) 屋外又は主要構造部を不燃材料とした建築物の屋上に火気設備を設ける場合は、火気設備の周囲に3m以上、上方にあっては5m以上の空間（不燃材料の外壁等（開口部がある場合は、建基政令第112条第19項第1号に規定する防火設備を設けること。）に面する部分を除く。）を有すること。
- (3) 火気設備を設置する部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が政令第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条若しくは第18条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること（移動式を除く。）。

**49 必要な点検及び整備（第3項第2号）**

安全が保障された機器でも設置後の保守管理の状況によっては、火災発生の危険につながることから、ソフト面の対応として、火気設備の点検、整備を専門的な知識及び技術を有する熟練者に行わせることを規定したものである。なお、本号に規定する点検、整備は、使用者が日常行う清掃、手入れ等の簡易な点検、整備をいうものではなく、比較的重要な部分及び部品の点検、整備をいい、おおむね次表に示す部分及び部品の点検、整備である。

大分類		小分類	
1	送風に関するもの	1	燃焼用送風機（フィルターを除く。）
		2	温風用送風機（ガードを除く。）
2	点火・燃焼に関するもの	1	油量調節器
		2	油ポンプ
		3	ノズル
		4	バーナー（しん式を除く。）
		5	点火変圧器
		6	点火電極
		7	点火ヒーター（乾電池を電源とするものを除く。）
		8	熱交換器

3	安全装置に関するもの	1	炎監視装置
		2	制御機構
		3	温度調節器
		4	過熱防止装置
		5	空だき防止装置
		6	停電安全装置
		7	対震安全装置
		8	不完全燃焼防止装置
		9	立消え安全装置
		10	点火安全装置
4	油タンク、燃料配管に関するもの	1	油タンク（しん式及びカートリッジ式を除く。）
		2	電磁弁
		3	燃料配管
		4	燃料バルブ
5	電装品類	1	スイッチ類
		2	ランプ類
		3	タイマー類
		4	ヒューズ類
6	その他	1	消音器

#### 50 異常燃焼を防止するために必要な措置（第3項第5号）

燃焼監視装置、電磁弁等を連動させた燃料の供給を停止する装置等を設けることをいう。例えば、温度測定装置により異常な温度になった場合に警報を発する装置や異常燃焼のおそれのある場合に自動的に停止する装置等を設けた場合をいう。

#### 51 必要な措置（第3項第6号）

燃料槽や燃料容器からの燃料の噴出、溢出を防止するための規定である。

また、遮光は、特にプロパンガス容器等に対し、日光の直射による容器内部の温度上昇を防ぐための対策であり、この趣旨から考えて、遮光を要するものについては、同時に、熱源等から十分な距離を保つ必要がある。

### 第3条の2（ふろがま及びふろ場）

#### 【解釈及び運用】

本条は、主として家庭で使用する小型のふろがまを対象としたものである。なお、公衆浴場等のふろがまは、条例第3条（炉）としての規制を受ける。

#### 1 自動的に燃焼を停止できる装置（第1項第2号）

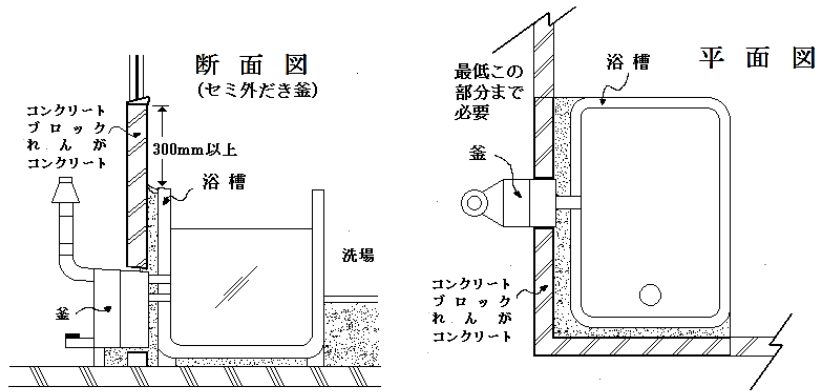
空だき防止装置には、大きく区分して、熱を感知する方法（過熱防止装置に準じたもの）及び水位を感知する方法（水位又は水圧でとらえるもの）があり、いずれも浴槽の水位が一定の値以下になると作動するもので、ふろがまや循環パイプの過熱による出火を防止するためのものである。

る。なお、J I S S 2091 で規定する「空だき安全装置」は、当該空だき防止装置として取り扱う。

## 2 建築物へ延焼しない構造（第2項）

下図に示す構造等をいう。

(建築物へ延焼しない構造の例)



## 3 外がま（条例別表第1）

循環方式のもので、ふろがま本体が浴槽外にあり、循環パイプで浴槽と接続しているものをいう。外がま形には、熱対流による自然循環式とポンプを備えた強制循環式がある。

## 4 内がま（条例別表第1）

熱交換方式のもので、ふろがま本体が浴槽内にあるものをいう。

### 第3条の3（温風暖房機）

#### 【解釈及び運用】

本条は、暖房を主目的として温風を発生させる装置を有するもののうち、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない構造の設備について規定したものである。

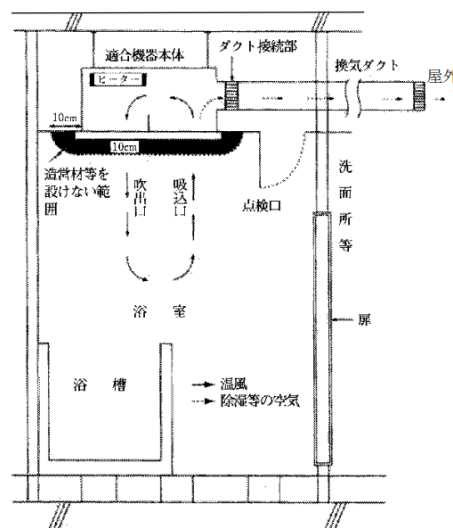
#### 1 温風暖房機（第1項）

暖房機器のうち、液体又は気体燃料の燃焼エネルギーを熱源とし、熱交換器を用いて温風を発生させる設備又は電気の熱エネルギーを熱源として温風を発生させる設備をいい、ダクトを通じて送風する方式と直ちに設備本体の吹出口から送風する方式がある。なお、浴室に設ける天井組込み浴室乾燥機のうち、電気を熱源とするもの、温水を利用し温風吹出し口に補助ヒーターを設けているものは本条で規制されるが、次の①及び②を満たすものは本条の規定を適用しない。

- ① 一般家庭の浴室内の乾燥及び浴室暖房等をする電気機器のうち、次の全てに該当すること
  - ア 浴室内の天井に組込み型等として設置されるもの
  - イ 電気ヒーターを熱源（ヒートポンプ式のもの除く。）とするもの
  - ウ 組込み型等の浴室用衣類乾燥機の自主試験基準（（一社）日本電機工業会で定める自主試験基準のことをいう。）に適合したものの又はこれと同等以上の安全性が確認されたもの
- ② 機器本体の設置等について、次の全てに該当すること
  - ア 機器本体

- (ア) 可燃物からの離隔距離については、製造業者等が指定する距離を確保していること
  - (イ) 機器は、上階スラブ又は天井等に堅固に取り付けること
  - (ウ) 浴室内への温風吹出口及び空気吸込口の前方 10 cm 未満の範囲（天井面を除く。）には造営物等（乾燥する衣類を含む。）を設けないこと
- イ 換気ダクト（浴室の防湿等を目的とする機器本体と接続されるもの）
- (ア) ダクトは、不燃材料で造ること
  - (イ) ダクトは、専用とすること（一の住居内の洗面所、便所その他これに類する室のダクトと接続されている場所で、当該ダクトが不燃材料で造られている場合を除く。）
- ウ その他
- (ア) 漏電遮断機を設けること
  - (イ) 機器本体に近接する部分に、機器本体の点検・清掃に必要な点検口（容易に清掃できる構造のものを除く。）を設けること

（浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置図）



## 2 火粉、煙、ガス等が混入しない構造（第1項第1号）

条例第3条（炉）【解釈及び運用】21 じんあいの混入を防止する構造（第1項第14号ウ）を参照

## 第3条の4（ヒートポンプ冷暖房機）

### 【解釈及び運用】

本条は、ヒートポンプ冷暖房機（液体燃料及び気体燃料を使用する内燃機関により、冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備）について規定したものである。

### 1 防振のための措置（第1項第3号）

内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と別構造とする、又はスプリング、ゴム、砂及びコルク等により振動を吸収する構造とすること。

## 2 排気筒（第1項第4号）

内燃機関の排気ガスを排出するための筒のことをいう。

## 3 防火上有効な構造（第1項第4号）

排気筒の遮熱材を不燃材料とすることや排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気筒を設けないことをいう。

## 第4条（ボイラー）

### 【解釈及び運用】

ボイラーとは、火気、燃料ガス、その他高温ガス及び電気により圧力を有する水又は熱媒を加熱し、温水又は蒸気を他へ供給する設備のことをいい、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）では、ボイラーの規模に応じて、労基ボイラー、小型ボイラー及び簡易ボイラーに分類される。本条は、文理解釈上全ての種類及び大きさのボイラーを規制の対象とするが、「ボイラー及び压力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第3条によって規制を受ける労基ボイラーは、同規制との関係から本条による規定は適用されず、小型ボイラー及び簡易ボイラーが本条の適用を受ける。なお、労基ボイラー及び小型ボイラーは条例第53条（火を使用する設備等の設置の届出）第6号の規定の対象外であり、簡易ボイラーのみ届出を要するものである。

### 1 ボイラー（第1項）

ボイラーの種類は、次の（1）から（3）のとおり分類される（下表参照）。

#### （1）蒸気ボイラー

火気、燃焼ガスその他の高温ガス及び電気により、水又は熱媒を加熱し、大気圧を超える圧力の蒸気を発生させ、これを他に供給する装置をいう。

#### （2）温水ボイラー

火気、燃焼ガスその他の高温ガス及び電気により、圧力を有する水又は熱媒体を加熱し、これを他に供給する装置をいう。

#### （3）貫流ボイラー

管によって構成され、ドラムを有しないボイラーで、水又は熱媒体を一端からポンプ等で送り、他の端から蒸気、温水等を取り出す装置をいう。

(条例第4条(ボイラー)の基準が適用される範囲)

	簡易ボイラー	小型ボイラー	ボイラーの区分
蒸気ボイラー	$P \leq 0.1 \text{MPa}$ で $HS \leq 0.5 \text{m}^2$ のもの	$P \leq 0.1 \text{MPa}$ で $0.5 \text{m}^2 \leq HS \leq 1 \text{m}^2$ のもの	最高使用圧力と伝熱面積による区分 
	$P \leq 0.1 \text{MPa}$ で $D \leq 200 \text{mm}$ かつ $L \leq 400 \text{mm}$ のもの	$P \leq 0.1 \text{MPa}$ で $D \leq 300 \text{mm}$ かつ $L \leq 600 \text{mm}$ で簡易ボイラー以外 のもの	胴の内径と長さによる区分 
	伝熱面積にかかわらず $P \leq 0.3 \text{MPa}$ で $V \leq 0.0003 \text{m}^3$ のもの	/	
	①大気に開放した蒸気管を取り付けた場合 $HS \leq 2 \text{m}^2$ で $d \geq 25 \text{mm}$ のもの ②蒸気部にU形立管を取り付けた場合 $HS \leq 2 \text{m}^2$ で $H \leq 0.05 \text{MPa}$ かつ $d \geq 25 \text{mm}$ のもの	①大気に開放した蒸気管を取り付けた場合 $2 \text{m}^2 < HS \leq 3.5 \text{m}^2$ で $d \geq 25 \text{mm}$ のもの ②蒸気部にU形立管を取り付けた場合 $2 \text{m}^2 < HS \leq 3.5 \text{m}^2$ で $H \leq 0.05 \text{MPa}$ かつ $d \geq 25 \text{mm}$ のもの	開放感又はゲージ圧力 $0.05 \text{MPa}$ 以下のU型縦管を条規部に取り付けたもの 
<p>表中の記号はそれぞれ次の値を表す。  <math>D</math>=胴の内径 (mm)、<math>L</math>=胴の長さ (mm)、<math>HS</math>=伝熱面積 (<math>\text{m}^2</math>)、<math>P</math>=使用圧力 (MPa)  <math>V</math>=内容積 (<math>\text{m}^3</math>)、<math>d</math>=管の内径 (mm)、<math>H</math>=ゲージ圧力 (MPa)</p>			
温水ボイラー	$H \leq 0.1 \text{MPa}$ で $HS \leq 4 \text{m}^2$ のもの	$H \leq 0.1 \text{MPa}$ で $4 \text{m}^2 < HS \leq 8 \text{m}^2$ のもの	
	<p>表中の記号はそれぞれ次の値を表す。  <math>HS</math>=伝熱面積 (<math>\text{m}^2</math>)、<math>H</math>=ゲージ圧力 (MPa)</p>		

	簡易ボイラー	小型ボイラー
貫 流 ボ イ ラ ー	管寄せの内径が150mmを超える多管式のもの を除く次のもの ① $P \leq 1 \text{ MPa}$ で $HS \leq 5 \text{ m}^2$ のもの ②気水分離器を有する場合 $P \leq 1 \text{ MPa}$ で $HS \leq 5 \text{ m}^2$ のもの かつ $ds \leq 200 \text{ mm}$ で $Vs \leq 0.02 \text{ m}^3$ のものに限る。	管寄せの内径が150mmを超える多管式のもの を除く次のもの ① $P \leq 1 \text{ MPa}$ で $5 \text{ m}^2 < HS \leq 10 \text{ m}^2$ のもの ②気水分離器を有する場合 $P \leq 1 \text{ MPa}$ で $5 \text{ m}^2 < HS \leq 10 \text{ m}^2$ のもの かつ $ds \leq 300 \text{ mm}$ で $Vs \leq 0.07 \text{ m}^3$ のものに限る。
	管寄せ及び気水分離器のいずれも有しない もので $V = 0.004 \text{ m}^3$ で $P \times V \leq 0.02$ のもの	
	ボイラーの区分	
	<p>表中の記号はそれぞれ次の値を表す。  <math>HS</math> = 伝熱面積 (<math>\text{m}^2</math>)、<math>P</math> = 使用圧力 (MPa)、<math>ds</math> = 貫流ボイラーの気水分離器の内径 (mm)  <math>Vs</math> = 貫流ボイラーの気水分離器の内容積 (<math>\text{m}^3</math>)、<math>V</math> = 内容積 (<math>\text{m}^3</math>)</p>	

(注) この区分による「ボイラー」は、ボイラー及び圧力容器安全規則第3条による規制を受けるため、条例の適用範囲外である。小型ボイラー以下のボイラーが条例の適用を受ける。

## 2 その他の遮熱材料 (第1項第1号)

モルタル、粘土、しっくい、グラスウール、ロックウール等のことをいう。

## 3 有効に被覆 (第1項第1号)

被覆した表面温度が  $80^\circ\text{C}$  未満となるよう被覆することをいう。

## 4 安全弁 (第1項第2号)

ボイラー内の蒸気圧力が異常に上昇するのを防止するために設けられる安全装置であり、一般に「ばね式」、「おもり式」、「てこ式」などがある。作動原理は、通常圧力をばね、おもり等でおさえていて、圧力が上昇した場合にばね、おもり等を押上げ、圧力を逃がして内圧を下げる構造となっている。

## 5 安全装置 (第1項第2号)

各種のインターロック装置、安全遮断器及び警報装置を取り付けられており、異常の際、作動の開始又は継続ができないように着火装置、パイロット弁、燃料遮断弁、バーナー、給水(熱媒)装置等にインターロックが設置されているものをいう。

## 6 熱媒（第1項第2号）

一定の温度を保有させるために、直接火源により加熱するのではなく、ある物体を介して加熱する間接的加熱方法がとられる場合があるが、この加熱の媒体となるものを熱媒という。水を火源により加熱し、水蒸気を発生させ、それにより他の物体を加熱する熱媒が最も一般的な例である。引火性の液体を熱媒として用いているのはダウサムボイラー、アスファルトプラントの加熱装置であり、その熱媒としては次に掲げるもの等がある。

- |   |              |     |        |
|---|--------------|-----|--------|
| ① | ダウサムA        | 引火点 | 約 110℃ |
| ② | ダウサムE        | 〃   | 約 168℃ |
| ③ | ネオSKオイル#170  | 〃   | 約 162℃ |
| ④ | ネオSKオイル#240  | 〃   | 約 195℃ |
| ⑤ | エネオスハイサム 100 | 〃   | 約 274℃ |
| ⑥ | サントーム        | 〃   | 約 179℃ |

## 7 安全な場所に導く措置（第1項第2号）

引火性の熱媒を使用しているものについては、熱媒又はその蒸気をパイプ等で受槽等の安全な場所に導くように設けることをいう。

## 第5条（ストーブ）

### 【解釈及び運用】

本条は、煙突若しくは排気筒が接続し、又は壁や天井等に固定して使用するストーブについて規定したものである。条例第3条の3（温風暖房機）に該当しない暖房を目的とする設備については、ストーブとして規制する。

## 第6条（壁付暖炉）

### 【解釈及び運用】

本条は、建築物の壁に組込み、又は一体となって築造される壁付暖炉に対し、規定したものである。

### 1 壁付暖炉（第1項）

壁付暖炉については、建築物と一体をなすもので燃料として薪を使用するものが多く、洋風の建築物において、しばしば見受けられるものである。しかし、最近では、単に装飾の目的で造られるもの、移動式のストーブを入れて利用するものなど、特に煙突を設けることを必要としない構造とした壁付暖炉が多く、これらは本条の対象とはならず、移動式のストーブを入れたものは、燃料種別ごとにそれぞれ条例第19条から第22条に規定する器具の規制を受けることになる。

### 2 厚さ（第1項第2号）

炉体、煙道、煙突の壁の屋内部分の肉厚及びこれらの周囲の管理について規制しているものであり、使用する状況によってはその厚さを増す必要がある。また、使用する材料についても、本条に規定されているものと同様以上の耐火性能があると認められるものを使用することは差し支えないが、壁付暖炉からの出火の大半が、炉体、煙道等の亀裂によるものであることから、鉄筋コンクリート造とすることが望ましい。

## 第7条（乾燥設備）

### 【解釈及び運用】

本条は、熱源により物品の水分を除去し乾燥させ、又は油脂、樹脂等の固化を促進するための設備の位置、構造及び管理について規定したものである。なお、乾燥設備については、労働安全衛生法令においても規制されている。

#### 1 乾燥設備（第1項）

蒸気乾燥についても本条の適用を受けるが、蒸気管については、条例第4条（ボイラー）第1項第1号の規定を準用するものとする。

##### （1）浴室乾燥機

###### ① 電気を熱源とする場合

条例第3条の3（温風暖房機）として規制する。

###### ② 温水を使用する場合

ア 温風吹出口に補助ヒーターが組込まれているもの

条例第3条の3（温風暖房機）として規制する。

イ 温風吹出口に補助ヒーターが組込まれていないもの

条例第8条の2（給湯湯沸設備）として規制する。

##### （2）家庭用生ゴミ処理機

###### ① 電気を熱源とする場合

ア バイオ式

電気ヒーターにより、処理槽内の加熱及び生ごみの臭気の脱臭処理を行うことから、条例第3条（炉）として規制する。

イ 乾燥式

電気ヒーターにより、生ゴミの乾燥を行うことから条例第7条（乾燥設備）として規制する。ただし、脱臭装置部分は条例第3条（炉）として規制する。

###### ② 気体燃料を熱源とする乾燥式の場合

燃焼装置により、生ゴミの乾燥を行うことから条例第7条（乾燥設備）として規制する。

##### （3）業務用生ゴミ処理機

本条のほか、「加熱を伴う業務用生ゴミ処理機における安全対策指針について（平成17年6月環境省）」により規制する。

##### （4）コインランドリー用乾燥設備（不特定多数の者が、洗たく、乾燥のために、有料で使用する設備及び場所に設置する気体燃料を熱源とした回転式衣類乾燥設備をいう。）

以下に定める「コインランドリー用乾燥設備の基準」により規制する。

#### 2 室内（第1項第2号）

乾燥設備の中の乾燥室内のことをいう。

#### 3 温度が過度に上昇するおそれ（第1項第2号）

乾燥を継続して行った場合又は温度調節装置の故障等により、室内の温度が異常に上昇し、乾燥物及び塗料等が着火又は発火するおそれがあるものをいう。なお、この場合、「非常警報装置又は熱源の自動停止装置」を設置する必要があるが、室内の乾燥温度を調整するための「温度調節

装置」は、これに該当しない。また、原則として、次の5に定める「熱源の自動停止装置」を設けることが望ましい。

#### 4 非常警報装置又は熱源の自動停止装置（第1項第2号）

非常警報装置には、自動式と手動式があり、本号の規制対象となる乾燥設備は、突発的に過度な温度上昇をするおそれがあることから、自動式（サーモスタットその他温度測定装置により連動するもの等）とすること。ただし、常時監視人を配置する場合は手動式とすることができる。なお、設置される乾燥設備が小規模であり、かつ、監視人の音声によって目的を達することができる場合は、「温度が過度に上昇するおそれがないもの」として取扱い、非常警報装置及び熱源の自動停止装置を設置しないことができる。

#### 5 火粉を飛散しない構造（第1項第3号）

排気部分に金網（30メッシュより細目）、遮へい板を取り付ける、又は排気を熱源から直接排気するのではなく、間接排気とする方法等がある。

### コインランドリー用乾燥設備の基準

#### 1 乾燥機及び附属設備の構造等

（1）乾燥機本体の構造、性能等については次によること。

- ① 主要構造部は、不燃材料で造られていること。ただし、操作上及び機能上必要な部分については、必要最小限の範囲で不燃材料以外の材料を使用することができる。
- ② 外かく表面の平常温度と、室温との差が105℃以下となる構造であること。
- ③ 次の安全装置が設けられていること。
  - ア バーナー安全装置
  - イ 自動温度調節装置及び過熱防止装置
  - ウ とびら開閉時安全装置
  - エ 停電時安全装置
- ④ 前③の安全装置は、次の性能を有すること。
  - ア バーナー安全装置は、バーナーの炎が立ち消えした場合及び炎検出部が損傷した場合に、自動的にバーナーへのガス通路を閉じる構造であること。
  - イ 自動温度調節装置は、平常運転時における乾燥室内の雰囲気温度を、一定温度に調節できる構造であること。
  - ウ 過熱防止装置は、自動温度調節装置の機能の停止又は異常燃焼等による過熱を自動的にとらえ、燃焼を停止する構造で、作動した場合、手動により復帰する構造であること。
  - エ とびら開閉時安全装置は、ドアを閉じなければメインバーナーに点火できない構造であり、ドアを開いた場合、自動的にメインバーナーのガス通路を閉じる構造であること。
  - オ 停電時安全装置は、使用中停電した場合、自動的にメインバーナーのガス通路を閉じる構造であり、再通電した場合でもメインバーナーのガス通路が閉じたままの構造又は自動的に再点火する構造であること。

- ⑤ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、プレパージ又はポストパージができるものであること。
- ⑥ 排気ファンは、メインバーナーの燃焼時に自動的に運転する構造であること。
- ⑦ 排気ファンが故障等により停止した場合又はフィルターが目づまりした場合に、自動的にメインバーナーのガス通路を閉じる構造であること。
- ⑧ 排気ファンの静風圧は、設置する排気筒の抵抗と排気筒トップ周辺の風圧力（排気筒トップが風圧帯外にある場合は 266 Pa 以上、風圧帯内にある場合は 1,064 Pa 以上とする。）の和以上とすること。

(2) 排気筒は、溶融亜鉛めっき鋼板（J I S G3302）又はこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用すること。

(3) 燃料配管は、金属配管とすること。

## 2 設置要領

設置要領は、条例第7条（乾燥設備）によるほか、次によること。

(1) 屋内に設ける乾燥機にあつては、壁及び天井の乾燥機に面する部分の仕上げを準不燃材料とした室内に設けること。ただし、入力合計が 70 kW 以下の乾燥機で、常時管理人等がいる場合はこれによらないことができる。

(2) 乾燥機は、不燃材料で造った床上に設けること。ただし、乾燥機下面の可燃性床面の表面温度が、室温との差が 65℃以下となるものにあつてはこれによらないことができる。

(3) 乾燥機は、床又は壁等に堅固に固定すること。

(4) 排気筒トップは、風圧帯外の場合は多翼型、H型等とし、風圧帯内の場合は抵抗が少なく、雨水等の浸入しない措置を講じたものとする。

(5) 排気筒の加圧側接続部は、排気漏れを生じない接続とすること。

(6) 複数の乾燥機の排気を共用排気筒により排出する場合は、次によること。

- ① 強風時及び機器を使用していない時に他の機器の排気が逆流しない機構を有すること。
- ② 機器は原則として同一室内にあること。
- ③ 共用排気筒の断面は、各機器の必要断面積の和以上であること。

(7) 給気口は、原則として自然給気方式とし、給気口の有効開口面積は排気筒の断面積以上とすること。

(8) 天井近くに 200 cm<sup>2</sup>以上の有効な換気を行うための排気口を設けること。

(9) ガラリ等を設ける場合は、下表に掲げる開口率により有効開口面積を算出すること。

## 3 その他

次の事項を本体又は掲示板等に明記すること。

- (1) 運転上の注意事項
- (2) 非常の場合の措置
- (3) 故障等の異常時における連絡

ガラリの種類	開口率
スチールガラリ	50%
木製ガラリ	40%
パンチングガラリ	30%

## 第7条の2（簡易サウナ設備）

### 【解釈及び運用】

本条は、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理について規定したものである。

#### 1 簡易サウナ設備（第1項）

(1) 簡易サウナ設備とは、以下の要件を全て満たす放熱設備をいう。なお、当該要件を一つでも満たさない場合は、条例第7条の3（一般サウナ設備）として取り扱うこと。

- ① 屋外その他の直接外気に接する場所に設けられているテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設けられている。
- ② 定格出力が6キロワット以下である（複数の放熱設備を設置する場合は除く。）。
- ③ 熱源が薪又は電気である。

(2) 簡易サウナ設備を単独で設置する場合は、政令別表第一(15)項として取り扱うことを基本としつつ、公衆浴場法等が適用される場合には、同表(9)項に該当するものとして取り扱うこと。また、他の用途の防火対象物に併設される場合は、防火対象物全体の状況を総合的に勘案し、実態に応じて判定すること。

#### 2 その他の直接外気に接する場所（第1項）

防火対象物の屋上等のことをいう。具体的には、外気に開放された廊下及びバルコニー等も含まれるが、条例第49条の2（避難施設等の管理）第2号に留意すること。

#### 3 サウナ室（第1項）

放熱設備を設けて、人体の発汗を促進させる室をいう。

#### 4 放熱設備（第1項）

放熱設備には、電気ヒーター方式、熱風炉で発生した熱風をダクトでサウナ室内に送る方式、高温の蒸気をサウナ室内のスチームラジエーターで熱交換し熱気を作る方式、ガスや固体燃料を燃焼させる方式等があるが、本条は薪又は電気を熱源とするものを対象としている。

#### 5 定格出力（第1項）

定格出力は、販売、製造業者の仕様書等を確認し、判断すること。

#### 6 薪（第1項）

薪の投入量にあっては、取扱説明書に記載の量を遵守するなど、当該説明書に従って適切な方法で使用する。なお、木質ペレット、木材チップ等は、本条の薪に該当しない。

#### 7 距離基準により得られる距離以上の距離（第1項第1号）

距離基準により得られる距離以上の距離であるが、この場合、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれか短い距離が確保されていればよいことに留意すること。なお、当該距離について、適合性が確認されているものは、下記表のとおりである。また、下記表以外の簡易サウナ設備を使用する場合は、製造事業者が実験により安全性を確認した距離を事業者団体である（一社）アウトドアサウナ協会がとりまとめ、ホームページに公表しているため、これらを参考とすること。

(テント型サウナ+薪ストーブ)

テント型サウナ	ストーブの種類	加温方式	離隔距離 (c m)			
			上方	側方	前方	後方
icoya	Savotta Orignal	輻射式	115	30	50	15
	HI-6	対流式	100	25	50	15
	MB10A	対流式	110	30	40	15
MORZH	INTENT STOVE	対流式	150	15	60	15
モビバ	MB10A	対流式	135	20	30	10

(テント型サウナ+電気ストーブ)

テント型サウナ	ストーブの種類	加温方式	離隔距離 (c m)			
			上方	側方	前方	後方
icoya	SM60	輻射対流式	100	10	10	10
	IKI 3.3kW	蓄熱輻射式	70	10	10	10

(バレル型サウナ+電気ストーブ)

バレル型サウナ	ストーブの種類	加温方式	離隔距離 (c m)			
			上方	側方	前方	後方
ONE SAUNA	Savotta Orignal	輻射式	85	15	100	35
	HI-6	対流式	105	20	105	30

(バレル型サウナ+電気ストーブ)

バレル型サウナ	ストーブの種類	加温方式	離隔距離 (c m)			
			上方	側方	前方	後方
ONE SAUNA	SM60	輻射対流式	95	15	15	15
	IKI 3.3kW	蓄熱輻射式	65	15	15	15

## 8 消火器を設置 (第1項第2号)

- (1) 政令第10条第2項の規定の例により設置すること。また、原則として、簡易サウナ設備専用のものとする必要があるが、実態に応じて、他の消火器と兼用することができる。
- (2) 簡易サウナ設備を防火対象物の屋上等に設置する場合で建築物に該当する場合は、規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」に該当することに留意すること。

### 第7条の3（一般サウナ設備）

#### 【解釈及び運用】

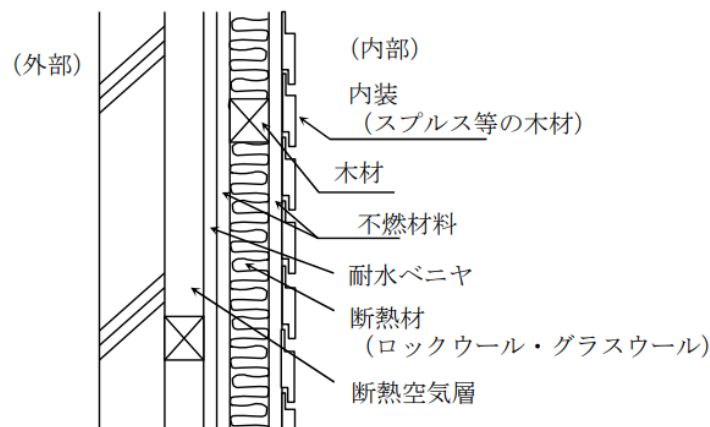
本条は、電気、ガス又は蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温度を発生させる装置により高温低湿の空気を作る設備にかかる位置、構造、管理の基準について規定したものである（前条に規定する簡易サウナ設備に該当するものを除く。）。なお、一般住宅及び共同住宅に設置する電気サウナのうち、電気用品安全法施行令別表第一6(7)に規定する電気サウナバスで、同法第9条に基づく特定電気用品に係る基準に適合することの検査を受けているもの、その他これらと同等の安全性が確認されたもの（以下「電気サウナバス適合品等」という。）については、本基準によらないことができる。

#### 1 火災予防上安全に区画（第1項第1号）

一般サウナ設備を設置する場所を次により防火的に区画したものをいう。

- (1) 1時間以上の耐火性能を有する壁及び床（直上階の床を含む。）で造り、1のサウナ室の床面積を100㎡以下とすること。なお、30㎡を超える場合には出入口を2以上設けること。

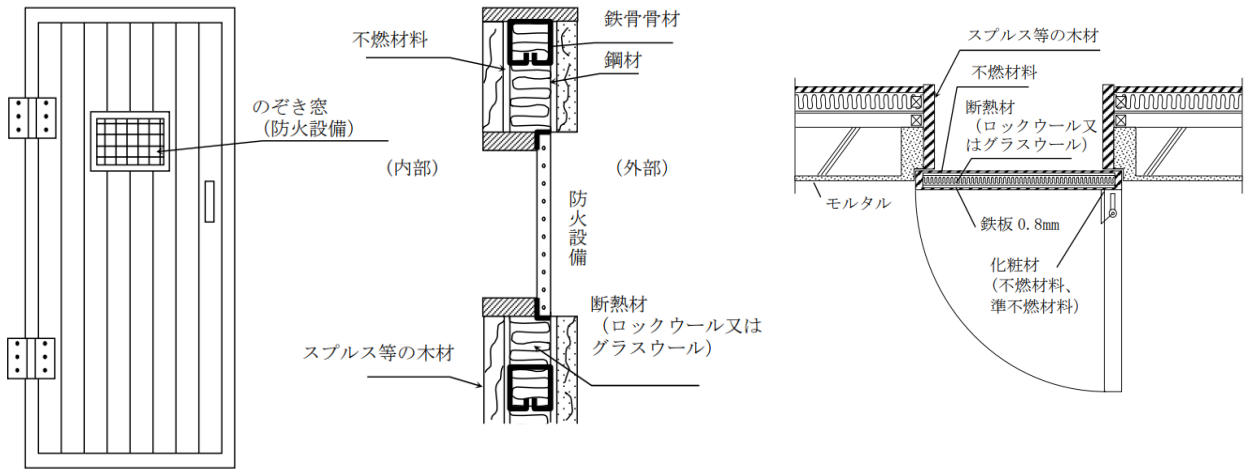
（サウナ室の壁体構造の例）



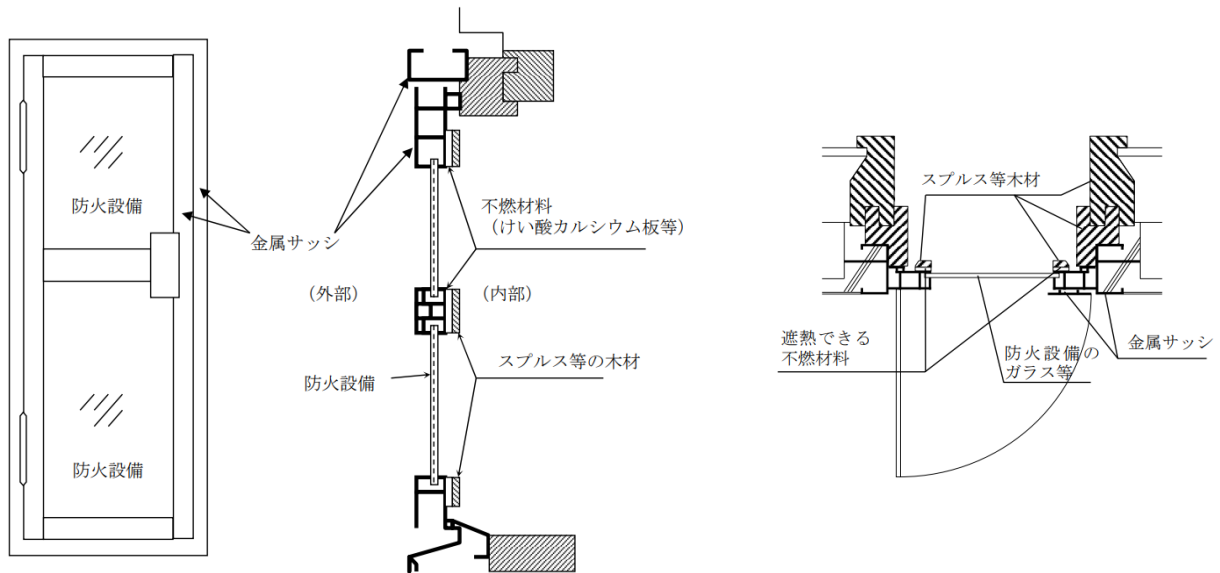
- (2) サウナ室に設ける出入口扉及びその他の開口部（換気口を除く。）は次によること。

- ① 出入口とびら及びその他の開口部を設ける場合は、洗場に面する場所であること。ただし、サウナ室の出入口に面している室が不燃区画室の場合又はスプリンクラー設備により警戒されている場合の当該室はこの限りでない。
- ② 出入口の扉は、常時閉鎖式の防火戸又は下図に示す出入口扉と同等以上の防火性能を有するものであること。
- ③ 洗場等に面する開口部（出入口とびらを除く。）は、開口面積が1㎡以下のもの2か所以下で、当該開口部には、Fixの網入りガラスを使用すること。

(サウナ室の出入口扉の構造例 1)



(サウナ室の出入口扉の構造例 2)



(注) 扉本体は、防火設備である防火戸とすること。

(3) サウナ室の換気口は次によること。

- ① 給排気口は、屋外又は洗場等に面する部分に設け、出入口扉には設けないこと。
- ② 給排気口には、手動及び自動的に閉鎖できる厚さ 1.5mm 以上の鋼製ダンパーを設けること。ただし、給排気口に開口面積が  $100\text{cm}^2$  以下の金属管等を使用し、床面近くに設けた場合は、給排気口にダンパーを設けないことができる。
- ③ 給排気口は、サウナ室の天井面より 50 cm 以上下方の部分に設けること。ただし、屋外に面する部分に設ける場合は、これによらないことができる。

(4) その他、次に掲げる基準を満たすこと。

- ① 電気サウナ設備
  - ア サウナ放熱器は、壁、床等に堅固に固定すること。
  - イ 温度調節器及び温度過昇防止器は、サウナ室の床から天井までの高さのおおむね  $2/3$  以上の位置に取り付けること。

ウ ファンを用いるサウナ放熱器の場合は、ファン停止の際に熱源の電源を遮断することができる装置を設けること。

エ サウナ放熱器には容易に人が触れることができないような囲い、柵等を設けること。

## ② ガス遠赤外線放射装置

### ア 遠赤外線放射装置

(ア) (一財) 日本ガス機器検査協会等の第三者機関において実施する検査に合格し、一定の安全性が確認されたものを使用すること。

(イ) 遠赤外線放射装置は床面に堅固に固定すること。

(ウ) 放射管は耐熱性及び耐食性のある材料を使用し、かつ、燃焼排ガスがサウナ室内に漏れない構造であること。

(エ) 燃焼排ガスは、排気筒により有効に屋外に排出すること。

(オ) 遠赤外線放射装置からの放射方向には、不燃材料による防護柵を設けること。

### イ 燃焼制御装置

(ア) 燃焼制御装置は機械室の床面に堅固に固定することとし、サウナ室に設置しないこと。

(イ) 燃焼装置が密閉型のものは、点火する前に燃焼室の4倍以上の空気量で当該室内の空気の置換を行うこと。

(ウ) ガスの遮断弁は最高使用圧力に十分耐え得る構造のものとし、これを二重に設置すること。

(エ) 燃焼装置には、疑似信号などによる誤動作の起こらない火炎検知器を設け、火が消えた場合に自動的にガスを遮断する構造であること。

(オ) 温度調節器及び温度過昇防止器は、サウナ室の床から天井までの高さのおおむね2/3以上の位置に取り付けること。

(カ) 燃焼に必要な空気はサウナ室以外の場所から供給すること。また、燃焼に必要な空気をファンによって供給する場合は、ファンの作動が風圧スイッチなどによって検出された後でなければ、点火動作が行えない構造であること。

### ウ 機械室

(ア) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、梁又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建基政令第109条第1項に定める防火戸をいう。）を設けた場所を機械室とすること。

(イ) 機械室の空気取入口は、直接屋外に通じていること。ただし、燃焼空気が有効に得られる位置に設けられる場合にあつてはこの限りではない。

(ウ) 燃焼用空気取入口は、強制排気式の場合にあつては排気筒断面積以上の面積とすること。

## ③ 電気配線等

一般サウナ設備及びサウナ室内の電気配線等は、次によること。

ア 電線（器具内配線を含む。）は、次のいずれかによること。

(ア) MI ケーブル

(イ) けい素ゴム絶縁ガラス編組電線（J I S C 3323 に定めるもの）

(ウ) 前ア及びイに掲げる電線と同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線

イ 配線はMIケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート又はモルタル等で1cm以上埋設すること。ただし、金属管工事で、これと同等以上の断熱措置を施した箇所に施設する場合はこの限りでない。

ウ サウナ室の電気回路は専用の分岐回路とし、漏電電流を有効に感知する装置を設けること。

エ サウナ室のサウナ放熱器及び遠赤外線放射装置等には接地工事を施すこと。

## 2 距離基準により得られる距離以上の距離（第1項第2号）

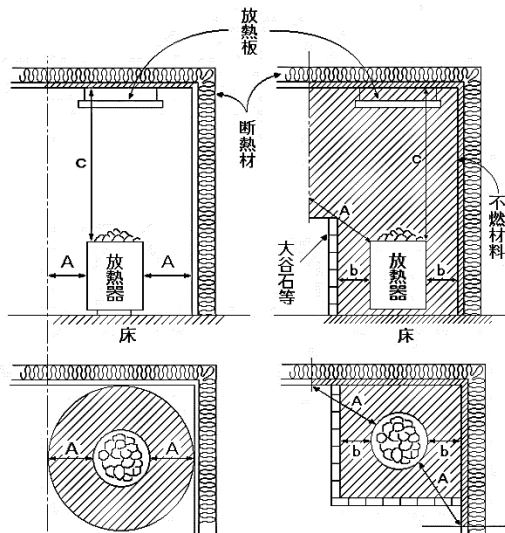
距離基準に基づき、設置される一般サウナ設備に応じて得られる距離以上の距離をいう。なお、次の基準に適合しているものは、本号の基準に適合しているものとみなす。

(1) 電気を用いる一般サウナ設備は、次の①から⑤によること。ただし、電気サウナバス適合品等については、当該適合性が確認された設計寸法とすることができる。

① 1台の最大消費電力は30kW以下のものであること。

② 一般サウナ設備の可燃物からの離隔距離等は次の表及び図によること。

(対流型放熱器の離隔距離等及び周辺の仕上げ)

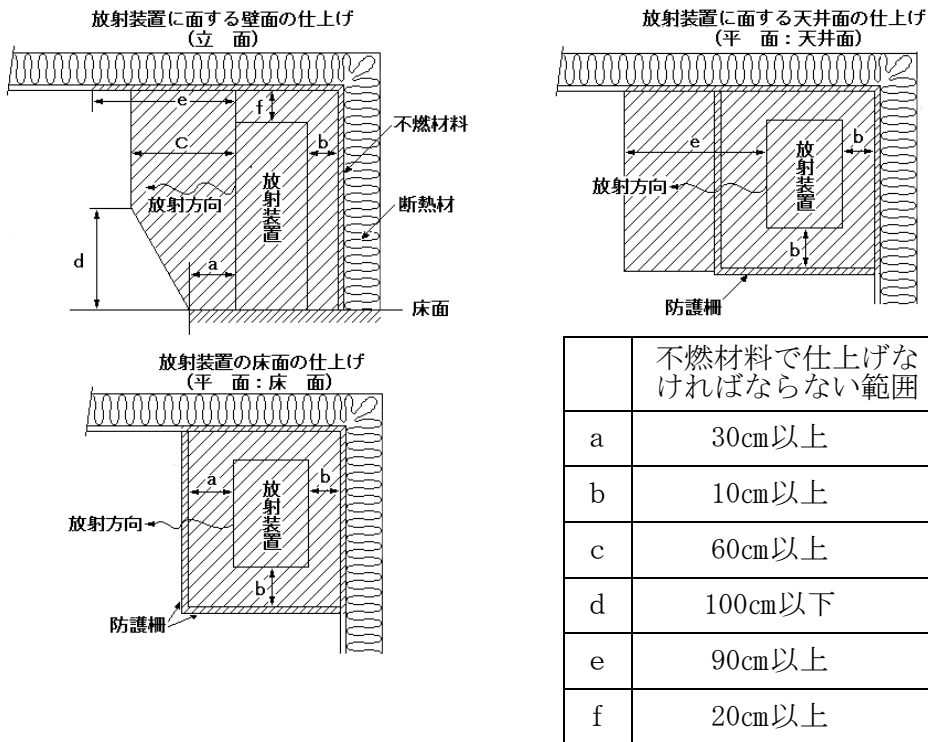


離隔距離等	定格消費電力 7.5kW以下	7.5kWを超え 15kW以下	15kWを超え 30kW以下
A	25cm以上	50cm以上	100cm以上
b	10cm以上	20cm以上	
c	100cm以上		

Aは離隔距離（可燃物までの距離）、  
b及びcは保有距離

(注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては耐火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げる。また、遮熱板にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ25mm以上で密度 $24\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のロックウール、グラスウール等とすること。

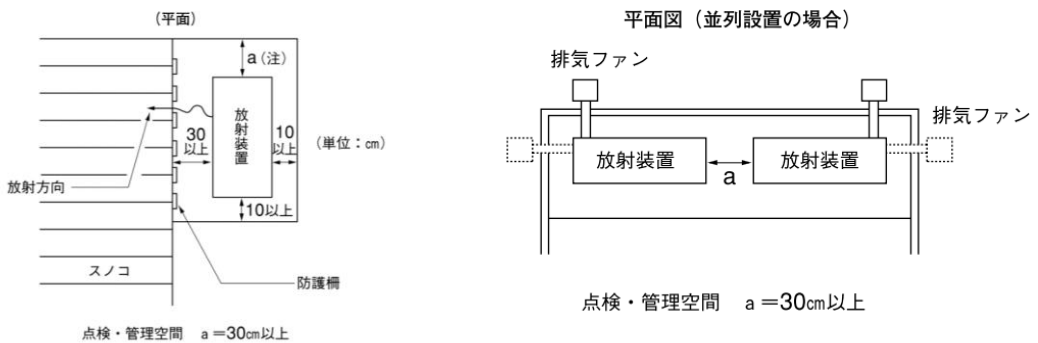
(遠赤外線放射装置の離隔距離等及び周辺の仕上げ)



a ~ f は保有距離

(注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては防火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げる。また、遮熱材にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ 25 mm以上で密度 24kg/m<sup>3</sup>以上のロックウール、グラスウール等とすること。

③ サウナ放熱器の周囲には次の図に示すとおり、点検・管理のための空間を確保すること。



(注) 両側面及び背面の3面が壁に囲まれた場所に遠赤外線放射装置を設置する場合は、どちらか一方の側面に点検・管理空間を確保すること。

④ 対流型放熱器又は対流・赤外線併用型装置に面する天井部分には、放熱を有効に遮断できる防熱板を天井面より 15 cm以上離して設けること。

⑤ サウナ放熱器を壁をはさんで背中合わせに設置する場合は、前②の斜線部分の壁のうち、背中合わせとなる壁を、下地を含め不燃材料で仕上げること。

(2) 蒸気を用いる一般サウナ設備は、周囲の可燃物からの距離が 10 cm以上であること。

(3) ガスを用いる一般サウナ設備は、前(1)②から⑤の基準によるほか、次の①及び②によること。

① 1台の最大ガス消費熱量が6,000kcal/h(7kW)を超え、43,000kcal/h(50kW)以下のものに適用する。

② 給排気管のサウナ室貫通部分は、その面積を1,500cm<sup>2</sup>以下とし有効に防火区画すること。

### 3 直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置(第1項第3号)

放熱設備の異常な温度上昇による出火を防止するため、手動及び自動の熱源を遮断する安全装置である。ただし、温度を自動的に調節する温度制御装置は、熱源遮断装置には含まれない。この温度制御装置では、一時的に異常な温度上昇が遮断されても、再び温度が下がると通電し、危険な状態が繰り返されて、遂に出火に至る可能性があり、その危険性を防止するためである。なお、熱源が遮断された場合、異常発生原因を徹底的に究明した上、必要な措置を講じてからでなければ復旧してはならない。また、この規定は、個人住居に設ける一般サウナ設備にも適用される。

### 4 可燃性物品の持込みを禁止する旨の表示(第1項第5号)

外国人来訪者が多数利用する防火対象物に条規別表で定める標識等を設ける場合、日本語の表記に加え、外国語を付加した標識等を設置することができる。付加する言語は、原則として英語とする。ただし、当該防火対象物の実態等に応じて、中国語や韓国語その他の外国語を加えることができる。

(標識の表示例)



禁止吸烟  
금연



禁止携帯可燃物品  
가연성 물품 반입 금지

### 5 火災予防上支障がないと認めた場合(第1項第5号)

可燃性物品の持込みを禁止する旨の表示は、条規第11条に定める標識を見やすい箇所に設けること。ただし、標識の寸法については、サウナ室の大きさ等を勘案し、条規第11条に定める寸法によらないことができる。

#### 小規模サウナ室の基準

小規模なサウナ室(サウナ室(電気サウナバス適合品、その他これと同等以上の安全性が確認されたものに限る。)の温度が90℃を超えないものに限る。)について、以下に定める設置要領に適合していれば、条例第7条の3の規定に適合しているものとして取り扱う。

#### 1 対流型小規模サウナ室の設置要領

(1) 不特定の者が使用する対流型小規模サウナ室を設置する場所は、次によること。

- ① 避難階又は避難階まで直接通じている階段による2方向避難が確保されている階に設置すること。ただし、サウナ室の床面積(同一階にサウナ室が複数ある場合はその合計)が30m<sup>2</sup>以下であり、サウナ設備に可燃物が容易に接触しないよう不燃材料で防護柵が設

けられている場合又は可燃物が接触した場合に電源供給を断つことができる場合で、次のいずれかによるときは、これによらないことができる。

ア サウナ室が設置されている階から避難階まで避難することができる屋外階段又は省令第4条の2の3に規定する避難階段若しくは特別避難階段を設置した場合

イ サウナ室が設置されている階から避難階まで避難することができる直通階段（準耐火構造の床若しくは壁又は建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（建基政令第112条第19項第2号の要件を満たすものに限る。）で区画されたもの）を設置し、かつ、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの（建基政令第121条第1項第3号、同項第6号イ及び第3項に規定するものに限る。）で避難階まで避難することができるものを設置した場合

- ② 高さ31mを超える階、地下2階以下の階及び地下街に設置する場合は、当該対流型サウナ室を設置する階に排煙設備及び政令第12条に定める技術上の基準に基づくスプリンクラー設備が設けられていること。

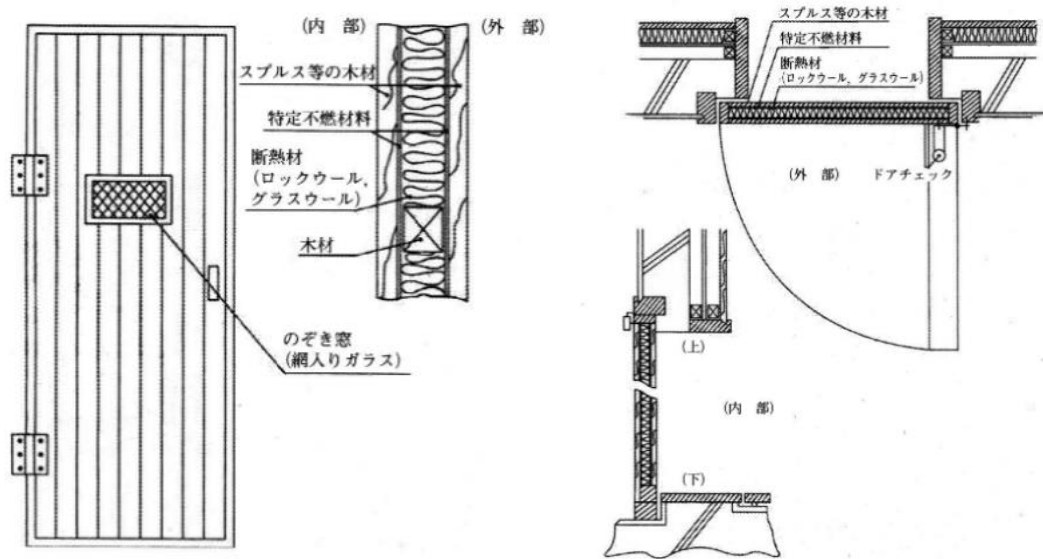
(2) 対流型小規模サウナ室の設置方法は、次によること。

- ① 対流型小規模サウナ室は、設置する場所の壁面から10cm（2以上の対流型小規模サウナ室を接続する場合は30cm）以上、天井から20cm以上離して設置すること。
- ② 対流型小規模サウナ室を、2以上接続して設置する場合は、一の対流型小規模サウナ室について3面以上の接続はできないものとし、対流型小規模サウナ室相互間に厚さ20mm以上の特定不燃材料を設けること。

(3) 対流型小規模サウナ室の構造は、次によること。

- ① 対流型サウナ室の壁及び天井等に使用する断熱材には、不燃材料を使用すること
- ② 対流型サウナ室に設ける温度計、温度調節器及び照明器具等の金属部分は、可燃材料と直接接触しないようにすること。
- ③ 対流型サウナ室には、カーペット及びその他の可燃性の敷物を使用しないこと
- ④ 対流型小規模サウナ室を構成する床、壁及び天井の仕上げは、厚さ9mm以上の不燃材料（金属を除く。）を使用すること。この場合、容易に人が触れるおそれのある部分にあっては、不燃材料以外の材料で覆うことができる。
- ⑤ 対流型小規模サウナ室の開口部（換気口を除く。）は、次によること。ただし、対流型小規模サウナ室が設置される室（附室がある場合を含む。）の壁及び床（直上階床を含む。）が耐火構造で、開口部が防火戸で他の部分と区画されている場合は、この限りでない。
  - ア 出入口扉は、常時閉鎖式防火戸又は以下に示す「対流型サウナ室出入口扉」と同等以上の防火性能を有するものであること。
  - イ 出入口扉ののぞき窓は、Fixの網入りガラスを使用し、600 cm<sup>2</sup>以下のもの1箇所とすること。
- ⑥ 対流型小規模サウナ室の換気用の給排気口の開口面積は、それぞれ床面積1 m<sup>2</sup>当たり2 cm<sup>2</sup>以下とすること。
- ⑦ 換気口を除き、長時間使用しても全体的に気密性が保たれること。
- ⑧ 対流型小規模サウナ室の外部の表面温度は60℃を超えるおそれがないようにすること。

(対流型サウナ室の出入口扉)



(4) 対流型電気サウナ設備の構造及び設置位置は、次によること。

- ① 対流型サウナ設備は、床又は壁等に固定するとともに容易に点検、清掃できるよう設置すること。
- ② 電熱機器を用いる対流型電気サウナ設備は、次によること。
  - ア 対流型サウナ室が異常に温度上昇した際、自動的に電源を遮断することができる自動停止装置を設けること。この場合、自動停止装置の温度検出装置には、温度ヒューズが組み込まれていること。
  - イ 対流型電気サウナ設備には、D種接地工事を施すこと。
  - ウ 対流型電気サウナ設備の周囲は、10 cm以上の空間を保つほか、対流型電気サウナ設備は、床面より5 cm以上浮かして設置すること。
  - エ 対流型電気サウナ設備に面する可燃性の部分は、不燃材料で保護するとともに熱の対流が良好で周囲の可燃物が局部的に過熱されるおそれのないようにすること。

(5) 対流型小規模サウナ室内の電気配線及び器具等は、次によること。

- ① 電線（器具内配線を含む。）は、次のいずれかによること。
  - ア MIケーブル
  - イ けい素ゴム絶縁ガラス編組電線（J I S C3323に定めるもの）
  - ウ 前ア及びイに掲げる電線と同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線
- ② 配線はMIケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート又はモルタル等で1 cm以上埋設すること。ただし、金属管工事で、これと同等以上の断熱措置を施した箇所に施設する場合はこの限りでない。
- ③ サウナ室の電気回路は専用の分岐回路とし、漏電電流を有効に感知する装置を設けること。
- ④ 制御箱等が湿気の多い場所又は水気の多い場所に設けられる場合は、防湿措置を施すこと。

(6) 対流型小規模サウナ室の標識は条規第 11 条で定める標識を掲示すること。

## 2 放射型小規模サウナ室の設置要領

(1) 放射型小規模サウナ室を設置する場所は、1 (1) を準用すること。

(2) 放射型小規模サウナ室の設置方法は 1 (2) を準用するほか、次によること。

放射型小規模サウナ室の壁（出入口とびらを含む。）に換気用の給排気口を設ける場合は、壁面から 15 cm（2 以上の放射型小規模サウナ室を設置する場合は 45 cm）以上、天井に設ける場合は、天井から 40 cm 以上離して設置すること。ただし、換気用の給排気口に面する天井部分に、放射型サウナ設備の放熱を有効に遮熱できる防熱板を天井面より 15 cm 以上離して設ける場合はこの限りでない。

(3) 放射型小規模サウナ室の構造は 1 (3) ①～⑦を準用するほか、次によること。

放射型小規模サウナ室の外部の表面温度は、70℃を超えるおそれがないようにすること。

(4) 放射型小規模サウナ室の構造及び設置位置は 1 (4) ①、②イを準用するほか、次によること。

① 放射型電気サウナ設備には、異常に温度上昇した際、自動的に電源を遮断することができる自動停止装置を設けること。この場合、自動停止装置の温度検出装置は、自動復帰しないこと。

② 放射型電気サウナ設備に面する可燃材料と放射型電気サウナ設備との離隔距離は、放射型電気サウナ設備に面する可燃材料の部分の表面温度が、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）別表 8、2、(26)、ハ及びニにおいて、それぞれ次のア及びイに適合することにより定まるものであること。

ア 平常温度上昇の場合、95℃以下であること。

イ 異常温度上昇の場合、150℃以下であること。なお、この場合の基準周囲温度は、30℃とする。

(5) 放射型小規模サウナ室内の電気配線及び器具等は、1 (5) を準用する。ただし、放射型小規模サウナ室において、電線の導体許容温度及び周囲温度により、火災予防上支障ない場合はこの限りでない。

(6) 放射型小規模サウナ室の標識は、1 (6) を準用すること。

## 第 8 条（簡易湯沸設備）

### 【解釈及び運用】

本条及び次条の湯沸設備は、大気圧以上の圧力がかからない構造の設備をいい、貯湯部が大気に開放されているものや真空のものがある。なお、J I S S2109（家庭用ガス温水機器）及び J I S S3024（石油小形給湯機）に該当する機器のうち瞬間形については、条例第 8 条（簡易湯沸設備）又は条例第 8 条の 2（給湯湯沸設備）として取り扱うこと。

### 1 簡易湯沸設備

最大消費熱量が 12 k W 以下の湯沸設備をいう。

## 第8条の2（給湯湯沸設備）

### 【解釈及び運用】

本条は、最大消費熱量が12kWを超える湯沸設備について規定したものである。なお、給湯湯沸設備等の条例上の取扱いについては、下表のとおりである。

温水機器の名称	入力12kW以下	入力12kWを超えるもの
冷温水発生装置	炉	炉
瞬間湯沸器	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備
貯湯式温水機	ボイラー	ボイラー
常圧貯蔵式温水機	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備
大気圧式温水機	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備
真空式温水	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備
温水缶	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備

## 第9条（煙突、煙道及びたき口）

### 【解釈及び運用】

本条の適用を受ける煙突は、建基政令第115条に規定されている「建築物に設ける煙突」だけでなく、屋外に設ける焼却炉等を含む「火気を使用する設備に付属する煙突」である。なお、建基法上の取扱いでは、煙突は、燃焼機器等に接続して設けられ、燃焼ガスが室内を経由することなく燃焼機器から直接屋外へ排出できるものをいい、排気筒は、燃焼ガスを室内の空気とともに排出するものをいう。また、ガス事業法上の排気筒は、建基法上の煙突に該当する。

### 1 有効な火粉の飛散防止措置（第1項第2号）

条例第7条（乾燥設備）【解釈及び運用】5 火粉を飛散しない構造（第1項第3号）を参照

## 第9条の2（厨房設備）

### 【解釈及び運用】

本条は、調理を目的とし、又は調理の用に供する設備とそれに付属する排気ダクト等について規定したものである。本条で規制される火気設備は、IH、ガスコンロ、オープンや業務用、一般家庭用を問わず、また、使用場所も飲食店、家庭の台所、事務所の給湯室や給食センター等多岐にわたっている。

### 1 調理（第1項）

機器、設備等を用いて食品材料を加工することをいう。

### 2 厨房設備（第1項）

調理を目的として使用する火気設備には、煮炊き用（こんろ、レンジ、めんゆで器等）、焼き物用（オープン、グリル等）、揚げ物用（フライヤー等）、炊事用（かまど、炊飯器等）、保温用（温臓庫等）、その他（蒸し器、食器洗浄機、給茶器等）がある。

### 3 天蓋（第1項第1号）

無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に下方に引き排気する機器は、排気取入口の部分本条に定める「天蓋」と同等の性格を有することから、当該部分を「天蓋」とみなす。

#### 4 耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料（第1項第1号ア）

(1) 排気ダクト等の材質については、ステンレス鋼板若しくは亜鉛鉄板又はこれと同等以上の不燃材料のものをいう。なお、板厚については、入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合は、各厨房設備の入力の合計のこと。以下同じ。）が21kWを超える厨房設備に付属する排気ダクト等にあつては、次の表1から表3のとおりとし、入力が21kW以下の厨房設備に付属する排気ダクト等にあつては、次の表4から表6のとおりとする。

表1 天蓋の板厚

天蓋の長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

表2 排気ダクト（長方形）の板厚

ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上

表3 排気ダクト（円形）の板厚

円形ダクトの直径 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0.5以上	0.6以上
300を超え 750以下	0.5以上	0.6以上
750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上
1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上
1,250を超えるもの	0.8以上	1.2以上

表4 天蓋の板厚

天蓋の長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
800以下	0.5以上	0.6以上
800を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

表5 排気ダクト（長方形）の板厚

ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0.5以上	0.5以上
300を超え 450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上

表6 排気ダクト（円形）の板厚

円形ダクトの直径 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0.5以上	0.5以上
300を超え 750以下	0.5以上	0.6以上
750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上
1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上
1,250を超えるもの	0.8以上	1.2以上

(2) 天蓋内には照明設備を設置しないこと。ただし、次の事項が講じられている場合はこの限りではない。

- ① 照明設備は耐熱性のもので、油脂、蒸気等の防護措置が施されていること。
- ② 衝撃を受けるおそれのある部分の照明設備は、金網等で防護すること。
- ③ 熱の影響を受けるおそれのある部分の電気配線は、耐熱性を有する電線（けい素ゴム絶縁ガラス編組電線又はふっ素樹脂電線若しくはこれと同等以上の耐熱性を有するもの）を使用すること。

**5 当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの（第1項第1号ア）**

当該厨房設備の入力が 21 kW以下であって、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められる場合（一般の家庭において通常行われている程度の使用等）のことをいう。この場合の天蓋は、前4の基準に適合しない金属製のレンジフードファンを設置することができるものとする。

**6 フランジ接続、溶接等（第1項第1号イ）**

排気ダクトを差込み、リベットで止め、さらに耐熱テープで巻くものを含む。

**7 金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分（第1項第1号ウ）**

排気ダクト等に人造鉱物繊維保温材（J I S A9504（ロックウール保温材）に示すもの）、無機多孔質保温材（J I S A9510（けい酸カルシウム保温材）に示すもの）若しくはこれらと同等以上の不燃材料で厚さ 50 mm以上被覆した場合又はこれらと同等以上の安全性を確保できる措置（（一財）日本消防設備安全センター 性能評定品等）を講じた場合には、当該部分と建築物等の可燃性の部分又は可燃性の物品との間の距離を 10 cm未満とすることができる。

**8 十分に換気を行うことができるもの（第1項第1号エ）**

「換気設備の構造方法を定める件（昭和 45 年建設省告示第 1826 号）」に適合する排気能力を有するものをいう。

**9 他の用途のダクト等と接続しないこと（第1項第1号オ）**

一般空調用のダクト、給湯湯沸設備等の煙突等を指す。ただし、給湯湯沸設備等の煙突のうち建基政令第 20 条の 3 第 2 項第 1 号イ(5)ただし書に該当するものであって、次に掲げる「火災予防上十分な安全性を確保できる措置」を講じた場合に限り、厨房設備に付属する排気ダクトとの接続を認めて差し支えない。

**(1) 対象機器等**

- ① （一財）日本ガス機器検査協会より、「厨房設備に付属する排気ダクトに直結する湯沸器」として評定された半密閉式給湯湯沸設備を排気ダクトに接続する場合
- ② （一財）日本ガス機器検査協会より、「排気フード内に排気トップを挿入する高効率型密閉式瞬間湯沸器」として評定された機器の排気トップを排気フード内に挿入する場合

(ガス機器防火性能評定品の表示)

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
- 以上	15以上	15以上	15以上
ダクトに直結して使用することを条件として評定したものである。			
一般財団法人 日本ガス機器検査協会			

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
	以上	以上	以上
排気トップ部を排気フード内に挿入して使用することを条件として評定したものである。			
一般財団法人 日本ガス機器検査協会			

((一財)日本ガス機器検査協会合格ラベル)



(平成7年4月1日から)



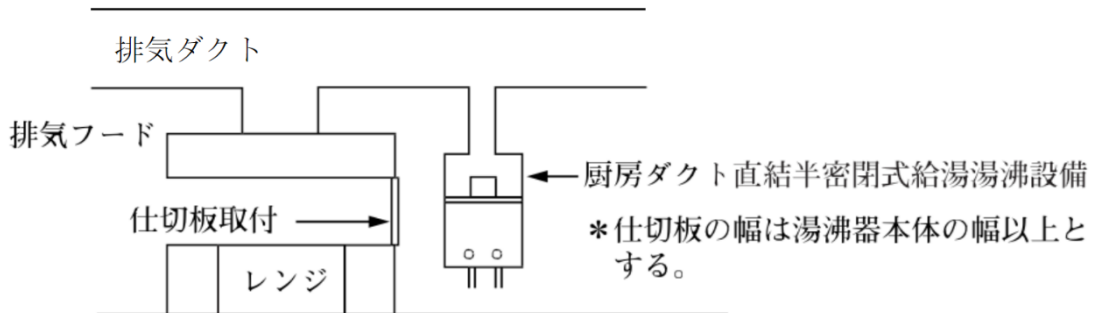
(平成7年3月31日まで)

(2) 設置及び接続方法

① 排気ダクトに排気筒を直結することについて評定がなされた半密閉式ガス湯沸器

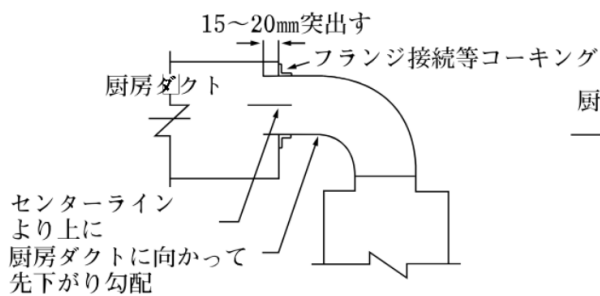
ア 同一室内で油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備と当該給湯湯沸設備を設ける場合は、油脂等が給湯湯沸設備に流入しない措置を施す。

(レンジ近傍に湯沸設備を設置した場合の有効な流入防止措置の例図)



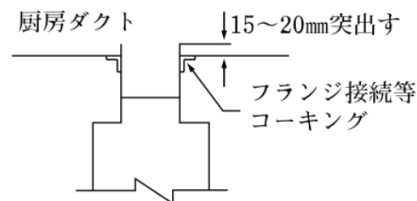
イ 前アの給湯湯沸設備と油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備とが排気ダクトを併用する場合、排気ダクトから給湯湯沸設備本体へ油脂等が滴下しない措置を施す。

(側面接続の例)



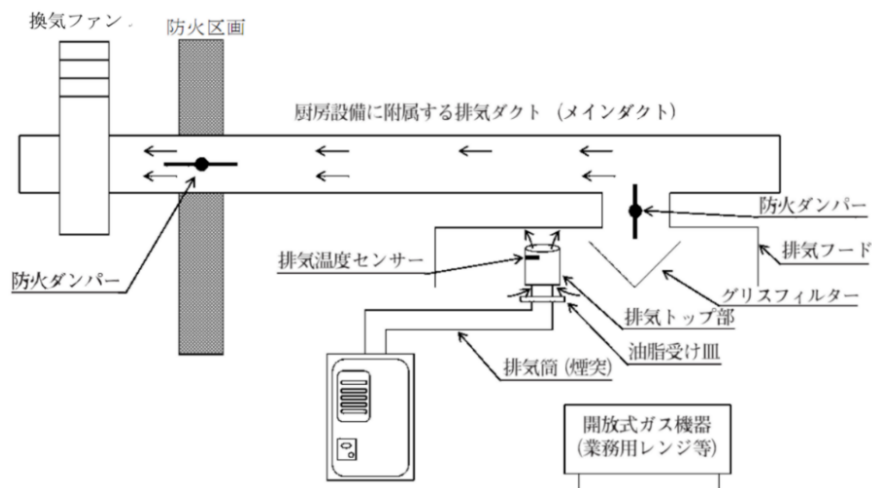
厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備

(底面接続の例)



厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備

② 天蓋内に半密閉式給湯湯沸設備の排気トップを挿入する場合は、(一財)日本ガス機器検査協会により「排気フード内に排気トップを挿入する高効率型半密閉式瞬間湯沸器」として評定されたものを表示銘板の離隔距離に従って設置する。また、適用される厨房設備には、前9(1)②に示す表示がなされているものであること。



### (3) その他

厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障がないよう適正に維持管理すること。

#### 10 内面を滑らかに仕上げる（第1項第1号カ）

内部が滑らかな構造のダクト（スパイラル・角型など）をいい、内部に凸凹があり油脂が付着しやすい構造（フレキシブルダクト（蛇腹ダクトなど））のダクトは認められない。ただし、入力 $21\text{ kW}$ 以下の厨房設備に付属する排気ダクトにあつてはこの限りでない。



#### 11 油脂を含む蒸気が発生させるおそれのある厨房設備（第1項第2号ア）

天ぷら、炒めものその他排気ダクトにおける火災の発生原因となる油脂を含む蒸気が発生する調理に使用する厨房設備をいう。

#### 12 グリス除去装置（第1項第2号ア）

グリス除去装置とは、グリスフィルターやグリスエクストラクター（天蓋内部で機械的に排気 airflow を縮流加速し、その遠心力によって排気中に含まれる油脂及びじんあい等を分離し、かつ、その除去した油脂及びじんあい等を自動的に洗浄する機能を有する装置をいう。）をいい、次に掲げる構造等を満たすものとする。

##### (1) 適用範囲

この基準は、条例第9条の2（厨房設備）第1項第2号に規定する油脂を含む蒸気が発生させるおそれのある厨房設備の天蓋に設けるグリス除去装置について適用する。

##### (2) 構造

###### ① グリスエクストラクターの構造

ア 通常の油を使用する調理において発生する排気の airflow を縮流加速し、その遠心力で排気中に含まれる油脂分等を排気ダクトに入る前に天蓋内部で $90\%$ 以上分離除去すること。この場合、油脂分等を含む蒸気は、温度を $270^{\circ}\text{C}$ に保つように設定したアルミ製鍋に油及び水を $1:3$ の割合で同時に滴下して発生させたものとする。

イ 除去した油脂分等が厨房設備に滴下しない構造であること。

ウ 除去した油脂分等を、自動的に洗浄できる機能を有する構造であること。

エ ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものであること。

② グリスエクストラクター以外のグリス除去装置の構造

ア 通常の油を使用する調理において発生する排気中に含まれる油脂分等を、排気ダクトに入る前に天蓋内部で75%以上分離除去するものであること。この場合、油脂分等を含む蒸気は、温度を270℃に保つように設定したアルミ製鍋に油及び水を1：3の割合で同時に滴下して発生させたものとする。なお、グリスフィルター（排気中の油脂及び塵埃等を排気ダクトに入る前に分離除去するもので天蓋内部に設けられる媒体物をいう。）のうち、グリス付着率※が10%以上のものにあつては、油脂分等が最大に付着した状態において、過度に温度が上昇した際に排気ダクト入口の温度が180℃に至るまで炎がダクトの入口までに至らないことを確認したものであること。

$$\text{※グリス付着率} [\%] = \frac{\text{グリス除去装置の付着量} [\text{g}]}{\text{グリス回収容器回収量} [\text{g}] + \text{グリス除去装置の付着量} [\text{g}]} \times 100$$

イ 除去した油脂分等が厨房設備に滴下しない構造であること。

ウ 除去した油脂分等を自動的に回収できる機能を有し、かつ、容易に清掃ができる構造であること。ただし、リース等により適正な維持管理がなされると認められるものについては、この限りでない。

エ ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものであること。ただし、バフタイプ（油脂分等を除去する部分が鋼板を組み合わせた形状のものをいう。）以外のグリスフィルターの耐熱性にあつては、油脂分等が最大に付着した状態において、過度に温度が上昇した際に排気ダクト入口の温度が180℃に至るまで、当該グリスフィルターに機能上支障を及ぼす破損・損傷等が生ずることのないものであること。

オ 前エにかかわらず、セラミックを用いたグリスフィルターにおいては、前エのただし書きの耐熱性を有するとともに、通常の洗浄に使用される薬液中のアルカリ成分に対する耐食性を有し、かつ、曲げに対する10 kg f/cm<sup>2</sup>以上の強度を有するものについては、前エと同等とみなすものであること。

(3) 参考

グリス除去装置について、(社)日本厨房工業会で性能テストを実施された適合品には「工業会認定品」を示すラベルを貼付しており、これらの製品については上記基準を満たすものとして取り扱って差し支えない。



ラベル見本

13 装置を設ける（第1項第2号ア）

厨房設備及び調理用器具とグリス除去装置は、次のとおり火災予防上安全な距離を保有して設置等すること。

(1) 厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離

気体燃料を使用する厨房設備の上方に設置される天蓋に付属されるグリス除去装置との「火災予防上安全な距離」は、一般の家庭（専用住宅、共同住宅及び併用住宅等の住宅部分をいう。）の厨房及びそれ以外の厨房の区分により、次の距離とする。ただし、フライヤー、グリドルの

うち、火源が露出せず、自動温度調節装置及び加熱防止装置が設けられており、油温、熱板温度等が発火危険に至らない構造の設備に設けるものにあつてはこれによらないことができる。

① 一般の家庭の厨房におけるもの

厨房設備	グリス除去装置 レンジフードファン付属の グリスフィルター(※1)	左記以外の もの
条例別表第1が適用されるもの	80 cm以上	100 cm以上
特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等(※2)	60 cm以上	80 cm以上
上記以外のもの	100 cm以上	

※1 「レンジフードファン」とは、電気用品安全法施行令別表第2に規定する換気扇で、機体の一部を天蓋とした風量15 m<sup>3</sup>/分以下のものをいう。

※2 特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等上記表中でいう特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等とは、こんろ等(日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したもの)のうちで、次の基準に適合するものをいう。

- ▶ 全てのこんろバーナーに以下の機能を有する調理油過熱防止装置が設置されていること。
  - ・調理油量の温度が上昇した場合にあつても300℃を超えない範囲で、バーナーを消火する機能を有するものであること(調理油量は200 ml以上とする。)
  - ・調理油過熱防止装置の感熱部に損傷等の異常が生じた場合にも安全性が損なわれないものであること。
- ▶ 調理モードの切り換えができるものにあつては、次によること。前記に適合する調理油過熱防止装置が作動しないモードに設定できるものにあつては使用者の明確な意識なしにそれらのモード設定がされないこと。
- ▶ 全てのこんろバーナーに、立消え安全装置が装着されていること。
- ▶ 調理油量、鍋材質その他使用上の注意事項が、取扱説明書に記載されること。

※3 特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等の欄を適用する際は、排気方式が各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限り適用し、その他の場合は条例別表第1が適用されるものの欄を適用する。

② 一般の家庭以外の厨房におけるもの

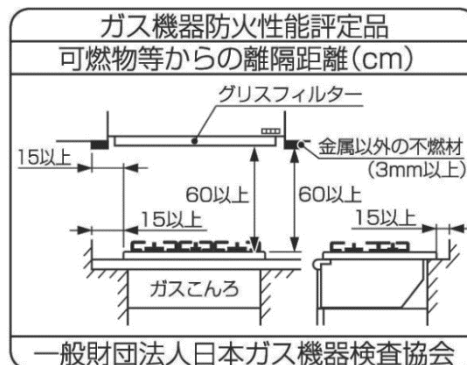
厨房設備	グリス除去装置 グリスエクストラクター	左記以外の もの
条例別表第1が適用されるもの	45 cm以上	100 cm以上
上記以外のもの		120 cm以上
ブローラー等多量の油脂を発生するもの		

(2) 調理用器具とグリス除去装置の火災予防上安全な距離等

調理用器具については、天蓋の構造等に関する規定は設けられていないが、調理用器具のうち卓上型こんろ等が天蓋の下において使用される場合にあつては、当該天蓋の構造について、厨房設備に付属する天蓋の基準に準じたものとなるよう指導するとともに、卓上型こんろ等とグリス除去装置の「火災予防上安全な距離」は、「厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離」に準じて運用すること。

(3) ガス機器防火性能評定品の取扱いについて

ガス機器防火性能評定委員会(事務局:(一財)日本ガス機器検査協会)において評定し、右図の表示がなされたものは、前(1)①でいう特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等として取り扱うこととする。



14 排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの(第1項第2号ア)

天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。

15 火炎伝送防止装置(第1項第2号ウ)

防火ダンパー又は自動消火装置のことをいう。なお、防火ダンパーを設ける場合は、次に掲げる基準によること。また、火炎伝送防止装置として自動消火装置を設けた場合、規則第13条の2第4項第1号ロ(ダクト等の下面に設けるスプリンクラーヘッド)に基づく天蓋下面スプリンクラーヘッドは、政令第32条に基づき設置しないことができる。

- ① 火災等により温度が上昇した場合に、自動的に閉鎖する構造とすること。この場合、自動閉鎖の作動温度設定値は周囲温度を考慮し、誤作動を生じない範囲でできる限り低い値とする。
- ② 防火ダンパーは、厚さ1.5mm以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。
- ③ 閉鎖した場合に防火上支障のあるすき間が生じないものであること。
- ④ グリス除去装置に近接する部分に設けること。
- ⑤ 作動した場合、原則として、自動的に排気ファンが停止する構造とすること。

16 排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの(第1項第2号ウ)

次のいずれかに該当する場合は、火炎伝送防止装置を設置しないことができる。

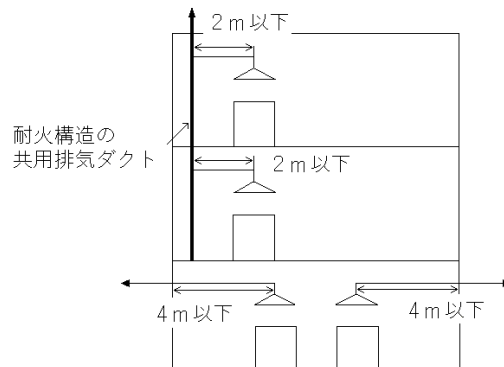
(1) 厨房設備から歩行距離5m以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示がなされており、さらに次の条件のいずれかを満たす場合

※ なお、本規定のダクトの長さとは、ダクト中心線を計測して、フード接続面から外壁又は耐火構造のダクトに接する部分までの長さをいい、複数のダクトを接続する場合は、接続された全てのダクトの長さを合算した長さとする。

- ① 厨房室から直接屋外に出る水平部分のダクトの長さが4m以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。

- ② 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分のダクトの長さが2 m以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。

(設置を要しない例図)



- (2) 当該厨房設備の入力が21 kW以下であって、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められる場合（一般の家庭において通常行われている程度の使用等）

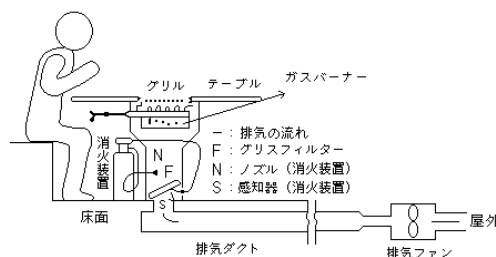
17 次に掲げる防火対象物又はその部分（第1項第2号エ）

政令第8条に定める区画がなされた部分は、別の防火対象物とみなす。

18 建物の構造その他の状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの（第1項第2号エ）

専用排気ダクトの長さが10m以下の場合、火炎伝送防止装置として、自動消火装置を設置しないことができる。本規定のダクトの長さとは、ダクト中心線を計測して、フード接続面から外壁までの長さをいい、複数のダクトを接続する場合は、フード接続面から外壁までの長さが最長となるダクトを基準として判断すること。なお、焼肉店等飲食店において、例年、ダクト火災が発生していることから、本条に該当しない厨房設備等においても自動消火装置の設置が望ましい。

(下方排気方式厨房設備の自動消火装置の設置例)



19 床面積が200平方メートル以上の厨房室及び厨房設備の入力の合計が350 kW以上となる厨房室（第1項第2号エ（イ））

厨房室のうち、床面積が200 m<sup>2</sup>以上又は厨房設備の入力の合計が350 kW以上のいずれかに該当する場合に対象となる。

(1) 床面積

厨房室の床面積は、厨房設備が設置された部分の周囲に水平距離5 mの線で囲まれた部分の面積（同一室内に厨房設備が2か所以上設置されている場合はその合計をいう。）とする。なお、焼肉店等の客席で客が調理をする部分は、厨房室の面積として算定しない。

(2) 厨房設備の入力の合計（第1項第2号エ（イ））

厨房室内の厨房設備のほか、焼肉店等の客席に設置された厨房設備の入力の合計である（同時使用であるか否かを問わず、設置された機器が全て同時に使用されたものとして算出する。）。

20 容易に清掃ができる構造（第1項第3号）

容易に清掃ができるよう必要に応じ、排気ダクト等に点検口等を設けること。

21 火災予防上支障のないように維持管理する（第1項第4号）

火災伝送防止装置は定期的に点検を実施し、常時良好な維持管理がされていること。なお、点検等の方法等については、消防計画等に明記しておくこと。

22 燃料供給停止ができる機能（第2項第2号）

燃料用油、ガス及び熱源用電気の供給が自動並びに手動によって停止ができる機能をいう（当該機能を有する装置を「燃料等供給停止装置」という。）。なお、燃料等供給停止装置として電磁弁を使用する場合、モールドコイル仕様等の防水性能を有するものを使用することが望ましい。

## 第10条（掘りごたつ及び囲炉裏）

### 【解釈及び運用】

本条は、掘りごたつ及び囲炉裏について規制したものである。

#### 1 掘りごたつ（第1項）

掘りごたつには、切りごたつと称するものを含むが、置きごたつは移動的なものであるから、器具として、条例第21条（固体燃料を使用する器具）により規制されることになる。

#### 2 火床（第1項）

火床は、通常、灰及び炭火を入れるための部分をいう。本項の不燃材料は金属を含むが、不燃材料の材質に応じ、熱伝導等により周囲の可燃物へ着火するおそれがないよう適当な厚み及び構造とする必要がある。

#### 3 規定を準用（第2項）

条例第3条（炉）第3項第4号の準用については、炭用の掘りごたつにガス又は電気こんろを用いることは禁止されるが、こたつ用電熱器を用いることは差し支えない。

## 第11条（火花を生ずる設備）

### 【解釈及び運用】

本条は、操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備の位置、構造、管理について規制したものである。

#### 1 火花を生ずる設備

ゴムスプレッダーは、主として布等にゴムを引く設備、起毛機は生地を毛ばだてる設備、反毛機は原毛、ぼろ等をたたいて綿をほぐす設備である。これらの設備は、グラビア印刷機と共にローラーを使用するものが多く、ローラーと紙、ゴム、生地、原毛等との摩擦によって、静電気が発生して放電し、火花を出すおそれがあり、さらに反毛機においては原毛、ぼろ等に含まれる金属、石等の異物をたたくことが多く、このため機械的火花を生ずるおそれがある。一方、これらの設備による作業中において、火花発生部に放出する印刷インク、ゴムの溶剤である可燃性の蒸

気又は繊維の微粉が、火花により着火する危険を防止するための規制である。

## 2 壁、天井及び床の火花を生ずる設備に面する部分（第1号）

屋内の各部分から火花を生ずる設備までの距離が、天井（屋根）の屋内に面する部分にあっては10m、壁及び床にあっては6m以内の部分を用いるもので、これらの範囲内の戸、窓等を含む。なお、これらの範囲内にある電気設備器具については、防爆型のもを使用すること。

## 3 静電気を有効に除去する装置（第2号）

設備から発生する静電気を過度に蓄積させないような措置をいう。具体的な措置としては、次に掲げるもの等があるが、実際には各々の方法を組み合わせて静電気の過度の蓄積による火花放電を避けるものである。

- ① 室内の湿度を調整（おおむね相対湿度65%以上）して静電気の蓄積を抑制する方法
- ② 高電圧によるコロナ放電除電器等を利用して室内の空気をイオン化し、静電気の発生を抑制する方法
- ③ 接地工事を施す方法（この場合、一般的な接地工事では、紙、ゴム、繊維等の電気の不良導体中に存在する電荷を除去することは困難であるため、この部分については、接地された金属製のブラシを接触させる等の方法が採られている。）

## 4 有効に除去する換気装置（第3号）

発生する可燃性ガス等の濃度が爆発下限界の30%以上としない換気能力を有するものであること。また、可燃性の微粉については、爆発下限界を明示することは困難であるので、粉塵爆発のおそれがないよう換気能力を設定すること。この場合の換気能力については、強制換気装置に限らず、外気に面する換気上有効な開口部を含むものであること。

## 5 清掃に努める（第4号）

微粉については、粉塵爆発のおそれがないよう十分に換気し、又は火花等による着火を防止するため、微粉を堆積させないよう清掃に努める必要がある。

## 第11条の2（放電加工機）

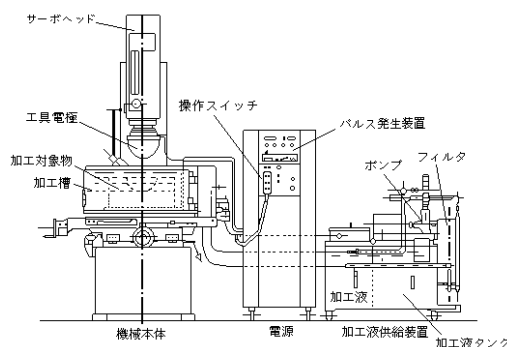
### 【解釈及び運用】

本条は、危険物を加工液として使用する放電加工機について、当該加工液に引火することによる火災発生を防止するために必要な位置、構造及び管理についての基準を定めたものである。

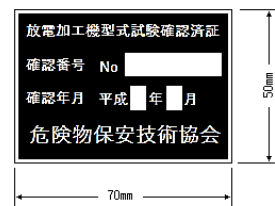
### 1 放電加工機（第1項）

- (1) 第4類第3石油類に該当する危険物を入れた加工槽において、工具電極と加工対象物との間に放電させ加工する工作機械をいい、用いられる工具電極の形態により、「型彫り放電加工機」及び「ワイヤ放電加工機」に区分される。

(放電加工機の構成図)



- (2) 危険物保安技術協会では、各号に規定する構造も含め放電加工機の安全確認のための試験を行っており、これに合格した製品には「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されているので、構造等の確認に際して活用すること。



- (3) 危険物保安技術協会の試験に合格した放電加工機には、次の表示がなされている。

① 機械本体に関する表示

- ア 使用する加工液の危険物品名（例：第4類第3石油類）
- イ 使用する加工液は引火点が70℃以上のものとする旨の注意事項
- ウ 使用する加工液の最高許容温度設定値は60℃以下とする旨の注意事項
- エ 放電加工部分と加工液面との必要最小間隔
- オ 火気厳禁

② 自動消火装置に関する表示

- ア 使用消火剤の種類及び容量（ℓ）又は重量（kg）
- イ 最大防護面積（㎡）
- ウ 放射時間
- エ 感知部の種類及び作動温度
- オ 感知部及び放出口の設置個数並びに設置位置
- カ 製造年月
- キ 製造番号
- ク 製造型式

- (4) 現在生産されている放電加工機のほとんどは当該試験に合格したものであるが、輸入品等一部のものについては、同試験を受けていないものもある。このような製品については本条の基準に適合しているかどうか審査するとともに、危険物保安技術協会の行う試験を受けさせることが望ましい。

**2 加工液（第1項）**

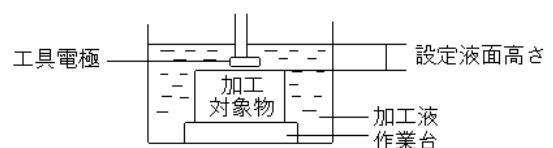
放電加工時に加工部分の冷却並びに加工屑及び炭化生成物（放電によって生じた高熱により加工液が分解し、その結果発生する炭素を主体とする物質）の排除のために使用される液体をいう。

**3 設定された温度（第1項第1号）**

長時間連続加工を行うと加工液の温度が上昇し、引火の危険性が增大することから、設定温度を60℃以下とする。

**4 設定された液面の高さ（第1項第2号）**

液面付近で放電すると、気化した加工液に引火する危険性が高いことから加工対象物の上面から加工液面までの間隔を50mm以上確保すること。

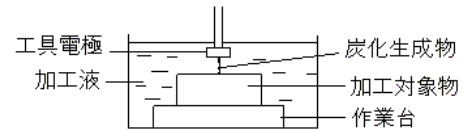


**5 工具電極（第1項第3号）**

加工対象物に対向し、加工対象物を放電加工するための電極をいう。

## 6 炭化生成物（第1項第3号）

放電によって両極間に生じる加工液が熱分解し、その結果発生する炭素を主成分とする物質をいう。



## 7 自動的に加工を停止できる装置（第1項第3号）

本号は、放電加工中に発生する加工屑を容易に除去できない場合、異常放電を起こし、工具電極と加工対象物との間に炭化生成物が付着及び成長し、液面に露出することがあり、このまま加工を続けると、引火する危険があるため、炭化生成物を検出した際に、自動的に加工を停止する装置の設置を義務づけたものである。

## 8 自動的に消火できる装置（第1項第4号）

放電加工中において加工液面に火災が発生した場合に、速やかに検知し、消火剤を加工槽全面に自動的に放出する消火装置を設けなければならないことを規定したものである。なお、当該装置の構造及び機能は、次のとおりである。

(1) 放電加工機に固定設置された消火装置とすること。

(2) 消火剤は、加工槽の形状、油面の広さに応じ必要な量を保有することとし、その量は、消火剤の種類に応じ、次の表に定める量以上とすること。なお、防護面積は、加工槽の2辺の積で表すものとする。この場合において、2辺の比が2を超える場合は、長辺の2分の1の長さを短辺とする長方形の面積とする。

消火剤の種類	消火剤の容量又は重 量
水成膜泡	5.0 ℓ / m <sup>2</sup> 以上
第1種粉末	6.8 kg / m <sup>2</sup> 以上
第2種、第3種粉末	4.0 kg / m <sup>2</sup> 以上
第4種粉末	2.8 kg / m <sup>2</sup> 以上

(3) 消火剤貯蔵容器は、次に定めるものであること。

- ① 検定を受けた消火器の本体容器と同一のもの。
- ② 高压ガス保安法の適用を受けるものについては、同法及び同法に基づく政令の定めるところによるもの。ただし前①に定めるものである場合はこの限りでない。
- ③ 高压ガス保安法の適用を受ける容器以外で、かつ、前①に定めるもの以外である場合は、使用材料、板厚等が前①に定めるものと同様以上の強度を有するもの。
- ④ 加圧用ガス容器は、消火器の技術上の基準を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第25条の規定に適合するもの。
- ⑤ 消火剤及び感知器型感知部は検定品であるもの。
- ⑥ 直接炎に接するおそれのある部分の放出導管及び管継手はJIS H3300（銅及び銅合金の継目無管）に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性並びに耐熱性を有するもの。

## 9 同等以上の強度を有する金属板（第1項第5号ア）

条例第31条の5（タンク共通の基準）【解釈及び運用】3 同等以上の機械的性質を有する材料（第2項第1号）を参照

## 10 配管（第1項第6号）

条例第 31 条の 3（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準）【解釈及び運用】 44 危険物を取り扱う配管（第 2 項第 9 号）を参照

#### 11 引火点 70 度未満の加工液（第 2 項第 1 号）

引火点の低い灯油（第 2 石油類）などの使用による火災が多く発生したことから、規定したものである。

#### 12 吹きかけ加工（第 2 項第 2 号）

加工対象物を露出させたまま加工部分に加工液を吹きかけながら加工を行うこと。



#### 13 その他火災の発生するおそれのある方法（第 2 項第 2 号）

加工液タンクが空の状態の時に、加工位置を決めるために行う空放電や各種安全装置を取り外した状態で放電加工を行うこと等をいう。加工液を噴射して加工対象物に吹きかけながら加工すると、引火して火災が発生するおそれがある。また、加工槽の深さに対して無理な高さの加工対象物の使用や加工対象物の押さえ金具の使用など異常放電等による火災危険のある加工を禁止したものである。

#### 14 必要な点検（第 2 項第 4 号）

次の機能に関する点検をいう。

##### （1）安全装置の機能

- ① 液温検出及び加工停止連動機能
- ② 設定液面高さの検出及び加工停止連動機能
- ③ 電極間の炭化生成物の発生成長による異常加工の検出及び加工停止連動機能

##### （2）自動消火装置の機能

- ① 火災感知機能
- ② 警報作動機能
- ③ 加工停止機能
- ④ 前①から③までの連動機能と自動消火装置の起動装置との連動機能

##### （3）点検結果の記録

#### 15 前条の規定を準用する（第 3 項）

放電加工機が火花を生ずる設備と同様の危険性を有することから、その設置場所について、壁、天井（天井のない場合は屋根）及び床の放電加工機に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でし、有効な換気装置（換気扇等）を設けた室内とされていること。また、放電加工機のある場所では、加工くずや加工廃液等を存置しない等、常に清掃に努めるとともに、溶接機、グラインダー等の火気又は高温体等のみだりな使用は禁止している。

## 第 12 条（変電設備）

### 【解釈及び運用】

本条は、屋内及び屋外に設ける変電設備からの火災危険を排除するとともに、他の施設への延焼を防止するため、変電設備の位置、構造及び管理の基準について規定したものである。

#### 1 変電設備（第 1 項）

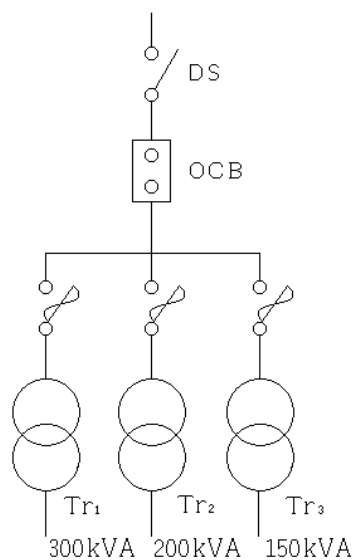
電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器、コンデンサー、配電盤等の電気機器によって構成され、その全出力が20kWを超えるもので、次条に規定する急速充電設備を除くものをいう。

## 2 全出力（第1項）

全出力（kW）は、受電用遮断器の2次側に接続される変圧器の定格容量kVA（一定の変圧器で5kVA未満のものを除く。）の和（主変圧器がある場合で当該変圧器の2次側に接続される変圧器を除く。）に、下表の係数を乗じて算定すること。ただし、2以上の設置場所（防火的に区画（不燃区画等）している場合）に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定するものとする。

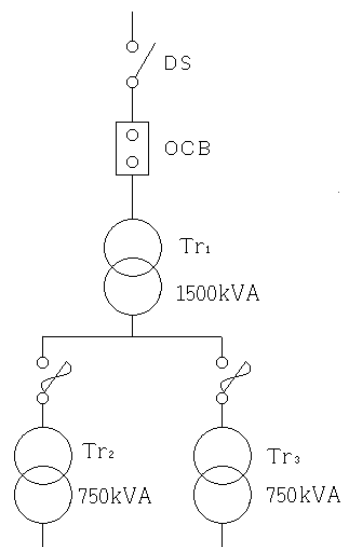
変圧器の定格容量の合計	係数
500kVA未満	0.8
500kVA以上 1,000kVA未満	0.75
1,000kVA以上	0.7

（設置の計算例1）



$(300+200+150) \times 0.75 = 487.5$ となり、  
全出力は487.5kWとなる。

（設置の計算例2）



この場合のTr<sub>2</sub>とTr<sub>3</sub>の定格容量は、主変圧器Tr<sub>1</sub>の定格容量に含まれるので除外して計算すると、

$$1500 \times 0.7 = 1050$$

全出力は1050kWとなる。なお、Tr<sub>1</sub>とTr<sub>2</sub>、Tr<sub>3</sub>の設置場所（区画）が異なる場合は、設置場所毎に全出力を計算する。

## 3 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置（第1項第1号）

次に掲げる措置がなされている位置をいう。

- (1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのある、壁、床、天井等は防水構造とすること。
- (2) 給排水設備（マンホールを含む）、冷暖房設備及びこれらの配管又はダクト等（当該設備のためのものを除く。）を設けないこと。

#### 4 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること（第1項第2号）

可燃性又は腐食性の蒸気若しくは粉塵等が発生する場所は、室の広さ、ガス蒸気発生源の位置やその発生量、あるいは、新鮮な空気の送入等によって、その範囲を限定しなければならないが、通常の使用状態及び特殊な状態で危険な状態になるおそれのある場所には、変電設備は設置してはならない。例を示すと、次に掲げるような場所が該当する。

- (1) 法別表第一に掲げる危険物を取り扱う場所（発火性又は引火性物品の製造所、貯蔵所又は取扱所のある場所及びその周辺）
- (2) プロパンガス等の液化ガスを製造、貯蔵又は取り扱う場所及びその周辺
- (3) アセチレンガス発生器を設置してある場所
- (4) 高度さらし粉を取り扱う場所
- (5) 化学肥料の製造所及び銅、亜鉛等の精錬、電気分解等を行う場所
- (6) 小麦粉、でん粉、砂糖、合成樹脂粉、ナフタリン、石けん、コルク、石灰、鉄粉、たばこ、木粉、皮革等の可燃性粉塵のある場所

#### 5 消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの（第1項第3号）

キュービクル式変電設備の構造及び外箱等が次に掲げる基準又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）の基準を満たす場合、不燃材料で区画された室に設置された場合と火災予防上同等とみなす。

- (1) キュービクル式変電設備の種類は、次のとおりとする。
  - ① 電力需給用計器用変成器及び主遮断装置並びにこれらの付属装置を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したもの
  - ② 変圧器、遮断器、開閉器及びこれらの付属装置を外箱に収納したもの
  - ③ 前①及び②に掲げる装置を外箱に収納したもの
- (2) キュービクル式の変電設備の外箱の構造は、次によること。
  - ① 外箱（コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設置するものの床面部分を除く。）の材料は鋼板とし、その板厚は屋外用のものにあつては、2.3 mm以上、屋内用のものにあつては、1.6 mm以上とする。なお、断熱防音のため不燃材料を用い、外箱を二重貼り等して設けた場合、外部に面する側の鋼板の板厚を屋外用にあつては1.6 mm以上、屋内用にあつては1.2 mm以上とすることができる。
  - ② 外箱の開口部（ウに掲げるものに係る部分を除く。）には、特定防火設備（建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）である防火戸（条例第3条（炉）第2項に規定する防火戸をいう。以下同じ。）が設けられていること。ただし、計器用のぞき窓を有するものにあつては、当該部分を防火戸とすることができる。
  - ③ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出して設けられていないこと。
    - ア 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）
    - イ 電線の引込み口及び引出し口
    - ウ （4）の換気装置

エ 電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。）

オ 電流計（計器用変成器に接続しているものに限る。）、周波数計その他操作に必要な計器類

カ 計器切替スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

キ 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したものに限る。）

④ 外箱からの電線の引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管（2種金属製可とう電線管に限る。）を容易に接続できるものであること。

⑤ 外箱には直径 10 mm以上の丸棒が入るような穴又はすきまがないこと。

(3) キュービクル式の変電設備の内部の構造は、次によること。

① 機器及び配線等は外箱、フレーム等に堅固に固定されていること。

② 機器及び配線は、外箱の底面から 10 cm以上の位置に収納され、かつ、充電部は底面から 15 cm以上の位置に取り付けられていること。ただし、架台等を設けたものにあつては、外箱の底面からの高さ架台等の高さを含めた高さとするものであること。

(4) キュービクル式の変電設備には、次に定めるところにより換気装置が設けられていること。

① 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

② 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。

③ 自然換気口により十分な換気が行えないものにあつては、機械換気設備が設けられていること。

④ 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

## 6 変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置（第1項第3号）

常に空間が保たれており、他への延焼の危険性が認められない状態のことをいう。なお、不活性ガス消火設備等（全域放出方式に限る。）を有効に設置した場合も本号に定める防火上支障の無い措置として取り扱う。

## 7 換気、点検及び整備に支障のない距離（第1項第4号）

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる距離をいうものであること。

保有距離を確保すべき部分	保有距離
前面又は操作面	1.0m以上
点検面	0.6m以上
※換気面	0.2m以上

※前面、操作面又は点検面以外の面で、換気口の設けられている面をいう。

## 8 すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること（第1項第5号）

変電設備室等からの延焼防止等を図るため、条例第 12 条第 1 項第 3 号の規定による不燃区画をダクト、ケーブル等が貫通する部分の火災予防上有効な措置について明確にしたものである。なお、不燃区画等の貫通部分のすき間を埋める不燃材料には、ロックウール、モルタル、防火シール材、防火パテ等があり、貫通部分の措置については、(一財)日本建築センターにより「ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法」として防災性能評定を受けたものを参考として、適切な措置を講じるべきものであること。

#### 9 有効な換気設備（第 1 項第 6 号）

機器の放熱等によって温度が上昇し、機器等の機能に障害を与えるおそれがあるので一定の温度（40℃）以上上昇しないように換気する設備をいう。機械による強制換気のほか、屋外又は他の室内に面した開口部があり、有効に自然換気ができるものをいう。なお、換気口には自閉式の防火ダンパー等を設けることが望ましい。

#### 10 見やすい箇所（第 1 項第 7 号）

変電設備のある場所にあつては、その入口付近をいう。

#### 11 標識（第 1 項第 7 号）

条規第 11 条に定めるものとする。ただし、「キュービクル式高圧受電設備（J I S C4620）」に定める標識を設置することをもって代えることができる。

#### 12 点検及び絶縁抵抗等の測定検査（第 1 項第 11 号）

点検は、端子及びネジ類のゆるみ、導電部の接触状況、絶縁油の漏れ、バインド線のはずれ、機器類の温度上昇、がいしの汚損並びに指示計器類の良否等について適宜行う必要がある。測定検査は絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び継電器類の動作等について必要に応じて行い、特に絶縁抵抗の測定は 1 年に 1 回以上行うことが大切である。また、絶縁油等も状況に応じ取り替え又は精密検査を行う必要がある。

#### 13 結果を記録（第 1 項第 11 号）

点検、整備については次の事項を記録すること。なお、他の法令の規定による点検等の記録で必要事項が確認できる場合は、当該記録をもってこれに代えることができる。

- ① 点検の日時
- ② 異常の有無
- ③ 異常を発見した場合は、その詳細及び故障排除のためにとった措置
- ④ その他必要事項

### 第 12 条の 2（急速充電設備）

#### 【解釈及び運用】

本条は、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準について規定したものである。なお、一般社団法人 CHAdeMO 協議会が発行する「電気自動車用急速充電スタンド標準仕様書」(Ver. 1.2 以降)への適合が第三者機関により確認された急速充電設備（以下「CHAdeMO 認証品」という。）は、条例第 12 条の 2 第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 12 号、第 17 号及び第 18 号を除く。）の規定に適合するものとして取り扱う。

#### 1 電気を設備内部で変圧（第 1 項）

急速充電設備内部で変圧器を使用して昇圧するもののほか、変圧器以外の電子機器を使用して急速充電設備内部で昇圧するもの全てを含む。

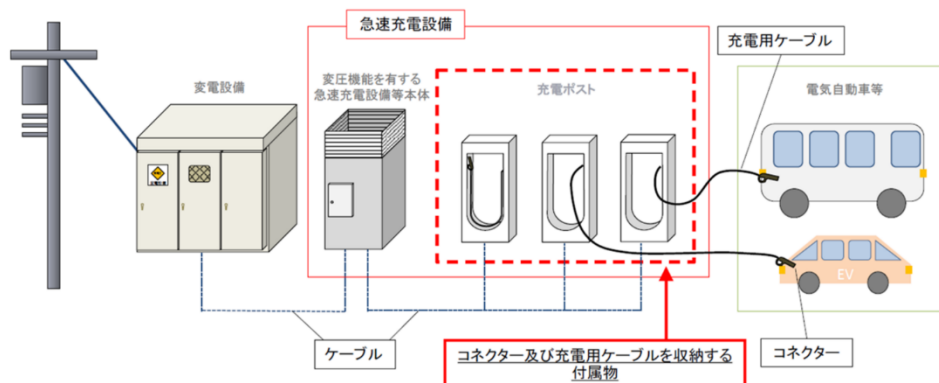
## 2 コネクター（第1項）

充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分を指す。本条の適用を受ける急速充電設備はコネクターを用いて充電を行うものを対象としているため、コネクターを用いないものは、「変電設備」の基準を適用することとなる。

## 3 分離型（第1項）

急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体と充電ポストで構成されるものを指す。なお、分離型の急速充電設備について、設備本体を屋外に設置し、充電ポストを屋内に設置すること（又はその逆）も可能であること。この場合、条例第12条の2第1項第1号の適用に当たっては、設備本体の設置場所により判断すること。なお、当該急速充電設備は、政令第13条第1項及び規則第6条第4項に定める電気設備が設置されている部分の床面積の算定に当たり、「その他これらに類する電気設備」に該当するのは設備本体のみであり、充電ポスト部分の床面積を含める必要はないことに留意すること。

（分離型の急速充電設備のイメージ図）



## 4 充電ポスト（第1項）

分離型の急速充電設備において、コネクター及び充電用ケーブルを収納する部分を指す。当該部分は単にコネクター及び充電用ケーブルを収納する設備であり、変圧等の機能を有するものではないことから出火危険性が低いものと想定されるため、第1項第1号及び第2号の規定は適用しない。

## 5 筐体（第1項第2号）

一般的に電気機器や機械を内蔵する外箱のことを指し、急速充電設備においては、充電設備及び付属機器を収納する容器をいう。

## 6 雨水等の浸入の措置（第1項第4号）

筐体が日本産業規格で規定するIP33以上の保護等級（JIS C0920「電気機械器具の外郭による保護等級」）を確保していること。

## 7 異常な高温（第1項第10号）

過電流等による発熱を温度センサーが検知し、急速充電設備が充電を停止する温度のこと。

## 8 速やかに操作することができる箇所（第1項第11号）

一体型の場合は設備本体、分離型の場合はコネクタや充電ポスト等の場所を指す。

#### 9 衝突を防止する措置（第1項第12号）

「樹脂製ポール」や「鉄製パイプ」のほか、「車止め」や「縁石」等の措置をいう。その他、急速充電設備を駐車スペースより1段高い位置に設けることで衝突を防ぐ方法等も含まれる。こうした措置のうち、いずれかの措置が講じられたものであれば、防護措置の基準に適合したものと取り扱って差し支えない。なお、当該衝突防止措置は、点検を実施する際に急速充電設備の扉の開閉の妨げにならない位置に設けること。

#### 10 操作に伴う不時の落下を防止する措置（第1項第13号）

充電用ケーブル部を保持する補助器具や、車両付近にコネクタを保持できる補助器具を設置する等の措置のこと。

#### 11 十分な強度（第1項第13号）

操作に伴う不時の落下等による衝撃に十分耐えうる強度であること。具体的には急速充電設備のコネクタに係る規格（CHAdeMO 認証品、UL規格等）に適合しているもののこと。

#### 12 漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造（第1項第14号）

絶縁性を有する冷却液を用いたものや、液冷機構を内部基板等より低い位置に配置したもの等のことをいう。

#### 13 流量及び温度の異常（第1項第14号）

「流量の異常」とは、冷却液が漏れること等により、流量が減少した状態のことを、「温度の異常」とは、冷却液が漏れること等により、充電用ケーブルが過熱し、冷却液の温度が上昇した状態のことをいう。

#### 14 蓄電池（第1項第16号）

急速充電設備の筐体内に蓄電池が収納されている場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。なお、内蔵している蓄電池の蓄電池容量が10kWhを超えるものであっても、急速充電設備の基準に適合するものは、条例第14条の適用は受けない。

- (1) リチウムイオン蓄電池であり、かつ、JIS C8715-2（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第2部：安全性要求事項）に適合するものであること。
- (2) 電気自動車駆動用蓄電池を急速充電設備用蓄電池として再利用（リユース）する場合は、客観的評価により安全性が確認されたものであること。

#### 15 主として保安のために設けるもの（第1項第16号）

停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池が該当する。

#### 16 異常な高温又は低温（第1項第16号ウ）

「異常な低温」とは、蓄電池の仕様書等に記載された使用温度範囲を下回る温度のことをいう。

#### 17 制御機能（第1項第16号エ）

蓄電池が過充電、過電流、過放電、温度異常等の際に電流を制御する電子システム（BMS：バッテリーマネージメントシステム）のことをいう。

### 第 13 条(内燃機関を原動力とする発電設備)

#### 【解釈及び運用】

本条は、内燃機関（ガスタービンを含む。）を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準について規定したものである。

#### 1 発電設備（第 1 項）

本条でいう発電設備とは、内燃機関を原動力とする発電設備であり、使用燃料によってガス機関、ガソリン機関及びディーゼル機関に分類されるものである。水力発電、風力発電、潮力発電等の発電設備及び電動発電機設備は、内燃機関を有していないので本条には該当しない。また、発電設備の全出力の算定は、当該設備の定格容量（kVA）に発電機の力率を乗じて得た値の和により算定し、2以上の設置場所（専用不燃区画）に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定すること。なお、次に掲げるものは本条の規制から除外される。

- ① 搬送用発電機及び移動用発電機
- ② 容量が5kVA未満の小容量の発電設備

#### 2 容易に点検することができる位置（第 1 項第 1 号）

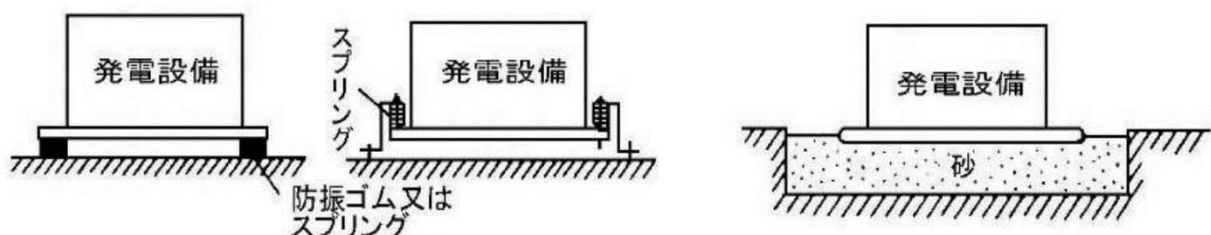
維持管理をするのに必要な空間を確保するように定めたもので、下表のとおりである。

保有距離を確保する部分		保有距離
発電機及び 内燃機関	周囲	0.6m以上
	相互間	1.0m以上
操作盤	操作を行う面	1.0m以上。ただし、操作を行う面が相互に面する場合は、1.2m以上
	点検を行う面	0.6m以上。ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。
	換気口を有する面	0.2m以上

#### 3 防振のための措置（第 1 項第 2 号）

発電設備の運転に際して、その構造上振動が激しいため、機器のネジのゆるみ等により機能に悪影響を及ぼす可能性があり、電気配線の接続部等電気工作物の損傷から火災を発生するおそれもあるので、その振動を吸収するための措置である。防振措置の方法としては、発電機及びエンジンの存する床又は台を建築物のその他の部分と切り離す、又は砂、防振ゴム、防振コルク、スプリング式防振台床、コンクリートスプリング式防振台床等を使用する方法がある。ただし、ガスタービンのように振動の少ないものは防振のための措置を設けないことができる。

(防振措置の例)



#### 4 防火上有効な構造（第1項第3号）

排気筒は、次に掲げる基準を満たす構造としなければならない。

- (1) 排気筒の遮熱材料は不燃材料であること。
- (2) 排気筒と他の可燃物を接触しないようにすること。
- (3) 排気口は、排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に設けないこと。なお、配管・煙突から可燃物までの距離は、条例第9条（煙突、煙道及びたき口）【解釈及び運用】を準用することが望ましい。

#### 5 第12条第1項の規定を準用する（第2項）

キュービクル式発電設備については、キュービクル式変電設備に関する規定が準用されており、消防長が火災予防上支障がないと認める場合の判断基準は次のとおりである。なお、自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）に定めるキュービクル式自家発電設備の構造及び性能の基準の例により設置される場合、不燃材料で区画された室に設置された場合と火災予防上同等とみなす。

- (1) キュービクル式の発電設備の種類は、次のとおりとすること。
  - ① 内燃機関、発電機及び燃料タンク並びにこれらの付属装置を外箱に収納したもの。
  - ② 制御装置及び保安装置並びにこれらの付属装置を外箱に収納したもの。
  - ③ 前①及び②に掲げる装置を外箱に収納したもの。
- (2) 外箱の構造は、キュービクル式変電設備の構造（2）（③を除く。）に準ずるほか次によること。
  - ① 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出してもうけられていないこと。
    - ア 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）
    - イ 電線の引込み口及び引出し口
    - ウ （4）の換気装置
    - エ 電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。）
    - オ 電流計（計器用変成器に接続しているものに限る。）、周波数計その他操作に必要な計器類
    - カ スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）
    - キ 排気筒
    - ク 燃料配管（潤滑油配管を含む。）
    - ケ 始動用空気管の出し入れ口
    - コ 内燃機関の息抜き管
    - サ 冷却水の出し入れ口及び水抜き管
    - シ 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したものに限る。）
  - ② 外箱は、消音器及び屋外に通じる排気筒を容易に取り付けられるものであること。
- (3) 内部の構造は、キュービクル式の変電設備の構造、ウに準ずるほか次によること。
  - ① 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材

料をいう。以下同じ。)で区画され、遮音措置が講じられていること。

- ② 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。ただし、内燃機関にガスタービンを用いるものにあつては、この限りでない。
- ③ 給油口は、給油の際の漏油により電気系統又は内燃機関の機能に異常を及ぼさない位置に設けられていること。
- ④ 外箱内の配線類は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、かつ、堅固に固定されていること。

(4) キュービクル式の変電設備の構造(4)に準ずる換気装置が設けられていること。

## 6 気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備(第4項)

気体燃料を使用する出力10kW未満のピストン式内燃機関を原動力とする発電設備については、当該設備が鋼板製の外箱に収納され、外箱の断熱材又は防音材に難燃性のものを使用し、内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができる換気口を設けた場合には、火災発生危険性が低く、内在する可燃物量が少なく、また、火災が発生した場合の影響が小さいため、屋外において建築物から3m以上の距離を保有すること等を要しないこととしたものであること。

## 第13条の2(燃料電池発電設備)

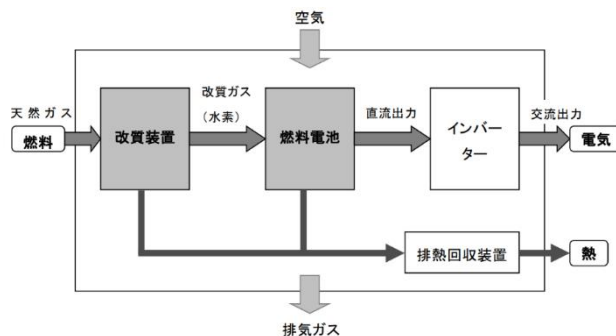
### 【解釈及び運用】

燃料電池発電設備は、主に工場や病院等の大規模な建築物等を対象として開発されたものであるが、当該設備は内部(発電に必要な水素を作る改質器部分)にバーナーを有すること等の理由から設備本体の出火危険があり、平成17年10月の条例改正以前は条例第13条において発電設備として規制してきた。しかし、近年の技術開発の進展により、リン酸型燃料電池による発電設備に加え、新たに熔融炭酸塩型燃料電池、固体酸化物型燃料電池及び主として一般向けに開発された固体高分子型燃料電池による発電設備が出現したことから、安全確保に必要な基準が整備されたものである。

### 1 燃料電池発電設備(第1項)

水素と酸素の化学反応により発電する設備(固定して使用するもの)で、改質器、燃料電池(固体高分子型、リン酸型、熔融炭酸塩型、固体酸化物型)、インバーター等によって構成され、改質器にバーナー等に火を使用するもの(運転開始時に火を使用するものを含む。)をいう。また、改質器とは燃料物質を化学反応させ水素を取り出す装置をいう。

(燃料電池発電設備の概略図)



## 2 第12条第1項の規定を準用する（第1項）

キュービクル式燃料電池発電設備については、キュービクル式変電設備に関する規定が準用されており、消防長が火災予防上支障がないと認める場合の判断基準は次のとおりである。なお、燃料電池設備の基準（平成18年消防庁告示第8号）に定める基準の例により設置される場合、不燃材料で区画された室に設置された場合と火災予防上同等とみなす。

(1) キュービクル式の燃料電池発電設備の種類は、次のとおりとすること。

- ① 燃料電池及び改質器並びにこれらの付属装置を外箱に収納したもの
- ② 逆変換装置、制御装置及び保安装置並びにこれらの付属装置を外箱に収納したもの
- ③ ①及び②に掲げる装置を外箱に収納したもの

(2) 外箱の構造は、キュービクル式変電設備の構造（2）（③を除く。）に準ずるほか、次によること。

① 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出してもうけられていないこと。

ア 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

イ 電線の引込み口及び引出し口

ウ （4）の換気装置

エ 電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。）

オ 電流計（計器用変成器に接続しているものに限る。）、周波数計その他操作に必要な計器類

カ スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

キ 排気筒

ク 燃料配管（空気引き込み管を含む。）

ケ 窒素ガス配管（ガス抜き管を含む。）

コ 水蒸気配管（温水管を含む。）

サ 冷却水の出し入れ口及び水抜き管（凝縮水配管を含む。）

シ 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したものに限る。）

② 外箱は、屋外に通じる排気筒を容易に取り付けられるものであること。

(3) 内部の構造は、キュービクル式の変電設備の構造、ウに準ずるほか次によること。

① 逆変換装置は、他の部分と防火上有効に区画されていること。

② 可燃性ガスが漏れた場合に自動的に発電を停止する装置及び燃料の供給をしゃ断する装置が設けられていること。

③ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものには、運転開始前及び運転停止後に当該滞留未燃ガスを有効に排出できる装置が設けられていること。

④ 外箱内の配線類は、燃料電池等から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、かつ、堅固に固定されていること。

(4) キュービクル式の変電設備の構造（4）に準ずる換気装置が設けられていること。

### 3 前項の規定にかかわらず（第4項）

第4項は、屋外に設ける固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備のうち、出力が10kW未満で安全装置が設置されているものについて、建築物から3mの距離を保有すること等を要しないものとした規定である。

## 第14条（蓄電池設備）

### 【解釈及び運用】

本条は、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準について規定したものである。

### 1 蓄電池設備（第1項）

蓄電池を主体としてこれに充電する装置等を含む設備の一体をいい、定置用であるものをいう。したがって、モバイル機器、電気自動車等に用いる蓄電池等は含まない。なお、蓄電池設備の充電装置及び逆変換装置に内蔵される変圧器については、出力が20kWhを超える場合においても、独立の変電設備としてではなく、蓄電池設備の一部として取り扱って差し支えない。また、蓄電池設備のうち、蓄電池容量が10kWh以下のもの及び蓄電池容量が10kWhを超え20kWh以下のものであって「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準」（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものは、本条の規制の対象外となる。

蓄電池容量（kWh）			条例の規制
10kWh 以下			対象外
10kWh 超 20kWh以下	出火防止措置等	あり	対象外
		なし	対象
20kWh 超			対象

### 2 蓄電池容量（第1項）

蓄電池容量（kWh）については、「放電率容量（Ah）×セル数×公称電圧（V）」にて算出すること。なお、鉛蓄電池については、10時間放電率容量、アルカリ蓄電池にあつては、5時間放電率容量を標準にして算出する。また、主な蓄電池の蓄電池種別に応じて定められている電圧（公称電圧）は下表のとおりである。

鉛蓄電池	2.0V
ニッケル水素蓄電池	1.2V
リチウムイオン蓄電池	3.7V

### 3 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるもの（第1項）

出火防止措置が講じられた蓄電池設備のことをいい、次のいずれかに適合するものが該当する。

J I S C 8 7 1 5 - 2（リチウムイオン蓄電池）
J I S C 6 3 1 1 5 - 2（ニッケル水素蓄電池）

また、上記の標準規格と同等以上の出火防止措置が定められた標準規格は、次に該当するものをいう。なお、標準規格への適合性については、第三者試験機関等により確認されたもののほか、メーカーや輸入代理店等が自ら所定の方法により確認したものでも差し支えない。

IEC 62619 (リチウムイオン蓄電池)
IEC 63115-2 (ニッケル水素蓄電池)

#### 4 開放形鉛蓄電池 (第1項)

使用中に補水を必要とする構造の鉛蓄電池が該当し、一般にベント式と呼ばれるものである。

#### 5 電槽 (第1項)

電解液及び一対の電極 (最小単位) を入れた容器をいう。

#### 6 耐酸性の床上又は台上 (第1項)

陶磁器、鉛、アスファルト、プラスチック、耐酸性モルタル等で造られ、若しくは被覆された床又は台の上のことである。

#### 7 第12条第1項第3号の規定を準用する (第2項)

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式蓄電池設備とは、次の基準を満たすものとする。なお、蓄電池設備の基準 (昭和48年消防庁告示第2号) に定めるキュービクル式蓄電池設備の構造及び性能の基準の例により設置される場合、不燃材料で区画された室に設置された場合と火災予防上同等とみなす。

(1) キュービクル式の蓄電池設備の種類は、次のとおりとすること。

- ① 蓄電池を外箱に収納したもの
- ② 充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及びこれらの付属装置を外箱に収納したものの
- ③ 前①及び②に掲げる装置を外箱に収納したもの

(2) キュービクル式の蓄電池設備の外箱の構造は、キュービクル式の変電設備の構造 (2) (③を除く。) に準ずるほか、外箱には次に掲げるもの (屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。) 以外のものが外部に露出して設けられていないこと。

- ① 表示灯 (カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。)
- ② 電線の引込み口及び引出し口
- ③ (5) の換気装置
- ④ 電流計、電圧計 (ヒューズ等で保護されたものに限る。)、周波数計その他操作に必要な計器
- ⑤ 配線用遮断器 (金属製カバーを取り付けたものに限る。)
- ⑥ スイッチ (不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。)
- ⑦ 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置 (裏面を防火措置したものに限る。)

(3) キュービクル式の蓄電池設備の内部の構造は、キュービクル式の変電設備の構造 (3) に準ずるほか次によること。

- ① 蓄電池を収納する部分は、他の部分と防火上有効に区画されていること。ただし、シール型蓄電池 (陰極吸収式のものに限る。以下同じ。) を収納するものにあつては、この限りでない。
- ② 鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル式の蓄電池設備内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収

納するものにあつては、この限りでない。

③ 直送回路に変圧器（100 kW未満のものを除く。）を用いる場合は、他の部分と防火上有効に区画されていること。

（4）キュービクル式の蓄電設備に設ける区分遮断器、点検スイッチ及び変圧器は、次によること。

① 区分遮断器には、配線用遮断器が設けられていること。

② 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチが設けられていること。

③ 直送回路及び逆変換装置等に変圧器を用いる場合は、油入機器以外のものとする。

（5）キュービクル式の蓄電池設備には、キュービクル式の変電設備の構造（4）（②を除く。）に準ずる換気装置が設けられているほか、自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池及び前（3）③の変圧器を収納する部分にあつては当該面積の3分の1以下、充電装置等を収納する部分にあつては、当該面積の3分の2以下であること。

## 8 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの（第3項）

延焼防止措置が講じられた蓄電池設備のことをいい、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第2に定めるもので、かつ、次の各号のいずれかに適合するものが該当する。

J I S C 4 4 1 1 - 1
J I S C 4 4 1 2
J I S C 4 4 4 1

また、上記の標準規格と同等以上の延焼防止措置が定められた標準規格は、次に該当するものをいう。

J I S C 4 4 1 2 - 1
J I S C 4 4 1 2 - 2（J I S C 4 4 1 2 - 1 で求められる安全要求事項について適合しているものに限る。）
I E C 6 2 0 4 0 - 1
I E C 6 2 9 3 3 - 5 - 2

### 蓄電池設備を複数台使用して設置する場合の取扱いについて（令和4年3月31日付け消防予第155号）

家庭用蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについては、次の掲げるものを順守すること。

1 蓄電池を複数台接続して設置する場合、蓄電池及びその他の機器が1の箱に収納され、火災予防上一定の安全性を有する※ものであるときは、当該箱ごとに条例第14条への適合が判断されるものであること。

※ 当該蓄電池を用いる蓄電システムがJ I S C 4 4 1 2（低圧蓄電システムの安全要求事項）に定める規格（J I S規格）に適合するものであるなど、火災予防上一定の安全性を有していると認められたものであること。

2 火災予防上一定の安全性を有するものとして、1の箱のみがJ I S規格に適合している製品

や、複数の箱が接続することを含めて J I S 規格に適合している製品もあることから、複数の箱が接続する場合は J I S 規格の適合状況を確認し判断すること。

- 3 1 の箱のみが J I S 規格に適合している製品を複数接続する場合又は J I S 規格に適合していない蓄電池設備を複数接続する場合は、条例第 14 条の規定に基づき設置するよう指導すること。
- 4 条例第 53 条第 1 項第 16 号に基づく届出は、複数の箱が接続することを含めて J I S 規格に適合している場合は 1 の箱ごとに判断し、前 3 の場合は接続した蓄電池設備の容量を合算して判断すること。

#### コンテナ等の内部に蓄電池設備を設置する場合の取扱いについて（令和 4 年 3 月 31 日付け消防予第 156 号）

コンテナ等の内部に蓄電池設備を設置する場合の取扱いについては、次に掲げるものを順守すること。

- 1 蓄電池設備をコンテナ等（輸送用コンテナその他の不燃材料で造られた室で、内部に人が立ち入ることができる構造のものをいう。以下同じ。）の内部に設置する場合は、条例第 14 条第 4 項に定める「屋外に設ける蓄電池設備」に該当しないものであること。また、コンテナ等は、「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式」とは認められないため、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準に適合するように必要な措置を講じること。
- 2 コンテナ等に設置する換気設備を随時開放可能な自然換気方式とする場合の「有効な換気設備」とは、コンテナ等及び蓄電池設備が次に掲げる要件を満たすこと。
  - (1) コンテナ等の開口部が屋外に面しており、外部から容易に開放できる構造で、換気に十分な開口面積（コンテナ等の床面積に対して、おおむね 20 分の 1 以上の面積をいう。）を有していること。
  - (2) 蓄電池設備に温度上昇や電氣的な異常が生じた場合に、当該異常をコンテナ等の外部で検知することができる機能を有していること。
- 3 消防法令上の取扱いについては、「コンテナ型データセンターに係る消防法令上の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 31 日付け消防予第 96 号）のコンテナ型データセンターに係る運用指針を準用すること。
- 4 条例第 53 条第 1 項第 16 号に基づく届出は、コンテナ内部の蓄電池設備の容量を合算して判断すること。

#### 第 15 条（ネオン管灯設備）

##### 【解釈及び運用】

本条は、ネオン管灯設備の位置、構造及び管理について規定したものである。

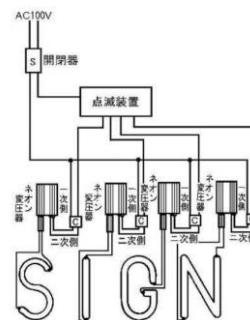
##### 1 ネオン管灯設備（第 1 項）

ネオン管灯設備は、ネオン管、ネオン変圧器等で構成され、ネオン管の両極に 1,000V から 15,000V 程度の高電圧を加え、グロー放電を起こし、広告、照明等に使用するものである。なお、

本条の適用は管灯回路の使用電圧が、1,000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管を使用したものを対象としている。

## 2 点滅装置（第1項第1号）

単にネオン管を点滅させるためのスイッチではなく、ネオン管灯設備が、人々の注視を得るために、一定の周期をもって明滅するようになっている場合の明滅のための付属装置をいうものである。点滅装置は、IC（集積回路）等の半導体等を利用した電子式点滅器が主流となっており、点滅ローラーを電動機で回転させるドラム形点滅器は既設設備に使用されている。



## 3 低圧側（第1項第1号）

ネオン変圧器の1次側すなわち低圧回路のことで、通常は100V又は200Vである。

## 4 無接点継電器（第1項第1号）

半導体等を利用した電子式点滅器で、点滅時火花を発生のおそれのないものをいう。

## 5 雨水の浸透を防止するために有効な措置（第1項第2号）

ネオン変圧器を、雨のかかる可能性のある場所に設ける場合は、屋外用のものを使用しなければならない。また、変圧器用の金属製外箱は、屋外用にあつては、0.8mm以上、屋内用にあつては0.5mm以上の厚さの鋼板又はこれと同等以上のもので完全にさび止めをしなければならない。さらに、ネオン変圧器の導体引出部を上向き又は横向きに取り付けると、屋外用の変圧器であつてもブッシング等の電線引出口から内部に浸水するおそれがあるので導体引出部は下向きに取り付けなければならない。

## 6 近接する取付材（第1項第3号）

近接するとは放電管、高压ケーブル等高压充電部分から50cm以内にある部分とする。ただし、難燃性の材料で覆ったものに係る部分については、この限りでない。

## 7 管理（第2項）

ネオン管灯設備は高压側で使用されることと、屋外に施設される場合が多いので風雨により設備の劣化が早く、常に保守点検を行わなくてはならない。特に高压側配線の被覆劣化、高压部分と造営材との間隔、機器材の腐食、各配線の断線等について入念に点検を行い、不良箇所を発見した時は直ちに点灯を中止し、補修しなければならない。

## 第16条（舞台装置等の電気設備）

### 【解釈及び運用】

本条は、舞台装置、展示装飾のために使用する電気設備及び工事、農事等で使用する電気設備について規定したものである。当該電気設備は、必ずしも一時的に使用するもののみを対象とするものではなく、恒久的な設備についても適用がある。しかし、特に一時的に使用する設備について、安易な気持ちから生じる工事上、管理上の不備に基づく火災の発生が多いので、これを防止するための規定である。

### 1 過熱するおそれのない位置（第1項第1号ア）

電灯、抵抗器等の熱を発生する電気設備器具等は、カーテン、どん帳、装飾品、木板等の可燃

物に近接するような位置に設けないこと。

## 2 充電部分（第1項第1号イ）

電気が来ている部分であり、電圧が掛かっている金属部分である。電灯の充電部分を露出させないためには、電球をソケットへ接続すること又は絶縁物で被覆することが必要である。電灯の口金、受口、開閉器、接続器等の充電部分は露出していると短絡、感電等の事故が発生するおそれがあるので、充電部の露出したもの、破損したもの等は使用しないこと。

## 3 2以上の分岐回路に使用しない（第1項第1号オ）

1つの電線が、2つの回路に共有されるような配線をするを原則として禁止するものである。この場合、共有された部分の電線には2つの回路の負荷電流が重畳して流れ、当該電線が過負荷になる可能性がある。したがって、舞台等で一時的に使用する場合には、1本の配線を簡略しがちであるが、これは原則として禁止する。ただし、特別に負荷電流に応じた設計をして配線の太さの大きいものを設けた場合には、この禁止規定を適用しないよう運用しても差し支えない。

## 4 障害を受けるおそれのない位置（第1項第2号ア）

電灯、分電盤、接続器、電動機等は、雨雪、土砂、工事中建設材料、建設用機械器具等により障害となるおそれのある場所のことである。

## 5 残置灯設備（第1項第2号イ）

工事等の際、夜間において工事現場を照明するために設ける電灯設備である。

## 6 自動遮断の措置（第1項第2号イ）

その回路において、短絡、過電流が生じた場合、自動的に電流を遮断するための措置であって、ヒューズが最も簡単なものであるが、このほかヒューズを用いない遮断器いわゆるノーヒューズブレーカーでも差し支えない。

## 第17条（避雷設備）

### 【解釈及び運用】

本条は、落雷に伴う電撃により生じる火災、破損又は人畜への傷害を防止するために必要な事項を規定したものである。

落雷時に、避雷針は瞬間的に数百kV程度の電位上昇を生じ、近距離の金属体には相当な静電誘導電圧を発生させるため、不完全な避雷設備では、かえって災害を起こす場合も予想される。そのため、建基法、危政令等により規定されているもの以外に避雷設備を設置する場合には、条例によりその安全性を確保するために位置、構造及び管理について規定している。

## 第18条（水素ガスを充填する気球）

### 【解釈及び運用】

本条は、水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理について規定したものである。

### 1 水素ガス

水素は、極めて軽い気体（空気約29に対して水素ガスは2の重さである。）であるため気球に使用されるが、燃焼範囲が広く、その燃焼は爆発的であり、火災予防上、極めて危険な気体である。また、着火エネルギーが小さいので微小の火源で着火する。特に静電気、電気スパーク等の

火源による着火爆発等の事故が考えられる。

## 2 煙突その他火気を使用する施設の付近（第1号）

付近とは、次に掲げる距離をいう。

- (1) 電気のスパーク等の発生施設、火花、炎等を発生する施設から10m以内（当該施設が区画された室又は箱等に收容されている場合は3m以内）の範囲とする。
- (2) 煙突、喫煙所等から6m以内の範囲とする。

## 3 この限りでない（第2号）

建築物の屋上において掲揚又はけい留することは、操作上不安定であり、かつ、掲揚網の緊結及びけい留の不完全等事故の原因となりやすいが、不燃材料で造った陸屋根であり、かつ、当該屋根面のうち最少幅員が気球の直径の2倍以上の場合は、その危険性も比較的少なく、安全上必要な面積が確保されると解し、掲揚して差し支えない

## 4 水平距離10m以上（第3号）

掲揚される気球は、風によって各方向に移動するので、衝突等による爆発を防止するとともに爆発時の保安上有効な空間を確保するために、掲揚網と周囲の建築物又は工作物との間に、水平距離10m以上の空間を保有すべきことを規定したものである。なお、10mを基準とし、気球の掲揚の高さに応じて当該掲揚高の2分の1の距離だけ保有距離を延長すること。また、気球相互間の保有距離については、掲揚高の高い気球を基準としてその掲揚高の2分の1の距離を保有すること。

## 5 掲揚網の固定箇所にさく等を設け（第3号）

掲揚網の固定場所には、関係者以外の者による事故を防止するため規定したものである。ただし、陸屋根で掲揚する場合は、差し支えないこととなっているが、これは、公衆の出入りするおそれが少ないため除かれたものである。

## 6 気球の容積（第4号）

気球の容積を $15\text{ m}^3$ 以下に規制しているのは、あまりに大きい気球の掲揚は、事故防止上好ましくないからである。なお、気球の容積は、気球の半径を $r$ とすれば、 $\frac{4}{3}\pi r^3$ であるので、本式により計算すると、容積 $15\text{ m}^3$ の場合、直径は約3mとなる。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、特に慎重に取り扱われ、かつ、専門的技術によって管理されることが期待できるので、大きさの制限は加えられていない。

## 7 風圧又は摩擦に対して十分な強度を有する材料（第5号）

### (1) 気球の材料

- ① ビニール樹脂又はこれに類する樹脂若しくはゴム引布などで、その材質が均一不変質、かつ、静電気が発生又は帯電しにくいもの。
- ② 生地は可ぞ剤、着色剤等の吹き出し及び粘着がなく、又は泡及び異物の混入がないもの。
- ③ 気球に使用する材料の厚さは、ビニール樹脂については $0.1\text{ mm}$ 以上、ゴム引布については $0.25\text{ mm}$ 以上のもの。
- ④ 抗張力及び伸びは膨張又は圧縮による内外圧に十分耐えるもので、塩化ビニールフィルムにあっては $15\text{ N/mm}^2$ 以上のもの、ゴム引布にあっては $27\text{ N/mm}^2$ 以上のもの。
- ⑤ 引裂強さは、塩化ビニールフィルムにあってエレメンドルフ引裂強さ $6\text{ N/mm}^2$ 以上のもの。

- ⑥ 気体透過度は、水素を注入し、24時間において1 m<sup>3</sup>から漏れる量が5ℓ以内のもの。
- ⑦ 耐寒性は零下5℃、耐熱性は60℃において、それぞれひび割れ、粘着等を生じないもの。

#### (2) 気球の構造

- ① 掲揚若しくは係留中、局部的に著しく外圧を受け、又は著しく静電気を発生することがないもの。
- ② 掲揚中、著しく不安定になり、又は回転することがないもの。
- ③ 接着部分は、その強さと同等以上であるもの。
- ④ 糸目座の強さは、150 kg以上であるもの。

#### (3) 掲揚網等の材料

- ① 麻又は合成繊維若しくは綿などで材質が均一不変質、かつ、静電気の発生若しくは帯電しにくいもの。
- ② 繊維は、比較的長繊維のもの。
- ③ 掲揚網及び係留網に使用する網の太さは、麻については6 mm以上、合成繊維については7 mm以上のもの。
- ④ 糸目網に使用する網の太さは、麻については3 mm以上、合成繊維については、2 mm以上、綿については4 mm以上のもの。
- ⑤ 掲揚網の切断荷重は、気球の直径が2.5mを超え、3 m以下のものについては240 kg以上、2.5m以下のものについては170 kg以上のもの。
- ⑥ 水、バクテリア、油、薬品等により腐食しにくいもの。
- ⑦ 摩擦によりその強さが容易に減少しないもの。
- ⑧ 日光等の影響により、その品質が著しく低下しないもの。
- ⑨ 建物等のかどにおける横すべりにより容易に切断することがないもの。
- ⑩ 吸湿により著しく硬化することのないもの。

#### (4) 掲揚網等の構造

- ① ヤーン数（より合せてないものを除く。）2以上のストランドを3以上としたもの。
- ② 著しく変形し又はキンクすることのないもの。
- ③ 著しく滑ることのないもの。
- ④ 糸目は6以上とし、浮力及び風圧に十分耐えるもの。
- ⑤ 結び目は、動圧に対し、容易に解けることのないもの。
- ⑥ 結び目は、局部的に荷重が加わらないようにしたもの。

### 8 気球に付設する電飾（第6号）

宣伝文字又は広告図案等を電気照明により表示する装置で、当該装置については、配線等の設備の装置が極めて簡易な方法で行われる場合が多く、掲揚中に風圧又は摩擦による電線の切断や被覆のはく離等による短絡が生じやすいので電気スパーク等の火源による着火爆発の危険等を排除するために規定したものである。

### 9 電飾に使用する電線（第7号）

電飾に使用する電線は、切断しやすいものを使用すれば、気球の移動に伴って切れたり、被覆がはがれたりすることがあり、また、長くたるんでいると、重なり合ったり、触れ合ったりして

スパークを起こすおそれがある。これらの点を考慮して、電線の太さを一定以上のものとし、一定の距離ごとに支持するよう規定したものである。

#### 10 傾斜角度が45度以下となるような強風時（第8号）

風速が大きい場合における掲揚は、付近の建築物等に接触して、その結果、衝突等による爆発又は浮遊、落下による事故を起こし易くなるので、これを禁止したものである。なお、通常の計算式により15 m<sup>3</sup>の気球が45°に傾斜するための風速を計算すると、6 m/sec～7 m/secである。

（風速の算出式：参考）

$$F = \frac{29-2}{22.4} \times \frac{4}{3} \pi r^3 - G$$

$$W = \frac{1}{16} \times V^2 \times \pi r^2 \times 0.6 \quad F=Wとすれば$$

$$V = \sqrt{42.89 r - 26.7 \frac{G}{\pi r^2}}$$

F=浮力 (kg)    W=風圧力 (kg)    G=自重 (kg)  
V=風速 (m/sec)    0.6=風力係数  
この算出により6 m弱とする。

#### 11 操作者以外のものが近接しないように適当な措置（第9号イ）

次に掲げる措置をいう。

- ① 適当な区画をする。
- ② 立入禁止の表示をする。
- ③ 監視人の配置をする。

#### 12 90容量パーセント以下となった場合（第10号）

これは水素ガスの燃焼範囲の上限が75%であることから安全性を考慮して90%としたものである。計測の方法は、水素ガスが100%のときの上昇力をスプリング秤等で測り、その値に秤より上部の気球本体及び綱の重量を加えて水素ガスの浮力を求める。その浮力が10%減少したとき水素ガスの容量は90%となる。なお、容量15 m<sup>3</sup>の気球について、計算すると水素の浮力は約18 kgとなり、この10%の1.8 kgだけ浮力が減少すると水素ガスの容量は90%となる。ただし、一般的な運用としては、通常の場合において連続15日以上掲揚した場合は、気球内の水素ガスを全部交換するよう指導すること。

#### 13 詰替え（第10号）

この場合の「詰替え」とは、水素ガスの補充的充てんを含まないものであって、一旦、完全に残存ガスを放出し切った後に新たに充てんすることである。

### 第18条の2（水素ガスを充填する玩具用ゴム風船）

#### 【解釈及び運用】

本条は、多数の人の出入りする屋内又は屋外のいずれの場所においても禁止するものである。神戸市内においても過去幾度かこれの爆発事故があり負傷者も生じている。最近では、これらの事例から関係業界においても水素ガスの供給又は使用を自粛しており、不燃性のヘリウムガスが代替使用されるようになっている。なお、実験、研究等に使用するもので公衆に対する危険のないものま

でも禁止するというものではない。

### 第 18 条の 3（火を使用する設備の使用に係る人命の危険の防止）

#### 【解釈及び運用】

本条は、火気設備の保守管理の不良が重大な火災発生危険を招くおそれがあることから、平素の管理の徹底を図るために規定されたものである。

### 第 18 条の 4（基準の特例）

#### 【解釈及び運用】

本条は、消防長又は消防署長が火災予防上支障のないと認める火気設備について、条例の基準によらないことができることを定めた規定である。これは、これらの火気設備の技術開発等がめざましく、また、消費生活の多様化、高度化とも相まって、特殊な構造又は使用方法等によるものや条例の予想し得ない火気設備で、条例の規制によらなくても安全性の高いものの出現が予想されるので、現実性を加味した運用ができるようにしているものである。

## 第3章 第2節 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

### 第19条（液体燃料を使用する器具）

#### 【解釈及び運用】

本条は、液体燃料を使用する移動式ストーブ、移動式こんろ等の器具の取扱いについて規定したものである。なお、本条は火気器具の規制に関する基本規定であり、屋内、屋外を問わず適用となる。

#### 1 火災予防上安全な距離（第1項第1号）

条例第3条（炉）【解釈及び運用】1 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（第1項第1号）を参照

#### 2 可燃性のガス又は可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所（第1項第2号）

条例第3条（炉）【解釈及び運用】5 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置（第1項第3号）を参照

#### 3 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所（第1項第3号）

器具を箱等の台の上に置いての使用、上がり框等の段違いとなっている場所や縁の端などで使用していると、地震等の震動により転落するおそれがあるので、こういう状態になるおそれのない場所のことをいう。

#### 4 必要な措置（第1項第4号）

J I S S2019（自然通気形開放式石油ストーブ）の規格に適合している製品又はこれと同等以上の安全性が確認できるものをいう。

#### 5 不燃性の床上又は台上（第1項第5号）

移動式ストーブ又は移動式こんろ等の使用に際し、下部への伝熱等による火災発生危険を排除しようとする規定である。木造の床上、畳上等で使用するときは、火災発生危険を排除することのできる不燃性の台の上で使用しなければならない。

#### 6 本来の使用燃料以外の燃料（第1項第7号）

構造上、本来予想され、限定された使用燃料以外の燃料を使用することを禁止し、器具の安全度を超えた使用がなされることを禁止する規定である。例えば、灯油を使用することを前提とした石油こんろやストーブにガソリンを使用することは、本号の規定に抵触する。

#### 7 多数の者が集合する催し（第1項第9号の2）

屋内、屋外を問わず、一定の場所に一時的に人が集合することにより混雑が生じ、火災発生時の危険性が高まる催しであって、祭礼、縁日、花火大会、展示会、夏祭り、学園祭等の一定の社会的広がりを持つ催しを指す。したがって、バーベキュー、地藏盆等のうち、個人的なつながりによるもの又は参加者が相互に面識がある者に限定されるものは対象外となる。

#### 8 消火器の準備（第1項第9号の2）

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する消火器のうち、火気器具の種別その他周囲の可燃物等に適応とされるものを準備すること（エアゾール式簡易消火具は不可とする。）。なお、法第17条の3の3に規定する点検義務はないが、腐食又は破損が無いよう維持管理すること。設置場所は、原則として火気器具ごとに消火器が必要である。（火気器具がある店構えごとに、1本以上とする。）

#### 9 燃料を受けるための皿（第1項第12号）

J I S S 2019（自然通気形開放式石油ストーブ）に規定されている皿のことをいう。ストーブのいかなる部分から油漏れがあっても、皿外に滴下しない十分な大きさのもので、周囲に縁を巡らし、滴下した油がこぼれ落ちないものである。

## 10 自動的に消火する装置（第2項）

J I S S 2019（自然通気形開放式石油ストーブ）に規定されている地震又はこれに相当する衝撃を受けたときに自動的に消火する対震自動消火装置をいう。自動消火装置は「感震装置」と「消火装置」により構成されており、「感震装置」は周期が0.3秒から0.7秒の範囲の振動の加速度が $100\text{cm/s}^2$ である場合は作動せず、 $200\text{cm/s}^2$ である場合に作動するようになっており、「消火装置」は、感震装置と連動して遮へい板を作動させ、火源を覆い消火するもの又は水、消火剤を噴出させて消火するものである。

## 第20条（気体燃料を使用する器具）

### 【解釈及び運用】

本条は、都市ガス及びプロパンガス等の気体燃料を使用する器具についての規定である。

### 1 元コック（第1項第1号）

ガス器具のコックではなく、屋内の金属配管に設けられた第一閉止弁をいう。

### 2 ホース（第1項第2号）

銅管、鉛管を含まず、高圧ゴムホース及びゴム管類をいう。（合成樹脂製のものを含む。）

### 3 熱による損傷防止（第1項第2号）

次に掲げる措置をいう。

(1) ホースが当該器具の炎又は熱の影響を受けないように施工すること。

(2) 発熱体とは次の離隔距離を確保すること。ただし、防護措置をした場合はこの限りでない。

発熱体種別	離隔距離
炉・煙突	30cm

### 4 薬品等による損傷防止（第1項第2号）

上水又は汚水にさらされ、若しくは腐食性のガス又は溶液の発生する場所を避けることをいう。

### 5 定置式燃焼器具（第1項第4号）

ガスレンジ、固定式こんろ等を固定して使用する場合をいう。

### 6 必要最少限度（第1項第4号）

ガス用ゴム管を過度に長いものを使用した場合は折れ、ねじれが生じるおそれがあり、短すぎる場合は引張り等の力がかかるおそれがあるため、これらによる事故を防止するため「器具に応じた適当な長さ」としたものである。なお、普通のゴムホースにあつては、原則として2m以内とすること。

### 7 移動式燃焼器具（第1項第5号）

ストーブ、卓上型こんろ等器具を固定して使用しない場合をいう。

### 8 見やすい箇所（第1項第5号）

家具、調度品の裏、カーペットの下等を通さないことをいう。

#### 9 他の室にまたがって使用しないこと（第1項第5号）

コックのある部屋から他の部屋までホースを延ばさないことをいう。

#### 10 気体燃料を使用する器具の取扱いの基準（第2項）

卓上型こんろ等とグリス除去装置の「火災予防上安全な距離」は、条例第19条第1項第1号の規定にかかわらず厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離に準じることが望ましい。

### 第21条（固体燃料を使用する器具）

#### 【解釈及び運用】

本条は、炭、練炭等の固体燃料を使用する火ばち、置きごたつ等の器具の取扱いについて規定したものである。具体的には、前記に掲げる器具のほか、練炭こんろ、七厘及びバーベキューこんろ等の移動式こんろや、石炭ストーブ等が該当する。ただし、煙突が接続されているものについては、第5条のストーブとして規制される。

#### 1 底部には遮熱に必要な措置

有効な底面通気を有することをいい、底面と床等との間隔は少なくとも5cmは必要である。

### 第22条（電気を熱源とする器具）

#### 【解釈及び運用】

本条は、電気を熱源とする器具の取扱いについて規定したもので、シーズ、ハロゲン、PTC（正特性サーミスタ）等の各種ヒーター類のほか、電磁誘導加熱等も含み、通常の使用状態で発熱体等の温度が摂氏100度を超えるものが規制の対象となる。なお、電気あんか、電気毛布、ホットカーペット等の器具は、ふとん、毛布などの可燃物に直接接触して使用することを前提としたものであるため、条例第19条の準用規定をそのまま適用することが実態とそぐわない場合がある。そこで、当該器具については、器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれがないもの限り、条例第19条第1項第4号、第6号及び第7号の規定を遵守することで、本項の基準に適合したものとみなす。

#### 1 電熱器具に不適合なものと取りかえないこと（第2号）

温度制御装置、過熱防止装置等の重要性、精密性等を考慮し、みだりに修理したり、別の不適合品いわゆる特性の異なる部品等と取り替えてはならないことを規定したものである。実際の例としては、電気こたつの温度制御装置を素人が改造し過熱出火した例や温度ヒューズの代わりに電流ヒューズや銅線を接続し、過熱防止できず出火した例があり、注意する必要がある。

#### 2 みだりに通電した状態で放置しないこと（第3号）

電源の切り忘れや配線の劣化等による出火例が多いため規定したものである。近年では、電気コンロの切り忘れや観賞魚用や工事現場等で使用する投げ込みヒーター等からの出火例が多い。また、たこ足配線からの出火やトラッキング現象による出火、電気コンロを暖房として使用することからの出火等も多いので、注意する必要がある。

## 第 22 条の 2（火を使用する器具の使用に係る人命の危険の防止）

### 【解釈及び運用】

本条は、条例第18条の3と同様で、火気器具の保守管理の不良が重大な火災発生の危険を招くおそれがあることから、平素の管理の徹底を図るために規定されたものである。

## 第 23 条（基準の特例）

### 【解釈及び運用】

本条は、条例第 18 条の 4 と同様に、従来、火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具にあつては、その取扱い及び周囲の状況からそれぞれ総合的に判断して当該規定の適用ができることとされていたが、技術開発により出現する特殊の器具についても火災予防上支障がないものについては同様の扱いができるものとした規定である。

## 第3章 第3節 火の使用に関する制限等

### 第24条（喫煙等）

#### 【解釈及び運用】

本条は、劇場等、百貨店等で火災が発生した場合、特に、人命危険、延焼拡大危険が大きいことから、主として公衆の出入りする場所における「喫煙」、「裸火使用」、「危険物品持込み」の各行為を禁止する規定である。

#### 1 次に掲げる場所（第1項）

- (1) 第1項各号に掲げる場所（以下「指定場所」という。）が、一の防火対象物内に複数存する場合は、それぞれの場所が対象となる。
- (2) 政令別表第一の用途区分のみに着目するのではなく、使用部分の実態用途に基づき判定するものであること。例えば、事務所ビル内に存する映画館が「みなし従属」として政令別表第一(15)項としてみなされていた場合においても、映画館として、本条の適用を受ける。
- (3) 防火対象物又はその部分を臨時に指定場所として使用する場合も、本条の適用を受ける。

#### 2 喫煙（第1項）

出火危険の排除を図るため、指定場所における喫煙を禁止するもので、喫煙に際し用いるライター、マッチは喫煙の一連の行為に含まれる。また、加熱式たばこ（たばこ葉を使用し、燃焼させずに加熱等によって発生する蒸気を吸引する行為）も本条に規定する喫煙として取り扱う。

#### 3 裸火（第1項）

ろうそくのような狭義の裸火に限らず、炭火、電熱器のように赤熱部が露出しているものやライター、マッチの火花など、露出状態で火災発生危険のあるものも含む（重要文化財等のうち日常的に用いられる火を使用する設備や器具、宗教的行事等で用いられるものは裸火に該当しない）。火気使用設備器具等（条例第3条から第8条の2まで、第9条の2、第11条から第11条の2まで、第13条の2、第16条、第19条から第22条までに定める設備又は器具をいう。以下同じ。）については次のとおり取り扱う。

- (1) 気体、液体、固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等にあつては、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF型）以外のもの全てが本条に規定する裸火として取り扱う。
- (2) 電気を熱源とする電気器具類にあつては、赤熱部が外部に露出しているもの（ニクロム線を露出した電熱器等）のほか、外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合、瞬時に着火するおそれのあるもの（炎、火花に相当するもので、表面温度がおおむね400℃以上を目安として判断）は本条に規定する裸火として取り扱う。そのため、次のような形態のものは、本条に規定する裸火に当たらない。
  - ① 火気使用設備器具等の構造が密閉燃焼方式等、火源が外部に露出していないもの。
  - ② 火気使用設備器具等の構造が密閉式ではないが、器具の外箱等によって火源がおおむね覆われており、器具に可燃物が近接した場合であっても着火のおそれのないもの。

#### 4 火災予防上危険な物品（第1項）

次に掲げる物品をいう。

- ① 法別表第一に掲げる危険物
- ② 条例別表第2に掲げる品名のうち可燃性固体類、可燃性液体類及びマッチ

- ③ 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第2条第29号に定める可燃性ガス
- ④ 火薬類取締法第2条に定める火薬類
- ⑤ その他火災予防上危険と認められる物品

## 5 持ち込んで서는ならない（第1項）

容易に移動又は持ち運び可能な火災予防上危険な物品を持ち込むことを禁止しているものである（重要文化財等のうち日常的に用いられる火を使用する設備や器具、宗教的行事等で用いられるものに付随した危険物品持込みは該当しない。）。ただし、火災予防上危険な物品を持ち込むもののうち、次に掲げる行為は、火災予防上危険な物品を持ち込む行為に該当しないこととして取り扱う。なお、法別表第一に掲げる危険物の数量を算定等する場合は、階又は防火上有効な区画ごとに算定し、判断すること。

(1) 百貨店等及び地下街の売場並びに展示場において、以下に掲げる危険物品を陳列、販売又は展示するために持ち込む行為

- ① 法別表第一に掲げる危険物に該当する製品（指定数量（法第9条の4第1項に定める指定数量をいう。以下同じ）の5分の1未満の数量に限る。）
- ② 条例別表第2に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類に該当する製品又はマッチ（同表数量欄に掲げる数量未満に限る。）
- ③ ライター、コンロ用カートリッジボンベ等高压ガス保安法の適用が除外される容器入り可燃性ガス（ガス総質量が20kg以下に限る。）
- ④ がん具煙火でSFマーク（公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示をいう。）が付されているもの（総薬量5kg未満に限る。）



(2) 展示するため車両等を持ち込む行為（運行又は稼働を伴うものを除く。）

(3) 日常の清掃用又は手指消毒用等として法別表第一に掲げる危険物に該当する製品を使用するため持ち込む行為（指定数量の5分の1未満の数量に限る。）

(4) 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を使用するため持ち込む行為（指定数量の5分の1未満の数量に限る。）

(5) 旅館、ホテル、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ又はダンスホール等で従業員の管理のもとキャンドル又は料理用固体燃料等を使用するため持ち込む行為

(6) 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為

(7) 動植物油を調理（煮沸行為（揚げ物を調理する行為等）を除く。）のため持ち込む行為

(8) クリスマスクラッカー、平玉又は巻玉を消費するために持ち込む行為

(9) 持続可能な航空燃料（SAF）の原料となる廃油用油を回収するため、家庭等で使用された食用油を回収するボックスを設置する行為（2㎡未満に限る。）

## 6 消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたとき（第1項）

以下に定める「安全対策基準」を満たす場合、火災予防上支障がないものとして取り扱う。

## 7 舞台（第1項第1号）

舞台とは、観客に興業を見せるために設けられたステージ、奈落及び舞台袖のほか、これらに接続された大道具室、小道具室も含まれる。また、観覧場においては、競技等を実施するフィー

ルド部分（リング、スケートリンク等）が舞台に該当する。

#### 8 客席（第1項第1号）

客席とは、いす席、座り席、升席及び立見席のほか、客席内の通路も含まれる。

#### 9 百貨店若しくはこれに類する物品販売業を営む店舗（第1項第2号）

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供される防火対象物又はその部分のうち、床面積の合計が1,000㎡以上のものをいう。ただし、政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合は、区画ごとで面積算定することができる。

#### 10 展示場（第1項第2号）

物品の展示若しくは観覧の用に供される防火対象物又はその部分のうち、床面積が1,000㎡以上のものをいう。

#### 11 地下街（第1項第2号）

延べ面積が1,000㎡以上のものをいう。

#### 12 売場又は展示部分（第1項第2号）

物品の販売又は観覧を目的とした物品の陳列部分及びこれらの部分と一体の販売等の用途に供される部分をいう。なお、食料品の加工場及び各種物品の加工修理場並びにストック場等の通常顧客が出入りできない部分は該当しない。

#### 13 標識（第2項）

外国人が多数利用する防火対象物に条規別表で定める標識を設ける場合は、日本語の表記に加え、外国語を付加した標識等を設置することが望ましい。なお、付加する言語は、原則として英語とするが、当該防火対象物の実態等に応じて、中国語や韓国語その他の外国語を加えること。

（例）



#### 14 防火上支障がないと認めた場合（第2項）

小規模な劇場（客席数が100席未満のもの）で、禁煙表示の取付け面全体の照度が常時おおむね50ルクス（JIS Z9110照度基準のうち非常階段に必要な照度）以上確保されている場合は、全面の2以上の箇所に標識を設けないことができる。また、灯火表示が規則第28条の3第4項第2号の規定に適合する機能を有している場合は、消灯することができる。

#### 15 次の各号に掲げる場合に応じ（第3項）

第1項各号（第3号を除く。）に規定する場所を有する防火対象物又は防火対象物の部分において、喫煙を全面的に禁止するか、又は適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所を設けて喫煙できることとするかのいずれかを、防火対象物の関係者が選択できるものである。なお、ここでいう「全面的に禁止する」とは、従業員スペースを含め、防火対象物内に喫煙所を設けない場合をいう。

#### 16 全面的に喫煙が禁止されている旨の標識（第3項第1号ア）

第2項に規定する標識とは別に設置し、標識の色は白地で文字は黒字とし、大きさは条規別表に規定する禁煙の標識と同等の大きさとする。また、使用形態に応じ、次のように記載すること。

（1）「当百貨店は全館において禁煙です。」

（2）「当映画館は、全館禁煙となります。喫煙所はありません。」

(3)「当劇場では、全面禁煙となっています。」

17 次に掲げる措置（第3項第1号）

第3項第1号アからウに定める措置は、消防計画に喫煙管理に係る具体的な措置内容として明記することが望ましい。

18 図記号による標識（第4項）

第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、下表に定める図記号とすること。

	禁 煙	火気厳禁	喫 煙 所
日本産業規格 (JIS)	Z 8210	Z 8210	Z 8210
国際標準化機構 (ISO)	7010号	7010号	7001号

19 当該場所の利用状況から判断して火災予防上支障がないと認めるとき（第6項）

劇場等に設ける喫煙所の面積の合計は、次の（1）又は（2）に定める面積とすることができる。

(1) 劇場等の状況を踏まえ必要喫煙所面積を算定する場合

$$\text{必要喫煙所面積 } A = B \times C \times D \times E$$

B = 最大収容人員（人）：劇場等の定員

C = 喫煙率（%）：14.8%（習慣的に喫煙している者の割合（令和6年「国民健康・栄養調査結果の概要」参照）

D = 集中率0.2（シネコン等で常時各上映室の時間帯が違う場合にあっては0.1）

E = 一人あたりに必要な喫煙面積（㎡/人）：0.6㎡/人

(2) 客席面積が大きい場合

陸上競技場等で客席面積が非常に大きく、必要とされる喫煙所面積が300㎡以上となる場合は、300㎡とすることができる。

# 安全対策基準

1 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定場所

条例第24条第1項各号に掲げる場所をいう。

(2) 禁止行為

指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持ち込む行為をいう。

(3) 瞬間的な裸火

裸火のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間が5秒未満であるものをいう。

(4) 解除単位

本基準を適用する場所の範囲をいい、解除の基準に定められている数量等は、解除単位ごとに適用される。なお、原則として指定場所ごとに1の解除単位とするが、例外として以下のとおり取り扱う。

① 管理権原者が分かれている場合は、それぞれを1の解除単位とする。

② 階ごとにそれぞれ1の解除単位とする。

③ 防火上有効に区画されている場合は、区画されたそれぞれの部分を1の解除単位とする。

(5) 消火器具を設ける

消火器具を次に掲げる基準により設けることをいう。なお、法に基づき設置されている消火器具が有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。

① 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。

② 消火能力単位は、2以上とすること。

(6) 易燃性の可燃物

紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いもの（少量で軽易なものを除く。）をいう。なお、少量で軽易なもの例として、以下のものが挙げられる。

メモ用紙、掲示物、キッチンペーパー、ふきん、発砲スチロール容器、プラスチックトレイ、自社製品のリーフレット、清掃用クロス等
---

(7) 大規模な百貨店等

百貨店、スーパーマーケット等（連続式店舗を除く。）で床面積の合計が3,000㎡以上のものをいう。

(8) 催事場

百貨店等の部分のうち、一時的に、売場、展示場等の用途に供される部分（物産展、展覧会等）をいう。

(9) 防火区画

建基政令第112条第1項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は同項に規定する特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。）

で区画され、かつ、同条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。

(10) 不燃区画

不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、建基政令第112条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。

(11) 出入口

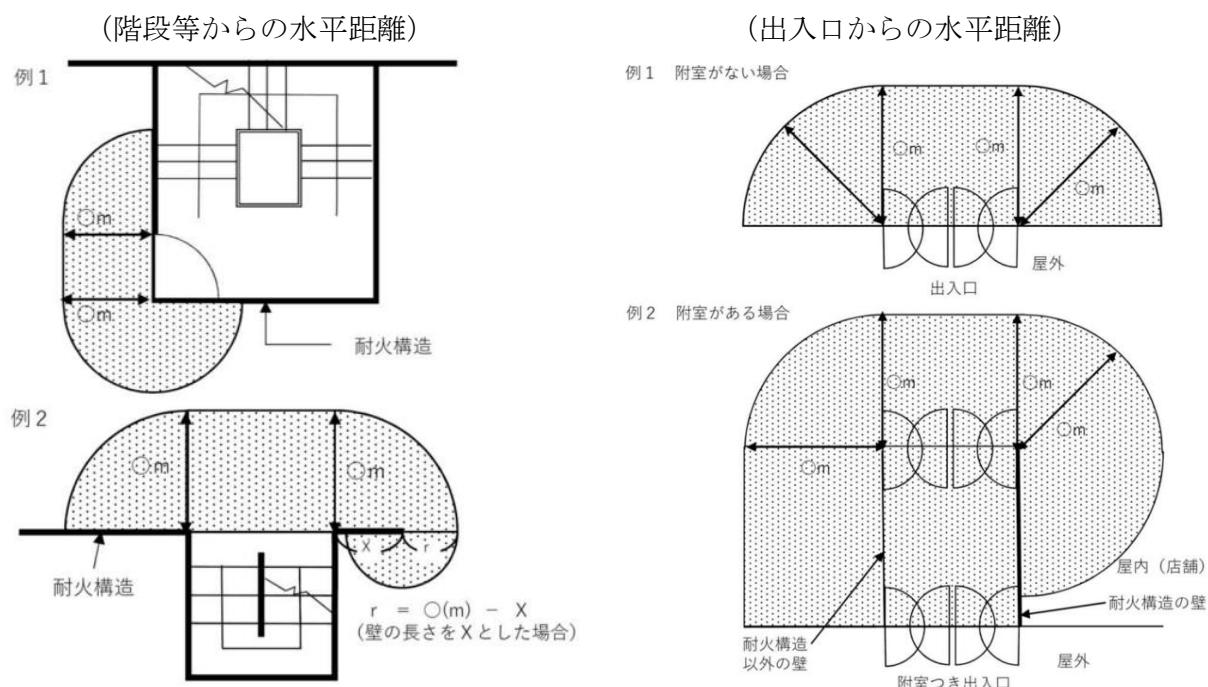
公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。

(12) 段等

階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。

(13) 水平距離

出入口又は階段等からの水平距離は次のとおりとする（裸火の場合は「耐火構造」を「不燃材料」と読み替える。）。



(14) 着火限界熱流束

ある物質が着火するのに必要な熱流束（熱の移動）の値のことをいう。この値を超える熱流束を一定時間受けることで着火する。

（例：木材の着火限界熱流束⇒10 k W/m<sup>2</sup>、布の着火限界熱流束⇒3 k W/m<sup>2</sup>）

(15) 火炎の幅及び長さ

燃焼面に対して垂直方向の大きさを「火炎の長さ」、燃焼面に対して平行方向の大きさを「火炎の幅」とする。

(16) 大空間を有するスタジオとは、次に掲げる要件を全て満たしているスタジオをいう。

- ① 空間の高さが8 m以上であること。
- ② 撮影スタッフ等の関係者以外の者（エキストラ、公開録画による観客等を含む。）の出入

りがないこと。

③ 大道具等のセットが設けられていないこと。

## 2 喫煙等の行為が禁止されている場所における解除の基準

当該場所が法の規定及びその他の法令の規定で防火に関するものに適合しており、かつ、当該場所において行う禁止行為が次の（１）から（３）のいずれかに該当すること。

（１）次の①から⑨までに掲げる場所の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合しているもの

① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

別表第１に定める基準

② 飲食店、キャバレー、ナイトクラブ及びダンスホール並びに旅館及びホテル

別表第２に定める基準

③ 百貨店等

別表第３に定める基準

④ 屋内展示場

別表第４に定める基準

⑤ 映画スタジオ及びテレビスタジオ

別表第５に定める基準

⑥ 地下街

別表第６に定める基準

⑦ 重要文化財等

別表第７に定める基準

⑧ 車両の停車場及び船舶・航空機の発着場

別表第８に定める基準

（２）当該場所の防火対象物の構造、消防用設備等の設置状況、収容人員、避難安全性その他の特性から、前（１）の基準と同等以上の安全性があるものと消防長又は消防署長が認めたもの

（３）裸火の使用について、これを行おうとする者の行った当該裸火の使用に係る実験等の結果から、消防長又は消防署長が火災の発生するおそれが著しく小さいと認めたもの

## 3 解除の承認

消防長又は消防署長は、条規第12条第1項第2号の申請書による申請があった場合において、当該申請に係る禁止行為が前2に定める基準に適合するものであるときは、条例第24条第1項ただし書の規定に基づき禁止行為の解除承認を行うものとする。なお、当該承認を行うときは、条規第13条第3項に基づき当該申請書の副本に承認済の印を押して申請者に交付するものとする。

別表第1

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
舞台	喫煙	1 演出のために必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
	裸火使用 (瞬間的な裸火を除く。)	1 共通事項 (1) 演出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 (4) 消火器具を設けること。 (5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ① 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 ② ①の距離が定められていないものは、4(1)又は(2)の規定に適合するものであること。 (2) 液体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 ① 危険物は、引火点が40℃以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 ② 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。 ③ 固体燃料を熱源とするものは、燃焼時に火の粉が発生しないものであること。 3 火薬類を消費するもの (1) 火花を噴き出す煙火は、次に定めるところによること。 ① 煙火は、固定して消費すること。 ② 消費中の煙火を移動しないこと。 ③ 次に掲げる火花の噴き出す方向に応じて、以下の基準に適合すること。 ア 上方に噴き出す場合 (ア) 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がないこと。 (イ) (ア)の範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。 (ウ) (ア)の範囲内並びにその範囲の上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。 (エ) (ア)の範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。 イ 斜めに噴き出す場合 (ア) 噴き出し角は、水平面から45°以上を確保すること。 (イ) 噴き出し方向を軸として、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、演技者等がないこと。 (ウ) 噴き出し方向を軸として、(イ)の円筒形の範囲の上方4m及び周囲2

mの部分で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

(エ) (ウ) の範囲内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。

(オ) (イ) の範囲の周囲6m以内には、観客がいないこと。

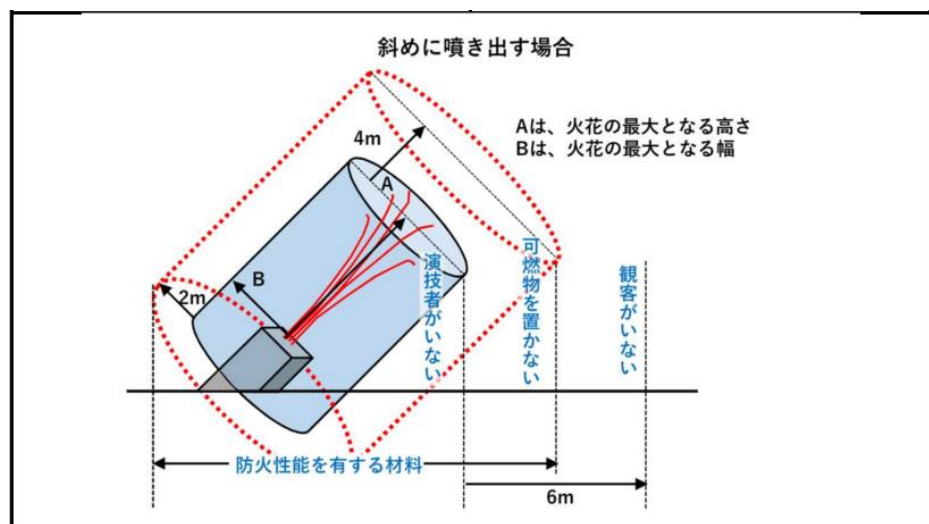
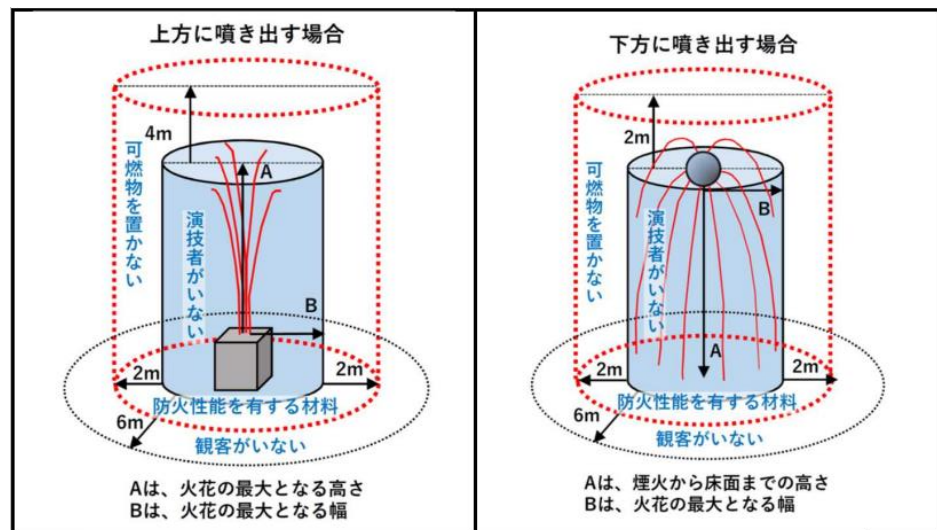
ウ 下方に噴き出す場合

(ア) 煙火から床面までの高さ及び火花の最大となる幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいないこと。

(イ) (ア) の範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。

(ウ) (ア) の範囲内並びにその範囲の上方2m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。

(エ) (ア) の範囲の周囲6m以内には、観客がいないこと。



- ④ 実験により特性を確認したものであること。
- ⑤ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- ⑥ 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
- ⑦ 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をするこ

と。

- ⑧ 0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。

(2) 火花を噴き出す煙火以外のものは、次に定めるところによること。

- ① 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。
- ② 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
- ③ 煙火は、飛ばすものでないこと。
- ④ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- ⑤ 0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。

4 その他の裸火

次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。

(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの

- ① 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。
- ② ①の範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。

(2) 火炎を有するもの

周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。

- ① 可燃物の着火限界熱流束が10kW/m<sup>2</sup>以上の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離

表1

単位：cm

		火炎の幅									
		20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
火炎の長さ	20以内	30	40	50			60				
	40以内	40	60	70	80		90			100	
	60以内	50	70	80	90	100	110		120	130	
	80以内	50	80	90	110	120		130	140	150	
	100以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170	
	120以内	60	90	110	130	140	160	170	180		190
	140以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210
	160以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230
	180以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240
	200以内	70	110	140	170	190	200	220	230	240	260

- ② 可燃物の着火限界熱流束が3kW/m<sup>2</sup>以上10kW/m<sup>2</sup>未満の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表2に規定する距離

表 2

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
	140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
	160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
	180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
	200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

(3) 微小な火源を有するもの

演出上必要最小限の範囲内であること。

5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。

裸火使用  
(瞬間的な裸火)

1 共通事項

- (1) 演出のために必要なものに限ること。
- (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- (4) 消火器具を設けること。
- (5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。

2 気体燃料を熱源とするもの

- (1) 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。
- (2) カートリッジ式のものに限ること。
- (3) 燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。
- (4) 燃料容器を機器に設置する場合に、燃料が漏えいしないこと。
- (5) 燃料への点火は、電気点火とすること。
- (6) 床面等に固定して使用すること。
- (7) 可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (8) 次に掲げる火炎の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところによること。

① 上方に噴き出す場合

ア 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの

(ア) 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表 1

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	25				50					
	300 以内	25				50					100
	400 以内	25				50				100	
	500 以内	25				50				100	
	600 以内	25				50				100	
	700 以内	25				50				100	
	800 以内	25				50				100	

(イ) (ア) の範囲の上方及び側方にそれぞれ表 2 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方 0.2m の部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、J I S A 1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

表 2

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	50	100		150			200			
	300 以内	50	100		150	200			300		
	400 以内	50	100		150	200		300			
	500 以内	50	100	150	200		300				
	600 以内	50	100	150	200		300				400
	700 以内	50	100	150	200		300			400	
	800 以内	50	100	150	200		300			400	

(ウ) (ア) の範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表 2 に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと。

(エ) (ア) の範囲の周囲 6m 以内には、観客がないこと。

イ 火炎の発生から消滅までの時間が 1 秒を超え 5 秒未満のもの

(ア) 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表 3 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表3

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	25	50	100			150				
	300 以内	25	50	100		150				200	
	400 以内	25	50	100		150			200		
	500 以内	25	50	100		150		200		300	
	600 以内	50		100		150		200		300	
	700 以内	50		100		150		200		300	
	800 以内	50		100		150		200		300	

(イ) (ア) の範囲の上方及び側方にそれぞれ表4に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、J I S A1323に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

表4

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	100	150	200	300					400	
	300 以内	100	200	300			400				500
	400 以内	150	200	300		400			500		
	500 以内	150	200	300	400			500		600	
	600 以内	150	200	300	400		500		600		
	700 以内	150	200	300	400	500			600		700
	800 以内	150	200	300	400	500		600		700	

(ウ) (ア) の範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと。

(エ) (ア) の範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。

② 斜めに噴き出す場合

ア 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの

(ア) 噴き出し角は、水平面から45°以上を確保すること。

(イ) 噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

(ウ) 噴き出し方向を軸として、(イ) の円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、J I S

		<p>A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。</p> <p>(エ)(イ)及び(ウ)の範囲内には、演技者等がないこと。</p> <p>(オ)(イ)の範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。</p> <p>イ 火炎の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの</p> <p>(ア) 噴き出し角は、水平面から45°以上を確保すること。</p> <p>(イ) 噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表3に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>(ウ) 噴き出し方向を軸として、(イ)の円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、JISA A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。</p> <p>(エ)(イ)及び(ウ)の範囲内には、演技者等がないこと。</p> <p>(オ)(イ)の範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。</p> <p>3 液体燃料を熱源とするもの</p> <p>(1) 危険物は、引火点が40°以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。</p> <p>(2) 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。</p> <p>(3) 2(1)、(3)及び(5)から(8)までの規定を準用すること。</p> <p>(4) 2(8)において、可燃物を置かないこととする範囲内及びその範囲の周囲1m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。</p> <p>(5) 前4)の床面に可燃物がある場合には、JISA A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における使用については、2及び3の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>
	危険物品 持込み	<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物        危政令別表第三に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類        条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)        容器の許容充填ガス質量の合計が0.5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p> <p>(4) 火薬類        火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。</p> <p>① 舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さが8m以上の劇場の場合</p> <p>ア 0.1g以下のものは、50個</p> <p>イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個</p> <p>ウ 0.1gを超え5g以下のものは、イに含まれる個数を除き10個</p> <p>② ア以外の場合</p>

		<p>ア 0.1g 以下のものは、50個</p> <p>イ 0.1g を超え15g 以下のものは、10個</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、3の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>
客席	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	舞台の部裸火使用（瞬間的な裸火を除く。）の項によること。ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
	危険物品持込み	舞台の部危険物品持込みの項によること。

別表第2

飲食店、キャバレー、ナイトクラブ及びダンスホール並びに旅館及びホテル		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
舞台	喫煙	1 演出のために必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
	裸火使用	1 共通事項 (1) 演出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 (4) 消火器具を設けること。 (5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの及び気体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ① 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 ② ①の距離が定められていないものは、4(1)又は(2)の規定に適合するものであること。 3 火薬類を消費するもの (1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。 (2) 煙火は、固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く。) (3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 4 その他の裸火 次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。 (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの ① 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 ② ①の範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。 (2) 火炎を有するもの 周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。 ① 可燃物の着火限界熱流束が10kW/m <sup>2</sup> 以上の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離

表 1

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	30	40	50			60				
	40 以内	40	60	70	80		90			100	
	60 以内	50	70	80	90	100	110		120		130
	80 以内	50	80	90	110	120		130	140	150	
	100 以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170	
	120 以内	60	90	110	130	140	160	170	180		190
	140 以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210
	160 以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230
	180 以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240
	200 以内	70	110	140	170	190	200	220	230	240	260

- ② 可燃物の着火限界熱流束が  $3 \text{ kW/m}^2$  以上  $10 \text{ kW/m}^2$  未満の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表 2 に規定する距離

表 2

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
	140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
	160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
	180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
	200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

		<p>(3) 微小な火源を有するもの 演出上必要最小限の範囲内であること。</p> <p>5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>
	危険物品 持込み	<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第三に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>(4) 火薬類 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。</p> <p>① 0.1g以下のものは、30個</p> <p>② 0.1gを超え15g以下のものは、5個</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、3の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>
客席	危険物品 持込み	<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第三に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が10kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、3の規定にかかわらず、必要最小限の範囲内であること</p>

別表第3

百貨店等			
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準	
		大規模な百貨店等	大規模な百貨店等以外
売場 又は 展示 部分	喫煙	認めないものとする。	
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 消火器具を設けること。</p> <p>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。</p> <p>① 使用する場所は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備（日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。以下同じ。）のみを使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。</p> <p>イ 階ごとに1か所であること（使用する場所が連続的に複数ある場合は、その一団を1か所とみなすことができる。）。ただし、次に定める設備等が設けられている場合には、階ごとに複数箇所を使用する場所とすることができる。</p> <p>(ア) 油脂を含む蒸気が発生する</p>	<p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによる。</p> <p>① 使用する場所は、不燃区画されていること。ただし、最大消費熱量12kW以下の簡易湯沸設備（日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。）のみを使用する場合を除く。</p> <p>② 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量は同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における消費量と合算して175kW以下であること。ただし、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(3)①に規定する使用する場所の要件を満たしている場合は、総消費量を、使用する場所ごとに175kW以下とすることができる。</p>

		<p>おそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝走を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。</p> <p>(イ) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給停止装置）が設置されていること。</p> <p>ウ 防火区画の面積は、150㎡以下であること。</p> <p>エ スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。</p> <p>② 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量はアに規定する使用する場所ごとに175kW以下であること。ただし、防火区画されていない場所で、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備を使用する場合の総消費量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における消費量と合算して175kW以下とすること。</p> <p>イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>ウ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>③ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>	<p>イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>ウ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>③ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>
--	--	---	--

	危険物品 持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器具を設けること。</li> <li>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6 m以上（危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m以上）、その他の危険物品については水平距離で3 m以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>4 裸火を使用する場所から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造ったつ立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</li> <li>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 危政令別表第三に定める指定数量の10分の1未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。</li> <li>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が5 kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</li> </ol> </li> <li>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場所は、次に定めるところによること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大規模な百貨店等の場合は売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2（3）①を、大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合は売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合の欄2（3）①をそれぞれ準用すること。</li> <li>(2) 大規模な百貨店等で、気体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等の使用場所を複数箇所設けることが認められている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇した時に自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。</li> </ol> </li> </ol>
催事場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共通事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</li> <li>(2) 消火器具を設けること。</li> <li>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</li> <li>(4) 出入口及び階段等から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造ったつ立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> </ol> </li> <li>2 火気使用設備器具等を使用するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</li> <li>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</li> <li>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 消費量は1個につき58kW 以下であること。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

		<p>② 総消費量は同一解除単位内に存する売場における消費量と合算して175kW以下とすること。ただし、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の欄2アに規定する使用する場所に該当する場所を除く。</p> <p>③ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>④ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する売場における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p> <p>3 直接外気に開放された部分における使用については、2の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
	危険物品 持込み	<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上（危険物のうち危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上）、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>

別表第 4

屋内展示場		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
展示部分	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 展示、実演等のために必要なものに限ること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</p> <p>(4) 消火器具を設けること。</p> <p>(5) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(6) 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>(7) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。</p> <p>① 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。</p> <p>② ①の距離が定められていないものは、4(1)又は(2)の規定に適合するものであること。</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>① 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量は175kW以下であること。</p> <p>② ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式のものを除く。)</p> <p>3 火薬類を消費するもの</p> <p>(1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。</p> <p>(2) 煙火は、固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く。)</p> <p>(3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>4 その他の裸火</p> <p>次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。</p> <p>(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの</p> <p>① 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>② ①の範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。</p> <p>(2) 火炎を有するもの</p> <p>周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。</p> <p>① 可燃物の着火限界熱流束が10kW/m<sup>2</sup>以上の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離</p>

表1

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	30	40		50			60			
	40 以内	40	60		70	80		90			100
	60 以内	50	70	80	90	100	110		120		130
	80 以内	50	80	90	110	120		130	140	150	
	100 以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170	
	120 以内	60	90	110	130	140	160	170	180		190
	140 以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210
	160 以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230
	180 以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240
	200 以内	70	110	140	170	190	200	220	230	240	260

- ② 可燃物の着火限界熱流束が $3\text{ kW/m}^2$ 以上 $10\text{ kW/m}^2$ 未満の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表2に規定する距離

表2

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
	140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
	160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
	180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
	200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

- (3) 微小な火源を有するもの

展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。

- 5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。

危険物品 持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器具を設けること。</li> <li>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6 m以上（危険物のうち危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m以上）、その他の危険物品については水平距離で3 m以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>4 裸火を使用する場所から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</li> <li>6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 <p>危政令別表第三に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> </li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 <p>条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。</p> </li> <li>(3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。） <ol style="list-style-type: none"> <li>① 容器の許容充填ガス質量の合計が5 kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</li> <li>② 高圧ガス保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 容量2 kg 以下の容器に限ること。</li> <li>イ 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。</li> <li>ウ 容器の転倒防止措置が図られていること。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> <li>エ 容器は、連結して使用しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(4) 火薬類 <p>火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 0.1g 以下のものは、30個</li> <li>② 0.1g を超え15g 以下のものは、5個</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>7 直接屋外に開放された場所における持込みについては、6の規定にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</li> </ol>
-------------	---

別表第5

映画スタジオ又はテレビスタジオ		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
撮影用セットを設ける部分	喫煙	1 演出のために必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
	裸火使用 (瞬間的な裸火以外の裸火)	1 共通事項 (1) 演出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 (4) 消火器具を設けること。 (5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ① 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 ② ①の距離が定められていないものは、4(1)又は(2)の規定に適合するものであること。 (2) 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 ① 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量は175kW以下であること。 ② ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式のものを除く。) ③ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。ただし、大空間を有するスタジオでは、この限りでない。 (3) 液体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 ① 危険物(法第2条第7号に規定する危険物をいう。以下同じ。)は、引火点が40℃以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 ② 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。 ③ 固体燃料を熱源とするものは、燃焼時に火の粉が発生しないものであること。 (4) 固体燃料を熱源とするものは、燃焼時に火の粉が発生しないこと。 3 火薬類を消費するもの (1) 火花を噴き出す煙火は、次に定めるところによること。 ① 煙火は、固定して消費すること。 ② 消費中の煙火を移動しないこと。 ③ 次に掲げる火花の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところに適合すること。 ア 上方に噴き出す場合 (ア) 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がないこと。 (イ) (ア)の範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。 (ウ) (ア)の範囲内並びにその範囲の上方4m及び周囲2m以内には、可燃

		<p>物を置かないこと。</p> <p>(エ) (ア) の範囲の周囲 6 m 以内には、観客がいないこと。</p> <p>イ 斜めに噴き出す場合</p> <p>(ア) 噴き出し角は、水平面から 45° 以上を確保すること。</p> <p>(イ) 噴き出し方向を軸として、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、演技者等がいないこと。</p> <p>(ウ) 噴き出し方向を軸として、(イ) の円筒形の範囲の上方 4 m 及び周囲 2 m の部分を囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>(エ) (ウ) の範囲内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>(オ) (イ) の範囲の周囲 6 m 以内には、観客がいないこと。</p> <p>ウ 下方に噴き出す場合</p> <p>(ア) 煙火から床面までの高さ及び火花の最大となる幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいないこと。</p> <p>(イ) (ア) の範囲内及びその範囲の周囲 2 m 以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>(ウ) (ア) の範囲内並びにその範囲の上方 2 m 及び周囲 2 m 以内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>(エ) (ア) の範囲の周囲 6 m 以内には、観客がいないこと。</p> <p>④ 実験により特性を確認したものであること。</p> <p>⑤ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>⑥ 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。</p> <p>⑦ 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。</p> <p>⑧ 0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。</p> <p>(2) 火花を噴き出す煙火以外のものは、次に定めるところによること。</p> <p>① 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。  ② 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。  ③ 煙火は、飛しようするものでないこと。  ④ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。  ⑤ 0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。</p> <p>4 その他の裸火</p> <p>次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。</p> <p>(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの</p> <p>① 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>② ①の範囲内及びその範囲の周囲 2 m 以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>(2) 火炎を有するもの</p> <p>周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。</p> <p>① 可燃物の着火限界熱流束が 10kW/m<sup>2</sup> 以上の場合は、火炎の幅及び長さに応じ</p>
--	--	--

て、表 1 に規定する距離

表 1 単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	30	40		50			60			
	40 以内	40	60		70	80		90			100
	60 以内	50	70	80	90	100	110		120		130
	80 以内	50	80	90	110	120		130	140	150	
	100 以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170	
	120 以内	60	90	110	130	140	160	170	180		190
	140 以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210
	160 以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230
	180 以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240
	200 以内	70	110	140	170	190	200	220	230	240	260

② 可燃物の着火限界熱流束が  $3 \text{ kW/m}^2$  以上  $10 \text{ kW/m}^2$  未満の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表 2 に規定する距離

表 2 単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
	140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
	160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
	180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
	200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

(3) 微小な火源を有するもの  
演出上必要最小限の範囲内であること。

裸火使用  
(瞬間的  
な裸火)

1 共通事項

- (1) 演出のために必要なものに限ること。
- (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- (4) 消火器具を設けること。
- (5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。

2 気体燃料を熱源とするもの

- (1) 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。
- (2) カートリッジ式のものに限ること。
- (3) 燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。
- (4) 燃料容器を機器に設置する場合に、燃料が漏えいしないこと。
- (5) 燃料への点火は、電気点火とすること。
- (6) 床面等に固定して使用すること。
- (7) 可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (8) 次に掲げる火炎の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところによること。

① 上方に噴き出す場合

ア 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの

(ア) 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表1 単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火 炎 の 長 さ	200 以内	25				50					
	300 以内	25				50					100
	400 以内	25				50				100	
	500 以内	25				50				100	
	600 以内	25				50				100	
	700 以内	25				50				100	
	800 以内	25				50				100	

(イ) (ア) の範囲の上方及び側方にそれぞれ表2に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、J I S A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

表2

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	50	100		150			200			
	300 以内	50	100		150	200			300		
	400 以内	50	100		150	200		300			
	500 以内	50	100	150	200		300				
	600 以内	50	100	150	200		300			400	
	700 以内	50	100	150	200		300			400	
	800 以内	50	100	150	200		300			400	

(ウ) (ア) の範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと。

(エ) (ア) の範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。

イ 火炎の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの

(ア) 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表3に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表3

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	25	50	100			150				
	300 以内	25	50	100		150				200	
	400 以内	25	50	100		150			200		
	500 以内	25	50	100		150		200		300	
	600 以内	50		100		150		200		300	
	700 以内	50		100		150		200		300	
	800 以内	50		100		150		200		300	

(イ) (ア) の範囲の上方及び側方にそれぞれ表4に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、J I S A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

表4

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	100	150	200	300				400		
	300 以内	100	200	300			400			500	
	400 以内	150	200	300		400		500			
	500 以内	150	200	300	400		500		600		
	600 以内	150	200	300	400		500		600		
	700 以内	150	200	300	400	500		600		700	
	800 以内	150	200	300	400	500		600		700	

(ウ) (ア) の範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと。

(エ) (ア) の範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。

## ② 斜めに噴き出す場合

ア 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの

(ア) 噴き出し角は、水平面から45°以上を確保すること。

(イ) 噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

(ウ) 噴き出し方向を軸として、(イ)の円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、JISA1323に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

(エ) (イ) 及び (ウ) の範囲内には、演技者等がないこと。

(オ) (イ) の範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。

イ 火炎の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの

(ア) 噴き出し角は、水平面から45°以上を確保すること。

(イ) 噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表3に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

(ウ) 噴き出し方向を軸として、(イ)の円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、JISA1323に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

(エ) (イ) 及び (ウ) の範囲内には、演技者等がないこと。

(オ) (イ) の範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。

## 3 液体燃料を熱源とするもの

(1) 危険物は、引火点が40℃以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。

(2) 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。

		<p>(3) 2(1)、(3)及び(5)から(8)までの規定を準用すること。</p> <p>(4) 2(8)において、可燃物を置かないこととする範囲内及びその範囲の周囲1m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。</p> <p>(5) (4)の床面に可燃物がある場合には、JIS A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。</p>
	<p>危険物品 持込み</p>	<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物          危政令別表第三に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類          条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)          容器の許容充填ガス質量の合計が0.5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p> <p>(4) 火薬類          火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。</p> <p>① 大空間を有するスタジオの場合          ア 0.1g以下のものは、50個          イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個          ウ 0.1gを超え5g以下のものは、イに含まれる個数を除き10個</p> <p>② ①以外の場合          ア 0.1g以下のものは、50個          イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個</p>

別表第6

地下街		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
売場又は展示場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 消火器具を設けること。</p> <p>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>① 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量は175kW以下であること。</p> <p>② ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式のものを除く。)</p> <p>③ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>
	危険物品持込み	<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上(危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上)、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第三に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) 容器の許容充填ガス質量の合計が1kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p>

別表第7

重要文化財等		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
建造物の内部又は周囲で消防長が指定する場所	喫煙	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近ではないこと。</li> <li>2 喫煙設備を設けること。</li> <li>3 消火器具を設けること。</li> <li>4 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。</li> <li>5 整理、清掃等の措置が講じられていること。</li> </ol>
	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共通事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</li> <li>(2) 消火器具を設けること。</li> <li>(3) 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。</li> </ol> </li> <li>2 火気使用設備器具等を使用するもの               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</li> <li>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</li> <li>(3) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</li> </ol> </li> </ol>
	危険物品持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器具を設けること。</li> <li>2 関係者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>3 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</li> <li>4 解除される範囲は、次に掲げるものであること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の50分の1未満であること。</li> <li>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が10kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）</li> </ol> </li> </ol>

別表第 8

車両の停車場及び船舶・航空機の発着場		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
車両の停車場及び船舶・航空機の発着場	危険物品持込み	1 消火器具を設けること。 2 関係者等による監視体制が講じられていること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第三に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。

## 金属粉末を用いて火花を噴出する演出用機器の安全対策等

金属粉末を用いて火花を噴出する演出用機器に係る裸火使用については、次の要件に適合している場合に限り、「安全対策基準」2（3）に該当するものとして取り扱うものとする。

### 第1 解除される場所

指定場所のうち、次に掲げる防火対象物又はその部分であること。

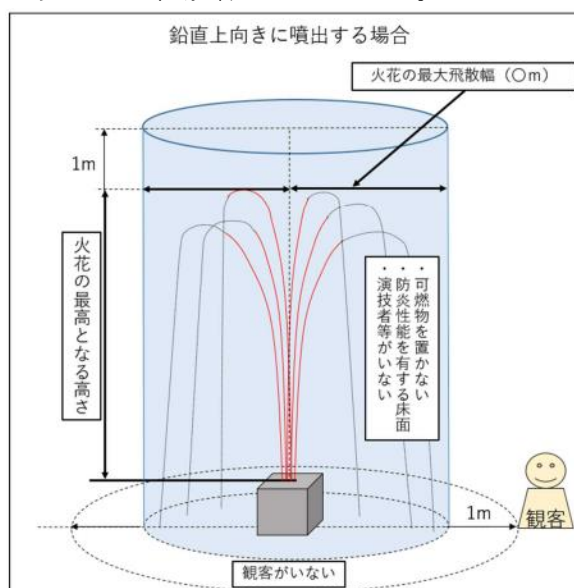
- 1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の舞台
- 2 飲食店の舞台
- 3 展示場の展示部分
- 4 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

### 第2 火災予防上講じる措置

- 1 演出、展示、実演等のために必要なものに限ること。
- 2 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- 3 消火器具を設けること。
- 4 従業員等による監視、消火等の体制を講じること。
- 5 使用する演出用機器は、別表に規定するものであること。
- 6 演出用機器は転倒及び落下しないように固定して消費すること。
- 7 演出用機器ごとに、別表に規定する最長噴出時間を超えて連続して消費しないこと。
- 8 強風時には、風の影響により火花の飛散するおそれのある床面を、防火性能を有する材料（建築令第1条第6号に規定する難燃材料又は法第8条の3に規定する防火物品をいう。以下同じ。）で覆う等の安全対策を講じること
- 9 解除される範囲は、次に掲げるものであること。

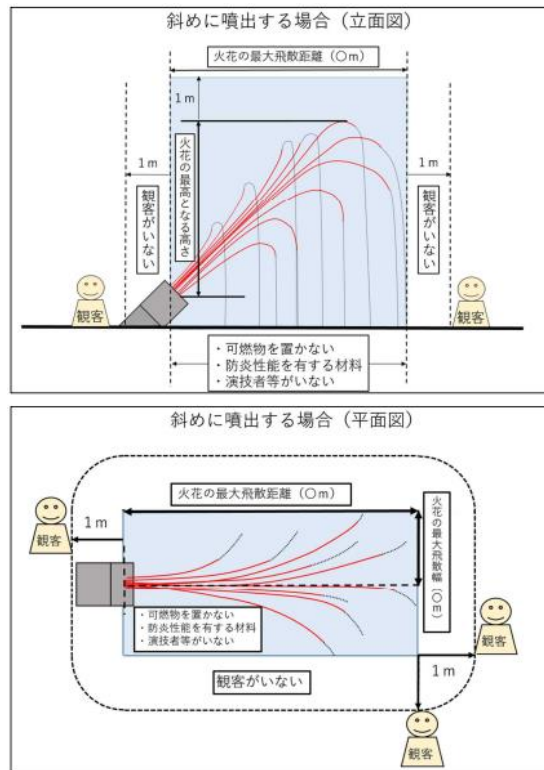
#### （1）鉛直上向きに噴出する場合

- ① 火花の最高となる高さは10m以内であること。
- ② 床面から別表に規定する火花の最高となる高さに1mを加えた部分と、演出用機器噴出口から火花の最大飛散幅を半径とする円を囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。
- ③ ②の範囲の床面を、防火性能を有する材料で隙間なく覆うこと。
- ④ ②の範囲内には、演技者等がないこと。
- ⑤ ②の範囲から1m以内には、観客がないこと。



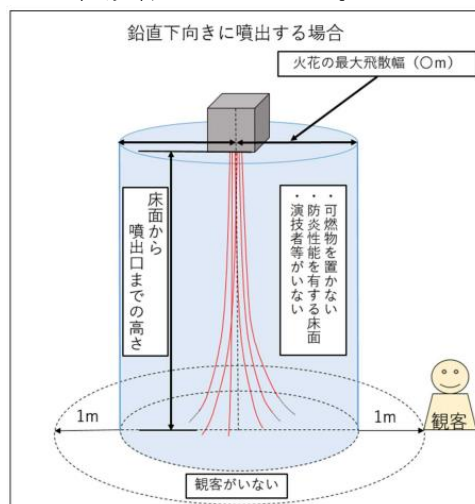
(2) 斜め上方及び水平方向に噴出する場合

- ① 火花の最高となる高さは10m以内であること。
- ② 床面から別表に規定する火花の最高となる高さに1mを加えた部分、演出用機器の噴出口から火花の最大飛散幅及び距離を囲んだ範囲内には、可燃物を置かないこと。
- ③ ②の範囲の床面を、防火性能を有する材料で隙間なく覆うこと。
- ④ ②の範囲内には、演技者等がないこと。
- ⑤ ②の範囲から1m以内には、観客がないこと。



(3) 鉛直下向きに噴出する場合

- ① 床面から演出用機器の噴出口までの高さ、演出用機器の噴出口から別表に規定する火花の最大飛散幅を半径とする円を囲んだ円筒形の範囲内には可燃物を置かないこと。
- ② ①の範囲の床面を、防火性能を有する材料で隙間なく覆うこと。
- ③ ①の範囲内には、演技者等がないこと。
- ④ ①の範囲から1m以内には、観客がないこと。



## 別表

## 性能が確認された金属粉末を用いて火花を噴出する演出用機器（※1）

メーカー	演出用機器	仕様	
SHOWVEN (中国)	スパークラー (BT02)	使用する粉末（※2） 粉末容量 粉末消費量（※3） 噴出口数 最長噴出時間	チタン合金粉末 最大 200g 最大 10 g /回 1口 30秒間
		【噴出方向】 鉛直上向き	【火花の最高となる高さ】 5 m
			【火花の最大飛散幅】 2 m
		【噴出方向】 斜め上方 (仰角45° 以上 90° 未満)	【火花の最高となる高さ】 5 m
		【火花の最大飛散幅及び距離】 最大飛散幅 2 m 最大飛散距離 7 m	
	スパークラー・ mini (BT07)	使用する粉 粉末容量 粉末消費量 噴出口数 最長噴出時間	チタン合金粉末 最大 80g 最大 8 g /回 1口 30秒間
		【噴出方向】 鉛直上向き	【火花の最高となる高さ】 3.5m
			【火花の最大飛散幅】 2 m
	スパークラー・ フォール (BT05)	使用する粉末 粉末容量 粉末消費量 噴出口数 最長噴出時間	チタン合金粉末 最大 280g 最大 11 g /回 1口 30秒間
		【噴出方向】 鉛直下向き	【火花の最大飛散幅】 2 m
スパークラー・ mini フォール (BT14)	使用する粉末 粉末容量 粉末消費量 噴出口数 最長噴出時間	チタン合金粉末 最大 280g 最大 7.5 g /回 1口 30秒間	
	【噴出方向】 鉛直下向き	【火花の最大飛散幅】 2 m	

	スパークラー・サイクロン (BT62)	使用する粉末 粉末容量 粉末消費量 噴出口数 最長噴出時間	チタン合金粉末 最大 200g 最大 10 g /回 1 口 30秒間
		【噴出方向】 鉛直上向き	【火花の最高となる高さ】 10m
			【火花の最大飛散幅】 3 m
		【噴出方向】 斜め上方 (仰角45° 以上 90° 未満)	【火花の最高となる高さ】 10m
			【火花の最大飛散幅及び距離】 最大飛散幅 3 m 最大飛散距離 13m
		スパークラー・ジェット (BT92)	使用する粉末 粉末容量 粉末消費量 噴出口数 最長噴出時間
	【噴出方向】 鉛直上向き		【火花の最高となる高さ】 10m
			【火花の最大飛散幅】 3 m
	スパークラー・トリプル (BT52)		使用する粉末 粉末容量 粉末消費量 噴出口数 最長噴出時間
		【噴出方向】 鉛直上向き	【火花の最高となる高さ】 5 m
			【火花の最大飛散幅及び距離】 最大飛散幅 2 m 最大飛散距離 4 m
	スパークラー・スピン (BT82)	使用する粉末 粉末容量 粉末消費量 噴出口数 最長噴出時間	チタン合金粉末 最大 200g×2 最大 10 g ×2 口/回 2 口 30秒間
【噴出方向】 鉛直上向き		【火花の最高となる高さ】 5 m	
		【火花の最大飛散幅】 2 m	

	スパークラー・ PRO (BT72)	使用する粉末 粉末容量 粉末消費量 噴出口数 最長噴出時間	チタン合金粉末 最大 1200 g 最大 10 g /回 1 口 30秒間
		【噴出方向】 鉛直上向き	【火花の最高となる高さ】 5 m
		【噴出方向】 斜め上方 (仰角45° 以上 90° 未満)	【火花の最大飛散幅】 2 m
	スパークラーⅡ (BT12)	使用する粉末 粉末容量 粉末消費量 噴出口数 最長噴出時間	チタン合金粉末 最大 300 g 最大 10 g /回 1 口 30秒間
		【噴出方向】 鉛直上向き	【火花の最高となる高さ】 6 m
			【火花の最大飛散幅】 2 m

※1 性能が確認された金属粉末を用いて火花を噴出する演出用機器とは、次に掲げる要件を満たしたものをいう。

- ① 使用する金属粉末は危険物に該当しないものであること。
- ② 使用者が、容易に停止できるものであること。
- ③ 演出用機器の異常燃焼により自動的に停止するものであること。
- ④ 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の規定に適合するものであること。

※2 使用する粉末とは、演出用機器ごとに次に掲げるものをいう。

メーカー	金属粉末	製品名
SHOWVEN (中国)	チタン合金粉末 (Composite TIfor Stage Effect)	SPARKULAR COMPOSITE MATERIAL (SMALL, MEDIUM, LARGE, LARGE I, LARGE II, LARGE III)

※3 粉末消費量とは、金属粉末を用いて火花を噴出する演出用機器を、1回あたりの最長噴出時間で使用したときに消費する金属粉末の総量をいう（スパークラー・ジェットを除く。）

## 第 25 条（空地等の管理）

### 【解釈及び運用】

本条は、空地の枯草等及び空き家からの火災の防止を図るため、空地及び空き家の所有者等に火災予防上必要な措置を義務付ける規定である。

#### 1 枯草等の燃焼のおそれのある物件（第 1 項）

- ① 枯草（枯れた草であり、青草は含まれない。）
- ② ダンボール箱等の大量の紙製品
- ③ 工作物の除去に伴って生じた可燃性の不用物、廃材等
- ④ 木くず、紙くず、繊維くず等容易に着火するおそれのある大量の物件
- ⑤ 廃プラスチック
- ⑥ ゴムくず

#### 2 火災予防上必要な措置（第 1 項）

法第 3 条第 1 項各号に掲げる措置をいう。

#### 3 火災の発生のおそれのないよう管理し、その他火災予防上必要な措置（第 2 項）

空き家が、放火や火遊びの対象になりやすいことから、出入口や窓等を施錠すること、付近に可燃物を存置しないこと及び定期的に見回りすること等の措置が該当する。

## 第 25 条の 2（火遊び等の防止）

### 【解釈及び運用】

#### 1 保護者等

親権者や未成年後見人など、保護・監督の義務を負う者や、現に監督、指導の立場にある者をいう。

## 第 26 条（たき火等の制限）

### 【解釈及び運用】

油槽所の周辺その他火災が発生した場合に、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがある地域について、たき火、喫煙その他裸火の使用を禁止することを規定したものである。

## 第 27 条（玩具用煙火）

### 【解釈及び運用】

本条は、玩具用煙火の消費、貯蔵、取扱いについて規定したものである。

#### 1 玩具用煙火（第 1 項）

火薬類取締法第 2 条第 2 項に定めるがん具煙火をいう。

#### 2 火災予防上支障のある場所（第 1 項）

次に掲げる場所をいう。

- ① 危険物、指定可燃物、火薬類、可燃性ガスその他の可燃物等の近くの場所
- ② 建物の内部及び家屋の密集した場所
- ③ 強風注意報等が発令されている区域

### 3 数量（第3項）

一の防火対象物内の複数のテナント部分（管理者が別）で玩具用煙火が貯蔵されている場合は、それぞれの場所（管理者ごとに合算）で貯蔵される数量をもって判断する。なお、一のテナントの複数個所で玩具用煙火が貯蔵されている場合は、不燃区画された箇所ごとに数量を算定し判断する。

## 第28条（化学実験室等）

### 【解釈及び運用】

本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等により、火災危険が生じないよう火災予防上必要とする措置の基準を定めたものである。

## 第29条（特殊場所における火気の制限）

### 【解釈及び運用】

本条は、火災の発生のおそれが高い場所における火気の制限について規定したものである。

### 1 引火性の物品（第1項）

法別表第一に掲げる第2類可燃性固体のうち引火性固体及び第4類引火性液体をいう。

### 2 爆発性の物品（第1項）

加熱により分解爆発するもの、燃焼速度が極めて早く、瞬時に燃焼するもの及び空気中に散乱し浮遊する可燃性の固体微粒子等をいう。

### 3 火災予防上安全な措置（第1項）

原則、これらの場所においては、どのような措置を講じたとしても各号に掲げる行為は認められない。

### 4 火災予防上必要な措置（第3項）

次に掲げる措置等をいう。

- ① 作業開始前、火災予防上安全かどうかについて確認を行う。
- ② 周囲の可燃物を除去する。
- ③ 点火源となるおそれのある物品等を排除する。
- ④ 監視人を置く。
- ⑤ 作業中関係者以外の者の出入りを禁止する。

### 5 火災予防上安全な場所（第5項）

次の要件を満たす場所をいう。なお、喫煙場所には、消火器具を設置し、喫煙場所である旨の標識を掲出することが望ましい。

- ① 周囲に可燃物がないこと
- ② 適当な広さを有していること
- ③ 付近で危険作業が行われていないこと

## 第3章 第4節 可燃物の使用に関する制限

### 第29条の2（高層建築物等の可燃物制限）

#### 【解釈及び運用】

本条は、高層建築物及び地下街の火災荷重を軽減するために、規制されたものである。

#### 1 用務上やむを得ない備品等

飲食店等におけるカウンター、テーブル、椅子等用途上準不燃材にすることが困難なものをいう。

### 第29条の3（装飾用物品等）

#### 【解釈及び運用】

本条は、キャバレー等の防災規制に関する事項について、政令の一部改正（昭和47年）に伴い、可燃性装飾物品の使用を規制したものである。

#### 1 その他の装飾物品

イベントや演劇、催し等に基づき使用する装飾物品に限る。

#### 2 難燃性

難燃材料を使い、難燃性能を有したものをいう。

### 第29条の4（地下道等の内装制限）

#### 【解釈及び運用】

人の通行する地下道及びすい道にあつては、店舗等がなくともショーウィンドウ等（陳列窓、飾り窓等）を設けているものがあり、地下であるという特殊性もあつて、内装材の種類によっては、火災が発生し、又は拡大するおそれがある。そのため、本条は、これらの地下道等の仕上げ及び下地を不燃材料のみに限定規制し、防火安全を図るため規定されたものである。

## 第3章 第5節 山林、原野等における火の使用の制限

### 第29条の5（山林、原野等における火の使用の制限）

#### 【解釈及び運用】

林野火災等防止のため、山林、原野等における火の使用制限について規定したものである。

### 第29条の6（乾燥注意報発令時の火の使用の制限）

#### 【解釈及び運用】

#### 1 煙火（第1号）

玩具用煙火を含む。

#### 2 煙火を消費（第1号）

火薬類取締法に規定する償却等による廃棄処分を含む。

### 第29条の7（山の指導委員）

#### 【解釈及び運用】

昭和40年代は、林野火災が年間100件以上発生し、その火災原因のほとんどは、たばこや火遊びに起因するものでした。そのため、グリーンパトロール（みどりを守る指導委員）制度を発足し、山に登る機会が多い市民に山林での火の使用、木の愛護等について正しい知識を広めてもらい、登山客のマナー向上等を図るため規定されたものである。

### 第3章 第6節 火災に関する注意報の発令及び火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

#### 第29条の8（火災に関する注意報の発令）

##### 【解釈及び運用】

法に基づき、気象の状況が火災予防上危険と認められる場合、火災に関する警報を発令することができるが、本条は、火災に関する警報の前段階として、火の使用の制限を努力義務とする注意喚起のため火災に関する注意報の発令等を行い、火災予防の実効性を高めることを目的として規定されたものである。

#### 第30条（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

##### 【解釈及び運用】

本条は、法第22条第4項の規定に基づく火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について規定したものである。なお、制限される行為の例としては以下のとおりである。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 制限される行為の例（伝統行事や地域行事であっても、どんど焼き等の裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となる。）<ul style="list-style-type: none"><li>・ どんど焼き</li><li>・ 炎を使った土壌消毒や殺虫</li><li>・ 花火</li><li>・ 火遊び</li><li>・ たき火</li><li>・ キャンプファイヤー</li><li>・ 落ち葉を燃やす</li><li>・ 可燃物の近くでの喫煙、かまど（薪） 等</li></ul></li><li>○ 規制対象外の行為の例（火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等に限る。）<ul style="list-style-type: none"><li>・ バーベキュー台</li><li>・ 七輪</li><li>・ ガス器具等</li></ul></li></ul> <p>※ それぞれの使用方法に従い使用する場合に限る。</p> |
|--|

#### 1 火入れ（第1号）

森林法（昭和26年法律第249号）の規定による火入れをはじめ、原野、堤防等において、ある区域内の草木等を焼却除去しようとする行為の全てをいう。

#### 2 煙火（第2号）

がん具用煙火も含む。

#### 3 屋外（第3号）

建築物等の外部をいうものであり、敷地内であるか否かを問わない。

#### 4 火遊び（第3号）

火の持つ本来の効用を利用するだけでなく、単に好奇心を満足させるため、火を使い又は漠然と退屈しのぎ等のために火を燃やす行為をいう。

#### 5 たき火（第3号）

不要品の廃棄又は採暖のみならず、炊事、作業等の目的で火をたく場合をいう。なお、バーベキュー台、七輪を使った行為等は本号に定めるたき火に該当しないが、火災予防の観点から実施しないことが望ましい。

**6 引火性、発火性又は爆発性の物品その他の可燃物（第4号）**

引火性、発火性又は爆発性の物品を含む全ての燃えやすいものを総称しているものである。

**7 残火（たばこ火を含む。）、取灰（第5号）**

いずれも何らかの火を使用する行為があった後に残されたものである。

## 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

### 第30条の2（住宅用防災機器）

#### 【解釈及び運用】

住宅用防災機器とは、法第9条の2に規定する住宅用防災機器のことであり、政令第5条の6に規定する住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備（以下「住警器等」という。）のことをいう。住警器等の形状、構造、材質及び性能については、「住宅用防災警報器及び住宅用防災警報報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下「住警器等規格省令」という。）に定める技術上の規格に適合する必要がある。なお、条例を含む法令上の用語は、「住宅用防災警報器」及び「住宅用防災報知設備」であるが、住警器等の設置に係る広報・普及啓発を行う際は、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について（住宅防火対策関係）」（平成16年11月26日付け消防安第221号・消防庁防火安全室長通知）に示されているとおり、従来から普及を促進してきた「住宅用火災警報器」を「住宅用防災警報器」の代替用語とし、また、「住宅用自動火災報知設備」を「住宅用防災報知設備」の代替用語として使用する。

#### 1 住宅

法第9条の2第1項に規定する住宅の用途に供される防火対象物であって、いわゆる戸建て住宅、併用住宅、共同住宅等のうち、住宅の用途以外の用途に供される部分を除いた防火対象物をいう。政令別表第一に掲げる用途の防火対象物の一部が住宅の用途に供されている防火対象物であって、政令第1条の2第2項後段の規定により当該用途に含まれるものとされた場合の当該住宅の用途に供される部分についても対象となる。

#### 2 関係者

当該住宅の所有者、管理者、占有者をいう。関係者の区分が分かれている賃貸住宅等の場合は、3者のうちいずれかの者が設置し、及び維持する必要がある。

### 第30条の3（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）


#### 【解釈及び運用】

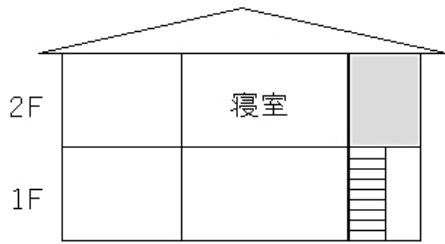
#### 1 就寝の用に供する居室（以下この章において「寝室」という。）（第1号ア）

住宅の設計上想定された就寝場所ではなく、居住者の生活実態に着目したものをいう。例えば、子供が就寝する子供部屋、日中は居間として使用しているが夜間には就寝する部屋は、寝室に該当する。季節に応じて就寝場所を変更している場合は、当該場所で就寝している期間については、当該場所は寝室に該当する。普段は就寝の用に供しない居室で、一時的に就寝の用に供する客間等は、寝室に該当しない。なお、居室とは、建基法第2条第4号に規定する居室をいい、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

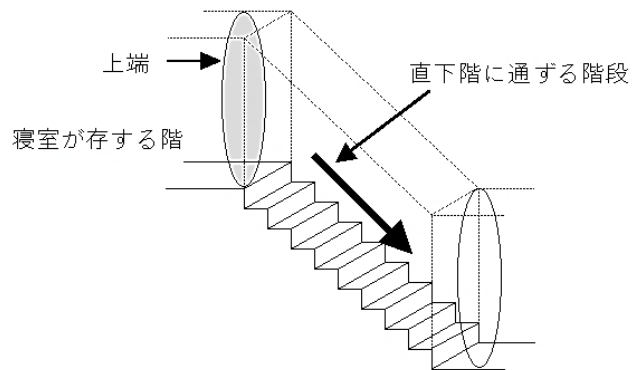
#### 2 アに掲げる住宅の部分が存する階から直下階に通ずる階段の上端（第1号イ）

（1）寝室が存する階から直下階に通ずる階段の下図に示す部分をいう。

( は、該当する部分。以下同じ。)



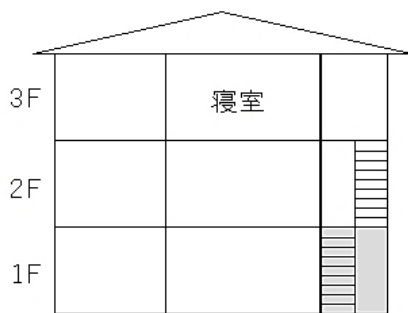
(例) 2階建て住宅で寢室



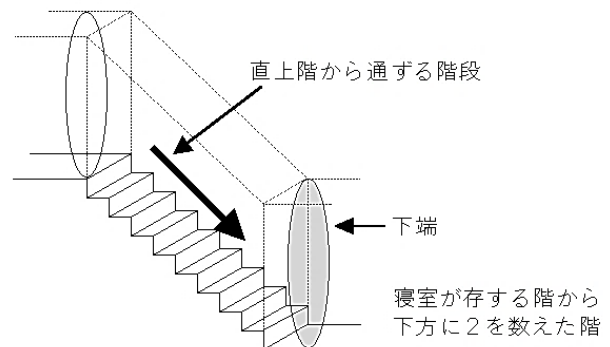
(2) 吹き抜け等の天井がない階段の場合は、設置を必要とする階段に最も近い階の天井又は天井に近い壁等、当該階段に流入した煙を有効に感知できる位置に設置する。なお、有効な火災の感知が期待できない屋外に設けられた階段は、当該規定の設置場所から除かれる。

**3 アに掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が2以上ある階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端（第1号ウ）**

避難階から上方に2以上を数えた階に寢室が存する場合において、当該階から下方に2を数えた階の直上階から通ずる階段の下図に示す部分をいう。

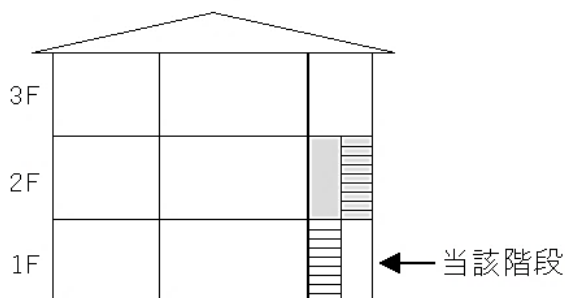


(例) 3階建て住宅で寢室が3階にある場合の該当部分

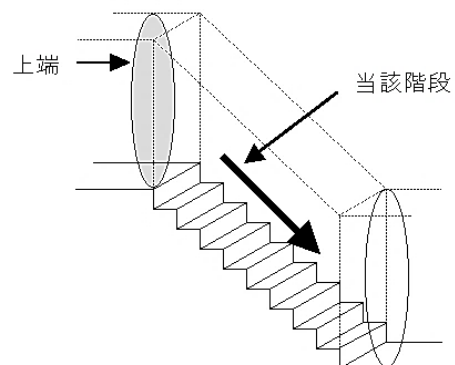


**4 当該階段の上端（第1号ウ）**

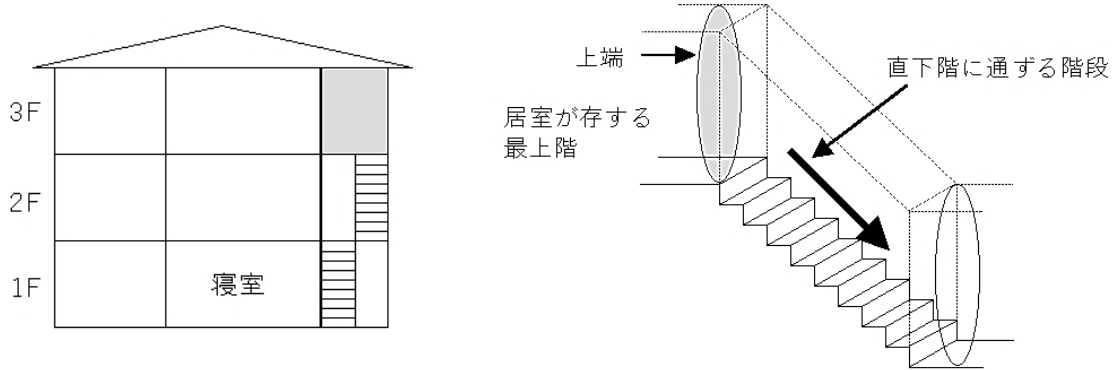
当該階段（寢室が存する階から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段）の下図に示す部分をいう。



(例) 3階建て住宅の場合の該当部分

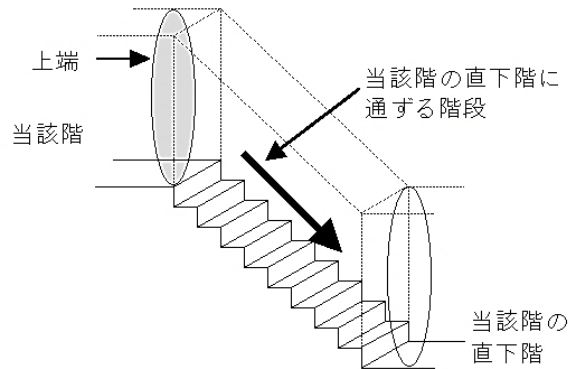


- 5 アに掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合にあつては、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端（第1号エ）  
 避難階から上方に2以上を数えた階に居室が存する場合において、寝室が避難階のみに存する場合、居室が存する最上階から直下階に通ずる階段の下図に示す部分をいう。

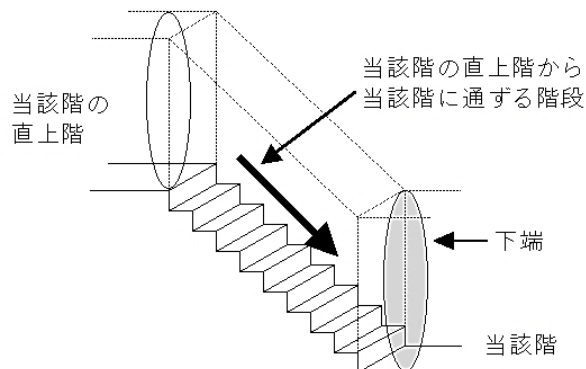


(例) 3階建て住宅で寝室が1階のみにある場合

- 6 床面積が7㎡以上である居室（第1号オ）  
 通常四畳半以上の広さの部屋が該当する。
- 7 当該階から直下階に通ずる階段の上端（第1号オ（イ））  
 当該階から直下階に通ずる階段の下図に示す部分をいう。



- 8 当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端（第1号オ（ウ））  
 当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下図に示す部分をいう。



## 9 台所（第1号カ）

調理を目的として、コンロ、その他火気を使用する設備又は器具を設けた場所をいう。

住宅用防災機器の設置及び維持に関する法改正に伴い定められた政省令において設置義務とされた住宅の部分に加えて、本市における住宅火災の現状を踏まえ、条例において台所への住警器等の設置を義務付けたものである。

## 10 コンロその他の火災の発生のおそれのある調理の設備又は器具（第1号カ）

条例第3章第1節及び第2節に掲げる火を使用する設備又は器具のうち、調理を目的として使用する設備又は器具をいう。例えば、ガスコンロ、電気コンロ、電磁調理器、電子レンジ等が該当し、簡易給湯設備、食器乾燥機等は該当しない。

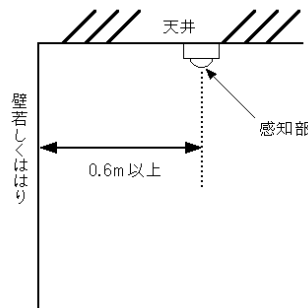
## 11 アからオまでに掲げる住宅の部分内にあるもの（第1号カ）

間取り上、台所が寝室や階段部分等に含まれているような形態のものをいう。例えば、ワンルームマンション等で、居室（寝室）部分と台所部分とを完全に仕切る扉等がない形態である当該台所部分や、リビングダイニングキッチン（居室部分と台所部分とを完全に仕切る扉等がない形態のものに限る。）の居室部分を寝室にしている場合における当該台所部分等が該当する。

なお、上記の例に示す形態の室には、条例第30条の5第2項に規定する機器のみの設置は、原則として認められない。

## 12 壁若しくははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分（第2号ア）

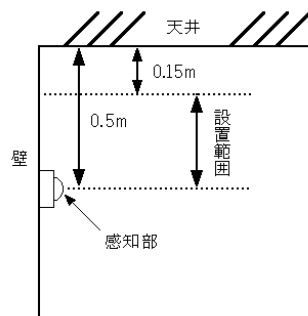
壁若しくははりから、おおむね感知部の中心までの位置をいう。



## 13 天井から下方0.15m以上0.5m以内の壁の屋内に面する部分（第2号ア）

天井から、おおむね感知部の中心までの位置をいう。

壁とはりが一体となっており、当該はりの部分に設置した場合、壁に設置した場合と同等に火災を感知できると認められる状態にあるときは、当該はりに住宅用防災警報器を設置しても差し支えない。

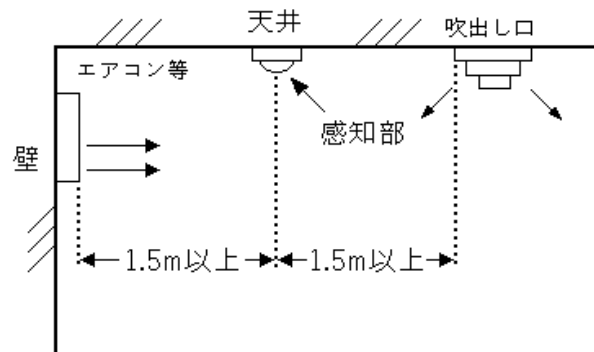


#### 14 換気口等（第2号イ（ア））

火災による煙を感知する障害となるような換気口をいう。例えばエアコンの吹出し口その他これに類するものが該当する。

#### 15 1.5メートル未満の位置（第2号イ（ア））

換気口等の空気吹出し口から、おおむね感知部の中心までの位置をいう。



#### 16 イオン化式住宅用火災警報器（第3号表）

イオン化式住宅用火災警報器は、警報器内に放射性物質が含まれている（密封線源で人体に影響を与える可能性は低いとされている。）ことから、「放射性同位元素等の規制に関する法律」により、廃棄の際には許可業者等へ委託する必要がある（条例第30条の4第3号表に掲げるイオン化式スポット型感知器において同じ。）。

#### 17 住宅用火災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するもの（第4号）

住宅用火災警報器が住警器等規格省令に定める技術上の規格に適合していることの確認方法については、法第21条の9に基づき型式適合検定に合格したものである旨の表示が付されていることをもって確認すること。なお、「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」（平成3年3月25日付け消防予第53号消防庁予防課長通知）中に定める技術的基本事項に適合している煙式住宅用火災警報器（日本消防検定協会において鑑定を受けたことを示す鑑定合格マーク（NSマーク）が付いていること及び型式番号が「鑑ケ第〇～〇号」と記されていることをもって確認すること。）については、当分の間、住警器等規格省令に適合しているものとして取り扱って差し支えないこと。

#### 18 正常に電力が供給されていること（第5号イ）

通常の商用電力が供給されていれば足りるものであり、停電時等においてまで電力の供給を求めるものではなく、非常電源の附置は要しない。

#### 19 開閉器（第5号ウ）

分電盤にあるアンペアブレーカー、漏電遮断器、配電用遮断器等は、開閉器には該当せず、通常のスイッチ等が該当する。

#### 20 交換期限（第5号オ）

住宅用火災警報器には、出荷時を起点として最大10年を目途として、交換期限の「年月」が明示される（自動試験機能を有するものを除く。）。

## 第 30 条の 4（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

### 【解釈及び運用】

#### 1 住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所（第 5 号ア及びイ）

受信機又は補助警報装置を設ける階の廊下、寝室、リビング等、住宅内のあらゆる場所にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所をいう。

#### 2 容易に導通試験をすることができるように措置されていること（第 5 号ウ）

感知器の信号回路を送り配線にするとともに、回路の末端に発信機、押しボタン又は終端器を設けること。ただし、配線が感知器若しくは発信機から外れた場合又は配線に断線があった場合に受信機が自動的に警報を発するもの（断線表示機能が付いたもの）は除かれる。

#### 3 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること（第 5 号エ（イ））

感知器と受信機との間の信号を無線により送信又は受信する機器については、「無線式自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備の運用について」（平成21年3月23日付消防予第119号・消防庁予防課長通知）等による。

#### 4 その他の見やすい箇所（第 5 号オ）

受信機のほか感知器等が該当する。

#### 5 感知器の交換期限（第 5 号オ）

設置時を起点として10年後の「年月」を明示するものであること（自動試験機能を有するものを除く。）。

## 第 30 条の 6（基準の特例）

### 【解釈及び運用】

基準の適用除外を認める際には、単に住宅において防火管理が適切に行われているというような主観的な判断では不十分であり、自動火災報知設備やスプリンクラー設備等が設置され、住宅の位置、構造又は設備の状況を勘案した上で火災に対する安全性が確保されているというような客観的な判断が求められるものであること。

## 第4章 第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

### 第31条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

#### 【解釈及び運用】

#### 1 不必要な物件（第2号）

当該場所の作業工程において、必要でない物件をいうものであり、可燃物に限るものではない。そのため、本号の適用にあつては、危険物の性質、数量及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の構造等の実態に応じ、火災予防の見地から判断すること。例えば、原料や製品を置くための台及び作業をするための机等は、必要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出した後の空箱等は、不必要な物件に該当する。

#### 2 必要な措置（第3号）

危険物の貯蔵又は取扱いの形態に応じ、容器の密栓並びに油槽のふた及びバルブ等の閉鎖並びに小分けする際の受け皿を設置する等の措置並びに当該措置の適正な管理を行うことをいう。

#### 3 必要な措置（第6号）

- (1) 容器を収納する戸棚又は棚等は、容易に傾斜し、転倒し、若しくは落下しないよう固定すること。ただし、高さが低く、据付面積の大きい戸棚等で容易に転倒しないと認められる場合はこの限りではない。
- (2) 容器の転倒、転落又は破損を防止するため金属製又は木製の有効な柵、若しくは木枠、砂箱等によるすべり止め等を設けること。
- (3) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品を同一の戸棚等で貯蔵しないこと。ただし、接触又は混合を生じない距離等があると認められるときは、この限りでない。

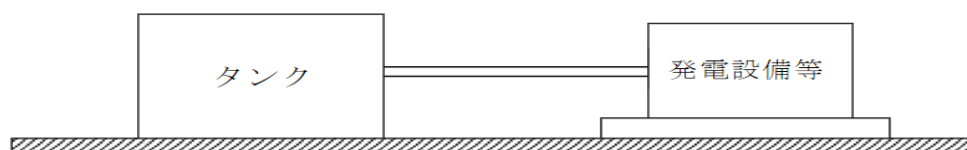
### 第31条の2（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

#### 【解釈及び運用】

#### 1 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「少量危険物取扱所」という。）の規制範囲

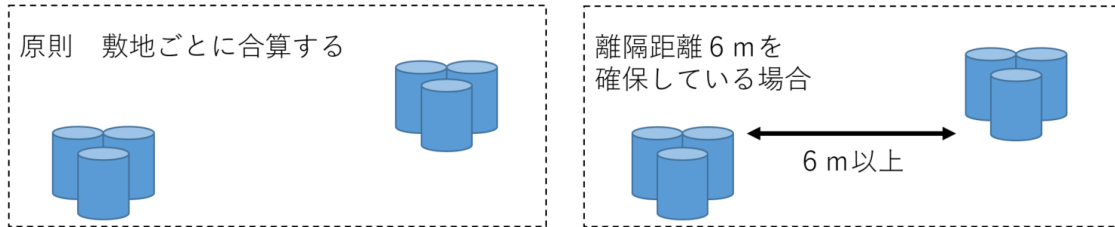
規制の範囲は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所とし、原則、棟又は一工程のプラント単位でかつ場所的に一体性を有すると認められる範囲とする。一般取扱所等の規制を免れるために、同一棟内に複数の部分規制（室等の不燃区画等）の少量危険物施設を設けることはできない。ただし、それぞれが独立し関連性がない規制の範囲は別施設とすることができる。なお、次の場合はそれぞれに定めるところによる。

- (1) 屋外のタンクは、原則、タンクごととする。ただし、貯蔵及び取扱いが同一工程である場合（例えば、サービスタンクと発電設備等が繋がっている場合が該当する。）は、当該同一工程を一の施設とすることができる。なお、一の施設とする場合、保有空地についての貯蔵又は取扱いの区分は、「その他の場合」とする。



同一工程の場合

(2) 屋外における容器による貯蔵は、原則、敷地ごととする。ただし、離隔距離 6 m を確保している場合又は堀等で防火上有効に隔てられている場合（以下「防火上安全な距離を有する場合等」という。）は、別件とすることができる。



(3) 屋外に設備を隣接して設置する場合は、防火上安全な距離を有する場合等は別件とすることができる。

(4) 同一室内において、2以上のボイラー、油圧装置等の危険物の貯蔵取扱い形態が①に定める安全なもの等で、かつ②又は③の基準に適合している場合にあっては、別件とすることができる。

① 危険物の貯蔵取扱い形態が安全なもの等とは、次に掲げる以外のものとする。

ア 粉末硫黄、マグネシウム粉、その他可燃性粉体の危険物を取扱い、その粉末が相当量飛散するおそれのある場合及び小麦粉、でん粉、その他可燃性の粉塵で空気中に浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれのある場合

イ 引火点 40℃未満の危険物を取扱い、その蒸気が相当量発生するおそれのある場合

ウ 危険物を引火点、又は着火点以上に加熱し、その蒸気がもれるおそれのある場合

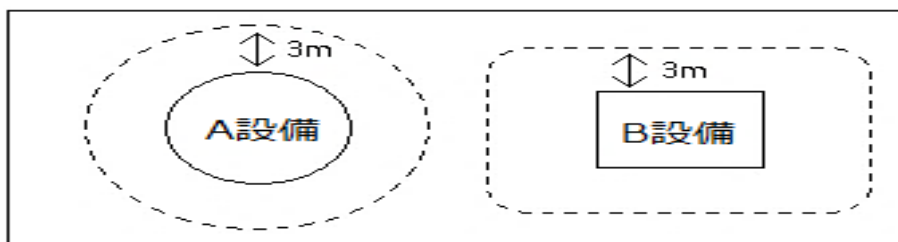
エ 場所的に一体性を有し、作業工程上一連の施設として認められる場合、又は施設の維持管理上、一の施設として貯蔵、取り扱うのが適切と認められる場合

② 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲に幅 3 m 以上の空地（以下「屋内空地」という。）が保有されているもの。ただし、当該設備から 3 m 未満となる建築物の壁（出入口（自動閉鎖の特定防火設備に限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。

(危険物を取り扱う設備 A 及び B による例図) | : 不燃構造 | : 耐火構造

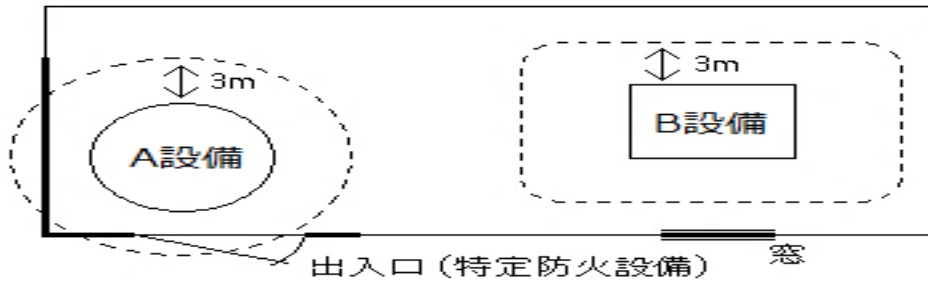
○ 別件にできる例 1

A、Bとも屋内空地が確保できている。



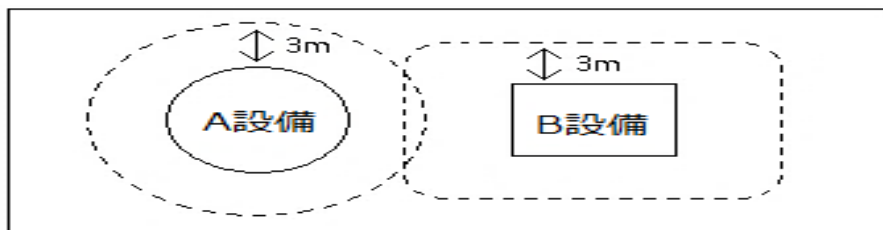
○ 別件にできる例2

Aの屋内空地の足りない部分は耐火の壁と自動閉鎖の特定防火設備であり、かつ、Bは屋内空地が確保できている。



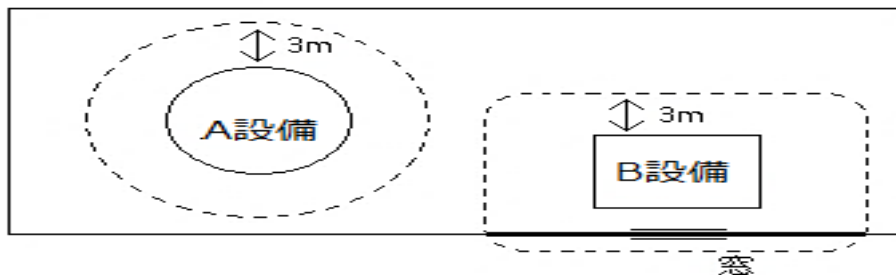
○ 別件にできない例1

A及びBの屋内空地が重なっている。



○ 別件にできない例2

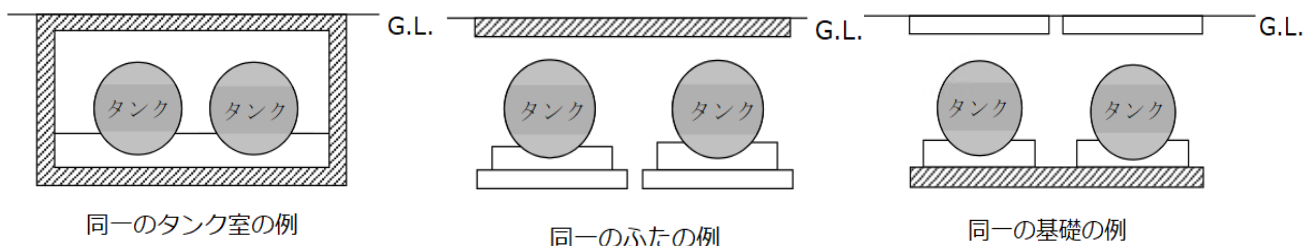
Aは屋内空地が確保できているが、Bの屋内空地不足部分には窓がある。



③ 危険物を貯蔵し、取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されているもの。

(5) 地盤面下に埋設されたタンク（以下「地下タンク」という。）を隣接して設ける場合に、次の各号に該当するものは、それぞれ一の地下タンクとみなし、その合計量をもって規制する。

- ① 2以上の地下タンクを同一のタンク室に設ける場合
- ② 2以上の地下タンクを同一の基礎上に設ける場合
- ③ 2以上の地下タンクを同一のふたで覆って設ける場合

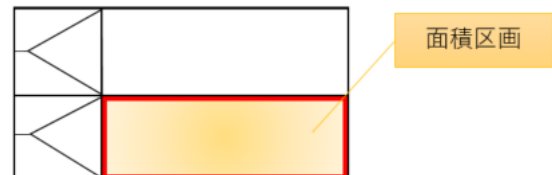


(6) ホームセンター等の物販店、病院その他これらに類する施設において危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、階ごとに防火上有効に区画された場所ごととすることができる。

(階ごとに防火上有効に区画された場合)

- ① 建基政令第112条第1項の防火区画（面積区画）がされた場所
- ② 建基政令第112条第11項の防火区画（堅穴区画）がされた場所

※ 面積区画が連続（隣接）する場合、隣接する開口部を煙（又は熱）感知器に連動して閉鎖する特定防火設備（防火扉又は防火扉付き防火シャッター）とすることも認められる。



## 2 数量の算定

同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う数量の算定は、貯蔵する全量と取り扱う全量とを比較していずれか大なる方の量とする。ただし、貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合にあつては、その総和をもって規制する。

### 第31条の3（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の共通基準等）

【解釈及び運用】

#### 1 安全な場所（第1項第2号）

火災予防上安全な場所をいう。

#### 2 他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法（第1項第2号）

危険物等の焼却による周囲への火災危険の発生、黒煙による汚染又は土中に埋設することによる井水への流入等によって、他に人的又は物的損害を及ぼさない方法で処理すること。

#### 3 遮光（第1項第3号）

黄リン、エーテル、二硫化炭素その他揮発しやすい液体や日光等により分解や反応を促進する物品等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所について行うものである。

#### 4 換気（第1項第3号）

危険物の貯蔵、取扱いの状態等に応じて、当該貯蔵、取扱場所の空気を有効に置換することをいい、可燃性蒸気等の滞留、室温の上昇などを防止することを目的として行うものである。換気設備については、次のようなものがあり、貯蔵、取扱い状態等に応じた換気設備を選び、当該換気設備を適正な位置に設置すること。

- (1) 自然換気設備：給気口と換気口により構成し、自然の対流等を利用し、換気するもの（窓の開放等も該当する。）なお、吸気口と換気口は同等の大きさとする。
- (2) 強制換気設備：給気口又は給気ダクトとルーフファン又は回転式（又は固定式）ベンチレーターにより構成し、風力、空気の対流等を利用し、強制的に換気するもの。なお、回転式（又は固定式）ベンチレーターのダクト（又は筒）の内径又は1辺は、0.15m以上を標準とすること。
- (3) 自動強制換気設備：吸気口と電気動力ファンにより構成し、電気動力を利用し、自動的に強制換気するもの。なお、電気動力ファンのダクト（又は筒）の内径又は1辺は、0.15m以上を

標準とすること。

**5 その他の計器（第1項第4号）**

液面計、流量計、回転計又は電流計等がある。

**6 異物（第1項第5号）**

危険物の危険性が増大するような物質全般であり、危険物の貯蔵又は取扱いに伴って必然的に生じる物質は除く。

**7 必要な措置（第1項第5号）**

不必要な長期貯蔵をしないことのほかに、例えば、危険物を取り扱う設備にふたをすること、タンク等への誤注入防止のため明確に区分し、明記しておくこと等が考えられる。

**8 安全な場所（第1項第6号）**

火災予防上安全な場所をいう。

**9 完全に除去（第1項第6号）**

加熱又は溶剤等の使用により、危険物又は危険物の蒸気が全く存在しないようにした状態をいう。完全に除去できない場合は、不燃性のガス又は水等で置換、封入等の措置を講じること。

**10 可燃性の液体、蒸気若しくはガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所（第1項第7号）**

おおむね次の場所とする。

- (1) 粉末硫黄、マグネシウム粉、その他可燃性粉体の危険物を取扱い、その粉末が相当量飛散するおそれのある場所及び小麦粉、でん粉、その他の可燃性の粉塵で空気中に浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれのある場所
- (2) アセチレン、水素、液化石油ガス、又は都市ガス等の可燃性ガスが室内に発散し、滞留するおそれのある場所
- (3) 引火点 40℃未満の危険物を取扱い、その蒸気が相当量発生するおそれのある場所
- (4) 危険物を引火点、又は着火点以上に加熱し、その蒸気が漏れるおそれのある場所

**11 電線と電気器具とを完全に接続（第1項第7号）**

接続器具、ネジ等を用いて堅固に、かつ、電氣的に完全に接続し、接続点に張力が加わらない状態にすることをいう。

**12 火花を発する機械器具（第1項第7号）**

溶接機、グラインダー、フォークリフト等の使用に伴い、必然的に火花を発するもの又は火花を発するおそれのある電気機器等をいう。

**13 火花を発する工具、履物（第1項第7号）**

ゴム製ハンマーや防爆用安全工具（ベリリウム銅合金、木製ハンマー等）等以外のものをいい、鉄ハンマー、底に鉄びょうのあるくつ等衝撃により火花を発するものをいう。

**14 保護液（第1項第8号）**

空気中の酸素や水分に接触させると著しく危険な状態となる危険物を保護するための液をいい、保護液中に保存する危険物は、次表のようなものがある。

危険物	保護液
黄　　り　　ん	水
金　属　ナ　ト　リ　ウ　ム 金　属　カ　リ　ウ　ム	液　体　炭　化　水　素　類 (　灯　油　、　軽　油　等　)
二　硫　化　炭　素	水
ニ　ト　ロ　セ　ル　ロ　ー　ス	水　、　ア　ル　コ　ー　ル　等

#### 15 露出しないようにする（第1項第8号）

容器の外部から目視できる場合は常に確認できる場所に保管し、目視できない場合は定期的に保護液の量を確認することが必要である。

#### 16 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品（第1項第9号）

次表のようなものがある。

物　質　名	接触混合禁止物質	備　考
塩素酸塩類、過塩素酸塩類、過マンガン酸塩類、重クロム酸塩類、硝酸塩類	硫黄、木炭、金属粉、リン、硫化アンチモン、有機物その他酸化されやすい物質	わずかな摩擦、衝撃、加熱あるいは濃硫酸がさらに接触すると危険
過酸化物	硫黄、木炭、金属物、リン、有機物	湿気のあるものは特に危険
過酸化水素濃厚液	金属粉、粉じん、金属酸化物、炭素粉末、有機物等	
酸化銀	マグネシウム、セリウム、硫黄、硫化物	摩擦、衝撃、加熱により発火又は爆発
発煙（濃）硝酸 発煙（濃）硫酸	リン化水素、硫化水素、テレピン油、紙、木布等の有機物	過酸化物
液体空気 液体酸素	各種有機物	
塩素 臭素	水素、メタン、エチレン、アセチレン等、硫黄、アンチモン、ヒ素リン、ナトリウム、カリウム、金属粉末、テレピン油及びその浸潤物等	可燃性ガスの場合は太陽光線によって爆発
無水次亜塩素酸	硫黄、リン、有機物	わずかな加熱により爆発
無水クロム酸	酢酸、アルコール等	
次亜硝酸	二酸化炭素等	
亜酸化窒素	リン、硫黄、炭素等	

ピクリン酸	有機物	
ヒドラジン及びその水和物	塩素、臭素、沃素、酸化水銀、亜硝酸、亜硝酸塩類	
ヒドロキシルアミン及びその塩類	重クロム酸塩、塩素酸塩、過塩素酸塩、過マンガン酸塩、酸化物等の酸化剤	
アセチレン	硝酸、次亜塩素酸溶液、サラシ粉濃溶液、塩酸	
アンモニア及び塩化アンモン濃厚溶液	塩素、次亜塩素酸塩、臭素、沃素	
アンモニア水と炭酸アンモン溶液	酸化金（銀）、塩化筋、硝酸銀	
エチルアルコール	硝酸水銀等の硝酸塩	
アセチレン、ジアセチレン、その他のアセチレン系炭化水素	銅、銀、水銀の塩類あるいはアンモニアと湿気存在下のこれらの重金属	
塩素酸カリ	アンモニア、炭素アンモン、塩化第1スス、硝酸銀、アンモニウム塩、酸化鉛、亜酸化水銀等	
塩素酸塩類、過マンガン酸塩類	強酸	

#### 17 接触し、又は混合しないような措置（第1項第9号）

棚、箱、間仕切り、区画、堤等によって、明確に区分することをいう。

#### 18 温度が局部的に上昇しない方法（第1項第10号）

温度が局部的に上昇しない方法には、次のようなものがある。

- (1) 直火を用いない方法
- (2) 熱源と被加熱物とを相対的に動かす（攪拌しながら加熱するなど）方法
- (3) 熱源の分布又は被加熱物の分布に片よりを生じさせない（十分な容量の危険物を循環させて冷却する、冷却水を循環するなど）方法

#### 19 防火上安全な場所（第1項第11号）

不燃材料等の扉で区画された場所及び火気、火花を発生するおそれのない場所等防火上安全な場所で、かつ、通風、換気が有効に行われているものをいう。

#### 20 防火上安全な隔壁（第1項第12号）

小屋裏に達する準耐火構造（建基法第2条第7の2号に規定する準耐火構造のうち、下地が不燃材料のものに限る。）の壁をいう。当該壁に開口部を設ける場合は、出入口にあっては自動閉鎖の防火設備（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）とし、その他のものにあっては防火上有効なダンパー等を設けること。

## 21 安全な場所（第1項第12号）

上記の壁で区画されている場所のほか、次に掲げる場所をいう。

- (1) 塗装ブース又はウォーターカーテン等を設け、危険物の蒸気等が、塗装場所以外の場所へ拡散しない場所
- (2) 屋外であって、火源等から安全と認められる距離を有している場所

## 22 危険な温度に達しない方法（第1項第13号）

危険物が危険な温度に達しない方法には、次のようなものがある。

- (1) 焼入油の容量を十分にする方法
- (2) 循環冷却装置を用いる方法
- (3) 攪拌装置を用いる方法

## 23 危険な温度（第1項第13号）

引火点（表）から50℃を差し引いた温度以上の温度が該当する。

（表：熱処理油の引火点）

種類		用途	引火点(℃)	燃焼点(℃)
1種	1号	焼入れ硬化しやすい材料の焼入れ用	180以上	200以上
	2号	焼入れ硬化しにくい材料の焼入れ用	170以上	190以上
2種	1号	120℃程度の熱浴焼入れ用	200以上	220以上
	2号	160℃程度の熱浴焼入れ用	250以上	280以上
3種	1号	油温150℃程度の焼きもどし用	230以上	250以上
	2号	油温200℃程度の焼きもどし用	280以上	310以上

## 24 可燃性の蒸気の換気を良くして行う（第1項第14号）

前記の換気設備の例によること。

## 25 廃液をみだりに放置しないで安全に処置する（第1項第14号）

廃液を容器に密封して貯蔵する等不必要に蒸気を発生させず、また、油分離装置、中和装置等の設備を設け、危険物の流出を防止すること等をいう。

## 26 逆火を防ぎ（第1項第15号）

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を除去する方法（プレパージ）、バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して燃焼室内の未燃焼ガス等を除去する方法（ポストパージ）等を行うこと。

## 27 危険物があふれない（第1項第15号）

燃料をポンプで供給している場合の戻り管の設置、炎監視装置によりバーナーの不着火時における燃料供給停止装置等による方法を行うこと。

## 28 これと同等以上であると認められる容器（第1項第16号ア）

- (1) 総務大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示した容器
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱う

ため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵又は取扱いが火災予防上安全であると認められる場合の容器

**29 容器の構造等の確認（第1項第16号）**

容器の構造等の確認は、次の表示の有無を活用することができる。

- (1) 危険物保安技術協会（KHK）により性能の確認試験が行われ、その試験に合格した試験確認済の表示
- (2) 国連の危険物の輸送に関する勧告のUN規格に適合した危険物の運搬用機の表示。ただし、UN表示については、消防法令の試験基準に適合したものとみなされるものの、最大容量や運搬容器の外部に行う必要な表示が消防法令に適合していない場合があるため、注意すること。

（例図：危険物保安協会（KHK）表示）



（例図：UN表示）



**30 容器を積み重ねて貯蔵する場合（第1項第17号）**

容器の積み重ね高さは、最下段の容器の底面から最上段の容器の上段までの高さ（パレットを使用する場合にあっては、最下段のパレットは床の一部とみなし、積み重ね高さには算入しない。）をいう。

**31 係員（第1項第18号）**

係員とは、少量危険物取扱所において日常の業務に従事する者をいう。

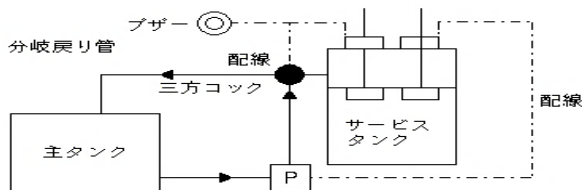
**32 漏れ等を防止することができる構造（第2項第2号）**

通常の使用条件に対し、十分余裕をもった容量、強度、性能等を有するもの等が該当する。

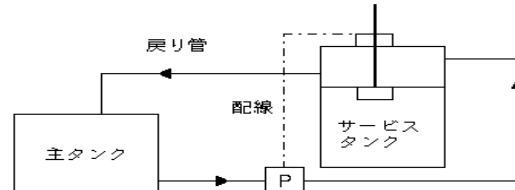
**33 漏れ等による災害を防止するための附帯設備（第2項第2号）**

タンク、ポンプ類等に設けるフロートスイッチ、微圧スイッチ、戻り管（送油管の1.5倍の断面積を有すること）、それらを組み合わせた二重安全装置等（例図参照）、混合装置及び攪拌装置等に設ける飛散防止用の覆い、その他にはブース、逆止弁、ふた、囲い、受皿等が該当する。

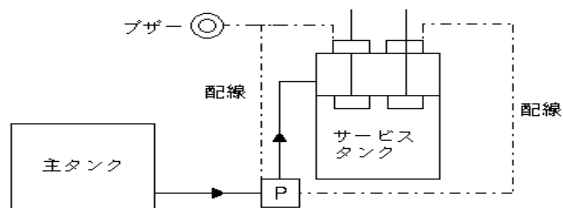
（例1：フロートスイッチと分岐戻り管等）



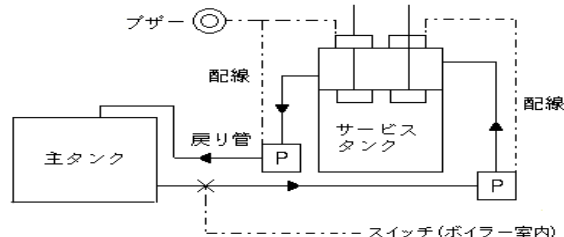
（例2：フロートスイッチと戻り管）



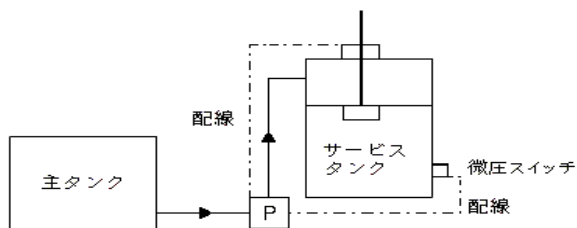
(例3：二重のフロートスイッチ等)



(例4：フロートスイッチと強制戻り管等)



(例5：フロートスイッチと微圧スイッチ)



### 34 直火（第2項第4号）

可燃性の液体やガス等を燃料とする火気、露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当する。  
なお、「直火」以外のものとしては、水蒸気、温湯、熱媒体及び熱風等が該当する。

### 35 防火上安全な場所（第2項第4号）

加熱又は乾燥する設備において、当該設備の中で危険物を取り扱う部分と直火を用いる部分とが、耐火構造等で防火的に区画されている場所等をいう。

### 36 火炎を防止するための附帯設備（第2項第4号）

おおむね次のものが考えられる。

- (1) 危険物の温度を一定温度以下（引火点以下）に自動的に制御できる装置（温度センサー等による自動制御装置）
- (2) 危険物の引火を防止できる装置（不燃性ガス封入装置等）
- (3) ニクロム線の保護管設備等

### 37 有効な安全装置（第2項第5号）

(1) おおむね次のものが考えられる。

- ① 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
- ② 減圧弁でその減圧側に安全弁を取り付けたもの
- ③ 警報装置で、安全弁を併用したもの
- ④ 破壊板（危険物の性質により安全弁の作動が困難である加圧設備に限る。）

(2) 安全装置の圧力放出口は、可燃性蒸気等が噴出するおそれがあるため、その設置は、通風の良好な場所で、かつ、周囲に火気等のない安全な場所に設けること。

### 38 引火性の熱媒体（第2項第6号）

一定の温度を作り出すために、直接火源により加熱するのではなく、加温された第4類第3石油類、第4石油類などに該当する引火性の液体（熱媒体）を介して加熱する間接加熱方法をとる場合の媒体となる物質をいう。

### 39 安全装置（第2項第6号）

火気使用室以外の室に設ける膨張タンク等が該当する。

40 熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造（第2項第6号）

安全装置から配管等により、屋外の高所で周囲に火気等がない安全な場所又は冷却装置等に導く構造をいう。

41 電気工作物に係る法令（第2項第7号）

「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）をいう。

42 静電気が発生するおそれのある設備（第2項第8号）

静電気を発生しやすい可燃性液体、可燃性微粉等の危険物を取り扱う設備等が該当する。ここで、静電気を発生しやすい可燃性液体とは、第4類の危険物では特殊引火物、第一石油類、第二石油類が考えられる。

43 静電気を有効に除去する装置（第2項第8号）

次のような方法がある。

- (1) 接地による方法（接地抵抗値は、おおむね100Ω以下とする。）
- (2) 加湿装置を取り付け、空気中の相対湿度を75%以上とする方法
- (3) 空気をイオン化する方法

44 危険物を取り扱う配管（第2項第9号）

- (1) 危険物を取り扱う配管の材料は、次表に示すもの又はこれと同等以上の性能を有するものの中から使用条件に応じ安全であると認められるものを選定して用いること。なお、危険物の性状により配管を腐食させるおそれのある場合は、塩化ビニール等で内装を施した金属管を用いることができる。

JIS	G	3101	一般構造用圧延鋼材	SS
		3103	ボイラー用圧延鋼材	SB
		3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
		3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
		3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
		3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
		3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
		3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY
		3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
		3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUSTP
		3460	低温配管用鋼管	STPL
		4304	熱間圧延ステンレス鋼板	SUS_HP
		4305	冷間圧延ステンレス鋼板	SUS_CP
		4312	耐熱鋼板	SUH_P
H	3300	銅及び銅合金継目無管	C_ _T	
			C_ _TS	
	3320	銅及び銅合金溶接管	C_TW	
			C_TWS	

JIS	H	4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目管	A_TE
				A_TES
				A_TD
				A_TDS
		4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A_TW
				A_TWS
A_TWA				
4630	配管用チタン管	TTP		
JPI	7S-14	石油工業配管用アーク溶接炭素無配管	PSW	
API	5L	LINE PIPE	5L	
	5LX	HIGH TEST LINE PIPE	5LX	

(2) 金属製以外の配管にあつては次によること。

- ① 強化プラスチック製配管にかかる管及び継ぎ手は、J I S K7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」及びJ I S K7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に定める基準に適合するもので、使用圧力等の使用条件に応じて、適切に選択すること。
- ② 強化プラスチック製配管は、呼び径 100A 以下のものであること。
- ③ 強化プラスチック製配管は、火災等による熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設すること。ただし、蓋を鋼製、コンクリート製等とした地下ピットに埋設することができる。
- ④ 強化プラスチック製配管の接続方法や埋設方法については、通知「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」(平成 10 年 3 月 11 日付け消防危第 23 号、平成 21 年 8 月 4 日付け消防危第 144 号)と同等に運用すること。

(3) 油圧設備等での構造上、配管の一部に、やむを得ず可とう性を必要とする場合は、必要最小限度の耐圧耐油ゴムホースを用いることができる。

#### 45 最大常用圧力 (第 2 項第 9 号ア)

自然流下により危険物を送る配管にあつては最大背圧を最大常用圧力とみなして行うこと。

#### 46 水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体 (第 2 項第 9 号ア)

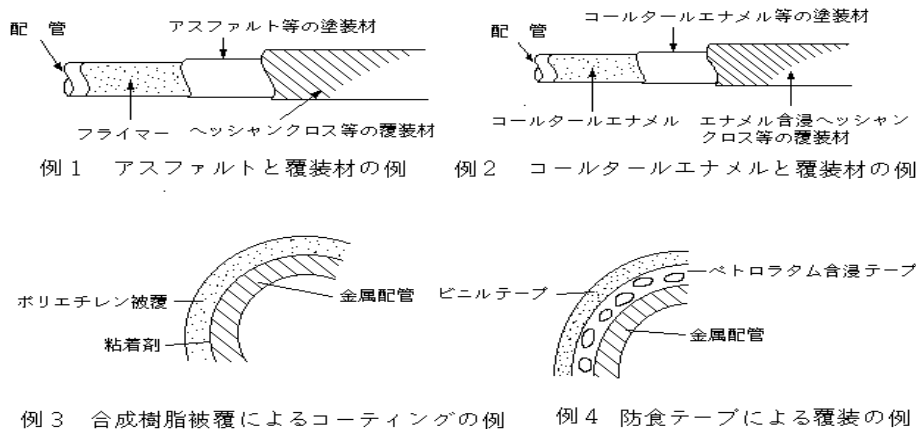
水以外の不燃性の液体には水系の不凍液等が、不燃性の気体には窒素ガス等が該当する。

#### 47 配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれの無い場所に設置される場合 (第 2 項第 9 号ウ)

強化プラスチック製配管などを使用する場合には火災等による熱により悪影響を受けるおそれがあることが想定される。運用については通知 (平成 10 年 3 月 11 日付け消防危第 23 号、平成 21 年 8 月 4 日付け消防危第 144 号) によること。

#### 48 腐食を防止するための措置 (第 2 項第 9 号エ)

「腐食を防止するための措置」とは、電氣的腐食のおそれのある場所においては塗履装又はコーティング及び電気防食、それ以外の場所においては塗履装又はコーティングによる防食措置が該当する。詳細は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）第 3 条から第 4 条までによること。

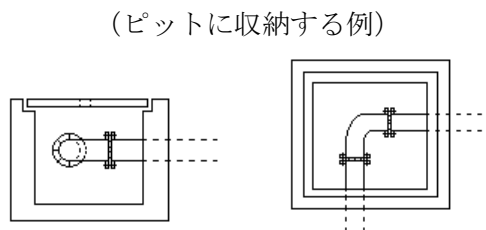


#### 49 地上配管の腐食防止措置の省略

地上に設置する配管で銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管又は J I S G3452「配管用炭素鋼鋼管」に規定する白管等、さびにくい材質で造られたものにあつては、腐食防止塗装を省略することができる。

#### 50 危険物の漏えいを点検することができる措置（第 2 項第 9 号オ）

- (1) 地下埋設配管の溶接以外の接合方法の部分については、漏洩の有無を点検するため、点検箱又はマンホール等を設けること。
- (2) ピット内配管等で常時点検することができないものの接続は溶接継手とすること。
- (3) 地下タンク等の各配管には、地下タンクと容易に分離することができる弁、フランジ等を設けるとともに配管の地上部分にソケット等の加圧、減圧のための接続口を設けるなど、異常時の対応として気密試験が実施できる措置を講じること。



#### 51 重量が当該配管にかからないように保護（第 2 項第 9 号カ）

配管の構造に対して支障を及ぼさないように堅固で耐久力のある構造のコンクリート製の管等に収めることが該当する。

### 第 31 条の 4（屋外の施設の基準）

#### 【解釈及び運用】

##### 1 架台で貯蔵する場合（第 1 項）

危険物を収納した容器を架台を用いて貯蔵する場合の高さを制限した規定である。条例第 31 条の 3 第 1 項第 17 号において容器を積み重ねる場合は 3 m（第 4 類の危険物のうち第 3 石油類及び第 4 石油類を収納した容器のみの場合は 4 m）以下とされているが、不燃材料で堅固に造られた架台を用いる場合は、架台上の容器の頂部までの高さを 6 m 以下とすることができる。

## 2 貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲（第2項第1号）

当該場所の境界には、排水溝、囲い、柵等を設け明示することとし、当該明示された場所の周囲をいう。

## 3 保有空地（第2項第1号）

(1) 少量危険物取扱所の周囲に保有する空地は、自己の所有地、又は地上権、借地権等が存する部分の空地であること。

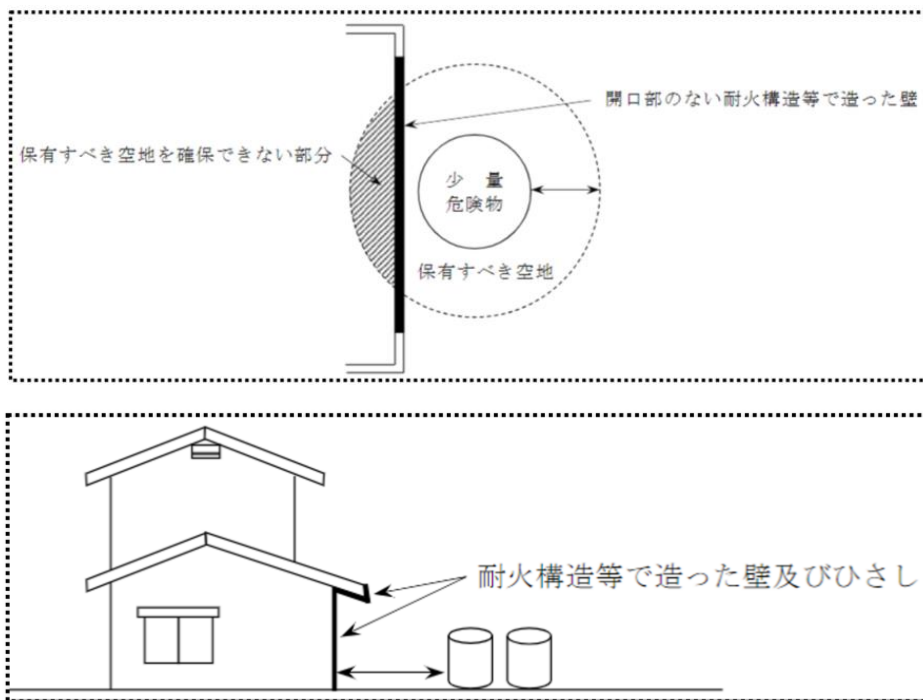
(2) 保有空地内には、防潮堤、危険物配管(架台を含む。)、水槽、ダクト、コンベアー、その他これらに類する工作物等で空地の効用を損しない規模のものに限り設けることができる。

## 4 防火上有効な塀（第2項第1号）

高さ2m以上の不燃材料で造ったものとし、隣接する建築物等の状況に応じ、防火上必要な程度の高さとする。

## 5 開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき（第2項第1号）

壁の高さは、地盤面から当該施設が直面する階までの高さであり、幅は、空地が保有できない部分を遮へいする範囲以上であること。また、庇を設ける場合も壁と同等以上の防火性能を有していること。



## 6 湿潤でなく、かつ、排水のよい場所（第2項第2号）

当該場所を周囲の地盤面より高くし、かつ、有効な排水設備を設けること。ただし、危険物の小出し、詰替え等を行わない場合は、排水設備を省略して、さく等で明示されていることで足りる。

## 7 流出防止（第2項第3号）

危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置とはおおむね次の場合とする。

(1) 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に油分離槽を通じる排水溝を設ける方法

(2) 設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法

(3) パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められるもの

#### 8 ためます (第2項第3号)

ためますの大きさは、縦、横及び深さがそれぞれ 30 cm以上を標準とすること。

#### 9 油分離装置 (第2項第3号)

槽数は原則として2槽以上(砂溜槽を除く。)とすること。

#### 10 堅固に造る (第2項第4号)

架台及びその付属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の重荷によって生ずる応力に対して安全であり、固定されたものであること。

### 第31条の4の2 (屋内の施設の基準)

#### 【解釈及び運用】

#### 1 防火設備 (第2号)

建基法第2条第9号の2口に定める防火設備をいう。

#### 2 防火上支障がないと認められる部分 (第2号)

部分規制の少量危険物取扱所で、危険物を貯蔵取り扱う部分が室の一部であり、消防の見地から他に危険が及ぶおそれがないと判断される部分にある開口部

#### 3 浸透しない構造 (第3号)

コンクリート舗装等で施工する他、壁、せき、排水溝等を組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものとする。ためますは縦、横及び深さが 30 cm以上、また、排水溝の有効断面は、幅及び深さが 10 cm以上を標準とすること。

#### 4 堅固に造る (第4号)

条例第31条の4(屋外の施設の基準)【解釈及び運用】10 堅固に造る(第2項第4号)を参照。なお、床に直接設けられ、又は堅固な基礎に固定されたレールに沿って移動させることができるものであって、容易に転倒しない構造を有するものは認められる。

#### 5 換気の設備 (第5号)

(1) 給気口は、換気のための有効な位置に設けるとともに延焼のおそれのある建築物のある側に設ける場合又は他用途部分に面する場所に設ける場合は、温度ヒューズ付防火ダンパー等を設けること。

(2) 条例第31条の3第1項第7号に規定される場所に設ける給気口には、引火防止網等を設けること。

(3) 換気口は、給気口に応じて換気が有効に行われるように設けるものとして屋根上又は地上2 m以上の高さとする。この場合、延焼のおそれのある場合又は換気ダクトが他用途部分を貫通(耐火構造の貫通部に限る)する場合は、温度ヒューズ付防火ダンパー等を設けること。

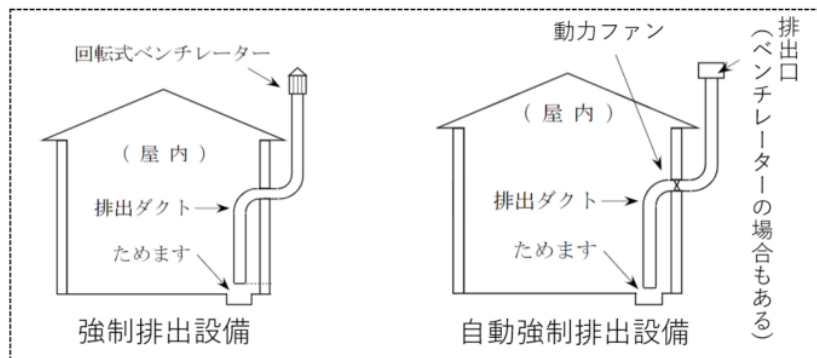
#### 6 可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれのある場合 (第6号)

条例第31条の3第1項第7号中の「場所」を「場合」に読み替えるものとする。

#### 7 屋外の高所に排出する設備 (第6号)

おおむね次によること。

- (1) 屋外の高所に排出する排出設備は、強制排出設備（風力回転式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成されるもの）又は自動強制排出設備（動力ファン、排出ダクト、フード等により構成されるもの）とすること。なお、できるだけ自動強制排出設備を設置するよう努めること。
- (2) 排出口は、高所（おおむね2 m以上）で、かつ、建物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1 m以上離れている場所とする。
- (3) 排出ダクトが他用途部分を貫通（耐火構造の貫通部に限る。）して架設する場合は、有効な位置に温度ヒューズ付防火ダンパー等を設けること。



### 第31条の5（タンク共通の基準）

#### 【解釈及び運用】

#### 1 タンクの容量（第1項）

少量危険物等のタンクの容量計算方法は、条例第3条第1項第17号エの規定により「タンクの内容積の90%の量」となっているが、次の場合は、90%以上95%以下の範囲をタンクの容量としてよい。ただし、1,000ℓ以下の移動タンクについては、積載容量を100単位としていることから100未満を切り捨てた数量を最大数量とする。

- (1) 危政令第8条の2の2によりタンク検査を受けたもの。
- (2) タンクの容量（90%以上95%以下の範囲）に対する板厚が条例第31条の5第2項第1号を満足するもの。

#### 2 鋼板（第2項第1号）

J I S G 3101 に規定される一般構造用圧延鋼材（S S 400）をいう。

#### 3 同等以上の機械的性質を有する材料（第2項第1号）

次の計算式により算出された数値（小数点2位以下の数値は切り上げる。）以上を有する金属板をいう。ただし、2,000ℓを越えるタンクにあつては、最小板厚を2.8 mm以上とすること

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times t_0$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属材料の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

t<sub>0</sub> : 条例において定める鋼板の厚さ (mm)

#### 4 圧力タンク（第2項第1号）

最大常用圧力が正圧又は負圧で5 k P a を超えるものをいう。

#### 5 タンクの水張又は水圧試験（第2項第1号）

タンクの水張又は水圧試験による漏れ、又は変形しないものであることの確認は、危政令によるタンク検査済証、条例による少量等タンク検査済証、危険物保安技術協会が発行した水張（水圧）試験確認証明書若しくはタンク製造業者、工事施行業者等が水張又は水圧試験を行った結果、漏れ、変形がなかった旨を記載した書類を完成時まで提出させることをもって運用する。なお、負圧タンクの水圧試験は当該タンク負圧の絶対値に相当する 1.5 倍の水圧をタンクに加えて行われたものとする。

## 6 架台（第2項第2号）

タンクは、コンクリート等で造られた基礎、又は満液状態でその荷重等に耐えられる不燃材料で造った架台上にボルト等で固定されていること。

## 7 安全装置（第2項第4号）

条例第31条の3（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の共通基準等）【解釈及び運用】37 有効な安全装置（第2項第5号）を参照

## 8 雨水の浸入しない構造（第2項第4号）

無弁通気管にあつては、通気管の先端を水平より下に45度以上曲げること。

## 9 通気管の径（第2項第4号）

管の直径は、20 mm以上とすること。

## 10 引火を防止するための措置（第2項第5号）

40 メッシュ以上の銅又はステンレスの網を張るか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有するものをいう。（加熱されて引火点以上になるものも必要である。）なお、引火のおそれのある危険物以外の危険物にあつても、20 メッシュ程度の銅網等を設置することが望ましい。

## 11 危険物の量を自動的に表示する装置（第2項第6号）

(1) 蒸気が容易に発散しない構造とした浮子式計量装置

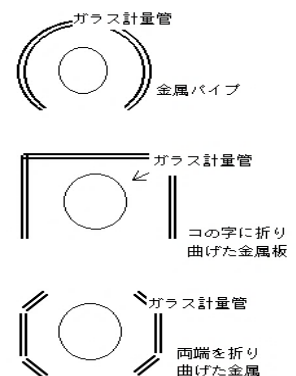
(2) フロート式、エアージージ式又は電気式による自動計量装置等

(3) 次の方法により金属板等で保護した硬質ガラス管で、かつ、両端に閉止弁を設けた計量装置は可とする。なお、重油タンク等で液量計のガラス管内部に重油が付着して計量できなくなるおそれのあるものは、他の計量方式とすること。

① ガラス計量管に金属管の一部を削った外筒で保護する方法

② ガラス計量管にコの字型に折り曲げた金属板を取り付けて保護する方法

③ ガラス計量管に両端を折り曲げた金属板で両側から保護する方法



## 12 火災予防上支障のない場所（第2項第7号）

(1) 注入口は、原則として遠方注入方式として、注入口の付近に火気を取り扱う設備等がないこと。

(2) 通気管は、次によること。

① 屋外及び地下のタンクで引火点 40℃未満の危険物の場合は、その先端が屋外で地上 2 m 以上とし、かつ、建築物の開口部から 1 m 以上はなれた位置であること。

② 屋内のタンクで次の場合は、その先端が屋外で地上 2 m 以上とし、かつ、建築物の開口部

から1 m以上はなれた位置であること。

- ア 引火点 40℃未満の危険物の場合
- イ 危険物を移動タンク等でポンプ圧送する場合
- ウ 室内に火気使用設備がある場合

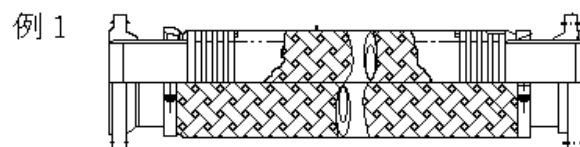
③ 上記以外のタンクにあつては、付近に火気、可燃物等のない適当な高さとすることができる。

### 13 タンクの開閉弁（第2項第8号）

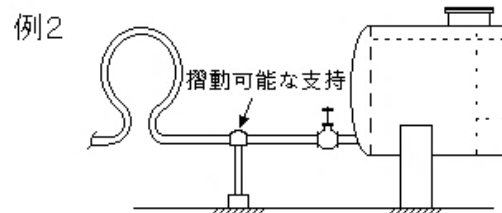
タンクの開閉弁は、金属製のものとすること。ただし、貯蔵する危険物の性質等により金属製の弁を使用することに支障がある場合は、この限りではない。

### 14 配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置（第2項第9号）

(1) 金属製可とう管継手（例1）を用いる場合は、配管の長さを配管径の8倍以上のものとする。ただし、（一財）日本消防設備安全センターの認定品を用いる場合は、この限りでない。



(2) 配管等が著しく細く、可とう管継手を設けることができない場合にあっては、当該配管のタンク直近部分を内径 20 cm以上のループ状とする等の措置（例2）が講じられていること。



### 15 流出を防止するための有効な措置（第2項第10号）

囲いを設ける場合は、次によること。

- (1) 囲いは、コンクリート又は鋼板等で造られたものであること。
- (2) 囲いの容量は、タンクの容量（1の囲い内に2以上のタンクがある場合は、容量が最大となるタンクの容量）の全量を収納できるものであること。ただし、次のいずれかの設置がされている中継タンク（サービスタンクを含む。）に設ける囲いの容量は、2分の1以上とすることができる。
  - ① フロートスイッチ等の自動制御装置が設置されていること。
  - ② 満液警報装置が設置されていること。
  - ③ 送油管の断面積の1.5倍以上の断面積を有する返油管が設置されていること。
- (3) 囲いに水抜口を設ける場合は、弁を設けること。
- (4) 平家建の建築物にタンク専用室を設置する場合にあっては前記によらず、出入口の敷居の高さを、床面から0.2m以上とすることができる。

### 16 腐食を防止するための措置（第2項第11号）

次のいずれかによるものとする。

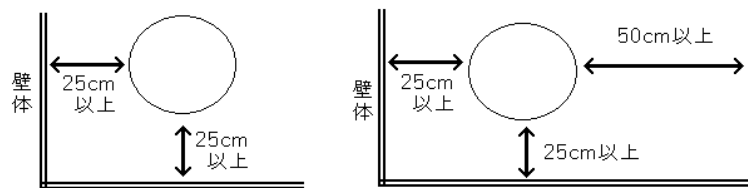
- (1) タンクの底板の下に、タンクの底板の腐食を有効に防止できるようにアスファルトサンド等の防食材料を敷くこと。(敷設厚さは5cm以上とすること。)
- (2) タンクの底板に電気防食の措置を講ずること。
- (3) その他(1)、(2)に掲げる方法と同等以上の底板の腐食を防止することができる措置を講ずること。

**17 点検作業に必要な間隔(第2項第12号)**

タンクの側板が壁体に一方又は二方に面する場合にあつては25cm以上とし、三方が面する場合にあつては、二方を25cm以上とし、他の一方を50cm以上とすることができる。

(二方に面する場合)

(三方に面する場合)



**第31条の6(地下タンクの基準)**

【解釈及び運用】

**1 タンクの容量(第1項)**

条例第31条の5(タンク共通の基準)【解釈及び運用】1 タンクの容量(第1項)を参照

**2 タンク室(第2項第1号)**

地下タンク室のふた、壁及び底は、厚さ20cm以上の水密性を有する鉄筋コンクリート造で雨水等が浸入しない構造とすること。ただし、タンクの容量が2,000ℓを越えるものにあつては、厚さを30cm以上とすること。なお、タンク室の配筋方法については、おおむね平成18年5月9日付け消防危第112号「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」消防庁危険物保安室長通知を準用すること。

**3 危険物の漏れを防止することができる構造(第2項第1号)**

タンクを水密性を有する厚さ20cm以上のコンクリートで被覆すること。ただし、タンクの容量が2,000ℓを越えるものにあつては、タンクの側方及び下方の被覆の厚さを30cm以上とすること。

**4 有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合(第2項第1号)**

危規則第23条の2の規定に準ずること。

**5 タンクに直接荷重がかからないようにふたを設ける(第2項第2号)**

タンク室を省略するものにあつては、タンクを厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造のふたで覆い、かつ、当該タンクの基礎から立ち上る支柱(直径20cm以上の鉄筋コンクリート造)で支えられていること。

**6 堅固な基礎(第2項第3号)**

基礎は、コンクリート厚さ20cm以上(鉄筋コンクリート造の場合は、厚さ10cm以上)とすること。なお、地下タンクを基礎に固定する場合は、締付けバンド及びアンカーボルト等で固定すること。このとき、締付けバンド及びアンカーボルト等についても錆止め塗装が必要である。

## 7 鋼板（第2項第4号）

J I S G3101 に規定される一般構造用圧延鋼材（S S 400）をいう。

## 8 同等以上の強度を有する金属板（第2項第4号）

次の計算式により算出された数値（小数点2位以下の数値は切り上げる。）以上を有する金属板をいう。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)  
σ : 使用する金属材料の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

## 9 同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック（第2項第4号）

ガラス繊維強化プラスチック（以下「FRP」という。）のタンクとは、次のものであること。

- (1) FRPタンクは、その容量に応じ、次表に掲げる板厚を有し、厚さ及び機械的強度が均一なものであること。

タンク容量	必要板厚
500ℓ未満	3.2mm以上
500ℓ以上2,000ℓ未満	4.5mm以上
2,000ℓ以上3,000ℓ未満	6.0mm以上

- (2) タンクのマンホールは、タンク本体と同等以上の強度を有するものであること。

- (3) タンクには、危険物を加熱するための設備を設けないこと

## 10 圧力タンク（第2項第4号）

最大常用圧力が46.7kPa以上のものをいう。

## 11 タンクの水圧試験（第2項第4号）

条例第31条の5（タンク共通の基準）【解釈及び運用】5 タンクの水張又は水圧試験（第2項第1号）を参照

## 12 危険物の量を自動的に表示する装置（第2項第5号）

フロート式、エアージョイ式又は電気式による自動計量装置等をいう。

## 13 損傷を防止するための措置（第2項第5号）

計量口の直下のタンクの底板にあて板を溶接する措置等がある。

## 14 液体の危険物の漏れを検知する設備（第2項第7号）

液体の危険物の漏れを検知する設備の例は次によること。

- (1) 液体の危険物の漏れを検知する管（以下「検知管」という。）

- ① 材質は、金属管又は塩化ビニール管等、貯蔵する危険物に浸されるおそれのないものとする。
- ② 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。
- ③ 検知管の上部にはふたを設け、水の浸入しない構造とすること。
- ④ 検知管の小孔は原則として、下端からタンク中心までとすること。ただし、地下水位の高い場所では、地下水位の上方まで小孔を設けること。
- ⑤ 検知管を2箇所とする場合は、タンクの対角線上の位置に設けること。ただし、容量2,000ℓ

を超えるタンクには、4箇所設けること。

- (2) 二重殻タンクに設置される危険物の漏れを常時検知するための設備又は危険物の漏れを検知するための設備
- (3) 危規則第62条の5の2第1項第1号ロに規定する危険物の微少な漏れを検知する措置のうち、貯蔵量の変化を常時監視する設備

### 第31条の7（移動タンクの基準）

#### 【解釈及び運用】

#### 1 注入ホース（第1項第1号）

注入ホースは次によること。

- (1) 材料は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。
- (2) 長さは必要以上に長いものでないこと。
- (3) 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有するものであること。

#### 2 安全な注油速度（第1項第2号）

毎分60ℓ以下の速度

#### 3 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物（第1項第3号）

第4類の危険物のうち、特殊引火物、第1石油類及び第2石油類をいう。

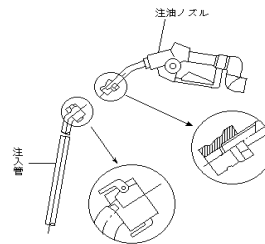
#### 4 有効に接地すること（第1項第3号）

接地導線は次によること。

- (1) 接地導線は、良導体の導線を用いビニール等の絶縁材料で被覆したもの又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有するもの。
- (2) 接地電極等と緊結することができるクリップ等がとりつけられているもの。

#### 5 注入管の構造（第1項第4号）

注入管の構造はおおむね右図のような例がある。



#### 6 火災予防上安全な場所（第2項第1号）

移動タンクの所有者が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない場所等をいう。

#### 7 鋼板（第2項第2号）

J I S G3101に規定される一般構造用圧延鋼材（S S 400）をいう。

#### 8 同等以上の機械的性質を有する材料（第2項第2号）

次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とするが、最小板厚は、2.8 mm以上とすること。ここで、引張強さ、伸び等が不明な場合は鋼材検査証明書等により確認すること。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{0.0 \sigma \times A}} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属の引張強さ（N/mm<sup>2</sup>）

A：使用する金属板の伸び（%）

9 圧力タンク（第2項第2号）

最大常用圧力が46.7kPa以上のものをいう。

10 タンクの水圧試験（第2項第2号）

条例第31条の5（タンク共通の基準）【解釈及び運用】5 タンクの水張又は水圧試験（第2項第1号）を参照

11 これに相当する部分（第2項第3号）

シャーシフレームのない車輛にあつてはメインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう。

12 強固に固定（第2項第3号）

Uボルトの他に堅結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められない。

13 安全装置（第2項第4号）

安全装置の吹き出し部分の有効面積は、容量2,000ℓ以下のタンク室にあつては15cm<sup>2</sup>以上、2,000ℓを超えるタンク室にあつては25cm<sup>2</sup>以上とすること。

14 同等以上の機械的性質を有する材料（第2項第5号）

8 同等以上の機械的性質を有する材料（第2項第2号）を参照

15 鋼板（第2項第6号）

防波板の鋼板とは、JIS G3131に規定される熱間圧延軟鋼（SPHC）をいう。

16 同等以上の機械的性質を有する材料（第2項第6号）

次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)  
σ : 使用する金属材料の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

17 防波板（第2項第6号）

走行中の移動タンクにおける危険物の動揺を減少させ、走行中の車両安定性を確保するために設けるものであるが、その設置方法は、危規則第24条の2の9の規定の例によること。

18 同等以上の機械的性質を有する材料（第2項第7号）

8 同等以上の機械的性質を有する材料（第2項第2号）を参照

19 防護枠（第2項第8号）

次の基準を満たすこと。

(1) 防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の附属装置の高さ以上であること。

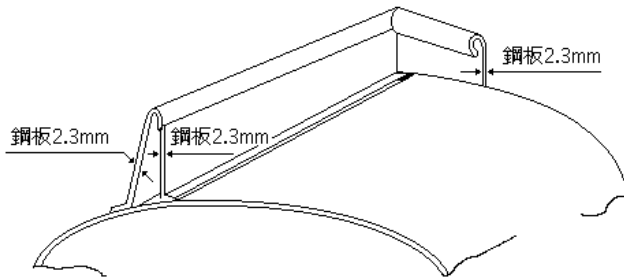
(2) 防護枠は厚さ2.3mm以上の鋼板（熱間圧延軟鋼：SPHC）又は次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板で造ること。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)  
σ : 使用する金属材料の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

(3) 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状であること。

(例図：二方山形（山形部分接ぎ合せ造り）)



## 20 非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等（第2項第9号）

移動タンク貯蔵所と異なり、必ずしもレバー操作によるものである必要はないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖の操作ができるものでなければならない。また、当該装置の操作方法を見やすい位置に表示しなければならない。

## 21 弁等の損傷を防止するための措置（第2項第9号）

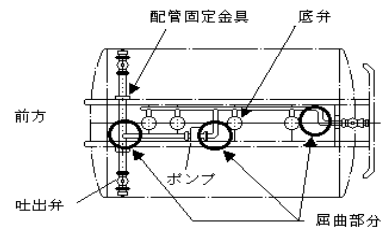
移動タンクが自動車の衝突その他の外部からの衝撃を受けた場合に、底弁が損傷しないようにするためのものであり、配管による方法と緩衝用継手による方法が考えられる。

(1) 「配管による方法」は、次によること。

- ① 底弁に直接衝撃が加わらないように、底弁と吐出口の間の配管の一部に直角の屈曲部を設けて衝撃力を吸収させるようにすること。(例1参照)
- ② 吐出口付近の配管は、固定金具を用いてサブフレーム等に固定すること。(例2参照)

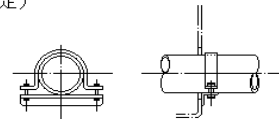
(2) 「緩衝用継手による方法」は、次によること。

- ① 底弁に直接衝撃が加わらないように底弁と吐出口の間の配管の途中に緩衝用継手を設けること。(例図3参照)
- ② 緩衝用継手は、フレキシブルホースの場合は金属製のもので、可とう結合金具の場合は配管接続部を可とう性に富み、かつ、取り扱う危険物によって侵されない材質のゴム等で密閉し、その周囲を金属製の金具で覆われたものであること。また、いずれの場合も配管の円周方向又は軸方向の衝撃に対して効力を有するものであること。

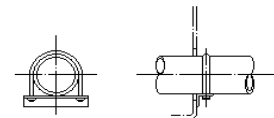


例図1 配管による方法

(例1 鋼帯による固定)

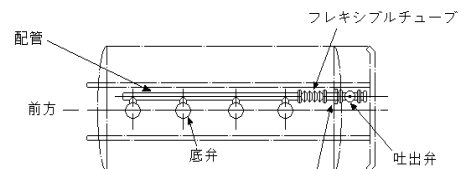


(例2 Uボルトによる固定)

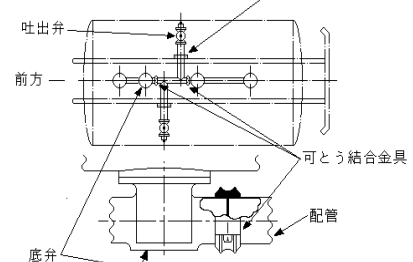


例図2 配管の固定

(例1 フレキシブルチューブによる方法)



(例2 可とう結合金具による方法)



例図3 緩衝用継手による方法

## 22 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所（第2項第11号）

危険物を常温で貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあつてはタンク内部をいい、引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク及び引火点以上の温度で危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあつては、タンク内部並びに防護枠内及びポンプユニット等の遮へいされた場所等をいう。ただし、次のような通気換気のよい場所は、遮へいされた場所とみなさない。

- (1) 上方の覆いのみで周囲に遮へい物のない場所
- (2) 一方又は二方に遮へい物があつても、他の方向が開放されていて十分な自然換気が行われる場所
- (3) 強制的な換気装置が設置され十分な換気が行われる場所

## 23 引火しない構造

防爆性能を有する構造をいう。

## 第32条（危険物の類ごとの基準）

【解釈及び運用】

### 1 十分な措置（第2項）

発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の措置をいう。

## 第33条の3（百貨店、地下街等における危険物の貯蔵又は取扱いの制限）

【解釈及び運用】

### 1 百貨店若しくはこれに類する物品販売業を営む店舗（第1項）

百貨店及び政令第1条の2第1項に規定する大規模小売店舗をいう。

### 2 出入口付近（第1項第1号）

公共の用に供する道路（地下街の通路、地下道を含む。）又は広場に面する出入口から水平距離6mの範囲内とする。

### 3 階段付近（第1項第2号）

当該階段から水平距離6mの範囲内とする。

### 4 指定した場所（第1項第3号）

避難設備又は避難用タラップ（昭和49年7月消防告示第2号）からそれぞれ6mの範囲内とする。

## 第4章 第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

### 第34条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

#### 【解釈及び運用】

#### 1 品名

##### （1）綿花類

- ① トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。
- ② 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。
- ③ 羽毛及び羊毛は綿花類に該当する。
- ④ 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。
  - ア 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。
  - イ 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

##### （2）木毛及びかんなくず

- ① 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。
- ② かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

##### （3）ぼろ及び紙くず

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類等が該当する。

##### （4）糸類

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。

##### （5）わら類

- ① わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。
- ② 乾燥藁とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。
- ③ こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しない。

##### （6）再生資源燃料

- ① 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがある。

#### ア RDF

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ゴミ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。

#### イ RPF

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成型、固化することにより製

造されたもの。

#### ウ 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加えて製造されたもの。

- ② 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。

#### (7) 可燃性固体類

- ① 可燃性固体類には、 $\alpha$ -クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。
- ② 条例別表第2備考6の燃焼熱量及び融点については、J I S K2279「原油及び石油製品一発熱量試験方法及び計算による推定方法」、J I S K0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定方法」による。

#### (8) 石炭、木炭類

- ① 石炭は、無煙炭、瀝青炭、褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。
- ② れん炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭や炭団（たどん）もこれに該当する。
- ③ 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しない。

#### (9) 可燃性液体類

可燃性液体類には、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当する。

#### (10) 木材加工品及び木くず

- ① 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。
- ② 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しないものである。ただし、丸太のままで使用する電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当する。
- ③ 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しないものである。
- ④ 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しないものである。
- ⑤ 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

#### (11) 合成樹脂類

- ① 合成樹脂とは、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては、塩化

ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当する。

② 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、おおむね発泡率6倍以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。

③ 条例別表第2備考9の不燃性又は難燃性の判断については、J I S K7201-2「プラスチック - 酸素指数による燃焼性の試験方法 - 第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。※（ ）書は略号又は別名を示す。

ア 酸素指数26未満の合成樹脂の例（難燃化により酸素指数が26以上のものがある。）

- ・ アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂（AS）
- ・ アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（ABS）
- ・ エポキシ樹脂（EP）…接着剤以外のもの
- ・ 不飽和ポリエステル樹脂（UP）
- ・ ポリアセタール（POM）
- ・ ポリウレタン（PUR）
- ・ ポリエチレン（PE）
- ・ ポリスチレン（PS）
- ・ ポリビニルアルコール（PVAL）…粉状（原料等）
- ・ ポリプロピレン（PP）
- ・ ポリメタクリル酸メチル（PMMA、メタクリル酸樹脂）

イ 酸素指数26以上又は液状の合成樹脂の例

- ・ フェノール樹脂（PF）
- ・ フッ素樹脂（PFE）
- ・ ポリアミド（PA）
- ・ ポリ塩化ビニリデン（PVDC、塩化ビニリデン樹脂）
- ・ ポリ塩化ビニル（PVC、塩化ビニル樹脂）
- ・ ユリア樹脂（UF）
- ・ ケイ素樹脂（SI）
- ・ ポリカーボネイト（PC）
- ・ メラミン樹脂（MF）…球状（原料等）
- ・ アルキド樹脂（ALK）

④ 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって合成樹脂が容積又は重量において50%以上を占めるものが該当する。なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量にかかわらず、再生資源燃料として取り扱う。

⑤ 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが

該当する。

#### ア 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

#### イ 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。

（例：スチレンブタジエンゴム、ニトリルブタジエンゴム、ネオプレンゴム、ブチルゴム、ステレオラバー、ハイバロン、アクリルゴム、シリコンゴム、フッ素ゴム、ウレタンゴム）

#### ウ 再生ゴム

廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

- ⑥ 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。
- ⑦ ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）であってゴムが容積又は重量において、50%以上を占めるものは、該当するものとする。ただし、エボナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しない。
- ⑧ フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する。  
（例：エバーソフト、グリーンフォーム、ファンシーフォーム、ラバーソフト、アポロソフト、ヤカイフォーム、マックスフォーム、ハマフォーム）
- ⑨ ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にある全ての仕掛品をいう。

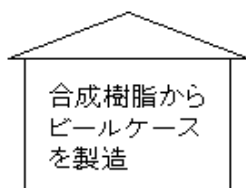
## 2 指定可燃物の貯蔵及び取扱い（第1項）

貯蔵及び取扱いに該当しない場合の例

- (1) 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等
- (2) 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの
- (3) 百貨店等において陳列、展示しているもの
- (4) 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等
- (5) ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合

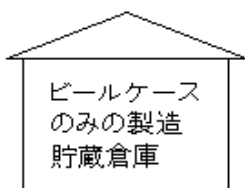
(例図)

ビールケース製造工場



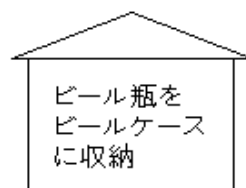
指定可燃物取扱所

ビールケース製品倉庫

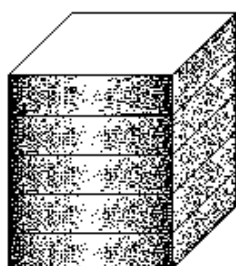


指定可燃物取扱所

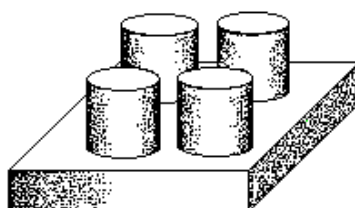
ビール工場



指定可燃物の貯蔵・取扱いに該当しない



パレット等の集積は、指定可燃物に該当する



道具として使用されているパレット等は、指定可燃物に該当しない

### 3 指定可燃物取扱所の規制の範囲（第1項）

条例第31条の2（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）【解釈及び運用】1 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の規制範囲を参照

### 4 数量の算定（第1項）

条例第31条の2（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）【解釈及び運用】2 数量の算定を参照すること。なお、同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第2の数量以上の品名のみを合算した数量とする。また、条例別表第2の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。

数量の算定の例			
品名	貯蔵取扱い量	条例別表第2の数量	倍数
綿花類	400kg	200kg	2倍
糸類	3,000kg	1,000kg	3倍
ぼろ及び紙くず	500kg	1,000kg	条例別表第2の数量未満のため非該当
			条例別表第2の数量以上の品名の倍数を合算して5倍となる

同一品名で異なる物品の例					
品名 (物品)	糸類 (綿糸)	糸類 (麻糸)	糸類 (化学繊維糸)	同一品名は合算→	糸類
貯蔵取扱い量	500kg	300kg	800kg		

**5 これと同等以上であると認められる容器（第1項第1号ア）**

条例第31条の3（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の共通基準等）【解釈及び運用】28 これと同等以上であると認められる容器（第1項第16号ア）を参照

**6 容器構造等の確認（第1項第1号ア）**

条例第31条の3（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の共通基準等）【解釈及び運用】29 容器の構造等の確認（第1項第16号）を参照

**7 容器を積み重ねて貯蔵する場合（第1項第2号）**

条例第31条の3（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の共通基準等）【解釈及び運用】30 容器を積み重ねて貯蔵する場合（第1項第17号）を参照

**8 十分な措置（第1項第3号）**

条例第32条（危険物の類ごとに基準）【解釈及び運用】1 十分な措置（第2項）を参照

**9 貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲（第2項第1号）**

条例第31条の4（屋外の施設の基準）【解釈及び運用】2 貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲（第2項第1号）を参照

**第34条の2（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）**

【解釈及び運用】

**1 係員（第1項第2号）**

条例第31条の3（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の共通基準等）第1項第18号の「係員」の例によること。なお「少量危険物取扱所」を「綿花類等の指定可燃物取扱所」と読み替えて適用すること。

**2 危険物と区分して（第1項第3号）**

1 m以上の空地を確保することをいう。

**3 水分管理（第1項第5号ア）**

水分量を10%以下のできる限り低い管理値に抑え、発熱を防止する。

**4 適切な温度に保持（第1項第5号イ）**

製造後の燃料について、十分に冷却した後貯蔵する。

**5 3日を超えて集積する場合（第1項第5号ウ）**

長期にわたる貯蔵を行わないとともに、定期的（少なくとも3ヶ月に1回以上）に貯蔵場所から全量の掻き出しを実施する。

**6 集積高さ（第1項第5号エ）**

その他RDFの貯蔵に伴う集積高さについては、次の提言が示されているので、(平成20年8月29日付け消防危第333号)参考とすること(参考：RDF貯蔵槽の安全管理に関する提言の概要について)。

(1) RDF貯蔵槽の安全管理に関する提言内容

① 受入RDF性状管理方法

- ア 水分：8%以下(湿潤状態の目視、触手確認及び簡易水分計測定)
- イ 温度：表面温度40℃以下(受入ホップの温度計により表面温度を連続計測)
- ウ 粉化度：著しく粉化していない(目視確認及び粉化度の分析)
- エ カルシウム含有量：ごみに対し消石灰を1%以上添加(溶出液pH10以上及びCa含有量分析)

② RDF貯蔵管理方法

ア 酸化・蓄熱防止対策

- (ア)受入RDFの温度を40℃以下に管理
- (イ)発熱部位(センターコーン)の換気、空調により温度管理
- (ウ)窒素ガスシールや締切ダンパー設置により空気流入を抑制

イ 湿潤防止対策

窒素ガスシールや締切ダンパー設置等により空気流入を抑制

ウ 貯蔵期間

必要以上の長期保管をさけるため一定期間毎(おおむね6ヶ月以内)にサイロ内を空にし、内部点検を実施

エ 集積高さ

集積高さはおおむね30m以下とし、必要以上の集積を避けるため年間計画を所轄消防署に提出

オ 自然発火防止対策

集積高さが5mを超過した場合、窒素ガスを封入し希薄酸素環境(酸素濃度を10%以下)に維持

カ 監視装置

RDF貯蔵サイロ内の温度、湿度、酸素濃度、一酸化炭素濃度、全炭化水素濃度を連続計測、監視

③ RDF貯蔵槽異常時の安全管理方法

ア RDF貯蔵サイロ異常監視

RDF温度と貯蔵量及びサイロ内ガス希釈量から求めた予測値に基づき、一酸化炭素濃度管理基準を設定し、常に管理基準以下であることを把握し、異常を早期検知

イ 異常時の対応

(ア)異常時は直ちに窒素ガスを貯蔵サイロ内に大量に封入し、希薄酸素環境の強化(酸素濃度5%以下)による早期沈静化

(イ)爆発限界監視のため高濃度域での可燃性ガス濃度の連続計測及び換気等の適切な措置

④ 安全管理体制の維持

RDF貯蔵槽安全管理に関するマニュアル等の整備及び関係者への教育・訓練を継続して実施し、適切な安全管理体制の維持

⑤ その他

ごみの分別方法の変更、ごみ性状変化等によりRDFの貯蔵性に大きな影響を及ぼす可能性があるとして予想される場合は活性化エネルギー等の性状を把握し、RDF貯蔵槽安全管理方法の有効性を確認

7 可燃性ガス（第1項第5号エ）

メタン、水素、一酸化炭素等

8 散水設備を設置する等（第2項第3号ア）

散水設備に限らず、不燃材料による区画、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備等

9 水幕設備を設置する等（第2項第3号イ）

8 散水設備を設置する等（第2項第3号ア）の例によること。

10 不燃性の材料を用いて区画する（第2項第3号ウ）

不燃材料又はこれに類する防火性を有する材料を用いて小屋裏に達するまで完全に区画する。

11 水幕設備を設置する等（第2項第3号ウ）

8 散水設備を設置する等（第2項第3号ア）の例によること。

12 温度測定装置（第2項第4号ア）

発熱の有無を適正に監視できるよう精度、設置位置等に留意すること。

第34条の3（危険要因の把握及び必要な措置）

【解釈及び運用】

1 危険要因を把握

一般に類似施設の事故・トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得るような施設にあっては、例えばこれまでの経験・検知に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策とを箇条的に整理するような簡易な方法も考えられる。

第35条（基準の特例）

【解釈及び運用】

1 屋上に設ける危険物を消費する発電設備及びその付属するタンクについて

屋上に設ける危険物を消費する発電設備及びその付属するタンク（発電設備に内蔵される燃料タンクを除く。以下「サービスタンク」という。）を設ける場合の条例第31条の4の2の基準（屋内の施設の基準）の特例については、次のとおりとする。

(1) 貯蔵し、又は取り扱う危険物

引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。

(2) 発電設備

① 屋上に設ける発電設備（サービスタンク及び配管を除く。）は、キュービクル式（条例第13条第3項に規定する消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式

で、外箱の材料は鋼板で板厚 2.3 mm 以上のものに限る。以下「キュービクル式発電設備」という。)のものとし、周囲には油の流出を防ぐ設備を設けること。ただし、キュービクル式発電設備の鋼板等で外部に危険物が漏れない構造のものは、キュービクル式発電設備の外箱等を代替えとすることができる。

- ② キュービクル式発電設備の内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。ただし、扉の開放により、十分な採光が得られる場合にあっては、照明を省略することができる。
- ③ キュービクル式発電設備は、避難上支障ない位置に設けること。
- ④ キュービクル式発電設備は、屋上に固定すること。
- ⑤ キュービクル式発電設備の周囲には、点検のため必要な空地を設けること。

### (3) サービスタンク

サービスタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、条例第 31 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 31 条の 5 の規定によること。ただし、鋼板等不燃材料で造られた外箱に収納した場合にあっては、周囲の空地を点検が適正に行われる距離とすることができる。

### (4) 配管

配管は、条例第 31 条の 3 第 2 項第 9 号の規定によるほか、地震、建築物の構造等に応じて損傷しないように緩衝装置を設けること。

### (5) 流出防止措置

危険物を取り扱う部分は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためます又は油水分離装置を設けること。ただし、発電設備及びサービスタンクが外部に危険物が流出しない構造のものは、傾斜、ためます又は油水分離装置を省略することができる。

### (6) 消火装置

政令第 10 条第 1 項第 4 号及び条例第 36 条、第 36 条の 2 及び第 38 条の規定によること。

### (7) その他

- ① 発電設備及びサービスタンクの上空にあっては、原則利用できない。ただし、火災予防上安全と消防署長が認めた場合はこの限りではない。
- ② 発電設備及びサービスタンクに危険物をドラム缶等で供給する場合にあっては、ウエス等を準備するなど、危険物の流出防止に努めること。

## 2 リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いについて

リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに関する特例は次のとおりとする。

### (1) 対象とする蓄電池等について

リチウムイオン蓄電池(リチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される製品を含む。)又はリチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される設備(以下「蓄電池設備」という。)(以下「蓄電池等」という。)であって次に掲げるものを対象とする。

- ① 電気用品の技術上の基準を定める省令(平成 25 年経済産業省令第 34 号)に定める技術基準に適合している蓄電池等
- ② 次に掲げるいずれかの基準に適合している蓄電池等
  - ア 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規定に定める技術基準(UN38.3)

イ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 章に定める保安基準

ウ 日本産業規格のうち、次に掲げるもの

（ア）J I S C8715-2「産業用リチウム二次電池の単電磁及び電池システムー第 2 部：安全性要求事項」

（イ）J I S C4441「電気エネルギー貯蔵システムー電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項ー電気化学的システム」

③ ①又は②と同等以上の安全性を有すると認められる蓄電池等

・ I E C（国際電気標準会議）62619 又は 62933-5-2 に適合するもの

・ U L（米国保険業者安全試験所）9540 A 又は 1973 に適合するもの

④ 耐火性収納箱に収納して蓄電池等を貯蔵する場合で以下の基準を満たすもの

ア 製造時点等において、上記①、②又は③の基準を満たすもの

イ 次のいずれかに該当するリチウムイオン蓄電池がおおむね 10%未満であることが目視等により確認できること

（ア）腐食や損傷等によりリチウムイオン蓄電池の内部構造が露出しているもの

（イ）液漏れが発生していることが明らかに確認できるもの

（2）蓄電池等に係る指定数量の倍数の取扱いに関する事項

① 耐火性収納箱等により蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合について

耐火性収納箱に収納し、又は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）第 68 条の 2 の 7 に基準に適合する筐体（以下「耐火性筐体」という。）により覆われた蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合、次のア及びイを満たすときは、耐火性収納箱又は耐火性筐体（以下「耐火性収納箱等」という）ごとの指定数量の倍数を合算せず、かつ、耐火性収納箱等の相互間の距離は不要とできる。

ア 耐火性収納箱等内の危険物の総量が指定数量未満であること。

イ 耐火性収納箱等には、条例第 31 条の 3 第 2 項第 1 号の規定による標識及び掲示板の設置に加え、見やすい箇所に蓄電池等を収納している旨を表示すること。

② 自家発電設備の周囲にキュービクル式蓄電池を設置する場合について

自家発電設備の付近に厚さ 1.6mm 以上の鋼板又はこれと同等以上の耐火性を有する材料で造られた外箱に収納された蓄電池設備（以下「キュービクル式蓄電池設備」という。）を設置する場合、次のアからウまでを満たすときは自家発電設備とキュービクル式蓄電池設備の指定数量の倍数を合算せず、かつ、自家発電設備とキュービクル式蓄電池設備、又はキュービクル式蓄電池設備の相互間の距離は不要とできる。

ア 自家発電設備及びキュービクル式蓄電池設備により取り扱う危険物の総量はそれぞれ指定数量未満であること。なお、キュービクル式蓄電池設備を複数設置する場合は、全てのキュービクル式蓄電池設備の危険物の量を合算し、その合計を指定数量未満とすること。ただし、キュービクル式蓄電池設備の外箱が耐火性筐体である場合は、キュービクル式蓄電池設備ごとの危険物の量を合算しないこととして差し支えないこと。

イ キュービクル式蓄電池設備の外箱に①イの例により表示を行うこと。

ウ キュービクル式蓄電池設備の外箱に機能上必要な最小限の開口部を設ける場合は、箱内

部及び外部からの延焼を確実に防止するとともに、外部からの可燃性蒸気の流入を確実に防止することができる防火措置を講じること（外箱が耐火性筐体である場合を除く。）。

(3) 蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項  
危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に保有する空地等について

① 次のア又はイに該当する場合、第31条の4第2項第1号を適用せず、また、耐火性収納箱等又はキュービクル式蓄電池設備ごとを1の室とみなし、周囲に空地等を設けることを要しない。

ア 耐火性収納箱に収納し、又は耐火性筐体により覆われた蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合（(2)中①ア及びイを満たすときに限る。）

イ 自家発電設備の周囲にキュービクル式蓄電池を設置する場合（(2)中②アからウまでを満たすときに限る。）

② 可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備等について

次のいずれかに該当する場合、可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備を設ける措置、床（屋外の場合は地盤面）を危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設ける措置、電気設備を防爆構造とする措置については、適用しない。

ア 蓄電池等を地上高さ3mからコンクリートの床面に落下させる試験（以下「落下試験」という。）を実施し、内部から漏液や可燃性蒸気の漏れが確認されない蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 蓄電池等を4.0kg以下ごとに段ボール等で包装し、又は梱包したものを3m（蓄電池等を2.8kg以下ごとに段ボール等で包装し、又はこん包する場合は6m）以下の高さで貯蔵し、又は取り扱う場合

ウ 耐火性収納箱内の蓄電池等又は耐火性筐体の周囲にオイルパンを設置すること等により流出防止措置を講じて貯蔵し、又は取り扱う場合

## 第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加

### 第35条の2（基準の付加）

#### 【解釈及び運用】

本条は、条例第5章「消防用設備等の技術上の基準」の付加に関する通則的規定である。消防用設備等の技術上の基準については、本来、政令・省令の定めるところによるものとされているが、この技術上の基準は全国的に画一化されて適用される最低基準を示したものである。神戸市にこの基準をそのまま適用した場合、大都市に共通する潜在的な火災危険などの特殊性からみて、実態にそぐわないという問題が生ずる。そこで本条は、法第17条第2項の規定に基づいて、これら最低基準に対して付加的要素を加味した技術上の基準を定めたものであり、この付加基準と、政令・省令との関係については、前提として、政令・省令によるものとしたものである。したがって、政令第8条及び第9条等の通則規定の適用についても同様であり、政令第9条の規定の適用が除外されているものについては、相当する条例の規定についても当然除外されるものである。

### 第36条（消火器具に関する基準）

#### 【解釈及び運用】

本条は、政令第10条の適用を受けない防火対象物に存する特殊用途部分及び特定設備器具のある場所について、消火器具の設置基準を規定したものである。

#### 1 主たる用途に供する部分（第1項第1号）

宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室をいう。

#### 2 簡易宿泊所（第1項第2号）

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する「簡易宿泊営業」をいう。

#### 3 火花を生ずる設備のある場所（第2項第1号）

グラビア印刷機、ゴムプレッダー、起毛機、反毛機、製綿機その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。

#### 4 その他これらに類する電気設備のある場所（第2項第2号）

交流にあつては600V、直流にあつては750Vを超え、かつ、5kVA以上の電気設備（高圧又は特別高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断機、計器用変成器等））のある場所をいう。

#### 5 その他多量の火気を使用する場所（第2項第3号）

次の①から⑧に定める場所をいう。

- ① 火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として規則第5条の2に定める措置が講じられたものを除く。）を設けた厨房（個人住宅の厨房を除く。）
- ② 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
- ③ 工業炉及びかまどを設置する場所
- ④ 熱風炉を設置する場所
- ⑤ 公衆浴場の火焚場
- ⑥ 火葬場のかま場
- ⑦ 焼却炉を設置する場所
- ⑧ 一般サウナ設備及び簡易サウナ設備を設置する場所（個人が設けるものを除く。）

※ 「個人が設けるもの」とは、所有者本人が私生活の用に供するために設けることを指すものであり、例えば、個人事業主が事業のために設置するものは含まれない。

#### 6 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取扱う場所（第2項第4号）

「核燃料物質」とは、「原子力基本法」（昭和30年法律第186号）第3条第2号及び「核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令」（昭和32年政令第325号）第1条第1号から第8号までに掲げる物質をいい、「放射性同位元素」とは、「放射性同位元素等の規制に関する法律」（昭和32年法律第167号）第2条第2項、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）第1条及び放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）に掲げるものをいう。

#### 7 可燃性の高圧ガス（第2項第5号）

容器保安規則（昭和41年5月通商産業省令第50号）第2条第29号に定めるもの。

#### 8 酸素又は可燃性の高圧ガスを貯蔵し、又は取扱う場所（第2項第5号）

次の（1）から（3）のいずれかに該当する場所をいう。

（1）次に掲げる高圧ガス等で、当該高圧ガス等ごとに定める数量以上貯蔵する場所

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| ① 液化石油ガス    | 300 kg以上             |
| ② 圧縮アセチレンガス | 40 kg以上              |
| ③ 酸素        | 50 m <sup>3</sup> 以上 |
| ④ 可燃性ガス     | 10 m <sup>3</sup> 以上 |

（2）前（1）①から④に掲げる高圧ガス等を同一の場所で2以上貯蔵する場合において、当該貯蔵に係る高圧ガス等ごとの数量を、当該高圧ガス等ごとに定める数量で除し、商の和が1以上となる場所

（3）前（1）①から④に掲げる高圧ガス等を溶接、溶断に使用する場所（ただし、固定配管によりガスを供給する場合は除く。）

### 第36条の2（大型消火器に関する基準）

#### 【解釈及び運用】

本条は、政令別表第一に掲げる防火対象物に存する特殊な用途に供する部分に対して、大型消火器の設置基準を規定したものである。

#### 1 その消火に適応するものとされる大型消火器（第1項）

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日）第2条によりA火災に適応するものにあつては、10単位以上、B火災に適応するものにあつては、20単位以上と定められており、また、同省令第9条で大型消火器に充填する消火剤の量は、水消火器又は化学泡消火器にあつては80ℓ以上、強化液消火器にあつては60ℓ以上、ハロゲン化物消火器にあつては30kg以上、二酸化炭素消火器にあつては50kg以上、粉末消火器にあつては20kg以上と定められている。このことから必然的に電気設備に適応する大型消火器の範囲が定まってくるものである。なお、政令第13条に定める水噴霧消火設備等を法令の技術上の基準に従い、又は技術上の基準の例により設置した場合で、水噴霧消火設備等の対象物に対する適応性が大型消火器の適応性と同一であるとき、水噴霧消火設備等の有効範囲内の部分については大型消火器を設置しないことができる。

2 特別高圧変電設備（第1項第1号）

使用電圧が、7,000Vを超えるものをいう。

3 全出力（第1項第2号及び第3号）

条例第12条（変電設備）【解釈及び運用】2 全出力（第1項）を参照

第37条（屋内消火栓設備に関する基準）

【解釈及び運用】

本条は、政令第11条の適用を受けない防火対象物に対し、屋内消火栓設備に関する設置及び維持の技術上の基準を付加して規定したものである。

1 共同住宅の部分（第1項第2号イ）

共同住宅に含まれる集会室、遊戯室、倉庫、機械室、電気室その他これらに類する室をいう（寄宿舍、下宿は共同住宅に含まない。）。

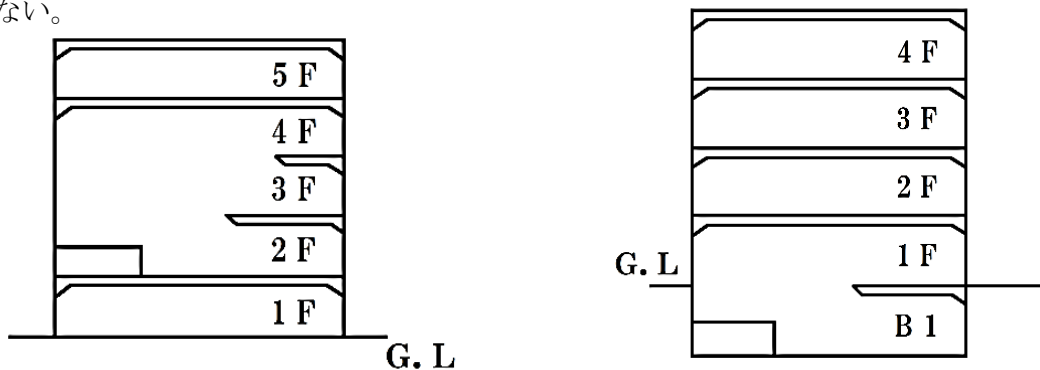
第37条の2（スプリンクラー設備に関する基準）

【解釈及び運用】

本条は、政令第12条の適用を受けない防火対象物の階に対し、スプリンクラー設備の設置及び維持の技術上の基準を付加して規定したものである。

1 地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもの（第1項第1号）

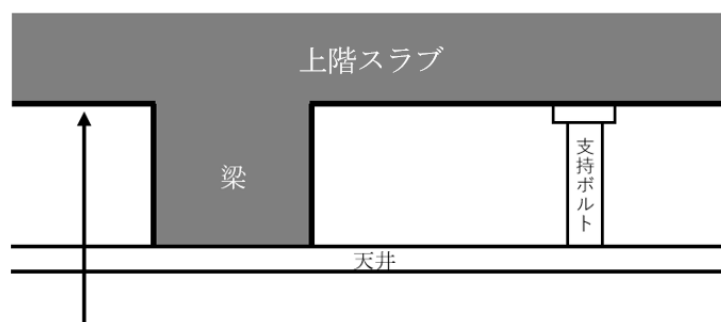
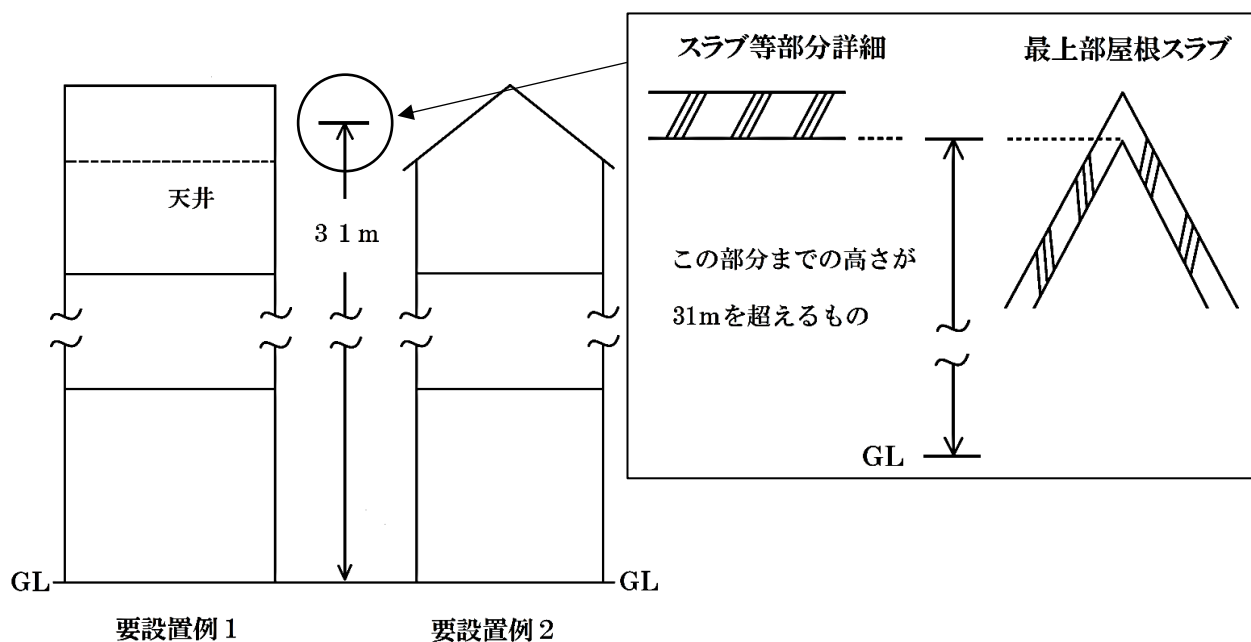
下図に示すように吹き抜け部分を共有する2以上の階のうち、いずれかの階が4階以上の階、地階又は無窓階にある場合であって、その床面積が政令別表第一(2)項にあつては1,000㎡以上、同表第一(3)項口にあつては1,500㎡以上のものである。ただし、各階の吹抜け部分に建基政令第112条第9項に定める防火区画（堅穴区画）が形成されていれば、吹き抜け部分を共有するものとならない。



（4階以上の階に達する吹抜け部分を共有する例）（地階に達する吹抜け部分を共有する例）

2 建築物の階で、地盤面からの高さが31メートルを超えるもの（第1項第3号）

下図に示すように、屋根の形状や天井の有無に関わらず、31mを超える部分が存する場合は、該当するものとする。したがって、二重天井等にあつては、下図に示す位置が31mを超えるものが該当する。なお、階に算入されない塔屋部分等は原則として除外する。



この部分までの高さが 31mを超えるもの

## 第 38 条（水噴霧消火設備等に関する基準）

### 【解釈及び運用】

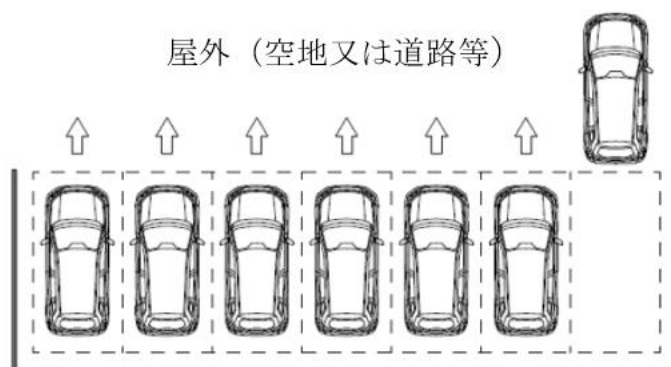
本条は、政令第 13 条の適用を受けない防火対象物又はその部分に対し、その用途、規模に応じた水噴霧消火設備等の設置及び維持の技術上の基準を付加して規定したものである。

#### 1 延べ面積が 700 平方メートル以上の防火対象物（第 1 項表）

政令別表第一(13)項イに掲げる防火対象物及び同表第一(16)項に掲げる防火対象物のうち(13)項イの用途に供される部分をいう。なお、本条の規定は、自動車車庫又は駐車場等に対し規制するものであることから、政令第 1 条の 2 第 2 項に基づき、一の用途の従属的な部分と認められた駐車用の供する部分についても対象となる。

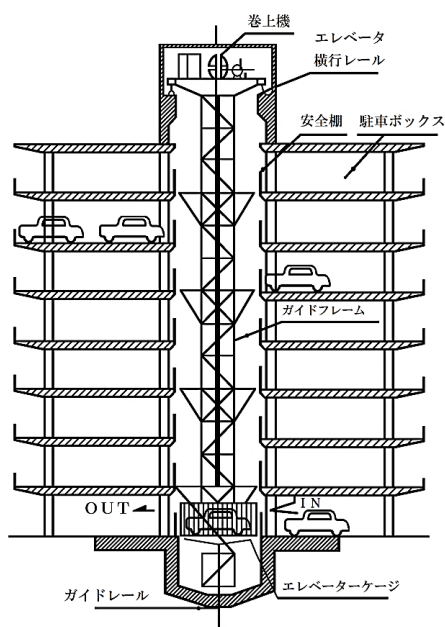
#### 2 車両が同時に屋外に出ることができる構造のもの（第 1 項表）

下図に示すとおり、車両が横に並んで駐車する車庫で、かつ、前面空地又は道路が十分な幅員を有し、いずれの車両も他の車両に関係なく同時に屋外に完全に出ることができる構造をいう。



### 3 吹抜け部分を共有する防火対象物（第1項表）

下図のように、昇降機によって車両を各階まで昇降させ、駐車位置まで人が運転又は機械装置によって車両を移動させるものをいう。



### 4 駐車のために供する部分（第1項表）

駐車する部分のほか、駐車場内の車路、駐車場に至る傾斜路等を含むものとする。ただし、駐車場へ至る外部の誘導路は面積に算定しない。

### 5 全出力 1,000 kW 以上の変電設備（第1項表）

油入機器とそれ以外の機器が同一場所（同一区画内）に存する場合も、それぞれの出力の和が 1,000 kW 以上の場合は、水噴霧消火設備等の設置を要する。

### 6 全出力 1,000 kW 以上の発電設備（第1項表）

燃料電池発電設備又は内燃機関を原動力とする発電設備をいう。

#### 【基準の特例（条例第42条）】

次のいずれかに該当する電気設備が設置されている部分に大型消火器を設置した場合は、条例第42条の規定を適用し、水噴霧消火設備等の設置を省略することができる。

- (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であって、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が 15,000 k V A 未満のもの
- (2) 密封方式の O F ケーブル油槽
- (3) 昭和 48 年消防庁告示第 1 号、昭和 48 年消防庁告示第 2 号、平成 18 年消防庁告示第 8 号又は昭和 50 年消防庁告示第 7 号に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備
- (4) 発電機、変圧器のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

**第 39 条（自動火災報知設備に関する基準）**

**【解釈及び運用】**

本条は、政令第 21 条の適用を受けない防火対象物又はその部分に対して、自動火災報知設備の設置及び維持の技術上の基準を付加して規定したものである。

**1 主要な出入口からその内部を見とおすことができる場合（第 3 項）**

防火対象物の全ての場所から主要な避難口が見とおせる場合をいう。よって、防火対象物内に荷物が堆積又は機械類若しくはロッカー等を設置することにより、当該防火対象物内の部分で主要な避難口が見とおせない場合は、これに該当しない。

**第 39 条の 2（自動火災報知設備に関する基準）**

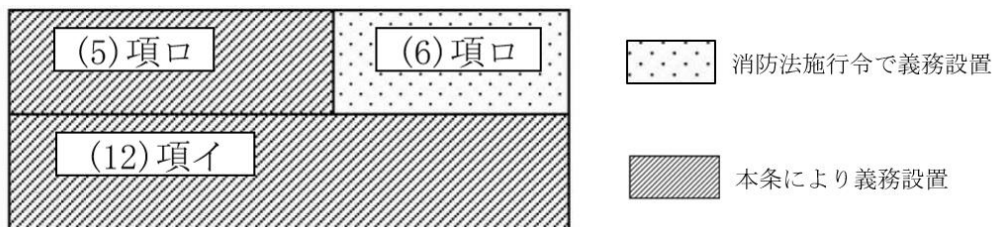
**【解釈及び運用】**

本条は、規則第 23 条第 4 項第 1 号への規定により、自動火災報知設備（感知器、地区音響装置及び発信機）の設置を要しない場合でも、小規模特定用途複合防火対象物（規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定されるものをいう。以下同じ。）のうち、一定の用途、構造及び規模等により、当該設備の設置を付加したものである。

**1 次のいずれにも該当するもの（第 1 項第 1 号）**

本号に該当するものは、小規模特定用途複合防火対象物のうち、下図に示す場合等である。

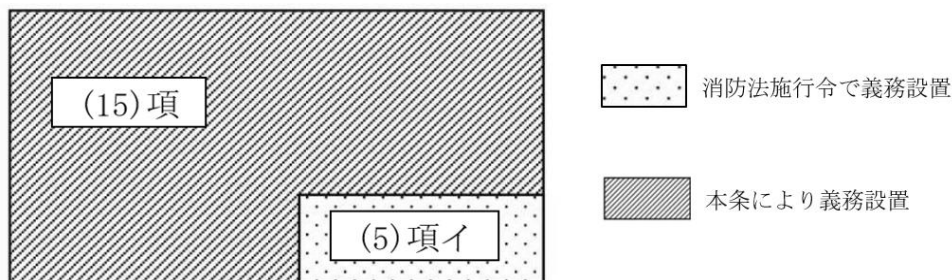
（第 1 号の例）延べ面積：300 m<sup>2</sup>以上 構造：木造



**2 次のいずれにも該当するもの（前号に掲げるものを除く。）（第 1 項第 2 号）**

本号に該当するものは、小規模特定用途複合防火対象物のうち、下図に示す場合等である。

(第2号の例) 延べ面積：1,000 m<sup>2</sup>以上 構造：耐火構造



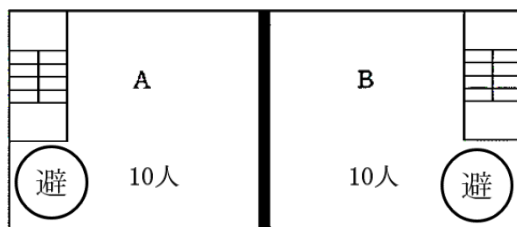
## 第40条（避難器具に関する基準）

### 【解釈及び運用】

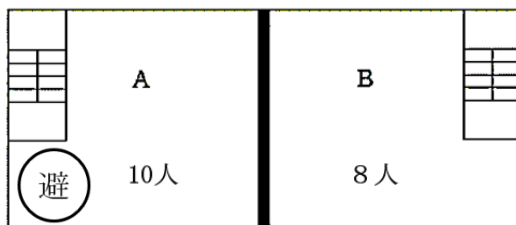
政令第25条第1項第5号では、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分ごとに直通階段が2以上設けられていない階で、収容人員が10人以上のものに対し、避難器具の設置を規定しているものであるが、政令第25条第2項に基づき算定した結果、避難器具を設置しなければならない個数より区画された部分の数が多い場合でも、当該個数をいずれかの区画内に設置されれば足りることとなる。しかし、小規模雑居ビルの避難安全対策の観点から、階ごとに設置するだけでなく、区画された部分ごとに設置する必要があるため、本条で避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分ごとに避難器具を設置しなければならないことを規定したものである。

### 1 当該部分ごとに避難器具を設置（第1項）

区画された部分がそれぞれ10人以上の収容人員を有する場合、区画ごとに避難器具の設置が必要となる。



(収容人員が区画Aに10人、区画Bに10人の場合の例)



区画Aに避難器具が必要となる。

(収容人員が区画Aに10人、区画Bに8人の場合の例)



区画 A 又は区画 B に避難器具が必要となる。

(収容人員が区画 A に 5 人、区画 B に 5 人の場合の例)

### 第 41 条（避難用タラップ等に関する基準）

#### 【解釈及び運用】

本条は、政令第 25 条の適用を受けない高層建築物及び一定の要件を満たした防火対象物に対し、避難用タラップ又は金属製避難はしごのうち固定式はしごの設置を付加したものである。なお、本条各号で設置する避難用タラップ等は兼用することができる。また、政令第 25 条で設置した避難器具が、本条の基準に適合する場合は、本条各号に基づき設置が必要な避難用タラップ等を設置したものとみなされる。

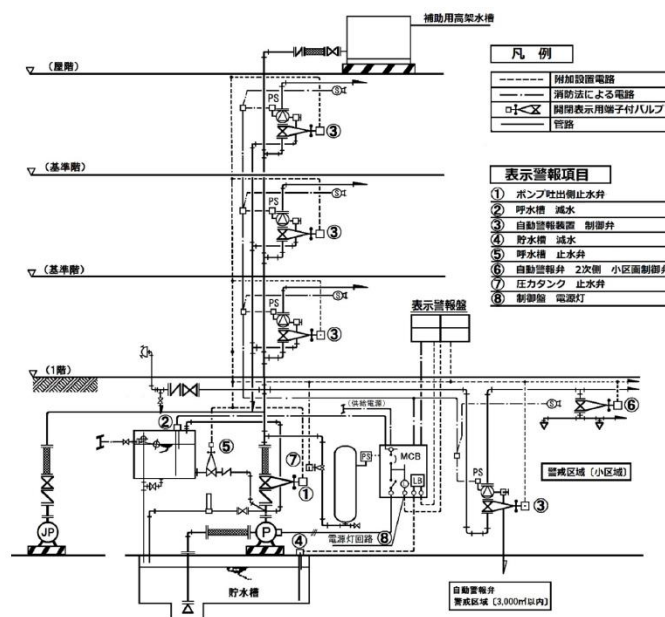
#### 1 スプリンクラー設備が令第 12 条に規定する技術上の基準により設けられているもの（第 1 項 第 2 号）

スプリンクラー設備が防火対象物全体に設置されている場合をいう。

#### 【基準の特例（条例第 42 条）】

次の（1）又は（2）に掲げる場合は、避難用タラップ等の設置を免除することができる。

（1）下図に示すとおり、弁類等の監視機能を有したスプリンクラー設備が防火対象物全体に設置されており、防災センター等において常時機能監視ができる場合には、第 1 項に基づく避難用タラップ等の設置を免除することができる。



弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備

(2) 地盤面からの高さが 31m を超える建築物のうち、31m を超える部分が避難階である場合（タワーパーキング等）は、第 1 項第 1 号に基づく避難用タラップ等を設置しないことができる。

#### 第 41 条の 2（連結送水管に関する基準）

##### 【解釈及び運用】

本条は、政令第 29 条に定める防火対象物と同様の消火活動上の困難性が認められる地階又は無窓階等に対し、連結送水管の設置を付加する基準である。

##### 【基準の特例（条例第 42 条）】

第 4 項に基づき屋上に設ける放水口について、消防隊が有効に活動できない屋上は、放水口を設けないことができる。また、第 4 項に基づき屋上に放水口を設ける場合について、容易に視認できる場合は、赤色の灯火を設けないことができる。

#### 第 41 条の 3（非常コンセント設備に関する基準）

##### 【解釈及び運用】

本条は、政令第 29 条の 2 に定める防火対象物と同様の消防活動上の困難性が認められる建築物の地階で一定の面積を有するもの及び高層建築物に対し、非常コンセント設備の設置を付加する基準である。

##### 【基準の特例（条例第 42 条）】

地盤面からの高さが 31m を超える建築物のうち、31m を超える部分が避難階である場合（タワーパーキング等）は、第 1 項第 2 号に基づく非常コンセント設備を設置しないことができる。

#### 第 41 条の 4（自動火災報知設備及び非常警報設備の設置場所）

##### 【解釈及び運用】

本条は、一定規模以上の防火対象物に対し、自動火災報知設備の受信機又は副受信機及び非常警報設備のうち放送設備の操作部の設置場所について規定したものである。

##### 1 消防長が防火上支障がないと認めた階

次の①から④のいずれかに該当する階のことである。

- ① 特別避難階段、屋外避難階段又は告示 7 号階段が設けられている階
- ② 避難橋又は条例第 41 条に規定する避難用タラップが設けられている階
- ③ 直接外気に面するバルコニー等が避難上有効に設けられており、かつ、当該バルコニー等から地上に通ずる階段その他避難のための設備又は器具が設けられている階
- ④ 防火区画された小室が設けられており、当該室内に避難器具等が設置されている階

#### 第 42 条（基準の特例）

##### 【解釈及び運用】

本章に定める消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準を一律に適用した場合、防火対象物に存する火災危険の実態にそぐわない点が生ずるおそれがある。このため、次に示す特殊な事情があると認められた場合に限り、これらの設置及び維持についての規定の一部又は全部を適用し

ないことができる。

**1 火災の発生若しくは延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき**

出火危険や延焼拡大危険が少ないとされるものであっても、一度火災が発生した場合、避難上の障害、有毒ガス等の発生による人命危険のおそれのあるもの及び現在は危険性が少ないと判断されるが将来事情が変更する可能性があり、かつ、その際に本章に定める基準に従って消防用設備等を設置することが困難と予想される場合は対象とならない。

**2 予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いる場合**

本規定は、本章で設置義務を課している消防用設備等に代えて、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備等の政令第 29 条の 4 第 1 項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置を認めることができるようにするために規定しているものである。

## 第6章 避難管理

### 第43条（劇場等の屋内の客席）

#### 【解釈及び運用】

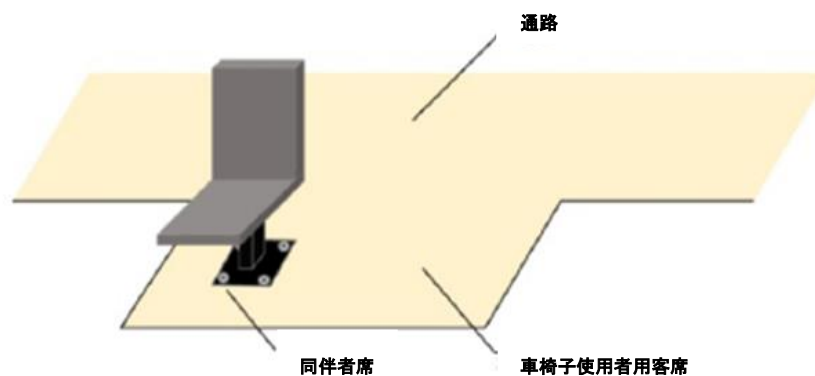
本条は、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席が屋内に設けられている場合のいす席、ます席、立席、避難通路について規定したものである。

#### 1 固定（第1号）

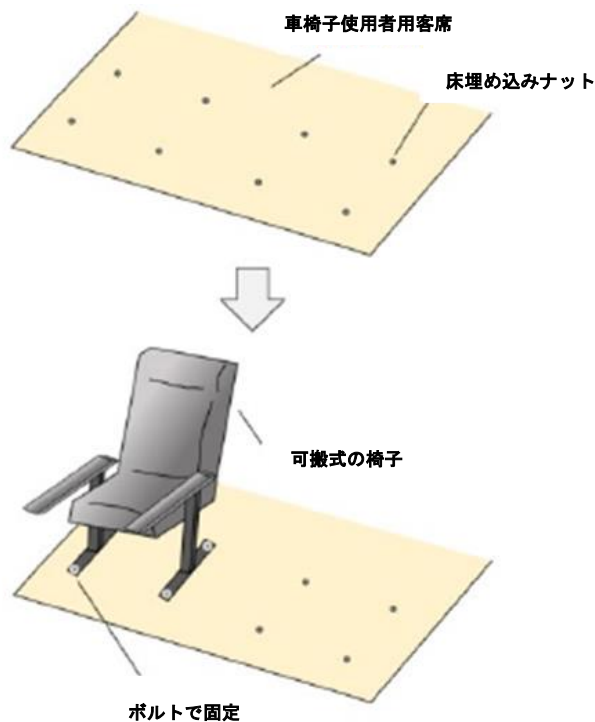
（1）車椅子使用者客席の横に設ける同伴者用客席の固定に係る取扱いについて

車椅子使用者用客席の横に設ける同伴者用客席について、床への固定方法としては、例1のほか、例2のような方法も認められるものであること。

（例1：車椅子使用者用客席に隣接してあらかじめ固定した椅子席を設ける方法）



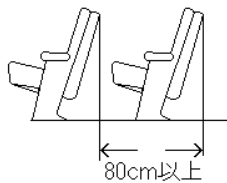
（例2：必要に応じて椅子席をボルトで固定できるようにする方法）



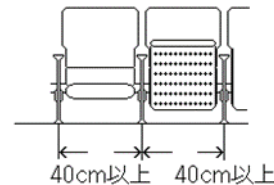
## 2 いす背の間隔、座席の幅（第2号）

いす背の間隔とは、前列のいす背の背面最先端からこれに面する後列のいす背の背面最先端までの水平最短距離をいう。

（いす背の間隔）



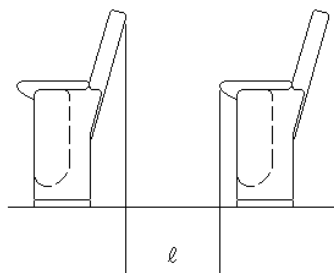
（座席の幅）



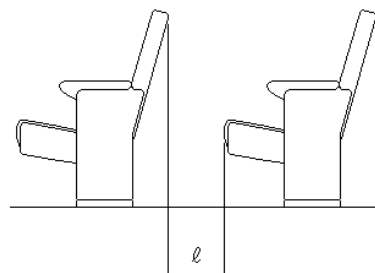
## 3 いす席の間隔（第2号）

前席の最後部と後席の最前部間の水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあつては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し（図1参照）、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定する（図2参照）。なお、いす背等に、テーブル、コップ置き等が設置される場合で、それらが避難障害となる場合は、それらと後席の最前部間の水平距離とする。また、いすがリクライニング式（席を離れると自動的に座の位置が元に戻るものは除く。）のものにあつては、前席のいす背を最も倒した状態で測定する。

（図1）



（図2）



$l$  : いす席の間隔

## 4 いす席の基準席数（第5号ア）

いす席の間隔に応じ、最大20席まで認める（下表参照）。また、片側のみの通路とする場合にあっては、基準席数に2分の1（小数点以下切捨て）を乗じて得た席数以下とすること。

（表：いす席の間隔と基準席数の関係）

いす席の間隔 (cm) A	基準席数 (小数点以下切捨て)
35 以上 47 未満	$8 + (A - 35)$
47 以上	20

## 5 通過すると想定される人数（第5号イ）

座席配列並びに出入口の位置、避難通路及び階段の位置等により算定する。なお、算定幅員は

各通路ごとに、当該通路のうち、通過する人数の最も多い地点での通過人数に0.6cmを乗じた幅員とすること。

### 6 通路の幅（第5号ウ）

算定幅員又は最低幅員（片側のみがいす席に接する縦通路にあつては60cm、それ以外の縦通路にあつては80cm、横通路にあつては1mとする。）のうち大きい方を用いることとなるが、各通路のどの部分においても通路ごとに定まる幅員を下まわる幅員としてはならないこと。

#### （設計例1）

12席×20列の座席配列数

両側縦通路の計算

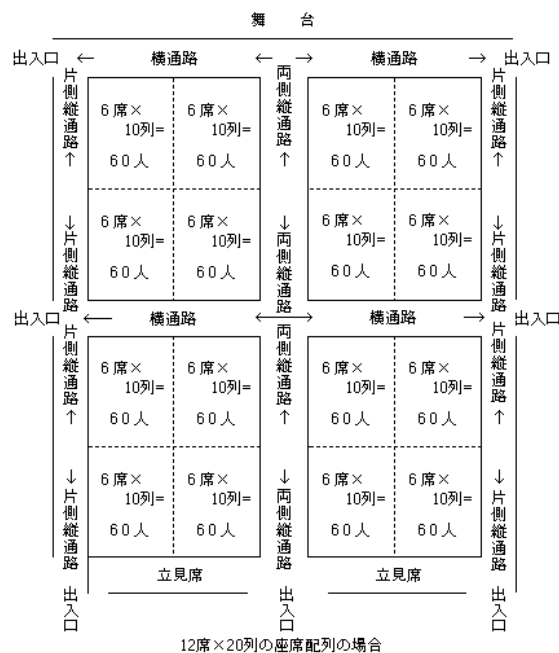
$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm/人} \\ = 72 \text{ cm} < 80 \text{ cm} \quad (\text{両側縦通路の幅員は} 80 \text{ cm})$$

片側縦通路の計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm/人} = 36 \text{ cm} < 60 \text{ cm} \\ (\text{片側縦通路の幅員は} 60 \text{ cm})$$

横通路の計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm/人} \\ = 72 \text{ cm} < 100 \text{ cm} \quad (\text{横通路の幅員は} 100 \text{ cm})$$



#### （設計例2）

20席×20列の座席配列数

両側縦通路の計算

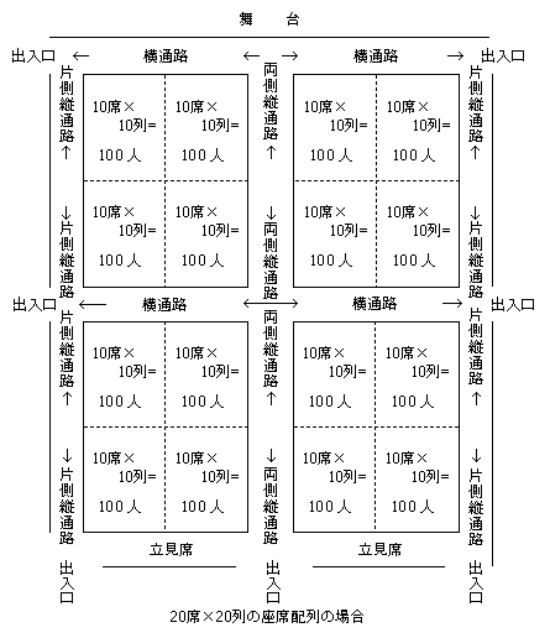
$$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm/人} \\ = 120 \text{ cm} > 80 \text{ cm} \quad (\text{両側縦通路の幅員は} 120 \text{ cm})$$

片側縦通路の計算

$$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm/人} = 60 \text{ cm} \\ (\text{片側縦通路の幅員は} 60 \text{ cm})$$

横通路の計算

$$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm/人} \\ = 120 \text{ cm} > 100 \text{ cm} \quad (\text{横通路の幅員は} 120 \text{ cm})$$



## 第 44 条（劇場等の屋外の客席）

### 【解釈及び運用】

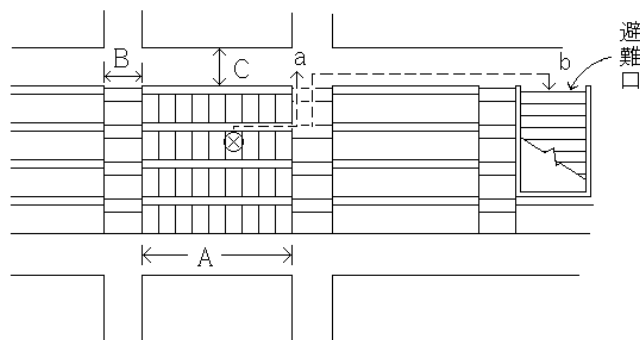
本条は、劇場等の客席が屋外に設けられている場合のいす席、ます席、立席、避難通路について規定したものである。なお、客席がスタンドのみのものと、スタンドに屋根を設け一面以上が開放されている構造のものも、本条の対象として取り扱う。

#### 1 いす背の間隔、座席の幅（第 2 号）

条例第43条（劇場等の屋内の客席）【解釈及び運用】 2 いす背の間隔、座席の幅（第 2 号）を参照

#### 2 通路を保有（第 4 号）

（いす席を設ける客席の構造例）



A	10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20席）以下
B	80cm
C	1 m
a	各座席から歩行距離15m以下
b	各座席から歩行距離40m以下

※通路の床を色彩等により通路部分と他の部分を明確に区分することが望ましい。

## 第 44 条の 2（基準の特例）

### 【解釈及び運用】

個別の状況等から判断して、避難上支障がないと認めるときは、当該劇場等の屋内又は屋外の客席の基準の一部又は全部を免除できることを規定したものである。なお、特例を適用するか否かは、条規第12条第1項第17号「催物開催届出書」に基づき、客席の配置状況等を確認し、判断すること。

#### 1 可動いすの固定

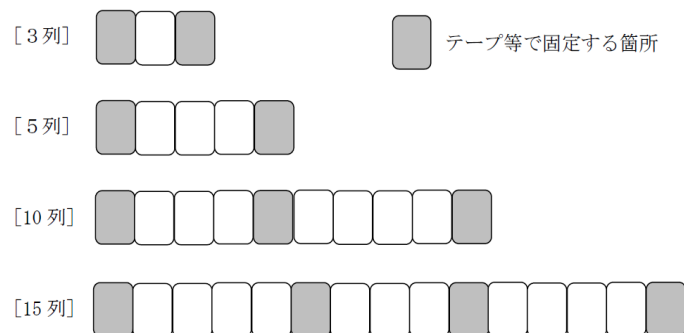
劇場等の客席のうち、次の（1）又は（2）に該当し、避難上支障がないと認められる場合は、条例第43条第1号又は条例第44条第1号の規定にかかわらず、可動いすを床に固定しないことができる。

（1） 次の①～⑥に掲げる事項を全て満たす場合

- ① いす席に接して立見席がないこと。
- ② 客席の外周部（客席の最前部を除く。）に幅 2 m以上の通路を保有すること。

- ③ いすを連結する等いすが容易に移動し、又は転倒することを防止する措置を講じていること。
  - ④ 避難時に利用する通路部分は、避難時に有効に利用できるように適正な人数の警備員を配置し、避難経路を管理すること。
  - ⑤ 特例適用を受ける部分の防火管理は、防火管理に必要な知識、技能等を有する者に行わせること。また、あらかじめ防火対象物の防火管理者と必要な協議を行い、十分な防火管理体制を整えておくこと。
  - ⑥ 条例第43条（第1号を除く。）又は第44条（第1号を除く。）の基準を満たすこと。
- (2) 次の①～④に掲げる事項を全て満たす場合
- ① いすを連結する等いすが容易に移動し、又は転倒することを防止する措置を講じていること。
  - ② 横に並んだ可動いすのうち、原則として、両端と少なくとも3～5席ごとに粘着テープ等により床に固定すること。
  - ③ 横列については、15席以下ごとに幅1m以上の縦通路を保有すること。
  - ④ 条例第43条（第1号を除く。）又は第44条（第1号を除く。）の基準を満たすこと。

(例) 横に並んだ可動いすを固定する場合の固定箇所



## 2 全席立見席とする場合

次に掲げる全ての対策を講じていれば、条例第43条第3号の規定にかかわらず、全席立見席とすることができる。

- (1) 立見席の定員は、立見席部分の床面積を0.2で除して得た数以下とすること。
- (2) 立見席のブロック（避難用の通路に囲まれた一の客席エリアをいう。以下同じ。）の面積は128㎡以下とすること。
- (3) 縦通路の幅員は、左右に隣接するブロックの人数を加算した値を4で除し、0.6を乗じて得た数（単位c m。少数点以下切捨てとする。）以上を確保すること。ただし、最低幅員を0.8mとする。
- (4) 横通路の幅員は、前後に隣接するブロックの人数を加算した値を4で除し、0.6を乗じて得た数（単位c m。少数点以下切捨てとする。）以上を確保すること。ただし、最低幅員を1mとする。
- (5) ブロックの前部（横通路と立見席の間）には、高さ1.1m以上で使用状況に応じた堅牢な手すり等を設けること。なお、ブロックの側方及び後方と通路の境界には、当該床面に反射テ

- ブ等（幅 5 cm 以上が望ましい）で明示すること。
- (6) 舞台と立見席最前ブロックとの間は 1 m 以上の空間を確保すること。
- (7) 警備員は、ブロックごとに配置すること。
- (8) 避難時に利用する通路部分は、避難時に有効に利用できるように適正な人数の警備員を配置して避難経路の管理をすること。
- (9) 以下の「避難計算方法」により避難時間の評価を行い支障がないことを確認すること。

### 避難評価方法

- 1 以下の数式に基づき、許容避難時間が避難時間より大きいことを評価すること。

#### 避難時間(T1) ≤ 許容避難時間(rT1)

$$\text{避難時間}(T1)(\text{sec}) = \max(t11, t12)(\text{sec})$$

- ・ t11(出口通過時間)(sec)

$$= P / 1.5 \times \Sigma W \quad (P : \text{立見席部分の収容人員合計}, \Sigma W : \text{扉幅の合計}(m))$$

- ・ t12(室内歩行時間)(sec)

$$= D / S \quad (D : \text{出口までの最大距離}(m), S : \text{歩行速度}(0.5m/sec))$$

$$\text{許容避難時間}(rT1)(\text{sec})$$

$$= h \sqrt{A1} \quad (h : \text{天井高} 6m \text{未満は} 2 \text{ (その他は} 3), A1 : \text{煙が滞留する部分の面積}(m^2))$$

- 2 計算例

- ・ P : 立見席部分の収容人員合計 = 5,000 人
- ・  $\Sigma W$  : 扉幅の合計 = 16m (扉幅 4 m の出口 4 か所)
- ・ D : 出口までの最大距離 = 60m (立見席出口から最遠点の立見席までの歩行距離)
- ・ h : 天井高さ = 15m
- ・ A1 : 煙が滞留する部分の面積 = 5,000 m<sup>2</sup>

- (1) 避難時間

$$t11 = P / 1.5 \times \Sigma W = 5,000 / 1.5 \times 16 = 208.3 \text{sec}$$

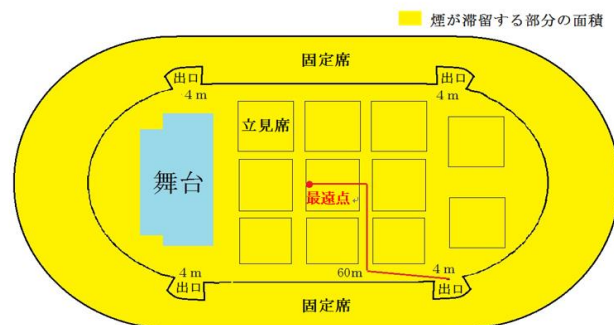
$$t12 = 60 / 0.5 = 120 \text{sec}$$

$$(T1) = \max(t11, t12)(\text{sec}) = 208.3 \text{sec}$$

- (2) 許容避難時間

$$(rT1) = 3 \sqrt{A1} = 3 \sqrt{5,000} = 212.1 \text{sec}$$

- (3) (T1) ≤ (rT1) であるため支障なし

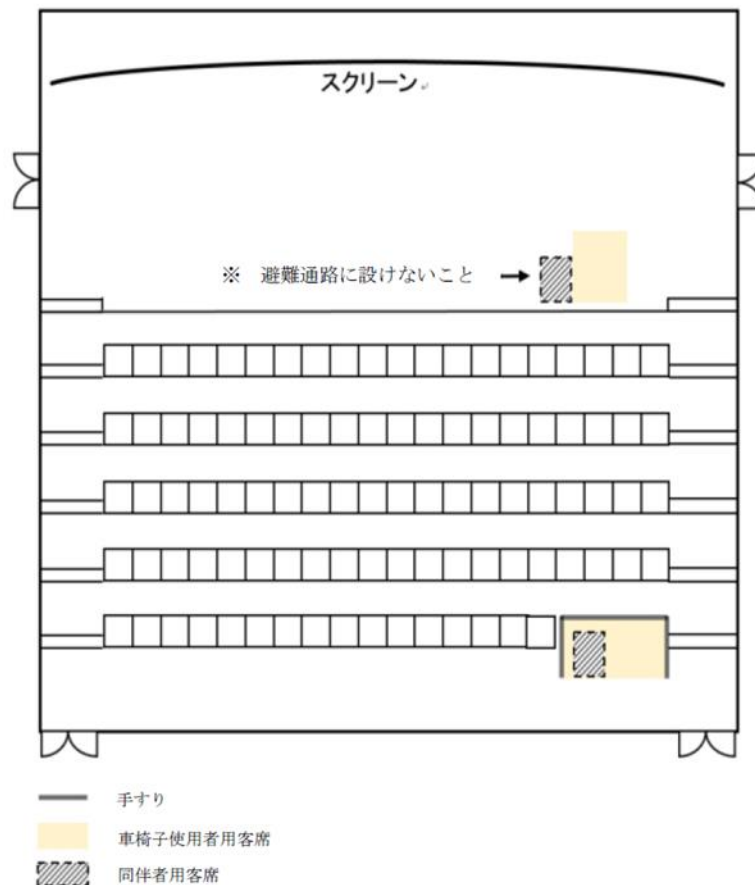


### 3 劇場等における車椅子使用者客席の横に設ける同伴者用客席の床の固定について

劇場等の車椅子使用者用客席の横に設ける同伴者用客席について、次の（１）から（３）までの全てに適合している場合は、床に固定しないことができる。

- （１）車椅子の使用者の介助を目的としていること。
- （２）条例第43条第5号又は第44条第4号に定める客席の避難通路に設けないこと。
- （３）同伴者用のいす席の数は、観覧時において必要最小限の数とすること。

（特例により同伴者用客席の床への固定が免除される場合の例）



### 第44条の3（ディスコ等の避難管理）

#### 【解釈及び運用】

ディスコ、ライブハウス等、多数の客が密着状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行うなどの状況下で営業している店舗では、特に避難管理を徹底する必要がある。このような営業形態の店舗等においては、自動火災報知設備が発報した場合や火災等を覚知した場合などの非常時において、客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うために、特殊照明、演奏等を停止するなど、避難上有効な措置を講ずるべきことを定めたものである。

#### 1 その他これらに類するもの

ディスコ又はライブハウスと類似していると認められる施設で、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上の安全性が確保できなくなるおそれがあると認められる施設等（キャバレー、

カラオケルーム、カラオケBOX等) が該当する。

- 2 速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効に明るさを保たなければならない  
自動火災報知設備が設置されている場合は、当該設備に連動し、特殊照明、音響を停止し、かつ、避難上有効な明るさ（床面において1 lx以上の照度）を有するものとする。また、自動火災報知設備が設置されていない場合は、ワンタッチ操作により特殊照明、音響を停止し、かつ、避難上有効な明るさを有するものとする。

### 第 45 条（キャバレー等の避難通路）

#### 【解釈及び運用】

本条は、キャバレー、飲食店等における火災時の円滑な避難を図るため、避難通路の保有について定めたものである。

#### 1 当該階における客席の床面積

階の店舗ごとにキャバレー、飲食店等の客席部分の床面積を合計することにより、規制対象となるか否かの判断をするものである。ただし、店舗配置や区画の状況等から、当該階の客席部分の床面積を合計することが適当でないと判断される場合は、当該階の客席部分の床面積を合計せず、各店舗の床面積に基づき規制対象となるか否かの判断をするものとする。

#### 2 テーブル席、ボックス席

テーブル席、ボックス席は、次に示す単位を1とすること。



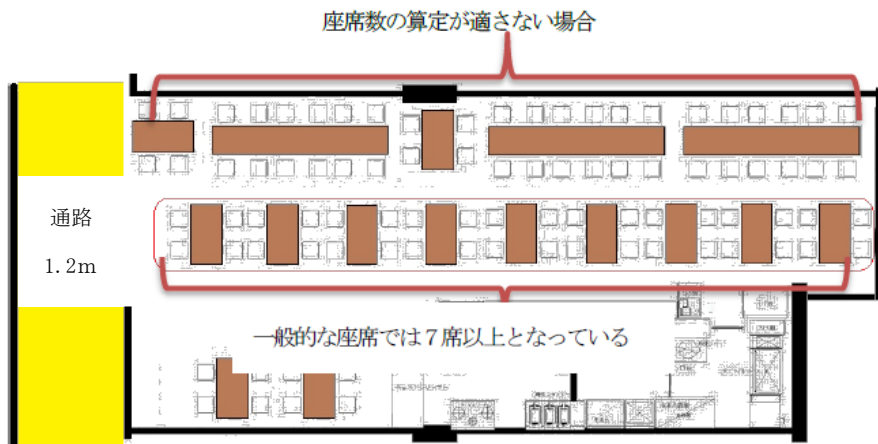
#### 3 7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない

大型テーブル等を配置しているなど、席の個数の算定を当てはめることが適当でないと判断される場合は、避難通路までの歩行距離がおおむね10m以下を目安として判断すること。

(客席の算定例)



(客席の算定例)



第46条 (百貨店等の避難通路)

【解釈及び運用】

本条は、政令別表第一(4)項に掲げる防火対象物、すなわち百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場などの階でその売り場又は展示場内における避難のための主要な通路及び補助通路の幅員等について規定したものである。

1 売場又は展示部分 (第1項)

食堂の厨房やストック場等は売場又は展示部分に含まないものであること。

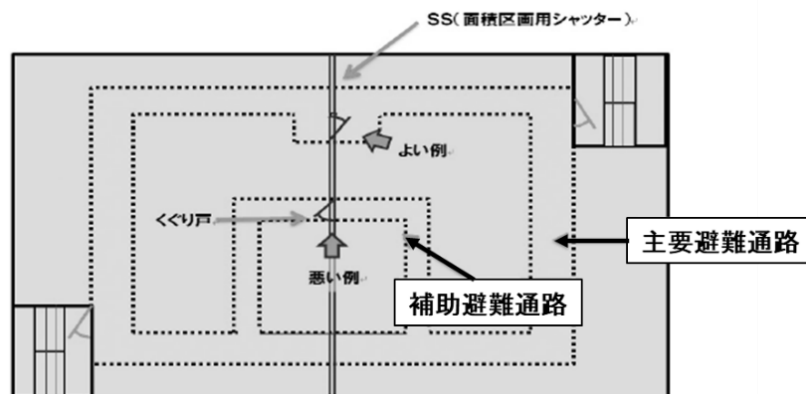
2 避難口 (第1項)

避難口とは、次に掲げるものをいう。

- ① 避難階の屋外へ通じる出入口
- ② 直通階段への出入口(避難階を除く。)
- ③ 隣接建築物への連絡通路の出入口
- ④ 地下街の店舗から地下道へ通じる出入口

3 主要避難通路 (第1項)

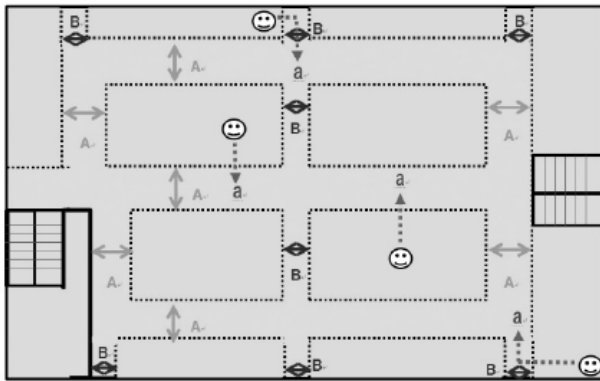
バックヤード等の部分を主要避難通路とする場合は、当該部分についても本項の幅を確保する必要がある。また、主要避難通路を要する売場又は展示部分に、面積区画のシャッター等がある場合は、当該シャッター等のくぐり戸は、主要避難通路等に近接して設けることが望ましい。



#### 4 他の部分と明確に区別できるよう表示（第4項）

主要避難通路及び避難施設に至る経路の表示は、当該部分と他の部分を色、材質又はテープ等により区分するものであること。

（主要避難及び補助避難通路の保有例）

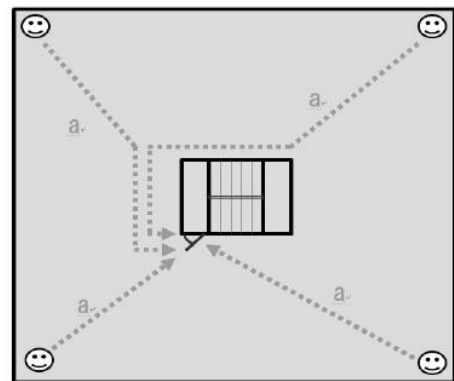


	通路幅	売場又は展示部分の床面積
A 主要避難通路	1. 2m以上	150㎡以上
	1. 6m以上	300㎡以上
	2. 0m以上	1500㎡以上
B 補助避難通路	1. 2m以上 (売場又は展示部分の床面積が600㎡以上)	
a	20m以下（歩行距離）※	

※ 売場等の各部分から、主要避難通路に至る歩行距離が20m以下となるように保有しなければならない。

（主要避難通路を保有しているとみなす例）

当該階における売場又は展示部分の各部分から、避難口等に至る歩行距離が20m以下で、かつ、容易に避難可能である場合は、主要避難通路を保有しているものとみなす。



※ a は、歩行距離 20m 以下。

#### 第46条の2（一時避難広場）

##### 【解釈及び運用】

避難階以外の階から避難する場合、階段等の施設を利用して地上へ避難するのが原則とするが、過去の火災事例に鑑み、屋上に一時避難広場を設け、安全に上方又は水平避難を行うことにより人命の保護を図ろうとするものである。

##### 1 一時避難のための有効な屋上広場（第1項）

一時避難のための有効な屋上広場とは、次に掲げる措置等が講じられているものをいう。

- (1) 屋上広場に物品等（容易に移動できるいす、テーブル類を除く。）が置かれていないこと。
- (2) 屋上広場の周囲には、安全に必要な高さが1.1m以上の手すり壁さく又は金網が設けられていること。

##### 2 消防長が火災が発生した場合に多数の人命に危険を生ずるおそれがあると認めて指定した防火対象物（第1項第6号）

現在のところ指定されていない。

##### 3 避難器具（第2項）

避難器具の種類等は、次のとおりとする。

- (1) 避難器具の種類は、政令第25条第2項表中「6階以上の階」に適応する器具（ただし、避難はしごは固定はしごに限る。）又は条例第41条第2項に規定する避難用タラップであること。

(2) 避難器具の設置の方法は、政令第25条第2項及び規則第27条並びに条例第41条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例によること。

#### 4 その直下階の床面積の2分の1以上の面積を有効に保持（第2項）

屋上広場に駐車のために供する部分が設けられている場合は、当該部分の面積は、屋上広場の面積として算定できないものとする。なお、屋上広場にヘリコプターの緊急離着陸場等の部分が設けられている場合は、当該部分の面積は、屋上広場の面積として算定できるものとする。

#### 5 避難上有効な施設を設けたとき（第3項）

(1) 他の階に外気に開放された一時避難のための有効な広場を設置し、かつ、当該広場と屋上広場が容易に行き来できる場合は、当該広場の面積分だけ、本条第2項に規定する屋上広場の面積を減ずることができる。

(2) 弁類等の監視機能を有したスプリンクラー設備が防火対象物全体に設置されており、防災センター等において常時機能監視ができる場合は、本条第2項に規定する屋上広場を設けないことができる。

#### 6 第49条第2項に規定する二方向避難経路（第5項）

条例第49条第2項に定める二方向避難経路が確保されたものについては、本条第1項に規定する屋上広場及び避難器具を設けないことができる。なお、当該二方向避難経路の確保の代替えとして認められる措置を講じた場合も同様とする。

### 第47条（避難経路図の掲示等）

#### 【解釈及び運用】

本条は、利用者が、あらかじめ火災時の避難経路を認識しておくことで、有事の際に安全に避難するための避難上必要な措置の一つである、避難経路図の掲示について規定したものである。

#### 1 見やすい箇所（第1号）

次に定める場所とする。ただし、より見やすい場所がある場合は、この限りでない。

用途	掲示する部分
劇場等	ロビー、廊下、階段の出入口等
百貨店等、地下街	階段の出入口、エレベーターホール、エスカレーターの乗降口、店内入口
ホテル、旅館、宿泊所	客室、廊下、階段の出入口、ロビー等
病院	病室、待合室、廊下、階段の出入口等
(2)項ニ	受付カウンター、各個室、階段の出入口等

#### 2 避難経路図（第1号）

(1) 避難経路図の大きさは、50cm以上角の大きさとする。ただし、誰が見ても一見して現在地と避難経路が識別できる場合は、この限りでない。

(2) 避難経路図は、容易に視認できる部分に掲示するものとし、避難経路図の下端が床面からおおむね1.5mの部分に掲示することが望ましい。

(3) 店内案内図に、次の3(1)から(5)の内容が明示されていれば、当該案内図をもって避難経路図が掲示されているものとみなす。

(4) 平屋建て又は売場が地上1階のみの百貨店等で売場又は展示部分から全ての避難口が容易に見通せる場合には避難経路図を掲示しないことができる。

### 3 避難口、避難階段、避難器具の設置場所、災害発生時の通報、避難方法等について周知させること（第1号）

避難経路図には、次の事項を記載し、入場者や利用者等に対し周知させること。

- (1) 避難口、避難階段、避難器具の設置場所
- (2) 現在地と現在地からの避難経路（2方向に避難出来る経路とし、容易に確認できる色で明示する。）
- (3) 消火器及び屋内消火栓設備の設置位置等
- (4) その他避難に必要な事項

### 4 適当な数（第2号及び第3号）

携帯用電灯を常備する数は、次のとおりとする。

用途	携帯用電灯を常備する数
劇場等、百貨店等、地下街	・避難誘導を行う従業員等の数以上
旅館、ホテル、病院	・各室1以上（ただし、大部屋にあつては、おおむね5人に対し1以上） ・夜間に勤務する者の数以上
政令別表第一(2)項ニ	・各室1以上（受付時の貸出しても可） ・夜間に勤務する者の数以上

## 第47条の2（引火性物品等を取り扱う作業場）

### 【解釈及び運用】

本条は、ゴム工場の階段付近に可燃物を多量に存置して避難に支障が生じた実例を踏まえ、百貨店等の避難通路と同様に、引火性物品等を取り扱う作業場における避難通路について規制するものである。

## 第48条（劇場等の定員）

### 【解釈及び運用】

本条は劇場等における定員管理に関する規定であり、劇場等の関係者が収容人員等について、守らなければならないことを定めたものである。

### 1 公衆の見やすい場所（第4号）

公衆の見やすい場所とは、劇場等の出入口や入場券発売窓口等をいう。

## 第49条（防火対象物の安全避難）

### 【解釈及び運用】

本条は、政令別表第一(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物が就寝施設又は心身の未成熟の者若しくは心身に障害のある者の利用に供する施設であり、それらの施設は過去の火災事例等において、火災発生時に避難開始の遅れ、居室内閉じ込め、あるいは窓等からの飛び下りによる死傷等の例が多

いことを鑑み、規定しているものである。また、政令別表第一(6)項関係の病院や社会福祉施設等について、火災時、車いす等で速やかに直接バルコニーへ避難できるようにするため、避難経路に係る開口部を掃き出し等とするように規定しているものである。なお、条例第49条第1項は、政令別表第一に掲げる防火対象物における避難対策の基本的理念を宣明したものであり、条例第49条第2項の適用を受ける防火対象物以外であっても、二方向避難経路に準ずるものを確保するよう努めなければならない。

### 1 就寝の用に供する居室（第2項）

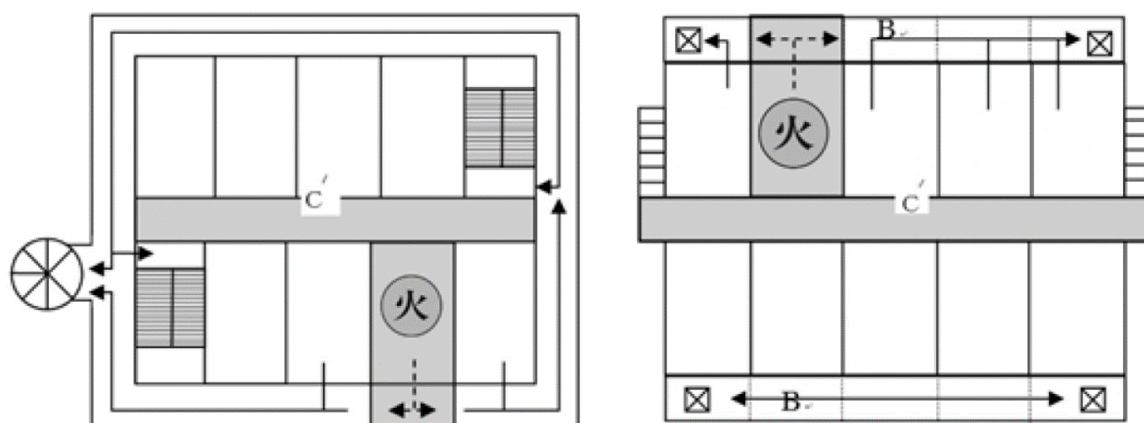
保育所の午睡及び関係者の仮眠に供する室並びに集中治療室等（厚生労働省認定特定集中治療室施設基準を満たす部分に限る。）を除く。なお、政令別表第一に掲げる防火対象物又はその部分に防火対象物関係者が使用する仮眠室等を設ける場合は、条例第49条第1項に基づき、当該部分に避難器具を設置することが望ましい。

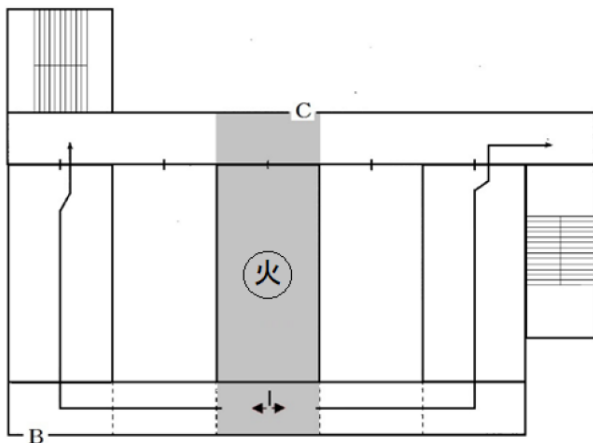
### 2 二方向避難経路を確保（第2項）

全ての就寝の用に供する居室（共同住宅にあつては、1住戸を一の居室とみなす。ただし、メゾネット住宅の場合は1住戸内の各階を一の居室とみなす。）から、地上に通ずる安全な避難のための経路をそれぞれ2以上確保することにより、火災の際に各居室から1以上の経路を利用して安全に避難できる状態をいう。避難経路として使用できない部分は次によること。なお、政令別表第一(6)項に掲げる防火対象物については、自力避難困難な者の利用に供するため、全周バルコニーを設置し、バルコニー等から居室等を経由することなく直接階段室（附室）に到達できるものとするのが望ましい。

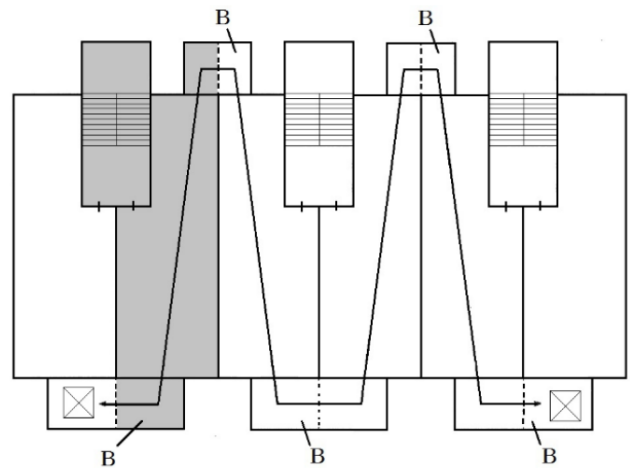
- ① 火災住戸
- ② 開放廊下については、火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸の幅員に相当する部分
- ③ 中廊下の部分
- ④ 火災住戸のバルコニー等（ただし、避難階の火災住戸で専用庭等が確保され、上階のバルコニー下を経由しないなど火災の影響を受けないと認められる場合を除く。）
- ⑤ 階段室型については、火災住戸が面する階段室

【凡例】	
C	: 開放廊下
C'	: 中廊下
B	: バルコニー
←→	: 避難経路
☒	: 避難器具
■	: 火災時使用できない部分

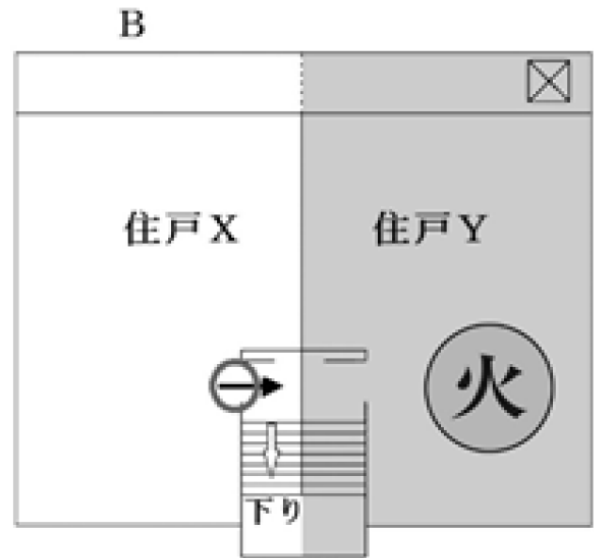
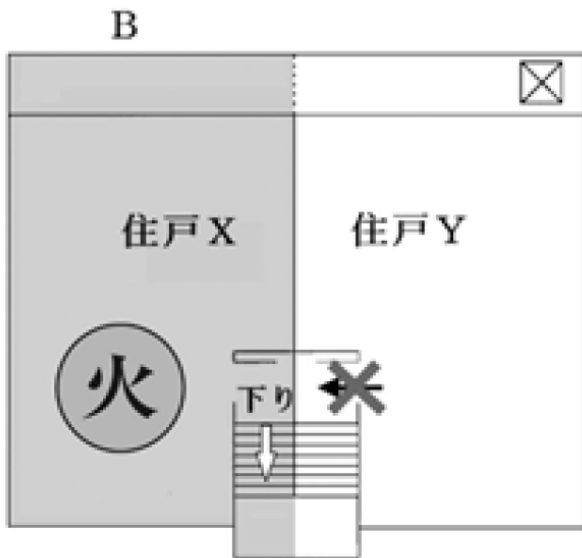




(開放廊下の例)



(階段室型の例)



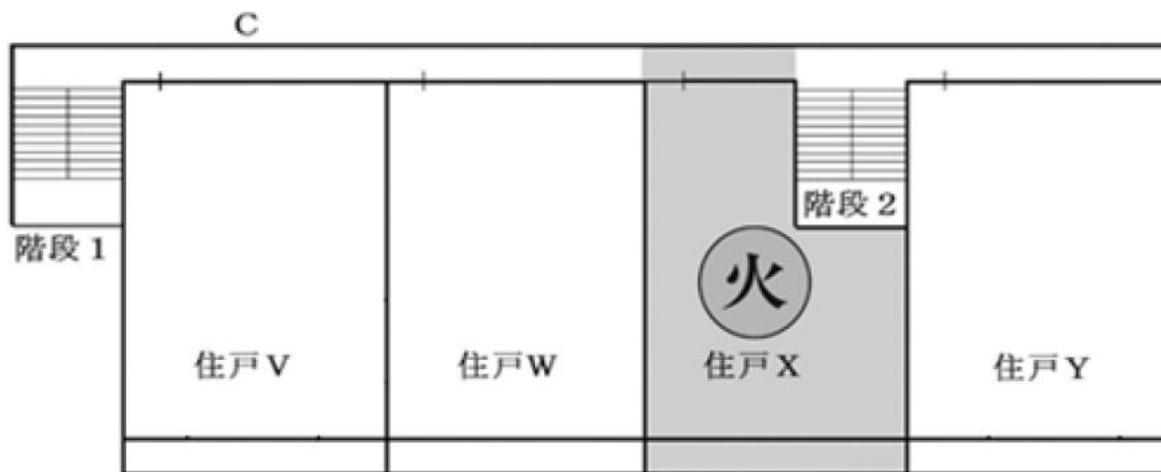
(階段室 (告示7号階段) の例)

➤ 火災住戸がXで出火部位が階段付近のとき

- 住戸Xからは、バルコニー等を経由して住戸Yに至っても火災住戸Xの出入口から火災の影響を受けるおそれがあり、階段が使えないので住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなければならない。
- 住戸Yは、火災室に向かったの避難はできないので、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなければならない。

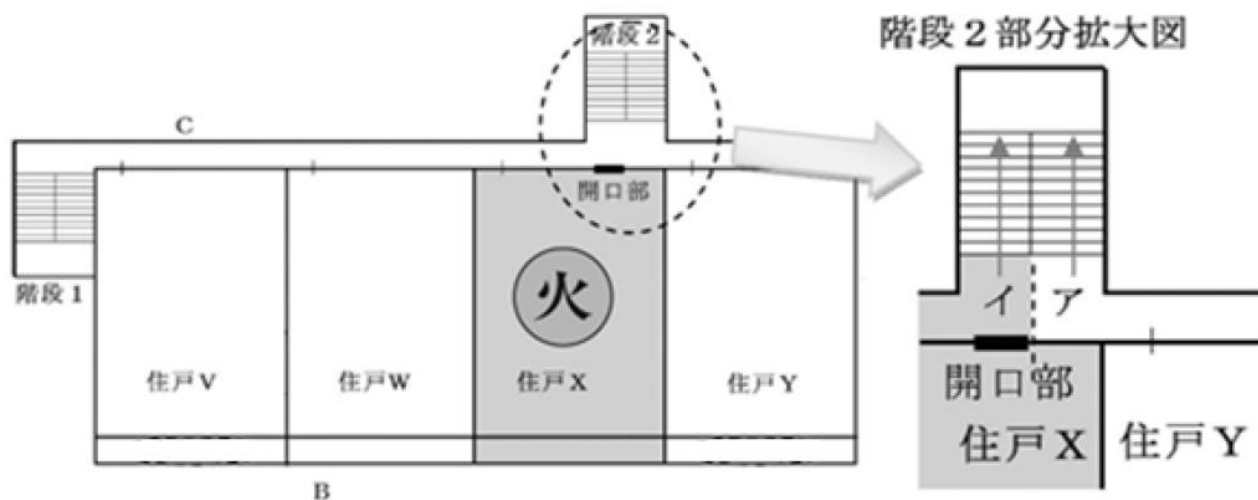
➤ 火災住戸がYで出火部位が階段付近のとき

- 住戸Xからは、火災住戸Yの出入口から火災の影響が少なく、階段で避難できるものとする。
- 住戸Yからは、バルコニー等を経由して住戸Xに至れば火災住戸Yの出入口から火災の影響が少なく、階段で避難できるものとする。



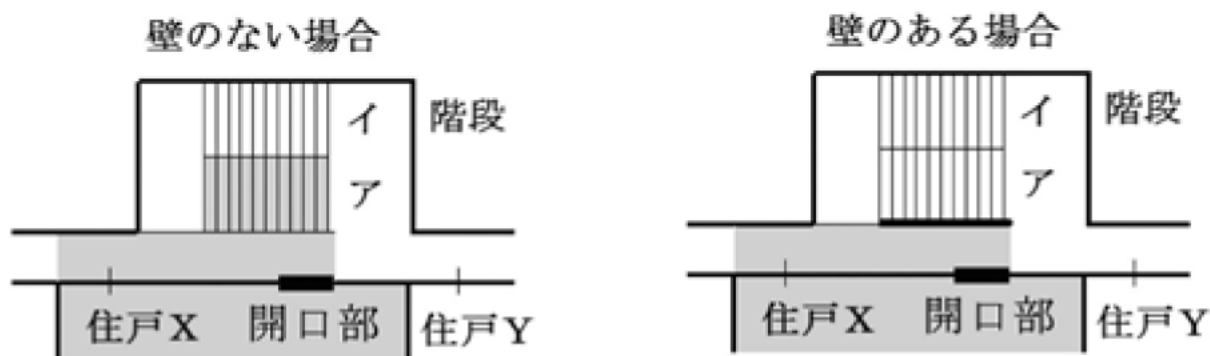
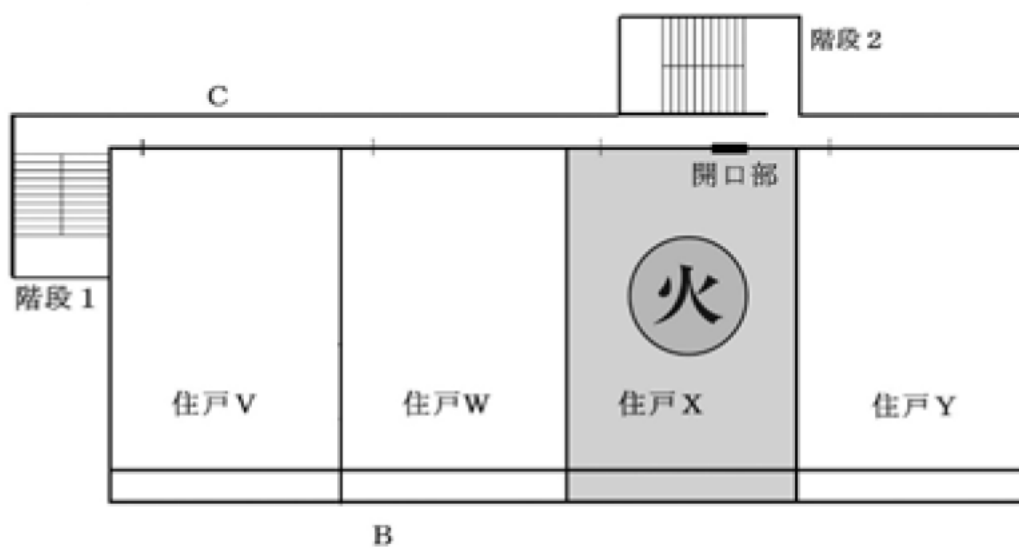
(使用できない部分の例1)

- ▶ 住戸Yは火災住戸がXのときでも、Xの開口部の前を通ることなく階段2へ避難することができるため、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。



(使用できない部分の例2)

- ▶ 火災住戸がXのとき
  - ・ 階段の降りる方向がアの場合は、住戸Yからは、火災住戸Xの開口部の前を通ることなく階段2へ避難できると判断し、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくても二方向避難経路が確保されているものとする。
  - ・ 階段の降りる方向がイの場合は、住戸Yからは、火災住戸Xの開口部から火災の影響を受けるおそれがあり、階段2へ避難できない可能性があることから、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくてはならない。



(使用できない部分の例3)

- ▶ 火災住戸がXで階段の降りる方向がアのとき
  - ・ 火災住戸Xの開口部の前に壁がない場合は、開口部から火災の影響を受けるおそれがあり、階段2へ避難できない可能性があることから、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなければならない。
  - ・ 火災住戸Xの開口部の前に壁がある場合は、開口部の前が遮られているので火災住戸Xの開口部の前を通ることなく階段2へ避難できるため、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。
- ▶ 火災住戸がXで階段の降りる方向がイのとき
  - ・ 火災住戸Xの開口部の前に壁がなくても相当の距離があり、開口部から火災の影響を受けるおそれがなく、階段2へ避難できることから、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。

3 就寝の用に供する居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路（第2項）  
玄関、廊下、階段等から主な出入口等を経由する避難経路をいう。

4 バルコニー等（第2項）

次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 直接外気に開放された部分を有し、煙が充満しない構造であること。
- (2) 一の居室等に対し、おおむね2㎡以上を有すること。
- (3) 外壁に堅牢に固定され、避難上支障のない構造であること。
- (4) 転落防止のため、周囲に高さが110cm以上の手すり壁、さく又は金網を堅固に固定していること。なお、横棧形式のもの等、足掛かりになるものの設置は避けること（ホテルに設置されるバルコニー等で、日常使用することがない場合はこの限りでない。）。
- (5) 幅員は80cm以上とすること。ただし、ワンルームマンション等で入居者が自力避難可能な者に限定される建築物等である場合は、60cm以上とすることができる。
- (6) バルコニー等は、床面から高さ180cm以上の空間を有していること。
- (7) バルコニー等に隔壁を設ける場合は、当該隔壁は次に適合する破壊板であること。

① 不燃材料で、かつ、容易に破壊できるものであり、おおむね次のようなものであること。

種 類		厚 さ
セメント板 石 綿	フレキシブル	4mm以下
	軟 質 板	5mm以下
石綿セメントパーライト板 (ケイ酸カルシウム板)		

JIS A 5430参照

② 破壊できる部分（以下、この条において「破壊口」という。）の下端の床面からの高さは、車椅子利用者が想定される場合は、避難が可能な高さ（おおよそ5cm以内）とすること。

③ 破壊口は、前（5）の規定の例によることとし、通行可能なものであること。

④ 破壊板の支持構造物は、前（3）の破壊口を有効に確保できるように設けること。

⑤ 破壊板には、次に定める表示をすること。

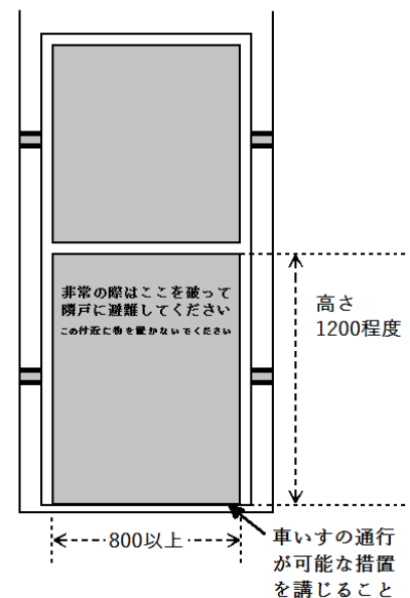
ア 表示場所は破壊板の見易い位置とする。なお、避難経路が複雑な場合は、容易に避難できるような表示とすること。

イ 表示方法例

(ア) 表示する文字は他の色と区別できるものとする。

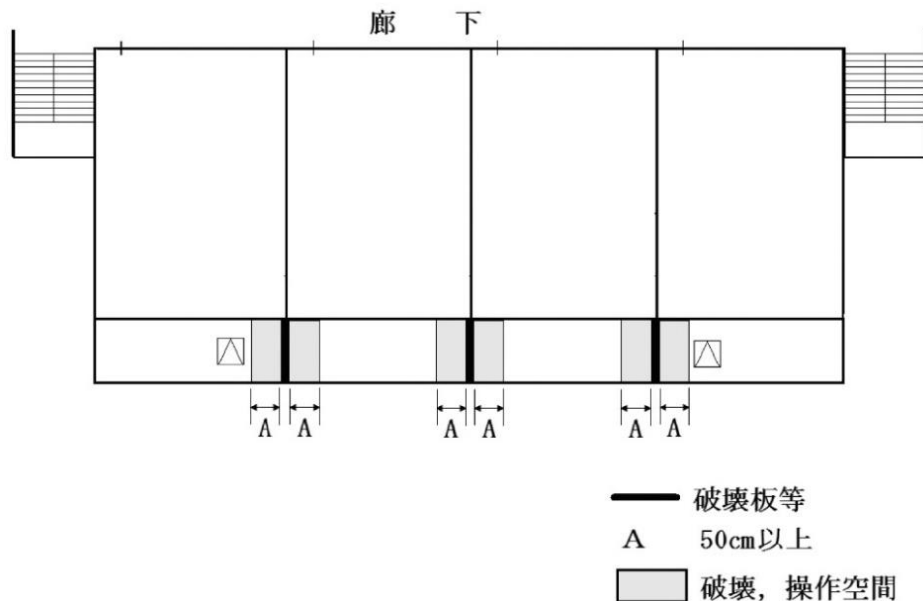
(イ) 文字の大きさは、上2行はおおむね一文字が12cm<sup>2</sup>以上とし、下1行はおおむね一文字が5cm<sup>2</sup>以上とする。

二方向避難における隔壁の設置例



**非常の際はここを破って隣戸に避難してください**  
この付近に物を置かないでください

- (8) 破壊板付近は避難の際、通行、破壊、操作等が阻害されないよう管理しなければならない。阻害されないとは、破壊、操作空間に物品等が存置されていないこと。



## 5 バルコニー等を経由して避難することができる経路（第2項）

バルコニー等を経由して、階段その他の有効に避難できる設備又は器具が設置されている場所に到達し、最終的に安全な場所へ避難できる状態をいい、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) バルコニー等は、隣接する居室等を相互に連絡できるように設けるか、居室等ごとに独立して設けること。
- (2) 「有効に避難できる設備又は器具」のうち器具とは、次の要件を満たすものをいう。
  - ① 政令第7条第4項第1号に定める避難器具のうち、固定式（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第3号）第2条第2号の「固定はしご」並びに避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号）第2-2の「すべり台」、5の「避難用タラップ」及び7の「救助袋（ハッチ収納式に限る。）」に限る。）のものであること。ただし、政令別表第一(5)項（同表(16)項に掲げる防火対象物に存するものを含む。）で、避難器具用ハッチに格納されたハッチ用つり下げはしご（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令第2条第5号）を設置した場合は、この限りでない。
  - ② マンホールに設けられる固定はしごの当該マンホールの降下口の大きさは、直径50cmの円が内接する大きさ以上で、避難者が円滑に通過できるものであること。
- (3) 敷地内の避難経路は、幅員80cm以上を確保すること。ただし、ワンルームマンション等で入居者が自力避難可能な者に限定される建築物等である場合は、60cm以上とすることができる。なお、避難器具降下地点（避難空地）からの避難通路については、屋内廊下等を経由して避難する経路は認められない（直接外気に開放された部分を有し、煙が充満しない構造のものを除く。）。なお、避難階部分のバルコニー等からの避難経路で、次のいずれかに該当する場合は、手摺り壁等に扉等を設け、安全に地盤面に避難ができるよう措置することが望ましい。
  - ① バルコニー等の床面からバルコニー等の手すりの上端までの高さが1.2mを超える場合
  - ② 地盤面からバルコニー等の手すりの上端までの高さが2.0mを超える場合

## 6 火災予防上支障がないと認める措置を講じたとき（第2項）

「神戸市火災予防条例第49条第2項ただし書きの規定に基づき、火災予防上支障がないと認める措置を定める件」（令和7年4月1日消防告示第1号。以下「水平避難対策等告示」という。）に該当する場合は、条例第49条第2項の規定を適用しないことができる。水平避難対策等告示の運用については、次のことに留意すること。

### （1）スプリンクラー設備等の設置範囲について

就寝の用に供する部分及び就寝の用に供する部分が存する階に限らず、水平避難対策等告示1にあつては、政令別表第一(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物（政令別表第一(16)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供する部分）全体、水平避難対策等告示2(1)にあつては、政令別表第一(5)項又は(6)項イ、ハ若しくはニに掲げる防火対象物（政令別表第一(16)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(5)項又は(6)項イ、ハ若しくはニに掲げる防火対象物の用途に供する部分）全体に設置しなければならない。なお、防火対象物の安全避難の観点から、政令別表第一(16)項に掲げる防火対象物であっても、防火対象物全体にスプリンクラー設備等を設置することが望ましい。

例1：政令別表第一(5)項イ、階数5（就寝部分は2～5階のみ）

全ての階にスプリンクラー設備等を設置しなければならない。

例2：政令別表第一(16)項イ、階数6（1階：(4)項、2～6階：(6)項イ（就寝部分は6階のみ））

2～6階にスプリンクラー設備等を設置しなければならない。

例3：政令別表第一(16)項イ、階数5（1階：(6)項イ(4)及び(15)項、2～4階：(15)項、5階：(5)項イ）

1階の(6)項イ(4)及び5階の(5)項イにスプリンクラー設備等を設置しなければならない。

### （2）スプリンクラー設備を設置する場合について

政令第12条に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによること。

- ① 特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、廊下（直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所を除く。）にもヘッドを設置することが望ましい。
- ② 非常電源は、政令第12条第1項各号に定める防火対象物又はその部分以外の場合は、非常電源専用受電設備とすることができる。

### （3）水平避難対策等告示2(2)の運用について

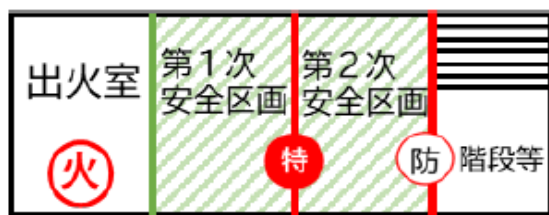
水平避難対策等告示2(2)に規定する対策とは、一時避難場所等の安全性が確保された場所に安全かつ速やかに水平避難させ、当該場所から順次、従業員や駆け付けた消防隊等により垂直避難させる対策であり、次に定めるところによること。

- ① 安全区画（一時避難場所等の安全性が確保された場所に火煙の影響が及ぶことを抑止する緩衝帯の役割と避難者が一時避難場所に至る間の避難安全性を担保することを目的として設定する区画をいう。以下同じ。）に面する居室及びその他の室の開口部に、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で造られた扉及び窓を設置する場合  
次のア又はイによること。

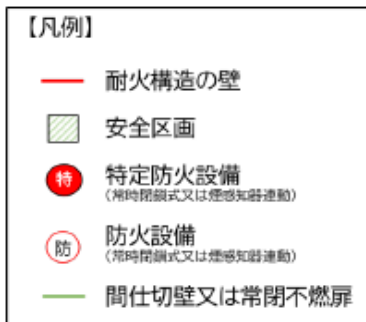
ア 平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策

平面を大きく複数に防火区画し、利用者等を速やかに出火区画から非出火区画へ水平避

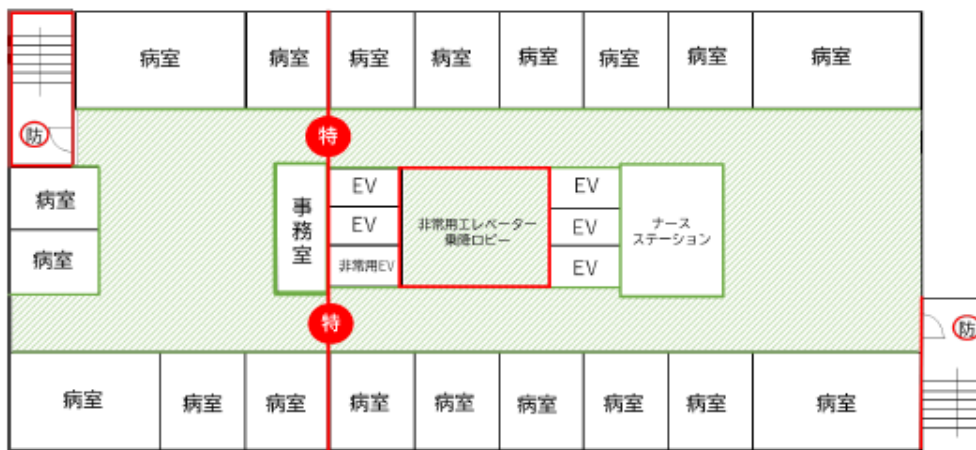
難させる対策であり、以下に定める「平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策基準」によること。



(平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策概念図)



(平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策例1)



(平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策例2)

平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策基準

1 防火区画の基準

- (1) 就寝の用に供する居室が存する各階を2以上に防火区画すること。
- (2) それぞれの区画内に直通階段を設置すること。
- (3) 準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。
- (4) 特定防火設備は、いずれの避難方向にも開くことができる開き勝手とするよう努めること。
- (5) 区画した各々の部分からは、安全に階段まで到着できること。
- (6) それぞれ区画した部分からの避難人数がおおむね等しくなるなど避難上支障の無い位置で区画すること。なお、非常用エレベーターの乗降ロビーや特別避難階段の附室の設置に伴う防火区画と兼ねることができる。
- (7) 避難の用に供する通路、廊下等は安全区画とすること。ただし、次に掲げる場所等を除く。
  - ① 便所及び洗面所で次の各号に該当する場合
    - ア 避難経路とは防煙区画を行う。
    - イ 壁及び天井の下地及び仕上げを不燃材料とする。
  - ② メーターボックス、配管スペース等で次の各号に該当する場合
    - ア 物置等の他の用途に使用しない。
    - イ 当該部分と他の部分を不燃材料で造られた間仕切りで区画する。
    - ウ 壁及び天井の下地及び仕上げは不燃材料とする。
    - エ 扉及び窓は、不燃材料で作られ、通常閉鎖された状態で使用する。

2 安全区画の基準

- (1) 建基令第126条の3に定める排煙設備を設けること。ただし、安全区画が外気に開放されている場合（開放廊下等）はこの限りでない。
- (2) 安全区画と居室及びその他の室は、床から上階の床まで達する不燃材料で造られた間仕切りで区画すること。間仕切りが上階の床まで達していない場合は、天井を不燃材料で造ること。いずれの場合も、壁及び天井の仕上げは不燃材料とすること。
- (3) 安全区画に面する居室及びその他の室の開口部には、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で作られた扉及び窓を設置すること。
- (4) 避難上支障がない状態が維持されていること。

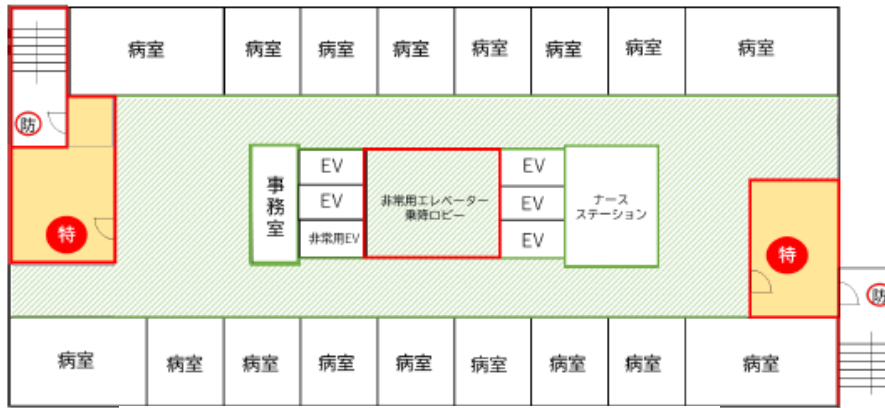
イ 一時避難場所を設置した水平避難対策

避難誘導が完了するまでの間、安全に留まることができる一時避難場所を各階に設置し、利用者等を当該場所に速やかに避難させる対策であり、次に定める「一時避難場所を設置した水平避難対策基準」によること。



(一時避難場所を設置した水平避難対策概念図)





(一時避難場所を設置した水平避難対策例)

一時避難場所を設置した水平避難対策基準

1 一時避難場所の基準

- (1) 就寝の用に供する居室が存する各階に、それぞれ2箇所以上設置すること。
- (2) 直通階段に接続するように設置すること。
- (3) 出入口を除き、耐火構造の壁で区画し、室内に面する部分の仕上げを不燃材料ですること。なお、一時避難場所を外気に開放されたバルコニーとする場合はこの限りでない。
- (4) 屋内から一時避難場所への出入口は特定防火設備（常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式）とし、一時避難場所から階段室への出入口を防火設備（常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式）とすること。
- (5) 床面積は、各階の避難者数（在館者数から施設関係者を除いた数）と占有面積（ $0.4 \text{ m}^2$ ）の積を当該階の一時避難場所の数で除して得た値と $5 \text{ m}^2$ を比較し、いずれか大きい値以上とすること。ただし、利用者の状況（ホテルや共同住宅で複数の利用者等が当該一時避難場所に留まることが想定されない場合など）や防火区画がされている等、当該面積を有していなくても避難上支障が無い場合はこの限りでない。
- (6) 一時避難場所を居室の各部分からその一に至る歩行距離が $50\text{m}$ 以下となるように設けなければならない。
- (7) 居室の各部分から各一時避難場所に至る通常の歩行距離の全てに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、 $25\text{m}$ を超えてはならない。
- (8) 建基令第126条の3に定める排煙設備を設けること。ただし、一時避難場所を外気に開放されたバルコニーとする場合は、この限りでない。
- (9) 一時避難場所と同一階の就寝の用に供する居室とは、1以上の安全区画（一時避難場所への延焼阻止及び避難者の安全性を担保する為に設ける区画）を通じて連絡すること。ただし、「平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策基準」1 防火区画の基準(7)①及び②に掲げる場所等を除く。

2 安全区画の基準

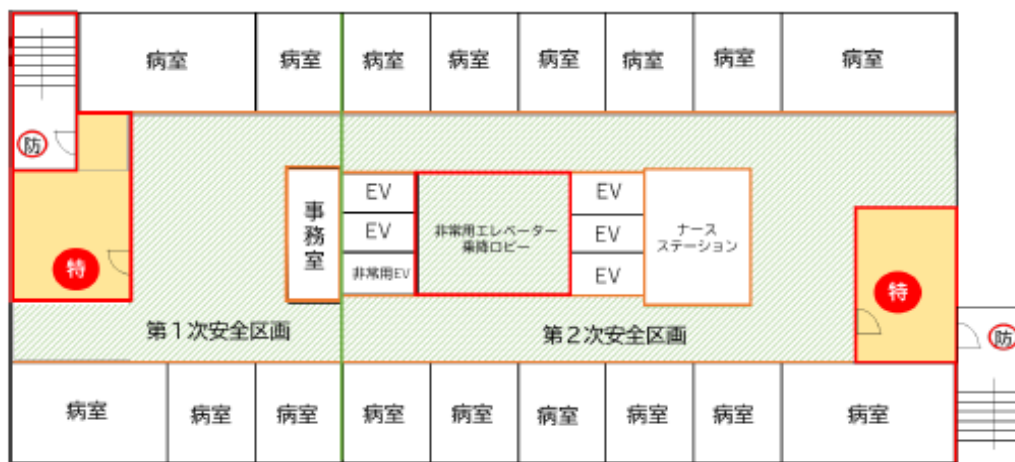
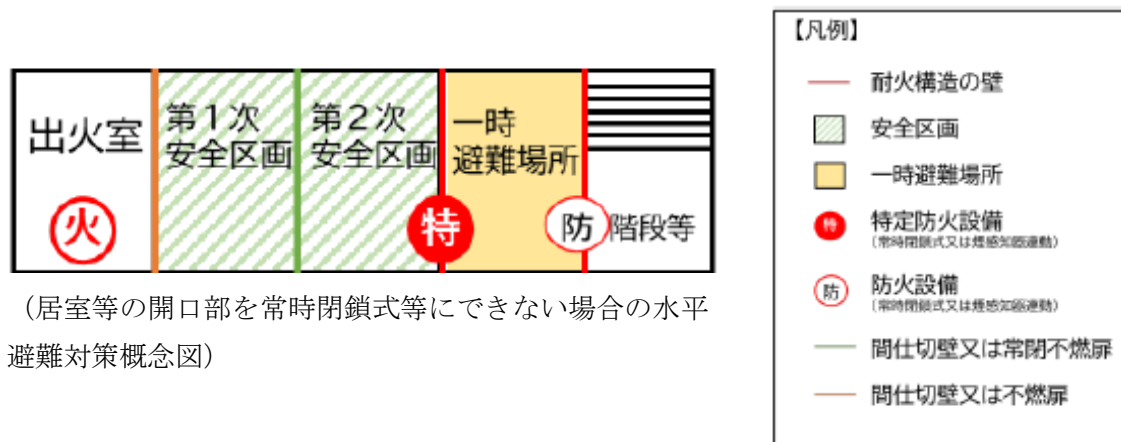
- (1) 建基令第126条の3に定める排煙設備を設けること。ただし、安全区画が外気に開放されている場合（開放廊下等）はこの限りでない。
- (2) 安全区画と居室及びその他の室は、床から上階の床まで達する不燃材料で造られた間仕切りで区画すること。間仕切りが上階の床まで達していない場合は、天井を不燃材料で造ること。いずれの場合も、壁及び天井の仕上げは不燃材料とすること。
- (3) 安全区画に面する居室及びその他の室の開口部には、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で造られた扉及び窓を設置すること。
- (4) 避難上支障がない状態が維持されていること。

② 安全区画に面する居室及びその他の室の開口部に、随時閉鎖式の不燃材料で造られた扉及び窓等を設置する場合

上記「一時避難場所を設置した水平避難対策基準」1並びに2(1)、(2)及び(4)によるほか、次によること。

安全区画に面する居室及びその他の室の開口部が常時閉鎖式でないことから、居室等で出火した場合、安全区画に煙等が流入するおそれが高いため、各階を2以上に不燃区画することにより第1次安全区画及び第2次安全区画を設定し、避難者の避難安全性を確保する対策

を講じること。なお、この場合において不燃区画したそれぞれの区画内に一時避難場所を設置すること。



(居室等の開口部を常時閉鎖式等にできない場合の水平避難対策例)

#### (4) その他

本条に基づき設置されるスプリンクラー設備、避難器具又は自動火災報知設備等については、技術基準どおり設置されていることを確認する観点から、法第17条の14に基づく工事整備対象設備等着工届出書又は条例第56条の3に基づく消防用設備等工事計画届出書及び法第17条の3の2に基づく消防用設備等設置届出書を提出すること。また、法第17条に基づき設置される消防用設備等と同等の維持管理が必要であることから、他の消防用設備等の点検の機会を捉えて法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検及び報告の例により点検し、報告すること。

#### 7 その開口部は段差のないものその他これに準ずるもの (第3項)

車いす等で直接バルコニーに避難できるようにバルコニー等に至る開口部に設ける掃き出し窓をいう。なお、バルコニー等には、車いす等による避難の際に支障とならない範囲で、雨水の浸入を防ぐための最低限の段差を設けることができる。

## 第49条の2（避難施設の管理）

### 【解釈及び運用】

本条は、政令別表第一に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、避難のために使用する施設の適正な維持、避難口における防火戸等について定めたものである。

#### 1 避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように常に維持すること（第1号）

避難のために使用される廊下、階段、通路の床面については、避難に支障となる凹凸などがなく、かつ、階段、通路を滑りにくくするため、滑り止めを設けることが必要である。電気機器等の配線、床面のカーペットのめくれ、タイル等の破損が生じた場合など、避難時につまずきが予想される場合は、改修又は修繕が必要である。

#### 2 避難口に設ける戸（第3号）

対象となる避難口は次に掲げるものが想定される。なお、少数の関係者や利用者しか使用しない防火対象物の避難口で避難上支障がない場合は、当該避難口に設ける戸は、本号の基準によらないことができる。また、福祉施設等の居室に設置されたバルコニーに至る掃き出し窓等は本号の対象とはならないが、本号の基準を満たすことが望ましい。

- ① 避難階の屋外に通じる出入口
- ② 避難階以外の階で避難階又は直接地上に通じる直通階段の出入口
- ③ 避難の用に供するバルコニー又は避難器具設置場所に通じる出入口
- ④ 屋上避難広場、屋上緊急離着陸場等に通じる出入口

#### 3 非常時に自動的に解錠できる構造（第4号）

自動火災報知設備の作動により連動して解錠できるものをいう（停電時にも連動解錠できるものに限る。）。ただし、以下の①及び②を満たす場合は、停電時にも連動解錠できるものとして取り扱うことができる。

- ① 停電時に手動開放できるなど、避難上支障とならない構造のもの。なお、停電時に解錠しても扉を閉めると自動施錠する構造のものは、該当しない。
- ② 非常時に防災センター、ナースセンター等から遠隔操作できるもの。

#### 4 屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる機能（第4号）

次によること。なお、電気錠を避難口の扉に設置する場合は、条例第56条の3に準じた届出を行い、構造等について審査することが望ましい。

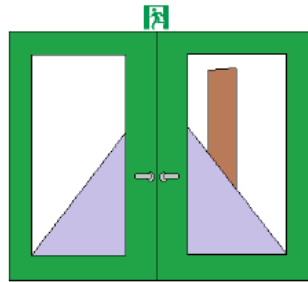
- ① サムターン
- ② パニックバー
- ③ 非常錠
  - ア プレートを押しとデッドボルトが引っ込み解錠、開放できるもの
  - イ プラスチックカバーの外しつまみを回すことにより開放できるもの
- ④ 円筒錠（ノブを回すと解錠、開放ができる）
- ⑤ 空錠（ホテル錠）

#### 5 当該破壊板並びに設備及び器具を避難の際、通行、破壊、操作等が阻害されないよう管理しなければならない（第2項）

条例第49条（防火対象物の安全避難）【解釈及び運用】 4 バルコニー等（第2項）（7）及び

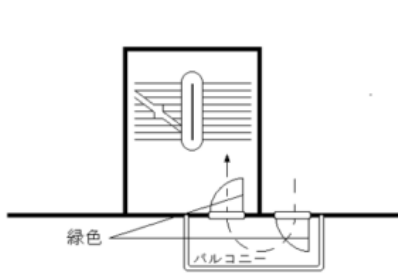


- ④ 面積区画等を行うシートシャッターの避難口で、前（1）②のシンボル又は表示がなされているもの。
- ⑤ 非特定用途防火対象物の一部を用途変更したことで政令別表第一(16)項イとなり、新たに避難口の扉等に緑色表示が必要となった防火対象物のうち、特定用途防火対象物の用途に供する部分以外に設置されている扉等
- ⑥ 政令別表第一(5)項ロの用途に供する部分に設置されている扉等

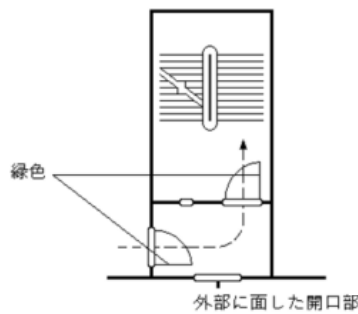


(ガラス戸付の表示例)

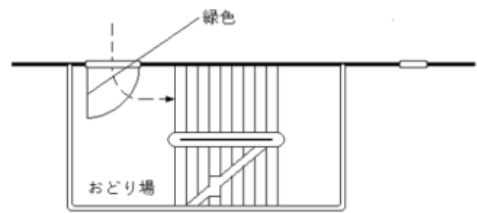
○ グリーンドアの表示例



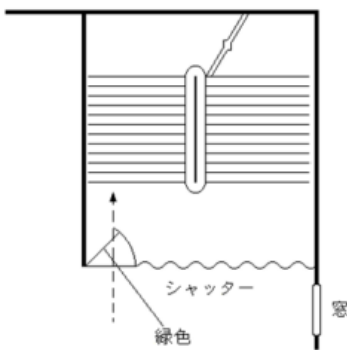
(特別避難階段)



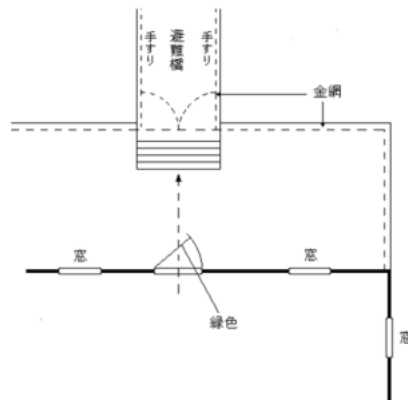
(特別避難階段)



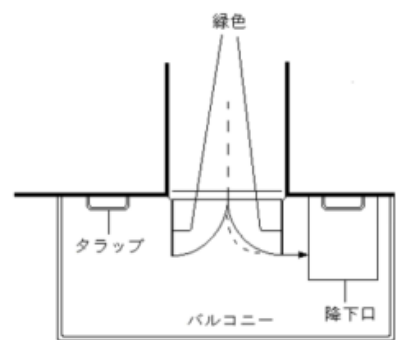
(屋外階段)



(くぐり戸付シャッター)



(避難橋)



(避難器具)

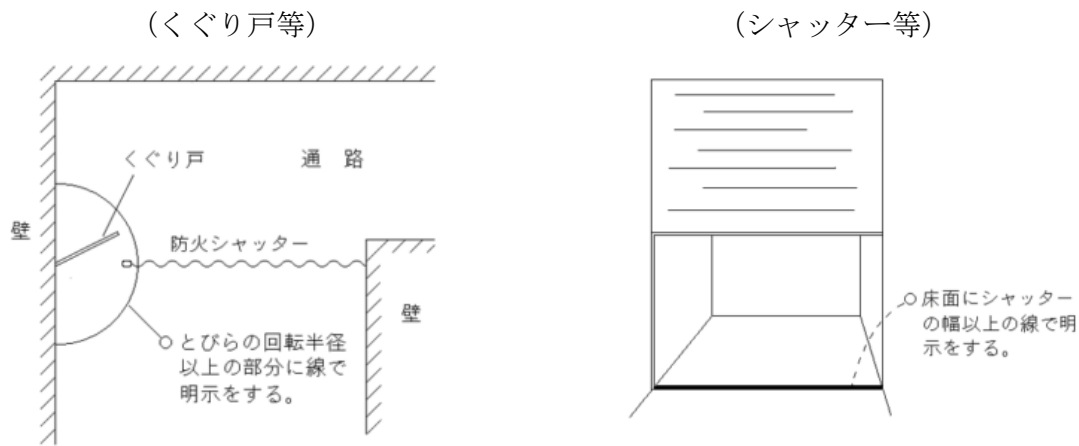
3 扉等の床面には、他の部分と明確に区別できる表示（第2項）

(1) 扉又はくぐり戸が設けられている床面にあつては、当該扉等の回転半径以上の部分について、次のいずれかにより表示すること。

- ① 床面の色と異なる色で全面塗装する。
- ② 床面の色と異なる色のタイルを設ける。

- ③ 点線又は実線を設ける。
  - ④ 他の部分と明確に区別できる措置を講ずる。
- (2) シャッター等が降下する床面には、当該シャッター等の幅以上の線で表示すること。

○ 床面の表示例



(3) 次のいずれかの措置を講じた場合は、床面に他の部分と明確に区別できる表示をしたものとみなす。

- ① 扉又はその付近にセンサーを設けて、扉の閉鎖障害に対して警報等を発する構造とする。
- ② 扉自体に、物品存置等の注意喚起に関する表示を行う。

○ 注意喚起の表示例

<p>防火戸の開閉障害とならないよう、この付近に物を置かないで下さい。</p>
<p>ここは火災等の際防火戸が閉まる場所です。物品を置くと扉が閉まらなくなります。</p>
<p>非常の際、防火戸が有効に閉鎖しないので、絶対に物品の放置等はしないこと。</p>
<p><b>FIRE NOTICE</b> THIS AREA MUST BE KEPT CLEAR OF ALL OBSTRUCTION</p>

※ 表示の大きさ、色等は、扉及び周囲の状況に合わせ、視認性の高いものとする。

第 49 条の 4 (共同住宅及び木造 3 階建住宅の避難管理等)

【解釈及び運用】

建築物の高層化・大規模化、高齢化社会の到来など、市民生活をとりまく環境の変化に対応し、市民生活のより一層の安全の確保を図ることを目的として、共同住宅及び木造三階建住宅の避難管理等について、努力義務として規定するものである。

## 第7章 防火管理等

### 第50条の2（防火設備の管理）

#### 【解釈及び運用】

本条は、政令別表第一に掲げる防火対象物に設けた防火設備の維持管理について、規定したものである。

#### 1 防火設備に近接（第1号）

本号は、火災時に防火戸から発生する輻射熱により、付近にある可燃物が燃焼するのを防ぐことが目的である。そのため、可燃物は防火戸からおおむね30 cm以上離すものとする。

### 第50条の3（圧縮アセチレンガス等高圧ガス容器の管理）

#### 【解釈及び運用】

#### 1 車両又は歩行者が容易に接触する恐れのある場所（第1項第1号）

次に掲げる場所とする。

- ① 道路に面し、車両が衝突するおそれのある場所
- ② 工場の入口又は道路等で、通行する人等が接触して、災害が発生するおそれがある場所

#### 2 日光の直射をさける（第1項第2号）

夏季において日光の直射を1日6時間以上受けないこと。ただし、日光をさえぎる措置（軽量な不燃性又は難燃性の材料を使用した屋根等により、日光をさえぎる方法をいう。）が講じられている場合はこの限りでない。

#### 3 バルブ類の折損等による漏洩を防止するために必要な措置（第1項第2号）

転倒、転落等による衝撃を防止する措置をいい、次の基準によること。

##### （1）容器置場に設置する場合

- ① 容器置場は水平で、かつ、上方から物品が落下するおそれのない場所であること。
- ② 固定プロテクターのない容器にあつては、キャップを施すこと。
- ③ 10 kg容器にあつては、原則として2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープにより緊縛すること。

##### （2）供給設備又は消費設備に接続されて設置する場合

- ① 前（1）①の基準による。この場合、充填容器等の設置位置は、屋根又は庇の垂直投影面の内側の位置であること。
- ② 充填量10 kg以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構造物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。

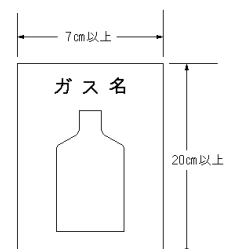
#### 4 見やすい箇所（第2項）

建物の入口で、目につきやすい場所とし、入口が2以上ある場合は各入口に掲出する。

#### 5 標識を設けなければならない（第2項）

原則、条規別表で規定する標識を掲出することとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- （1）医療用又はガス分析用等として、ビル内等で微量の高圧ガスを貯蔵、取り扱う場合において、右図に示す標識（地、文字及び塗色は、条規別表で規定する標識に準ずる。）を当該部屋の入口の見やすい場所に掲出した場合



- (2) 液化石油ガス法第2条第2項で規定する一般消費者等の用に供する場所で貯蔵し、又は取り扱う場合
- (3) 建物外に貯蔵庫又は専用置場を設けて貯蔵し、貯蔵場所の表示及び警戒標（「火気厳禁」「LPGガス容器置場」等）を掲出している場合

#### 第50条の4（関係者の責務）

##### 【解釈及び運用】

本条は、防火対象物について、法第8条第1項の対象を問わず、防火管理等の徹底を図ることを目的として規定したものである。

##### 1 防火の管理（第1項）

おおむね次に掲げる事項について、あらかじめ定めるとともに、その内容を実行し、かつ、従業員等に対してその内容を周知徹底させること。

- ① 火気の使用又は取扱いに関する事項
- ② 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に関する事項
- ③ 火災等の災害が発生した場合における初期消火、通報連絡、避難誘導等に関する事項

##### 2 管理について権原を有する者（第2項）

法第8条1項に定める「管理について権原を有する者」である。

##### 3 訓練を定期的実施（第2項）

年1回以上の実施が望ましい。

##### 4 あらたに従業員を配置するとき（第4項）

新規採用、配置転換等いずれの場合においても、あらたに配置するものとする。

##### 5 防火上必要な教育（第4項）

(1) 法第8条第1項に規定する防火対象物については、おおむね次のような教育を行うものとする。

- ① 消防計画の概要に関する事項
- ② 自衛消防組織における各人の役割分担に関する事項
- ③ 当該従業員の職場に設置されている防火及び避難施設・設備等の周知、取扱い方法等に関する事項
- ④ その他災害発生時における初期消火、通報連絡、避難誘導等に関する事項等

(2) 前(1)以外の防火対象物については、おおむね次のような教育を行うものとする。

- ① 火気の管理に関する事項
- ② 危険物等の取扱い等に関する事項
- ③ 当該職場に設置されている避難施設及び設備等の周知並びに取扱い方法等に関する事項
- ④ その他災害発生時における初期消火、通報連絡、避難誘導等に関する事項等

#### 第50条の4の2（防災センターの設置等）

##### 【解釈及び運用】

本条は、一定規模以上の防火対象物に対し、防災センターを設けることを規定し、また、当該防

災センターにおいて、消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等を集中して行わなければならないことを義務付けたものである。なお、建基法では、一定規模以上の建築物等に係る設備の監視を中央管理室で行うよう規定しているが、中央管理室において各種防災設備等の集中管理を行っても差し支えない。

#### 1 防災センターの設置（第3項）

地階に設ける場合は、浸水対策及び消防無線を利用するに当たり支障がないような措置を講じること。

#### 2 直接地上に通ずるもの（第3項第2号）

防災センターに設ける直接地上に通ずる出入口は、防災センターに勤務する従業員等の避難経路として使用されるとともに、消防隊の進入路としても使用される。このため、当該出入口は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路に面して設けられるものであること。

#### 3 他の部分（第3項第3号）

防災センターの機能に直接関係のない用途の部分をいう。したがって、防災センターに勤務する者の仮眠、休憩等の用に供する部分や洗面所等は、これに該当する。

#### 4 有効な照度（第3項第4号）

床上80cm以上の位置で500lx以上の照度が確保されているもの。

#### 5 非常電源（第3項第5号）

有効な照度を1時間以上給電できる能力を有すること。

### 第50条の4の5（総合操作盤により監視、操作等に従事する者の資格）

#### 【解釈及び運用】

本条は、総合操作盤の監視や操作等に従事する者の業務の重要性を鑑み、消防長が定める講習を受講した者でなければ、これらの業務に従事できないことを規定したものである。講習制度等については、条例及び条規により定められており、講習実施機関及び講習内容については、消防告示により定められている。

#### 1 総合操作盤（第1項）

防災センターにおいて、設置されている各種防災設備等を集中監視及び制御を行うことができるほか、建物管理に必要な設備機器類の監視及び制御を行うことができるなど、建物全体の総合的な防災監視を行う機構のことをいう（規則第12条第1項第8号）。

#### 2 これに類する制御盤、操作盤等で消防長が定めるもの（第1項）

スプリンクラー設備及び放送設備が併設された防火対象物に設置されている当該消防用設備等の制御盤及び操作盤のことをいう。なお、政令及び付加条例に基づきこれらの消防用設備等が設置されたものに限る。

### 第50条の4の6（警報設備の監視、操作等に従事する者の資格）

#### 【解釈及び運用】

本条は、自動火災報知設備若しくは放送設備の操作又は監視の業務を警備会社等に委託した場合、防火管理業務の経験がない警備員等が派遣される場合が多く、過去の火災事例においても、警備員

等の防火管理に関する知識不足により被害を大きくする傾向があったため、これらの消防用設備等の操作又は監視の業務に従事する者の資格について、規定したものである。なお、本条は、当該業務を警備会社等に委託して行わせる場合も適用される。

#### 1 他に委託して行わせる場合（第2項）

委託を受けた者が常駐する場合のほか、常駐はしないが巡回方式により業務を行う場合等、その形態にかかわらず当該業務を委託して行わせる場合は、全てこれに該当する。

### 第50条の6（統括防火管理者を定めなければならない防火対象物の消防訓練）

#### 【解釈及び運用】

本条は、法第8条の2に基づき統括防火管理者を定めなければならない防火対象物における消防訓練の実施について規定したものである。

#### 1 前項に規定する訓練と併せて実施することができる（第2項）

法第8条の2に規定する訓練と規則第3条第10項に規定する訓練を、それぞれ異なる時期に実施する場合は、本条に基づき、年間で4回以上の消防訓練を実施する必要があるが、規則第3条第10項に規定する訓練を実施する際に、法第8条の2に規定する訓練を併せて実施することができることについて規定したものである（建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画に基づく訓練を除く。）。

### 第50条の9（ガス遮断弁の設置場所）

#### 【解釈及び運用】

#### 1 その他の集合店舗又は道路に面して設けられた連続店舗

通称げたばき住宅の集合店舗部分及び商店街等をいう。また、商店街等にあつては公道により分割されたブロックを1の規制単位とする。

#### 2 床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

店舗部分を有する各建築物の延べ面積の合計をいう。なお、1,000㎡に満たない防火対象物についても、本条に準じた設置を行うことが望ましい。

### 第50条の10（消火活動上有効な措置）

#### 【解釈及び運用】

本条は、消防活動の観点から、防火対象物の開口部について基準を設け、消防隊の消火活動が安全かつ迅速に行えるよう規定したものである。また、平成21年6月に神戸市内で発生した倉庫兼作業場における火災を教訓として、建築物の内装として可燃性発泡樹脂が用いられる場合の標識の掲出等について規定したものである。

#### 1 消火活動が容易に行うことのできる場所（第1項）

規則第5条の5第2項第2号を満たすものをいう。

#### 2 その他これに類する開口部（第1項）

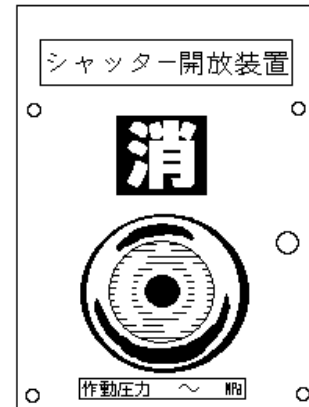
鍵等を使用することで、開放できる構造の扉等をいう。ただし、人の出入専用の開口部で小規模のものは該当しない。

### 3 1以上（第1項）

大規模な建築物については、その目的を達し得る適切な数を設けるよう指導すること。なお、複数設置する場合にあっては、適切に分散して設置すること。

### 4 外部から容易に開放できる構造（第1項）

規則第5条の5第2項第3号を満たすものをいう。また、非常電源を用いて開放するものに係る配線については、規則第12条第1項第4号ホの規定を準用すること。さらに、水圧開放装置又は水圧開錠装置を備えたシャッター等を設置する場合は、注水口の高さは、地盤面からおおむね1mとするとともに、水圧開放装置等の直近に、シャッター等の開放装置であることを容易に視認できるよう、黄色の地に赤色の「消」の文字（文字の大きさ5cm×5cm以上）を表示するとともに、送水圧力を明記すること。



「消」…黄地赤色反射塗料  
文字5cm×5cm以上

### 5 スプリンクラー設備の例及び第37条の2の規定により設置した場合（第1項）

防火対象物の全館に設置された場合のみ該当する（1階部分の設置のみは除く。）。

### 6 可燃性発泡樹脂（第1項）

平成22年消防告示第1号第1項に規定している発泡プラスチック系保温材であるが、これに類するものも開発、製造されていることから、当該告示にかかわらず、火災時の加熱により可燃性ガスが発生するおそれがあると認められる保温材があれば、消防機関と協議を要するものであること。なお、当該告示に示されているものでも、発泡プラスチック系保温材自体が不燃材料等で可燃性ガスが発生しないものについては、規制を要しないものである。

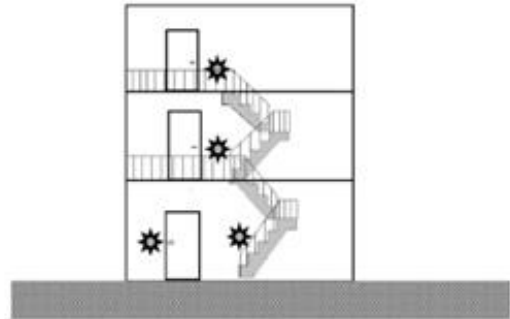
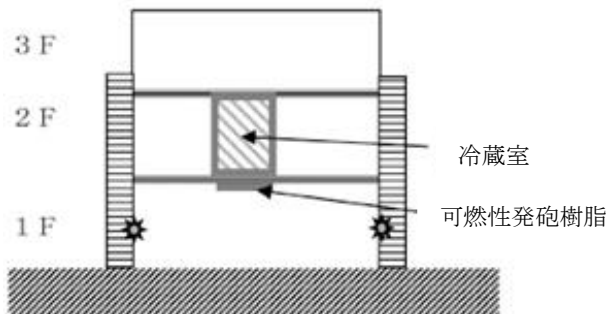
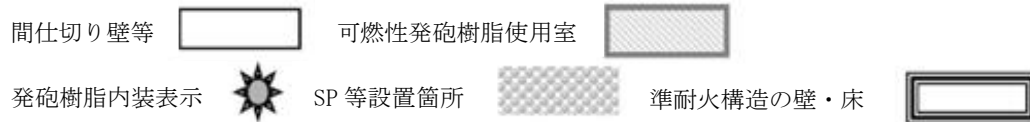
### 7 火災予防上必要な措置（第1項第1号）

条例第29条第3項に準じて、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、次によること。

- (1) 湿砂の散布、散水、不燃材料による遮断又は可燃性物品の除去及び作業後の点検を行うこと。
- (2) 作業の開始前及び終了後には、周囲の安全を確認し、可燃物を除去する等必要な措置を行うこと。
- (3) 出火源となるおそれのある原因を排除すること。
- (4) 監視人を置くこと。
- (5) 作業中関係者以外の者の出入りを禁止すること。

### 8 室のすべての出入口の付近（第2項第2号ウ）

第2項第2号ア及びイに掲出することで、容易に使用箇所が特定できる場合は、全ての出入口の付近に掲出しないことができる。



可燃性発砲樹脂を使用した2階の冷蔵室の床の断熱を1階の天井部分で行っている場合は1F及び2Fに必要な

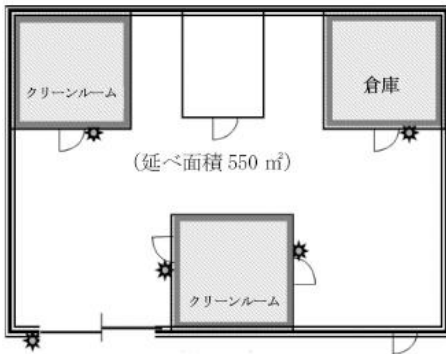
表示の位置はドアの開閉時でも見やすい位置とし、ドアの上部又は階段等の近い側とするのが望ましい。

### 9 消防長が消火又は避難に影響を及ぼすおそれがないと認める場合（第2項）

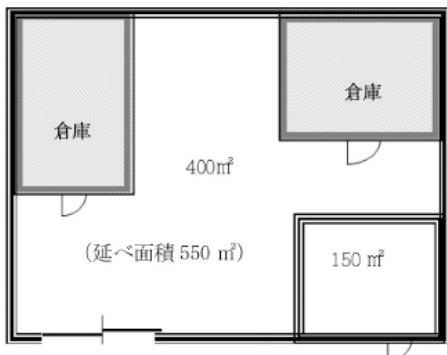
次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合は、標識の掲出を要しない。

- （1）可燃性発砲樹脂を使用した部分が、床面積 500 m<sup>2</sup>未満ごとに準耐火構造の壁及び床で区画（当該区画を形成する壁に設けられる開口部（室内に面する部分に限る。）には防火設備を設けることが望ましい。）されている場合（恒温倉庫、冷蔵・冷凍倉庫、その他温度を一定に保つことを目的とする室の部分がある場合を除く。）

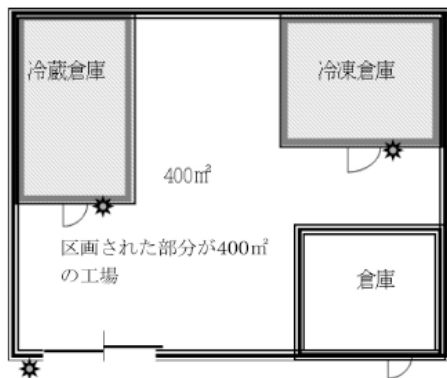
※ 防火対象物の延べ面積が 500 m<sup>2</sup>未満であるものは、区画されているものとみなす。



延べ面積が 550 m<sup>2</sup>であり、可燃性発砲樹脂を使用した部分が準耐火構造の壁等で区画されていないため、標識の掲出が必要である。



可燃性発砲樹脂を使用した部分を含め、準耐火構造の壁等で区画されており、かつ、500 m<sup>2</sup>未満であるため標識の掲出を免除できる。

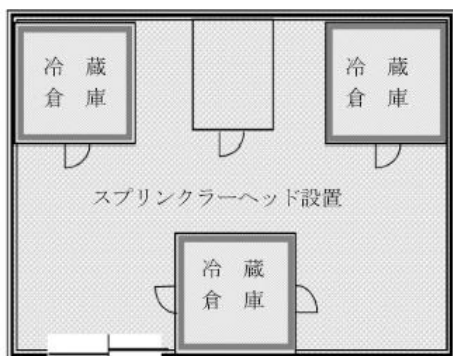


可燃性発泡樹脂を使用した1の区画の面積が500㎡未満であるが、冷蔵倉庫・冷凍倉庫があるため標識の掲出が必要である。

(2) 次の①から⑥までの自動消火設備（移動式及び局所放出方式のものを除く。）が可燃性発泡樹脂を使用した部分を有効範囲内に包含するよう設置されている場合

※ 冷蔵庫等については、冷蔵庫等の周囲（外壁側を除く）に、次の①から⑥までの自動消火設備が有効に設置されていれば、内部にヘッド等が設けられていない場合でも支障がないものとする。

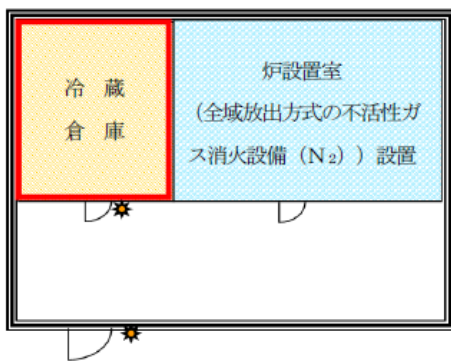
- ① スプリンクラー設備
- ② 水噴霧消火設備
- ③ 泡消火設備
- ④ 不活性ガス消火設備
- ⑤ ハロゲン化物消火設備
- ⑥ 粉末消火設備



スプリンクラー設備が外壁側を除き有効範囲に設置されているため標識の掲出を免除できる。



スプリンクラー設備は設置されているが、冷蔵倉庫を有効に包含していないため標識の掲出が必要である。



全域放出の不活性ガス消火設備は設置されているが、冷蔵倉庫の有効範囲に設置されていない面があるため標識の掲出が必要である。

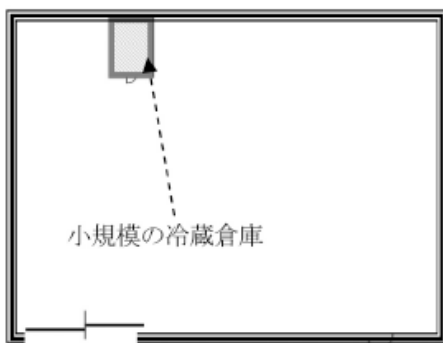
(3) 建基政令第 107 条の 2 に規定する性能（非耐力壁である間仕切壁の基準の例による。）を有する部材で可燃性発泡樹脂の室内に面する部分を覆い、当該部材が火災の際にも脱落しないよう措置した場合

当該規定で定める建基政令第 107 条の 2 に規定する性能を有する部材は、同条第 2 号に規定する 45 分の遮熱性能を有するものとし、次の①から④までに定めるいずれかの構造方法の例によること。

- ① 耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の構造方法を定める件（平成 12 年 5 月 26 日建設省告示第 1380 号）第 1 第 1 号口に規定する構造方法
- ② 準耐火構造の構造方法を定める件（平成 12 年 5 月 26 日建設省告示第 1358 号）第 1 第 1 号口に規定する構造方法
- ③ 耐火構造
- ④ 国土交通大臣の認定番号を取得している構造方法

## 045 \$\$ - \*\*\*\*  
 ア構造種別 イ時間 ウ部位 通算番号  
 ア 構造種別は耐火構造：F P 又は準耐火構造：Q F のいずれか  
 イ 時間は 45 以上  
 ウ 耐力壁（外壁）：B E 耐力壁（間仕切壁）：B P  
 非耐力壁（外壁）：N E 非耐力壁（間仕切壁）：N P  
 例 QF045NP-〇〇〇〇 QF045BP-〇〇〇〇

(4) 前 (1) から (3) の規定にかかわらず、防火対象物の位置、構造及び可燃性発泡樹脂の使用部分の床面積から判断し、火災の発生若しくは延焼のおそれが著しく少なく又は火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると消防署長が認める場合



冷蔵倉庫が小規模（おおむね 100 m<sup>2</sup>未満）である場合、標識の掲出を免除できる。

## 第 50 条の 10 の 2（高層建築物の安全管理）

### 【解釈及び運用】

本条は、建築物の高層化・大規模化など市民生活を取りまく環境の変化に対応し、防災設備の強化をするなど、市民生活のより一層の安全の確保を図る観点から、地上 11 階以上の階又は高さが 31m を超える階にスプリンクラー設備が設置されている防火対象物については、周囲が消防活動上有効な道路又は空地に面していない場合、下階にもスプリンクラーヘッドを設置することを規定したものである。

### 1 周囲が消防活動上有効な道路又はその保有する空地に面しているもの（第 1 項第 1 号）

建築物の外周のうち 3 面以上が、はしご車等の特殊車両が停車可能な以下に定める空地又は進入路に面しており、各階の外壁面において、当該壁面の長さ 10m 以下ごとに窓その他の開口部（規則第 5 条の 5 第 2 項の規定に適合するもの）が設けられている場合をいう。

#### (1) 空地

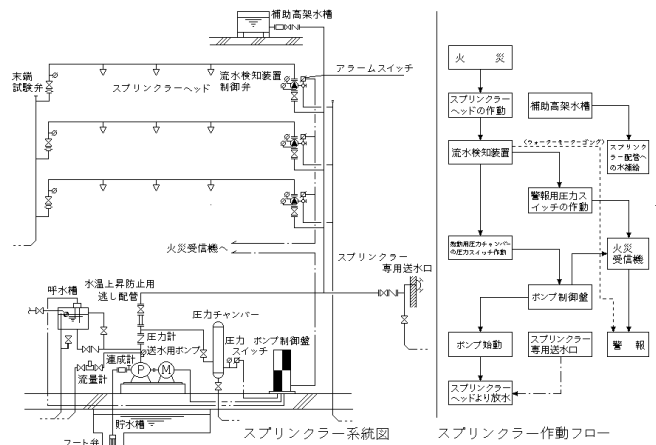
- ① 電線等の架空線によって架梯障害が生じないこと。
- ② 活動空地の面積は 6 m × 12m 以上とすること。
- ③ 活動空地の地盤勾配は、5 % 以下とすること。
- ④ 活動空地の適用荷重は T-25 荷重 (250 k N) とすること。
- ⑤ 活動空地の上地はアスファルト舗装又はセメントコンクリート舗装とし、マンホール蓋、側溝用グレーチング蓋等及び芝生等を含まないこと。

#### (2) 進入路

- ① 幅員は、4 m 以上とすること。
- ② 進入路の地盤勾配は、5 % 以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合において、消防車両の通行に支障がない措置をとる場合には、10% 以下とすることができる。
- ③ 進入路の適用荷重は T-25 荷重 (250 k N) とすること。
- ④ 道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）を準拠すること。

### 2 規定を準用する（第 3 項）

第 1 項に基づき 10 階以下又は高さ 31m 以下の階に設置するスプリンクラーヘッドの設置及び維持に関する技術上の基準は、政令等の基準を準用するほか、これに基づき設置される制御弁や自動警報装置などの関連機器等の設置及び維持に関する技術上の基準についても政令等の基準を準用する。なお、本条に基づき設置されるスプリンクラー設備については、法第 17 条の 3 の 2、法第 17 条の 3 の 3、法第 17 条の 14 等に準じて取り扱うものとする。



#### 第 50 条の 10 の 4（就寝施設の寝具類の防災）

##### 【解釈及び運用】

本条は、旅館、ホテル、病院、福祉施設等で使用する寝具類について、防災製品の使用を努めるよう規定したものである。

##### 1 寝具類

次に掲げるものとする。

- ① 側地類（ふとん側地、マットレス側地、敷布、ふとんカバー、毛布カバー、枕カバー等）
- ② 詰物類（寝具用中わた、プラスチック発泡体等）
- ③ ふとん類（ふとん、座ふとん、ベッドパッド、枕（陶製のもの及び籐製のものを除く。）マットレス等）
- ④ 毛布類（毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等）

##### 2 防災性能を有するもの

防災製品認定委員会が定めた基準に基づき日本防災協会が認定し、防災製品ラベルが貼付されたものをいう。

## 第7章の2 屋外催しに係る防火管理

### 第50条の10の5（指定催しの指定）

#### 【解釈及び運用】

多数の者が集合する催しにおいて、火気器具等の取扱いに関する規定を整備し、特に大規模な催しを主催する者に対しては、防火担当者の選任及び火災予防上必要な業務の計画作成等を義務付けることで、より安全・安心な催しが開催されることを目的としている。

#### 1 多数の者の集合する屋外での催し（第1項）

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものを指す。したがって、集合する範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会など、参加者相互に面識がある催し等）のように、社会的な広がりがなく、混雑が想定されない催しは対象外である。

#### 2 大規模なものとして消防長が別に定める要件（第1項）

「祭礼、縁日、花火大会その他の多数の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件」（平成26年7月23日消防告示第1号）に基づき、露店等の数が80以上のものである。なお、火気器具等を使っていない露店等についても、本告示に定める露店等の数に含まれるが、屋内の厨房部分については、露店等に含まれない。

### 第50条の10の6（屋外催しに係る防火管理）

#### 【解釈及び運用】

#### 1 防火担当者（第1項）

資格要件は特に定めていないが、指定催しにおいて火災予防上必要な業務を遂行するため、適切な指示等ができる立場の者を選任すること。なお、主催する団体の代表者が自ら防火担当者となることを妨げるものではない。

#### 2 露店、屋台その他これらに類するもの（第1項第3号）

祭礼、縁日等における露店、屋台、学園祭や各種団体等の模擬店、移動店舗を指す。

その他これらに類するものとは、来場者等に対して物品を販売する形態のほか、炊き出しや広報チラシの配布など物品等の無料提供を行うブース、展示を目的とした陳列、見世物、体験型のブース等も含まれる。

## 第9章 雑則

### 第50条の11（責務）

#### 【解釈及び運用】

本条は、市、事業者及び市民の基本的な防災責務を定めたものである。

#### 1 生活安全情報を収集し、及び調査する（第1項）

法第31条の火災の原因の調査に限らず、火災及びその他の災害、家庭内の環境や生活に関連する機器に起因して発生する災害及び事故等から市民生活の安全を守るための情報をいう。災害現場活動、火災原因調査を通じての情報収集のほか、通商、経済産業及び消費者保護行政を担当する行政機関と連絡を密にして情報の収集を行うとともに、条例第50条の13、第50条の14及び第51条に基づき、事業者その他あらゆる方面からの情報収集に努め、災害等の発生について調査することをいう。

#### 2 事業者（第2項）

神戸市内に事業所を有するもの及び神戸市域で事業活動を行う事業者をいう。

### 第50条の12（事業者の地域防災活動等）

#### 【解釈及び運用】

本条は、事業者が行う自主防災活動に参加すべきことを定めたものである。

#### 1 必要な活動

条例第50条の15から第50条の18に規定するものにかかる自主防災活動等を市民とともに行うことをいう。

#### 2 技術の提供等

事業者が有する地域防災活動に必要な技術と生活安全情報の提供をいう。

### 第50条の13（事業者による災害発生要因の排除及び消防隊への情報提供等）

#### 【解釈及び運用】

本条は、事業者の事業活動に伴い災害等の発生又はその原因が生じた場合、法令の規制するものはもちろんのこと、その他についても事業者が「必要な措置」をとるべきことを定めたものである。

#### 1 必要な措置（第1項）

市及び市民への迅速な情報提供、製品の改善、回収等を行うことをいう。なお、これらの措置が十分でないと認められる場合は、関係行政機関と協力し、事業者に対して「必要な措置」を講じるよう指導するものとする。

#### 2 速やかに消防隊にその情報を提供する（第2項）

緊急時の連絡先、対象物の構造、設備、収容物等の情報を事前に簡略な書面とすることが望ましい。

### 第50条の14（防災に係る事業者の市及び市民への情報提供義務）

#### 【解釈及び運用】

本条は、事業者が器具等の安全な使用方法及び構造等に起因して発生又はそのおそれのある災害及び人命危険の被害を事前にくい止め、又は最小限に止どめるために必要な情報を、自主的に、か

つ、迅速的確に提供することを規定したものである。

## 第 50 条の 16（生活の安全の確保）

### 【解釈及び運用】

第 1 項は、市民個々の責任に帰する火気管理、機器の使用管理及び避難管理等の責務を定めたものである。第 2 項は、火災等の災害時に要援護者を近隣の市民で救護する相互協力関係を推進するよう定めたものである。第 3 項は、要援護者の安全な就寝環境づくりを推進しようとするものである。

#### 1 住宅用防災警報器等、消火器その他の家庭用防災機器（第 1 項）

住宅用防災警報器、住宅用防災報知設備のほか、住宅用スプリンクラー、台所用簡易消火装置、避難器具等が該当する。

#### 2 寝具類は防災性能を有するもの（第 3 項）

法第 8 条の 3 第 1 項に規定する防災性能を有するものである。

## 第 50 条の 17（放火防止の環境づくり）

### 【解釈及び運用】

本条は、放火に対する市民の自衛手段について定めたものであるが、神戸市内の事業所についても本条により、市民とともに放火されない環境づくりに努めなければならないものである。また、本条は、個々の市民の責務でもあるが、条例第 50 条の 15 の市民が組織的に行う防災活動にも該当するものである。なお、市はこの放火されない環境づくりを推進するため、市民に放火の発生状況等必要な情報を積極的に提供するものである。

## 第9章 雑則

### 第51条（異常発熱器具等の通報）

#### 【解釈及び運用】

本条は、異常発熱器具等の通報義務を定めたもので、これに関する消防機関の情報収集手段の整理を図り、事業者に対する適切な指導及び市民に対する幅広い生活安全情報の提供を目的とするものである。通報義務対象の器具等は、熱源（発熱体を有するもの）に関係なく、電気、ガス、石油その他のエネルギー源を使用する全ての器具等とし、通報義務対象の事案は、火災の発生のおそれのあった事案及び酸欠事故、火傷、感電等の人命の危険の発生又はそのおそれがあった事案をいう。また、通報者は、地域を問わず、直接その事案を発見した者のみならず、伝聞等によりこれを知り得た者も含まれる。

#### 1 資料を提出（第2項）

安全な市民生活を確保するために、その根源となる要因の排除が必要となるため、神戸市域外の事業者に対しても適用される。

### 第51条の2（ガス等の漏えい、流出時の通報）

#### 【解釈及び運用】

本条は、法第23条の2において、ガス、火薬、危険物等の事故発生時の火災警戒区域の設定とその区域内における措置命令権が規定されているが、その早期かつ有効な初動をもって、市民の安全を確保するため「おそれの状態」のうちに通報を求めようとするものである。

### 第51条の4（消防訓練の届出）

#### 【解釈及び運用】

法第8条の2に規定する全体にわたって実施する消防訓練について、計画内容が法令の規定を充足しているか否かを確認するため、事前に届け出るよう定めたものである。なお、条規第12条第1項第5号に定める様式は、規則第3条第11項の規定に基づく訓練の実施に係る消防機関への通報用紙として使用することができる。

### 第51条の6（防火上必要な教育の報告）

#### 【解釈及び運用】

本条は、百貨店若しくはこれに類する物品販売業を営む店舗、展示場又は地下街について、条例第50条の4に基づき防火上必要な教育を行った結果を報告するよう定めたものである。なお、「これに類する物品販売業を営む店舗」とは、延べ面積が1,000㎡以上の小売店舗である。また、法第8条の2の2に基づき防火対象物の点検報告がなされている防火対象物は、本条に基づく報告を行わないことができる。

### 第51条の7（百貨店等の避難通路の届出）

#### 【解釈及び運用】

本条は、条例第46条に基づき主要避難通路を新たに設け、又は変更しようとする場合に、7日前までに届け出るよう定めたものである。なお、主要避難通路を変更する場合は、規模の大小にか

かわらず本条に基づく届出が必要である。

## 第 52 条（防火対象物の部分完成の届出等）

### 【解釈及び運用】

本条は、政令別表第一各項に掲げる防火対象物又はその部分を使用しようとする者に対し、その内容を事前に消防長に届け出することを義務付けるとともに、当該届出を受理した消防長の検査を義務付けることにより、当該防火対象物又はその部分を使用開始する当初から適法な状態を確保しようとするものである。

#### 1 届出義務者（第 1 項）

届出義務者は、原則、所有者、管理者、占有者であるが、新築であって工事管理が適切に行われている場合は、現場管理者等によることができる（第 2 項に基づく届出は除く。）。

#### 2 届出対象（第 2 項）

(1) 新築、増築、改築、移転、用途変更については、一般住宅（政令別表第一(16)項の防火対象物の部分にあるものを除く。）を除く全ての防火対象物が対象であるが、修繕、模様替えについては、それらの変更により、消防用設備等又は防火管理面で変更が生じる防火対象物のみ対象となる。

(2) 既存の防火対象物で新たに政令別表第一に掲げる(17)項に指定されたときは、届出対象となる。

## 第 53 条（火を使用する設備等の設置の届出）

### 【解釈及び運用】

本条は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災のおそれのある設備について、これを設置する場合にあらかじめ所轄消防署長へ届け出たうえで審査を受けることを規定したものである。本条の趣旨から、設置後に設備を一部変更等する場合についても、あらかじめ、その旨を改めて所轄消防署長に届け出たうえで審査を受けなければならない。

#### 1 個人が設けるものを除く（第 7 号の 2）

簡易サウナ設備の設置の届出について、「個人が設ける」とは「所有者本人が私生活の用に供するために設ける」ことを指すものであり、例えば、個人事業主が事業のために設置するものは届出が必要である。

## 第 54 条（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

### 【解釈及び運用】

本条は、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある行為の届出について規定したものである。行為自体に火災予防上の危険が存するものや、消防機関がそれを知らなければ、火災と誤認した一般市民からの通報によって消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱するおそれのあるものを対象としている。

#### 1 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催（第 1 項第 3 号）

本件は、政令別表第一各項に掲げる防火対象物又はその部分を、一時的に不特定多数の者が出入りする別の用途等として使用する場合や、政令別表第一各項に掲げる防火対象物又はその部分

以外の防火対象物若しくはその部分を、一時的に不特定多数の者が出入りする用途等として使用する場合等が対象となる。なお、劇場等において、可動椅子や立見席等を設置し、一時的に不特定多数の者が出入りするイベント等を開催する場合も本号の届出対象となる。

## 第 54 条の 2（指定洞道等の届出）

### 【解釈及び運用】

昭和 59 年 11 月に発生した東京世田谷電話局管内の地下ケーブル火災では、消火活動が困難であっただけでなく、世田谷区一帯の電話が不通となったほか、銀行等のオンライン網を切断する等、社会・経済に与えた影響は甚大であった。この火災を教訓として、消防機関があらかじめ消火活動上必要な事項を把握しておくとともに関係者に対し安全管理対策の指導を行うため規定したものである。

## 第 56 条（核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出）

### 【解釈及び運用】

従来は、法第 4 条の規定に基づく立入検査等によってこれらの物質の貯蔵取扱いの実態を把握していたところであるが、実際には、このような方法ではその一部の実態を把握するにすぎない実情にあったので、本条の規定により消防長の指定する全ての物質について、その実態を把握し、災害活動の効果的な対策を樹立すること目的としたものである。

### 1 業務として

条文にある物質そのものを貯蔵、取り扱う場合はもちろんであるが、その他の業において、その業務を行うため関連的に貯蔵、取り扱う場合も含まれる。

### 2 あらかじめ

貯蔵又は取扱いを開始しようとする前のことであり、何日前までというように具体的な日数を定めていないが、届出に伴う現場の実態把握等の必要性も生ずるところから、できるだけ早期に届け出されることが望ましい。

## 第 56 条の 2（消防用設備等の設置計画の届出）

### 【解釈及び運用】

本条は、建築物が新築工事等を行う前に、当該建築物の消防用設備等の設置計画を的確に把握するため、届出を義務づけたものである。

## 第 56 条の 3（消防用設備等の工事計画届出等）

### 【解釈及び運用】

本条は、甲種消防設備士の業務独占の対象とならない消防用設備等又はフード等用自動消火装置の設置に係る工事をしようとする者に対し、当該工事の計画段階において、その内容を事前に消防長に届け出ることを義務付けるとともに、当該届出を受理した消防機関が、届出の内容を審査し、適法な状態を確保することを目的として規定したものである。